

## 東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた 当面の取組方針

平成 23 年 5 月 20 日

平成 23 年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から、2 か月を経過しました。

被災された方々は、なお、多くの方が避難所生活を余儀なくされながらも、生活の再建に向け立ち上がっておられます。市町村や県はその支援のため最大限の努力を続けており、国も力の限りそれをお助けしているところです。今般、平成 23 年度補正予算、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等を成立させていただきました。これからも、さらに、被災地域のインフラの復旧、被災者の生活の平常化に向けて、尽力してまいります。

今回、政府として、本格的な復興の取組の段階に至るまでの、当面 3 か月程度の間に取り組んでいく施策をとりまとめました。これは、被災者の方、地方自治体や関係する方、さらに国民の皆様に、私たちの取組の今後の見込みを、ご理解いただくためです。これからも、こうした施策を着実に進め、被災者や市町村と県の取組を支援し、被災者の皆様の生活の平常化に向けて、努力を続けてまいります。

## ～目次～

<b><u>1. 避難所等の生活環境の向上</u></b>	…………… 3
(1) 避難所の解消	
(2) 避難所の生活環境の改善	
(3) 在宅被災者等への支援	
(4) 被災者・避難者への情報提供等	
<b><u>2. 居住の支援</u></b>	…………… 6
(1) 応急仮設住宅の建設等	
(2) 国家公務員宿舎・公営住宅の活用等	
(3) 二次避難者への対応	
<b><u>3. 保健・医療・福祉・教育等のサービスの確保</u></b>	…………… 8
(1) 保健・医療・福祉	
(2) 教育・子どもへの支援	
<b><u>4. がれき処理</u></b>	……………11
<b><u>5. 緊急災害防止対策</u></b>	……………12
(1) 河川対策	
(2) 海岸対策	
(3) 土砂災害対策	
(4) 地盤沈下・液状化対策等	
① 排水等	
② 液状化対策	
<b><u>6. ライフライン、交通網、農地・漁港等の復旧</u></b>	……………15
(1) ライフライン	
① 電力	
② ガス	
③ 燃料	
④ 水道	
⑤ 下水道等	
⑥ 工業用水道	
⑦ 通信	
⑧ 放送	
⑨ 郵便	
⑩ 金融	
⑪ 廃棄物処理施設	

- (2) 交通網の復旧
  - ① 道路
  - ② 鉄道
  - ③ 空港
  - ④ 港湾
  - ⑤ バス・離島航路・物流などの交通ネットワーク
- (3) 農地・漁港等の復旧
  - ① 農林業
  - ② 水産業
- (4) 復興に向けた手法の検討

**7. 生活の再建に向けて** .....22

- (1) 被災者生活支援金・災害弔慰金等・生活福祉資金貸付
- (2) 雇用の確保
- (3) 農林業
- (4) 水産業
- (5) 製造業・小売業
- (6) 建設業
- (7) 生活衛生関係営業
- (8) 地域金融の強化

**8. 被災者対策全般に係る事項** .....27

- (1) 中央防災会議での検討事項
- (2) 地域の安全と交通の円滑の確保
- (3) 被災地方公共団体への支援
- (4) 市町村への情報提供
- (5) 震災ボランティアの環境整備
- (6) 観光交流の活性化
- (7) 男女共同参画の推進等

**(参考)**

- 1. 概要** .....29
- 2. スケジュール** .....30

## 1. 避難所等の生活環境の向上

避難所に避難されている被災者及び在宅被災者の生活環境、特に、著しく厳しい環境となっている避難所を重点的に改善するため、県・市町村を支援する。

また、被災者の方々に必要な情報の提供をするとともに、各種生活相談を実施していく。

### (1) 避難所の解消

- ・ 避難者の数は、一時、全国で 468,653 人、岩手県、宮城県及び福島県の 3 県で 409,146 人であったが、現在は、それぞれ、110,313 人、86,860 人に減少している（5 月 18 日現在）。
- ・ また、避難所は、全国で 2,386 か所、3 県で 872 か所となっており（5 月 18 日現在）、特に、3 県においては最大 1,994 か所であったものが、大幅に減少している。
- ・ 応急仮設住宅、国家公務員宿舎・公営住宅等への二次避難は、20,753 戸となっている（5 月 16 日現在）。
- ・ 8 月中旬までには、仮設住宅等への入居を待つ方のために一部の避難所は残しつつ、避難所を解消することができるよう、仮設住宅を早期に建設するとともに、公営住宅や借上げた民間住宅等への二次避難を促進する。併せて、避難所を離れて、旅館・ホテル等に滞在する一時的移転も進める。
- ・ 遠隔地に二次避難する際には、コミュニティを維持したまま避難できるよう配慮することを、関係県・市町村に願います。

### (2) 避難所の生活環境の改善

- ・ 発災当初、避難所においては、食料を含む物資の不足が深刻であった。このため、本来、地方公共団体が行う物資の調達・配送を国が肩代わりし対応するなどの支援を講じ、物資不足は解消した。現在、被災地における物流、燃料の供給も回復してきている。
- ・ 避難所の生活環境については、本年 4 月上旬から全避難所に対する定期的な実態把握等を実施し、把握している（把握項目は「水道・電気・ガス・燃料」、「食事」、「下着と洗濯」、「プライバシーの確保」、「医師、看護師又は保健師の巡回等」、「薬」、「入浴」、「トイレ」、「ゴミ処理」の 9 項目）。物



資面での改善、水道・電気などのライフラインに関わるインフラの復旧に  
合わせて、避難所の生活環境も改善してきている。

- ・ 主な項目について、実態把握開始時と比較すると、「食事」については毎日温かいものが食べられる避難所が 60%から 73%に、「下着と洗濯」については下着の数が充足し洗濯もできる避難所が 53%から 66%に、「プライバシーの確保」については居場所がついたでしきられるなどある程度プライバシーが確保されている避難所が 26%から 47%に、「入浴」については週数回以上入浴可能な避難所（近隣施設での入浴を含む。）が 62%から 68%に、それぞれ改善してきている。
- ・ 地域的に見ると、沿岸部で避難所が多く開設されている地域に所在する避難所については、生活環境が引き続き厳しい状況にある。こうした避難所については、各県の避難所担当課と協力し、重点的な環境改善が可能となるよう、市町村を支援する。
- ・ 避難所での梅雨期の対策や、夏期の暑さへの対策に留意する。
- ・ 避難所の運営を支援する人員を確保するため、他の地方公共団体の職員を被災市町村に派遣する仕組みや、市町村等が被災者を雇用して避難所の環境を改善する取組の活用を促す。

### **（3）在宅被災者等への支援**

- ・ 在宅被災者のなかにも、厳しい生活環境にある方がおられるので、こうした環境の改善が可能となるよう、市町村の取組を支援する。
- ・ 二次避難者に対して、地元市町村からの情報提供を行っている。引き続き、二次避難者の居所の把握に努めるとともに、必要な情報の提供などについて、関係省庁・地元市町村・県と連携して取り組んでいく。

### **（4）被災者・避難者への情報提供等**

#### **① 情報提供**

- ・ 国は、これまで壁新聞、生活支援ハンドブック、生活再建・事業再建ハンドブック、ラジオ、地方紙、各省庁作成のパンフレットなどを通じ、被災者に必要な生活情報を提供してきた。県・市町村においても各種広報媒体を用いての情報提供が行われてきている。また、各種報道機関においても、情報提供に努めていただいている。

- ・ 引き続き、壁新聞、ハンドブック、パンフレット、インターネットサイト等を用い、在宅の方々を含め、適時適切に被災者・避難者向け生活情報の発信を行っていく。また、情報の伝達状況について、壁新聞のアンケート回収、パンフレット等の配布・設置管理者や特定の被災者への確認などにより適時把握する。

## ② 被災者への各種生活相談

- ・ 関係省庁等において、相談窓口やコールセンターを設置し、被災者の各種生活相談に応じてきているところであり、引き続き、被災者のニーズに対応した生活相談を行っていく。
- ・ 日本司法支援センター（法テラス）、日本弁護士連合会等が行っている法律相談等についての取組に期待するとともに、こうした団体の取組について、政府からの広報を行い、支援していく。

## 2. 居住の支援

応急仮設住宅の建設促進、国家公務員宿舎・公営住宅の活用等を進め、応急仮設住宅等への一刻も早い入居を支援する。

8月中旬までに大部分の避難所を解消し、応急仮設住宅等への希望者全員の入居を目指す。

その際、被災前からの、人のつながり（コミュニティの維持）を重視する。

### **(1) 応急仮設住宅の建設等**

- ・ 岩手、宮城、福島各県に対し、(社)住宅生産団体連合会の応急仮設住宅の生産能力を示した上で早期発注の取組を依頼してきたところ、各県の努力により、5月末時点で約3万戸が完成の見込み。
- ・ (社)住宅生産団体連合会に対して、6月以降3か月で3万戸の供給準備を要請。その結果、資材等の生産能力については現時点における必要戸数分を確保できる見込みであるが、用地の確保が遅れていることから、お盆の頃までの完成を目指し、各県に速やかに残りの用地を確保するよう強く要請するとともに、国土交通省や地方自治体、関係機関の職員を派遣するなど人的支援を行う。これらを通じて被災者の応急仮設住宅への一刻も早い入居を支援する。
- ・ 応急仮設住宅における高齢者や障害者の介護サービス等を確保するため、総合相談、デイサービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有するサポート拠点の設置や、バリアフリー化された福祉仮設住宅の設置を支援する。
- ・ また、住宅金融支援機構による補修資金等への融資を実施することにより、自宅の補修等による住宅確保を支援していく。

### **(2) 国家公務員宿舎・公営住宅の活用等**

#### **① 国家公務員宿舎・公営住宅等の活用**

- ・ 被災者を受け入れるため、国家公務員宿舎、地方公共団体の公営住宅等を50,000戸以上確保し、各都道府県等に対し情報の提供を行うとともに、被災者の受け入れ調整を進めてきている。都道府県・市町村等の協力を得て、入居済又は入居者決定戸数は、5月16日時点で9,632戸となっており、

引き続き、国家公務員宿舎・公営住宅等の活用に取り組んでいく。

## ② 民間賃貸住宅の活用

- ・ 民間賃貸住宅についても、公営住宅等と同様、都道府県が借り上げて被災者に提供する場合に、災害救助法に基づいて国庫負担を実施してきた。加えて、発災以降に被災者名義で契約したものであっても、都道府県の名義に置き換えた場合にも、同様に国庫負担の対象としたところ。5月15日現在、2,300戸で入居済み。
- ・ 不動産関係団体や民間企業の協力を得て、地元公共団体の意向を踏まえて、被災者向けに民間賃貸住宅の情報提供を紙媒体により実施している。
- ・ これらの施策を通じ、民間賃貸住宅への入居等を活用した、被災者の住居の確保を支援する。

## ③ 避難所からの一時的な旅館・ホテルへの移転

- ・ 避難所からの一時的な民間の旅館・ホテルへの移転について、引き続き、移動経費・宿泊費ともに無料であることを被災者に情報提供していくとともに、体験者の談話を紹介することなどを通じ、移転の利用を促していく。

## (3) 二次避難者への対応

- ・ 遠隔地に二次避難する際には、コミュニティを維持したまま避難することができるよう配慮することを関係県・市町村にお願いしていく。
- ・ 引き続き、二次避難者の居所の把握に努めるとともに、二次避難者への必要な情報の提供などについて、関係省庁・地元市町村・県と連携して取り組んでいく。

### 3. 保健・医療・福祉・教育等のサービスの確保

被災地における医療等のサービスの質・量を確保するため、被災地外からの応援、仮設施設の設置を行いつつ、施設の復旧を進める。

被災地の教育活動等の平常化に向け、学校施設等を復旧するとともに、児童生徒等の就学を支援する。

#### (1) 保健・医療・福祉

##### ① 応援体制の整備

- ・ これまで医師等の専門職の派遣等に取り組んできたが、引き続き、岩手県、宮城県及び福島県からの医師等の派遣要請を踏まえ、医療関係の全国団体と協力調整し、継続的な医療提供体制を確保する。
- ・ 被災地の大学病院においては、被災医療の拠点形成など、地域医療において果たすべき役割を推進するとともに、被災地以外の大学においても、薬剤や材料等の確保など、大学病院間の相互支援ネットワークを構築する。
- ・ 被災地域における介護サービスの提供に必要な人員を確保する観点から、雇用創出基金事業を活用するとともに、被災地に対する全国的な支援を継続する。

##### ② 巡回健康相談等

- ・ 被災者の二次的健康被害を未然に防止するため、保健師等が巡回して健康相談等を実施し、個別の健康ニーズ・状況の把握、感染症や熱中症の予防対策など、住民の健康管理を継続的に行う。
- ・ 心のケアチームの派遣を継続しつつ、被災地における精神保健医療体制を回復・充実させる。
- ・ 仮設住宅等における孤独死を防止するため、雇用創出基金事業の活用等により、地域社会における要援護者の見守り活動を行う。

##### ③ 施設の復旧等

- ・ 医療施設や社会福祉施設の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率の引上げ等が行われたことを踏まえ、被災した施設を速やかに復旧する。
- ・ 地域医療再生基金を活用して、医療施設の整備を進めるとともに、医療人

材の確保等にも取り組む。

- ・ 被災者への診療を確保するため、仮設診療所（薬局の併設を含む）、仮設歯科診療所及び歯科巡回診療車を整備する。
- ・ 被災した介護サービス事業者等の事業再開を支援すること等により、必要なサービスを確保する。

## （２）教育・子どもへの支援

### ① 学校施設等の復旧等

- ・ 教育活動等の早期の平常化に向け、学校施設・社会教育施設・研究施設・文化財等の災害復旧や耐震化を含む必要な措置を講じる。
- ・ 研究活動の早期再開に向け、被災研究者の他機関での受入れなどを支援していく。

### ② 児童・生徒等の就学支援等

- ・ 各都道府県教育委員会等に対し、被災児童生徒等の学校への受入れ、教科書の無償給与、就学援助等の弾力的な扱いを要請している。また、学校運営の本格復旧や児童生徒の心のケア等を行うため、被災県や被災した児童生徒等を受け入れた都道府県に対し教職員定数を加配するとともに、被災した児童生徒等の就学支援やスクールカウンセラーの緊急派遣のための措置を講じる。
- ・ 被災児童・生徒等への支援の充実のための「子どもの学び支援ポータルサイト」を継続する。また、被災地の学校等へのスポーツ選手、芸術家等の派遣やスポーツ教室・文化公演等の開催を検討していく。
- ・ 被災した学生・生徒への就学機会の確保のため、授業料等減免の支援等を実施するとともに、緊急採用奨学金の貸与人員枠を拡充する。また、震災により帰国した留学生等も含め、さらに多くの優秀な留学生に日本で学んでもらうための施策に取り組んでいく。今後、学習支援など子どもたちのケアに関するボランティア活動支援のための仕組みづくりを検討していく。

### ③ 両親を亡くした子ども等への支援

- ・ 両親を亡くした又は両親が行方不明の子どもについては、児童相談所を

中心に、できる限り親族による引き受けを調整する。その際、親族里親等の制度を活用した経済的支援を行う。

- ・ また、被災した子どもについて、心のケア等の相談援助を行う。

## 4. がれき処理

マイナスの状態から、まっさらな状態（ゼロ）に戻すべく、生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物を本年 8 月末を目途に概ね撤去する。

- ・ 今般の震災においては、地震や津波によって膨大な量のがれき等の災害廃棄物が発生しており、これらの円滑かつ迅速な処理を進めていくことが必要。
- ・ このため、東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業については、国庫補助率を嵩上げし、また、地方負担分についても、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村の地方負担分の全額を災害対策債により対処し、その元利償還金の 100%について交付税措置することとした。
- ・ また国では、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、災害廃棄物の処理に関する推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等を示した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」をまとめた。
- ・ 生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）については、被災者の方々の日常生活を取り戻すため、優先的にその処理に取り組む必要があり、本年 8 月末を目途に概ね撤去する。
- ・ また、岩手県、宮城県及び福島県においては、具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。
- ・ また、今回の震災で発生した膨大な廃棄物の処理のために、広域的な処理体制を確保する必要があることから、被災自治体のニーズを把握するとともに、全国の自治体や関係業界団体に対して協力要請を行ったところ。更に、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理の推進のために、効率的な輸送体制の確保を含め、県を越えた全国規模の広域的な処理体制を整備する。
- ・ 災害廃棄物の適切な分別により、木くず、コンクリートくず等の有効活用を推進する。



## **5. 緊急災害防止対策**

梅雨期前までの堤防の保全措置、高潮位までの締切等の応急復旧、台風期までの応急補強等、二次災害対策に万全を期す。津波・地盤沈下により湛水した地域の排水や液状化対策を進める。

### **(1) 河川対策**

- ・ 二次災害発生を防ぐべく、盛土による堤防の高さと幅の確保や雨水浸透防止のためのシート張り等による応急対策を実施する。特に、堤防決壊や大規模崩壊など堤防機能を著しく損なっている箇所については、鋼矢板等を用いた仮堤防築造及び盛土等による堤防の応急対策を実施する。これらは梅雨期(6～7月頃)までに完了予定。なお、応急対策箇所は、台風期以降(10月頃以降)に本格復旧を実施予定。
- ・ このほか、被災地域における緊急的措置として、梅雨期までに氾濫注意水位、避難判断水位等の基準水位を見直すとともに、これらの情報提供に努める。

### **(2) 海岸対策**

- ・ 防潮堤や護岸等の海岸保全施設が被災し、背後地の二次災害が懸念されていることから、高潮の侵入防止、内陸部の排水対策の促進を目的として、まず梅雨期までに盛土等により高潮位までの締切を実施し、さらに台風期までに現地発生材等を活用して補強を行う応急措置を講じる。
- ・ 防潮堤等の海岸保全施設の復旧については、関係省庁が連携し、今次津波の外力や被災状況の分析をふまえ、復旧に関する基本的な考え方を示す。
- ・ 津波・高潮などの潮害、風害、飛砂等による後背地の二次災害防止対策として、治山事業等により、樹木の植栽等海岸部の保安林の再生を図る。
- ・ また、海岸防災林の復旧方法等を検討していく。

### **(3) 土砂災害対策**

- ・ 震度5強以上を観測した都県では、梅雨期までに土砂災害危険箇所の点検等を行い、地震で崩壊等が発生した箇所において、緊急的に砂防堰堤等の整備に着手する。更に、台風期までに新たな崩壊等の恐れのある箇所において、砂防堰堤等の整備に着手する。加えて、都県と気象台が連携して、

土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用し、早めの避難を呼びかけているほか、梅雨期前までに雨量計等の応急復旧を行い、台風期までに臨時観測点を設置するなど、復旧及び観測強化に着手する。

- ・ 林地崩壊箇所対策として、二次災害防止等の対策が必要な林地崩壊箇所等について、治山事業等により治山堰堤、防護柵の設置等を実施していく。
- ・ 被災した造成宅地について、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業等の実施など、必要な検討をしていく。

#### (4) 地盤沈下・液状化対策等

##### ① 排水等

- ・ 津波・地盤沈下により湛水した沿岸低平地については、湛水が捜索活動や施設の復旧活動の障害となっており、全国から排水ポンプ車を投入し、早期の湛水解消に向け排水を進めている。また、地盤沈下等により安全度が低下している地域について、関係省庁が連携して二次災害防止対策等を実施していく。
- ・ 津波により湛水した農地等や、排水不能となった排水機場等に災害応急用ポンプ等を配備して、排水対策を行っていく。さらに、降雨に伴う洪水被害防止や作付けに伴う排水量の増加に備えた排水ポンプの配備など、排水支援を強化していく。
- ・ 地元自治体の復興に向けた取組を支援するため、津波による被災地においては、地盤沈下の状況も含めた市街地の被災状況の調査・分析を行い、地元自治体の復興計画の策定作業において活用されるよう必要な検討を行う。

##### ② 液状化対策

- ・ 河川堤防、道路、港湾等の公共土木施設及び農地・農業用施設において液状化が発生していることから、応急復旧等を実施している。また、円滑な災害復旧を図るため、緊急災害対策派遣隊の派遣や、事前打ち合わせ等を通じた技術的支援も行っている。今後とも、早期復旧に向け、災害復旧事業等において適切に対処していく。
- ・ 液状化の被害実態把握や発生メカニズムの確認等を行い、各公共土木施設の復旧に向けて共通する知見をとりまとめ、各公共土木施設の液状化対

策の検討につなげる。

- ・ 住宅被害に関しては、リ災証明書発行の前提となる住家の被害認定について、今回の東日本大震災の地盤の液状化による住宅被害の実態を踏まえ、その調査・判定方法の見直しを行った。なお、宅地のみ被害が生じた場合を含め、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等を活用して、自宅の再建・補修等を支援していく。
- ・ 液状化に伴う地盤沈下への対応として、面的な地盤強化の方策について、技術的知見に基づく宅地の造成等に際しての基準のあり方を含め、必要な検討をしていく。

## 6. ライフライン、交通網、農地・漁港等の復旧

社会生活や企業活動の基盤となるライフライン・交通網等のインフラにつき、家屋流出等地域のインフラの早期復旧に向けて、引き続き力を注ぐ。

農地・漁港等の復旧を進めるとともに、全ての浸水地域を対象とした被災状況等の調査分析を行い、地元自治体の取組の支援を行う。

### (1) ライフライン

#### ① 電力

- ・ 東北3県において震災当初に約274万戸の停電が発生したが、5月13日現在、家屋流出等地域(約7万8千戸)、家主不在で送電を保留している家屋(約1万4千戸)、福島県内の立入制限区域(約3万1千戸)を除いて、約3千戸が停電中。(東北電力が復旧作業に着手できる地域の停電のうち、約3千戸は5月31日までに、約5百戸は6月20日までに復旧見込み)
- ・ 家屋流出等地域については、地域の復旧状況に合わせて、東北電力が地元自治体等ともよく相談しながら、安全作業に留意しつつ復旧作業を進めるよう、東北電力と連携して取り組んでいく。

#### ② ガス

- ・ 都市ガスについては、東北3県において震災当初に約42万戸が供給停止となったが、5月3日までに家屋流出等地域を除いた約36万戸が復旧済。LPガスについても、当初約166万戸が供給停止となったが、5月12日現在、家屋流出等地域を除いて供給可能である。
- ・ 今後、家屋流出等地域のガス及びLPガス関連設備の復旧を23年度補正予算により支援するとともに、ガス事業者が地元自治体とも連携し、安全作業に留意しつつ迅速なガス供給が行えるよう取り組んでいく。
- ・ 仮設住宅へのLPガス供給については、各県から要請のあった6万8千戸以上に対し、LPガスボンベ等を供給できることを確認済みであるが、給湯器の供給についても、在庫を確保し、生産体制を確立していく。

#### ③ 燃料

- ・ 震災により一部供給不足が深刻化した石油供給については、物流機能の

回復や被災SSの仮復旧といった緊急措置により、5月13日現在、東北地方における9割以上のSSが稼働可能になる等、概ね正常化している。他方、甚大な被害を受けた油槽所、SSの早期復旧等のため、23年度補正予算により支援措置を講じている。

- ・ 今後、製油所から油槽所、SSに至る石油サプライチェーンの各段階において、石油供給拠点の災害対応能力等を抜本的に強化するとともに、政府、地方自治体、事業者等の連携の下、緊急時に石油を円滑に供給する体制を整備・強化していく。

#### ④ 水道

- ・ 水道については、12県の水道事業等で断水が発生し、当初は全国432の水道事業者から最大時で355台の給水車を派遣して応急給水を行っていたが、5月11日までに222万戸が復旧し、断水戸数は3県で約7万戸まで減少した。今後、水道の復旧事業に係る国庫補助率の嵩上げ等が行われたことを踏まえ、その速やかな復旧を進めていく。

#### ⑤ 下水道等

- ・ 5月12日現在、沿岸部にある下水処理場19か所が津波等の影響で稼働停止。うち、市街地等から汚水の流入のある10か所では、簡易処理による応急対応を実施しつつ、順次本復旧に着手する。本復旧までの間、簡易処理を段階的にレベルアップしていく。
- ・ 下水管渠については、目視調査で確認されている被害延長は約926km。破損箇所については、仮配管や仮設ポンプ設置等による応急対応を実施しつつ、順次本復旧に着手する。
- ・ 津波等の影響で雨水ポンプ場27か所が稼働停止。梅雨期を目途に仮設ポンプの設置等による応急対策を進め、その後順次本復旧に着手する。
- ・ 集落排水については、岩手県や宮城県など11県、434地区が被災した。被災した市町村へは、各地方農政局等において災害復旧等に関する技術相談を受けるなどの支援を行っている。被災した施設については、簡易処理による応急対応を実施しつつ、今後もこれらの取組を継続するとともに、査定前着工を活用しながら、順次本復旧に着手する。

## ⑥ 工業用水道

- ・ 工業用水道については、13 都県で 44 事業が被災し、給水停止となった。被災事業者は、他事業者からの応援職員の派遣等の協力を得ながら仮復旧作業を行い、5 月 12 日までに 42 事業で給水を再開した（一部再開を含む）。工業用水の安定供給を確保するため、早期に施設の仮復旧及び本格復旧を支援する必要があることから、23 年度補正予算及び東日本大震災財政援助特別法によって講じた施設復旧に対する財政措置を踏まえ復旧を進めていく。

## ⑦ 通信

- ・ 震災当初は、ピーク時において、N T T の固定電話では約 100 万回線、携帯電話では 4 社合計で約 14,800 基地局がサービスを停止したが、4 月末までに、N T T 固定電話の交換局、携帯電話の通話エリアは、一部地域を除き、復旧した（5 月 12 日現在、停止は固定電話が約 1.2 万回線、携帯電話基地局が約 500 局にまで減少）。
- ・ N T T 交換局と利用者宅間の通信回線が切断等しているところもあり、地域の復旧状況に合わせて、通信事業者が地方公共団体等とも連携し、順次対応していく。
- ・ 避難指示を受け標準電波の送信を停止した（独）情報通信研究機構（N I C T）の標準電波送信所（田村市）は、その後、現地で作業を行い、送信を再開。当面は、天候の状況に応じて送信・停止を断続的に実施（5 月 13 日現在送信中）。今後、8 月末に遠隔による継続的な運用が可能となるよう、N I C T による取組を支援していく。

## ⑧ 放送

- ・ 震災当初は、テレビ中継局が 120 か所停波したが、5 月 12 日現在、3 か所にまで減少した（カバーする世帯数は少数であるため、放送の広範囲にわたる影響はない）。
- ・ 損壊した共同受信施設等の復旧に対する補助、被災地等への地デジチューナー等の無償給付を行い、被災した地域における地上デジタル放送への移行を支援していく。なお、被災が大きかった東北 3 県に関しては、地方公共団体や自治会等の関係者の協力によるデジタル放送への円滑な移行の

ための住民への働きかけが困難となっていることを踏まえ、本年7月24日に予定されていたアナログ放送の停波を最大で一年以内の一定期間延期することとしている（法案を5月10日に国会提出）。

- ・ ケーブルテレビの中長期的な設備の復旧支援については、地方公共団体の復興に関する計画等を踏まえて検討していく。

#### ⑨ 郵便

- ・ 東北3県において、震災当初は全301エリア中44エリアで郵便・ゆうパックの配達業務を実施できない状況にあったが、5月12日現在、福島第一原子力発電所事故周辺の避難区域（原発20km圏内等6エリア）を除く全ての地域で集荷・配達を実施している。
- ・ 津波等により倒壊した支店は、代替施設等を利用することにより業務を再開しているが、局舎、郵便ポストの復旧については地方公共団体の復興に関する計画等を踏まえて検討していくこととしており、復旧に向けた取組を支援していく。

#### ⑩ 金融

- ・ 東北6県及び茨城県に本店のある金融機関の営業店約2,700について、震災直後の3月14日時点では約280が閉鎖していたが、5月12日時点では閉鎖店舗数は91まで減少している。また、一部金融機関においては、他店舗や役場等に設置した臨時窓口での対応に努めている。今後とも、営業店復旧に向けた金融機関の取組を促していく。

#### ⑪ 廃棄物処理施設

- ・ 5月12日現在、岩手県、宮城県及び福島県内の焼却施設79施設のうち11施設が、また、青森県、岩手県、宮城県及び福島県内のし尿処理施設67施設のうち11施設が、地震・津波の影響で稼働を停止している。これらの施設について、復旧に向けて破損箇所の修繕等を進めていく。
- ・ 災害により被害を受けた市町村の廃棄物処理施設については、補助率の嵩上げ等の措置が行われたことを踏まえ、その速やかな復旧を図る。

## (2) 交通網の復旧

### ① 道路

- ・ 高速道路においては、4月1日までに応急復旧が完了し、順次本復旧に着手している。直轄国道においては、4月10日までに迂回路利用を含め応急復旧が完了しており、今後は、国道45号について仮橋の設置等により9月中を目途に広域迂回の解消を図るとともに、片側交互通行の解消等、順次本復旧に着手する。また、都道府県道、市町村道における被災状況の把握に努めるとともに、今後の支援に向け準備を進める。

### ② 鉄道

- ・ 地震当初、多くの鉄道路線で運休となったが、東北新幹線（4月29日全線復旧済）、東北線（4月21日全線復旧済）等の路線で順次運転を再開した。残る被災鉄道路線についても、できる限り早期の復旧を目指し、復旧に必要な支援を検討する。
- ・ なお、被災鉄道のうち、津波により壊滅的な被害を受けた沿岸部の鉄道の復旧については、被災状況調査の支援を行うとともに、まちづくりの構想等も踏まえ、市街地の再建等と一体となって取り組む。

### ③ 空港

- ・ 空港については、仙台空港が大きな被害を受けていたが、当面必要な施設の準備が整ったことから、4月13日より、民航機の就航が再開した。
- ・ 震災により被害を受けた各施設（基本施設・航空保安施設等）の早期の復旧を目指すとともに、同様に大きな被害を受けた空港旅客ターミナルビルに対し無利子貸付による支援を行う。
- ・ なお、空港アクセス鉄道についても、できる限り早期の復旧を目指しており、全線復旧に向け、必要な支援を検討する。

### ④ 港湾

- ・ 震災直後には、八戸港から鹿島港に至る11の国際拠点港湾及び重要港湾が利用不可能となったが、4月25日現在で全ての港湾で、制限付きではあるが一部の岸壁が利用可能になっている。
- ・ 今後は、港湾における災害廃棄物の除去、埋立資材としてののがれきの受



け入れ、放射性物質流出による我が国港湾への入出港に対する影響への対応を行いつつ、産業の復旧のスケジュールに合わせた港湾の早期復旧に取り組む。

#### ⑤ バス・離島航路・物流などの交通ネットワーク

- ・ 被災地域の交通ネットワークの復旧に当たっては、被災地域の復旧状況に伴い日々変化するニーズへの柔軟・弾力的な対応が必要。今後、仮設住宅の整備や離島のインフラ復旧等に対応した生活交通の確保や産業の復旧に向けた物流サービスの展開のため、地方公共団体や交通・物流事業者等の被災状況も踏まえ、既存支援制度の弾力的な運用、中小企業対策等必要な支援に取り組む。

### (3) 農地・漁港等の復旧

#### ① 農林業

- ・ 被災した農地・農業用施設については、二次災害の防止と今期の営農に間に合う地区の復旧を中心に迅速に対応しており、査定前着工を活用し、692地区で復旧工事を進めている。さらに、来期の営農に間に合うよう、農家の意向を踏まえて対応する。
- ・ 津波により壊滅的な被害を受けた地域においては、「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」に基づき、国等が緊急的に災害復旧及び除塩等を円滑に実施する。
- ・ 同様に、被災した治山・林道施設、共同利用の農産物倉庫・処理加工施設や木材加工流通施設等の復旧、農業機械の確保や生産資材購入を支援する。
- ・ 甚大な被害を受けた卸売市場施設については、東日本大震災財政援助特別法により国庫補助の特例を設け、災害復旧に取り組む。

#### ② 水産業

- ・ 漁港、漁場、海岸及び加工施設等の水産業共同利用施設、養殖施設等が甚大な被害を受け壊滅状態にあることから、これらの復旧を早急に行う。漁港等の水産関係施設や周辺漁場等の被災状況を把握し、被災した漁港施設等について、激甚災害法の適用等による、がれきの撤去を含む災害復旧

事業を着実に推進する。同様に、被災した漁協等が所有する加工施設等の水産業共同利用施設の復旧のほか、養殖施設、種苗生産施設の復旧、共同利用施設の機器等の整備を行う。また、漁場のがれきの回収処理等を実施する。

#### **(4) 復興に向けた手法の検討**

- ・ 津波被災市街地の復興に向けた地元自治体の取組を支援するため、全ての浸水地域を対象とした被災状況等の調査・分析を行い、その成果を地方公共団体に早期に提供するとともに、被災都市の特性や地元の意向等に応じて想定される復興パターンを分析することで、必要となる復興手法や政策課題に対応したガイドラインの提示につなげる。

## 7. 生活の再建に向けて

復旧事業等による雇用創出や新たな就職に向けた支援策を講じるとともに、被災企業等の雇用維持の取組に対する支援、企業の営業再開に向けての支援等を行い、地域経済の復興に向けた足掛かりを作る。

### (1) 被災者生活支援金・災害弔慰金等・生活福祉資金貸付

- ・ 被災者生活再建支援金について、今回の災害では未だ住宅被害の全容が明らかではないものの、被災者に安心してもらうため、23年度補正予算で520億円を盛り込み、4月28日より各市町村で支給を開始した。り災証明書に代わる簡便な被害確認方法を導入するほか、事務処理体制を強化し、被災者に支援金をできるだけ早く支給する。
- ・ 今回の災害により亡くなられたり重度の障害を受けた方に関して、災害弔慰金又は災害障害見舞金を早期に支給するとともに、被災者に災害援護資金の特例貸付を実施する。
- ・ 生活福祉資金貸付について、一定所得以下の被災世帯に対して、しばらくの間の生活費や転居費など、生活の再建を支援する生活復興支援資金の貸付を行う特例措置を実施する。

### (2) 雇用の確保

#### ① 復旧事業等による確実な雇用創出

- ・ 復旧事業を中心に「地元優先雇用の取組」を進めていくことにより、被災した方々の就労の場を確保する。
- ・ 実施要件の緩和と基金の積み増しを行った雇用創出基金事業について、都道府県や市町村による直接雇用、または、企業やNPO等への委託による雇用により、避難所・仮設住宅での高齢者や子どもの見守り、農産物や観光地のPR等で、被災された方々の雇用機会を創出する。

#### ② 被災した方々の新たな就職に向けた支援

- ・ 『「日本はひとつ」しごと協議会』を中心に、自治体や関係団体が連携して生活支援から効果的な就労支援までを一体的に実施する。また、ハローワークなどによる避難所におけるきめ細かな出張相談を行うとともに、ハ

ローワークの全国ネットワークを活用することにより、被災者対象求人の確保を図り、地元や避難先における就労を支援する。

- ・ 雇入れ助成（被災者雇用開発助成金）などにより、被災した方々の雇用を促進する。併せて、職業転換給付金を活用する等して、地元以外での就職を希望する被災者への支援を行う。また、被災した方々を対象として建設関連分野をはじめとした公的な職業訓練を機動的に拡充・実施するとともに、訓練期間中の生活支援としての給付を支給する。
- ・ 被災学生等のための専用求人の開拓や新卒者の内定取消の防止、被災学生等を積極的に採用する企業による面接会の開催、被災地域における学卒者の職業訓練の受講料の免除など、被災学生等への支援を強化する。また、関係省庁が連携し、関係機関の協力を得て東日本大震災で被災された学生・生徒等への、首都圏で就職活動するための宿泊施設の無償提供や、日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与期間延長を実施する。
- ・ 被災者向けの合同企業説明会を開催するとともに、業界団体や中小企業団体に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘していく。
- ・ 未内定者等と中小企業をマッチングするドリームマッチプロジェクトにおいて、被災地域の学生に配慮し選考日や入社日等について柔軟な対応が可能な地元企業の求人情報の検索を行えるようにするなど、被災地域の未内定者等と中小企業のマッチングを支援する。
- ・ 新卒者就職応援プロジェクト（インターンシップ事業）の参画企業の中で、被災地域の新卒者等を雇用する意欲のある企業を発掘し公表していく。また、同事業において、被災地域の新卒者等の状況に応じて実習参加時間を短くする等、柔軟に対応していく。

### ③ 被災した方々の生活の安定

- ・ 雇用調整助成金について、これまでの支給日数にかかわらず、支給限度日数を最大 300 日とすることや被保険者期間 6 か月未満の被保険者も助成対象とするといった特例措置等により、被災企業等の雇用維持への取組を支援する。
- ・ 震災により休業や一時的な離職を余儀なくされた方に対して、失業手当の給付を行う特例措置を講じ、その給付日数について、現行の個別延長給付（原則 60 日分）に加え、更に 60 日分延長し、生活の安定を図る。

### (3) 農林業

- ・ 被災農家が災害復旧事業の作業員として積極的に雇用されるようにしていくことや、被災農家が他の農山漁村に移転し、耕作放棄地を利用して農業に従事する場合にも支援を行うこと等により、被災農家の営農意欲を維持していく。また、農作物の作付が困難な地域において、営農再開に向けた復旧作業を共同で行う場合に支援を行う。
- ・ 日本政策金融公庫等による災害復旧関係資金について、無担保・無保証人で一定期間実質無利子での貸付を措置するとともに、貸付限度額・償還期限・据置期間の延長等を行い、金融面から経営再開を支援する。被災食品製造業者・販売業者等に対して、立ち直りを支援するために措置した長期・低利の融資制度を活用して支援を行っていく。
- ・ 応急仮設住宅の建設等に必要な資材が安定的に供給されるようにするため、早期に稼働可能な合板工場等の復旧・整備等を支援する。

### (4) 水産業

- ・ 幅広い地域で水産関係に壊滅的被害が生じたことから、早急な経営再建を目指し、漁業継続の意欲のある漁業者が自ら行う、がれきの回収処理等の取組や漁業協同組合等が行う漁船・定置網の漁具の導入を支援する。
- ・ また、漁船保険の再保険金及び漁業共済の保険金の支払に充てるための特別会計への繰り入れの実施や、被災した地域の漁船保険組合の保険金及び漁業共済組合の共済金の支払財源を補助する。
- ・ 漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金の貸付金利を実質無利子化するとともに、無担保・無保証人融資が可能となる融資制度の構築や保証制度の拡充を行い、漁業の再開等を金融面から支援する。
- ・ 水産加工業の早期事業再開や再建に向け、中小企業等に対する震災関連支援策を積極的に活用していく。

### (5) 製造業・小売業

#### ① 中小企業

- ・ 震災直後に、金融機関に対し、既存の債務の返済猶予などの貸付条件変更により柔軟に対応するよう要請するとともに、信用保証協会による災害関係保証や、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫による長期・低利の災害復

旧貸付を実施してきた。また、23年度補正予算を活用して、金利の引き下げや貸付・据置期間の長期化、限度額の拡充、保証枠の倍増等を実施し、金融面から経営再開を支援する。

- ・ 被災した商店街に対しては、施設補修や障害物除去に関する資金支援を実施していく。また、被災した中小企業の工場等の施設復旧のための資金・人材面での支援や被災地での貸店舗・貸工場等の整備等につき、地方公共団体と連携し、実施していく。
- ・ 支援策をまとめた広報資料を広く配布してきたところであるが、引き続き支援策を周知し、また、専門家による「中小企業電話相談ナビダイヤル」を活用し、経営再開を支援する。

## ② 中堅・大企業

- ・ 被災した企業等に対し、商工組合中央金庫・日本政策投資銀行による危機対応融資の拡充、信用力の補完（損害担保）、産活法認定企業に対する出資の円滑化等を行う。
- ・ 駐車場等の敷地を使用する場合や当分の間営業時間を延長する場合等には大規模小売店舗立地法の届出は不要と通知したところであり、これにより、商業流通を通じた被災地の物資ニーズを充足していく。

## （6）建設業

- ・ 被災地域における公共工事について前払金の割合を引き上げる等の特例を設けたところであり、その適切な運用による工事代金の早期支払を実施する。また、被災企業を対象に開設したホットラインを活用して、適切な相談に応じる。
- ・ 今後、元請融資制度・下請保証制度について制度拡充を図るなど、建設機械が毀損・流失したことも踏まえつつ、復興を円滑に進めるために必要な支援を検討する。

## （7）生活衛生関係営業

- ・ 被災した生活衛生関係営業者に対して日本政策金融公庫の低利融資を行うとともに、仮設店舗の斡旋を行う。また、被災した理容師・美容師が避難所又は応急仮設住宅で暮らす被災者を訪問して理容・美容を行えるよう

にするなど、事業の再開等を金融面・制度面から支援する。

#### **(8) 地域金融の強化**

- ・ 国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化し、厳しい状況にある地域経済や中小企業を支援する枠組みである金融機能強化法について、適用要件に係る震災の特例を設けるなどの法改正を検討する。金融機関が経営判断として資本増強が適当と判断する際は、同法の活用の積極的な検討を促すことなどを含め、金融面からの地域経済下支えに万全を期す。

## **8. 被災者対策全般に係る事項**

### **(1) 中央防災会議での検討事項**

- ・ 中央防災会議に専門調査会を設置し、今回の地震・津波被害の把握・分析、今後の地震動推定・被害想定のあるあり方、今後の地震・津波対策の方向性について、検討する。

### **(2) 地域の安全と交通の円滑の確保**

- ・ 被災地ならではの手口の犯罪や震災に便乗した犯罪の発生が、治安に対する不安を高めている。また、今後の復旧・復興に伴い増大する交通量に対応していく必要がある。
- ・ そのため、被災地への応援部隊派遣による警察力の強化や被災した警察施設、交通安全施設等の復旧により、パトロールや犯罪取締りの強化、交通の安全と円滑の確保に取り組む。

### **(3) 被災地方公共団体への支援**

- ・ 各府省の独自のルートによる派遣に加え、国家公務員の派遣に係る支援の枠組みの整備や職員の派遣を行うとともに、全国知事会・市長会・町村会のシステムなどによる地方公務員の派遣について支援・協力を依頼し、被災地方公共団体のニーズに合う形で人的支援を行っていく。
- ・ また、市町村の行政機能を応急復旧するため、23年度補正予算により、市町村の仮庁舎の建設及び被災者支援に必要な情報システムの復旧等を支援していく。
- ・ 「市町村行政機能サポート窓口」において、引き続き各種相談に応じていく。
- ・ 避難した被災者から避難先の市町村に提供された避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村に提供し、避難者への情報提供等を行う「全国避難者情報システム」を構築し、5月18日現在、一部の被災団体（5団体）を除く、1,742市町村において、避難されている方からの情報提供を受付中であり、今後も避難者の所在地の把握に努めていく。



#### **(4) 市町村への情報提供**

- ・ 被災者支援のために講じられた、各種制度の運用に係る弾力的措置、制度改正等については、県・市町村に問い合わせ先一覧を含めて提供し、また、特別措置等の解説集を作成して説明を行ってきているところ。
- ・ 23年度補正予算が成立し、また、東日本大震災財政援助特別法によって財政的支援措置が講じられたことを受け、引き続き、これらの施策の内容等について、県・市町村への情報提供に努めていく。

#### **(5) 震災ボランティアの環境整備**

- ・ 自発的な意欲をもって被災者や被災地のために活躍する震災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるための環境を整備していく。具体的には、民間とも連携し、各地の災害ボランティアセンターの体制強化のために必要な調整を行うとともに、各地の災害ボランティアの受入れ状況、申込み先、注意事項等について、最新の情報をインターネット等により発信する。

#### **(6) 観光交流の活性化**

- ・ 被災地の観光施設や旅館・ホテル等の営業の平常化に向け、中小企業等に対する震災関連支援策の積極的な活用を図っていく。また、自粛の風潮や風評被害を受け、旅行需要が被災地のみならず全国的に減少しているため、官民一体となった旅行振興キャンペーン等の国内旅行の活性化策、ビジット・ジャパン事業による海外への正確な情報発信やプロモーション等による旅行需要の回復について、引き続き関係者と連携しつつ適切に対応していく。

#### **(7) 男女共同参画の推進等**

- ・ 避難所運営や生活の再建に当たっては、男女共同参画の視点に留意し、子ども、女性、高齢者、障害者等多様な人々のニーズに配慮するとともに、こうした人々の参画を促進する。

## 東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた 当面の取組方針(概要)

本格的な復興の取組段階に至るまでの、当面3か月程度の間に関国が取り組んでいく施策を取りまとめ、地方自治体・関係者の協力を得て、被災者の生活の平常化に向けて努力する。

### 1. 避難所等の生活環境の向上

避難所に避難されている被災者及び在宅被災者の生活環境を改善。特に、著しく厳しい環境となっている避難所を重点的に改善するため、県・市町村を支援。必要な情報の提供と各種相談を実施。

### 2. 居住の支援

応急仮設住宅の建設促進、国家公務員宿舎・公営住宅、民間賃貸住宅の活用等を進め、応急仮設住宅等への一刻も早い入居を支援。

8月中旬までに大部分の避難所を解消、応急仮設住宅等への希望者全員の入居を目指す。

### 3. 保健・医療・福祉・教育等のサービスの確保

医療等のサービスの質・量を確保するため、被災地外からの応援、仮設施設の設置を行いつつ、施設の復旧を進める。

教育活動等の平常化に向け、学校施設等を復旧するとともに、被災児童生徒等への支援を充実。

### 4. がれき処理

マイナスの状態から、まっさらな状態(ゼロ)に戻すべく、生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物を本年8月末を目途に概ね撤去。

### 5. 緊急災害防止対策

梅雨期前まで、台風期までに必要な二次災害対策をそれぞれ実施。

津波・地盤沈下により湛水した地域の排水や液状化対策を進める。

### 6. ライフライン、交通網、農地・漁港等の復旧

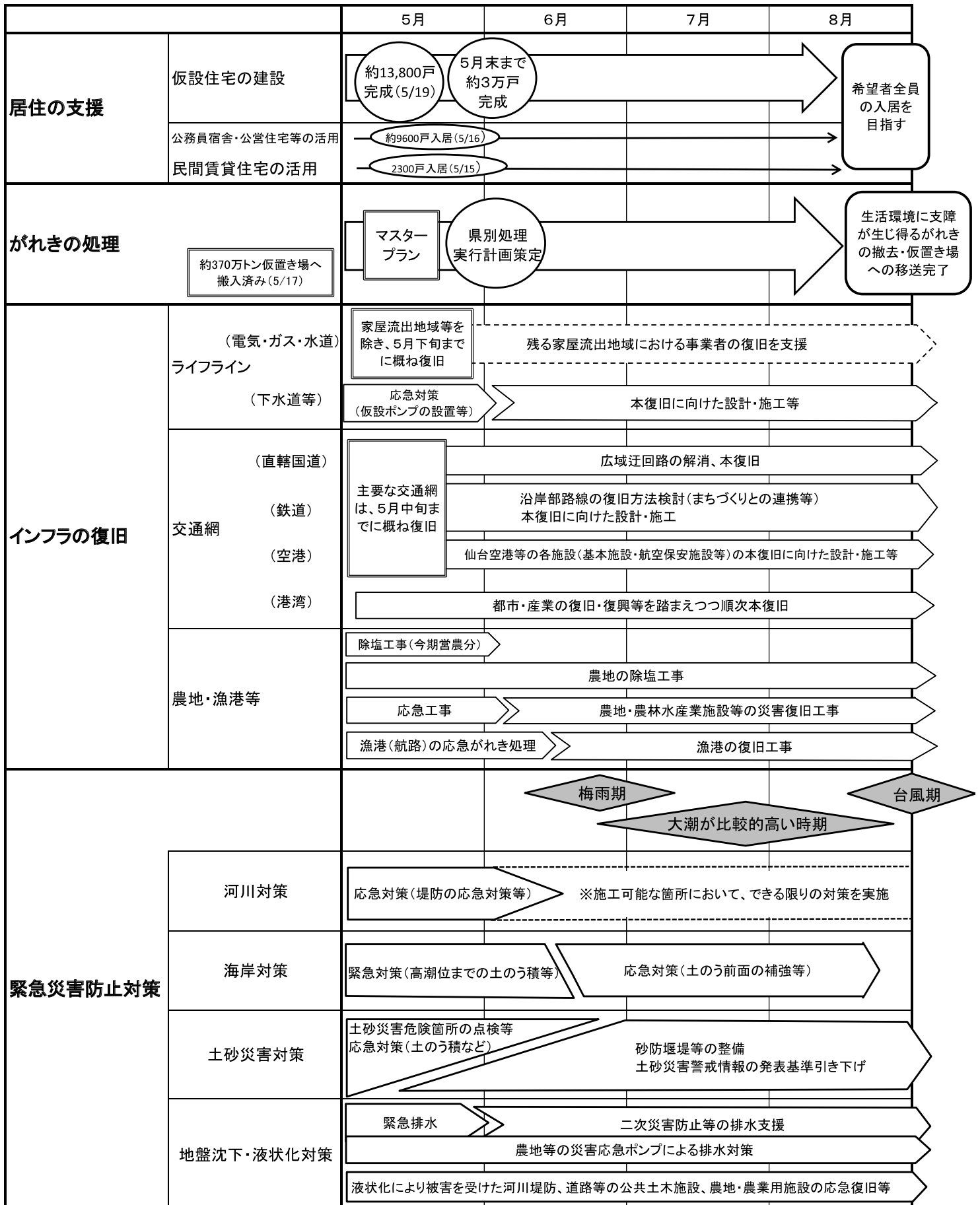
家屋流出等地域におけるライフライン・交通網等のインフラの早期復旧に向けて、引き続き力を注ぐとともに、農地・漁港等の復旧を進める。

全浸水地域を対象とした被災状況等の調査分析を行い、地元自治体の取組の支援を行う。

### 7. 生活の再建に向けて

復旧事業等による雇用創出、新たな就職に向けた支援、被災企業等の雇用維持の取組に対する支援、企業の営業再開支援等を行い、地域経済の復興に向けた足掛かりを作る。

# 東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた 当面の取組方針(スケジュール)



**復興への提言  
～悲惨のなかの希望～**

**Towards Reconstruction  
“Hope beyond the Disaster”**

平成23年6月25日  
東日本大震災復興構想会議



# 復興への提言

～悲惨のなかの希望～

平成23年6月25日

東日本大震災復興構想会議



## 復興構想7原則

- 原則1：失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。
- 原則2：被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。
- 原則3：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。
- 原則4：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。
- 原則5：被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。
- 原則6：原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。
- 原則7：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。



# 目次

I. 前文	1
II. 本論	
第1章 新しい地域のかたち	4
(1) 序	4
(2) 地域づくり（まちづくり、むらづくり）の考え方	5
①「減災」という考え方	
②地域の将来像を見据えた復興プラン	
(3) 地域類型と復興のための施策	7
【類型1】平地に都市機能が存在し、ほとんどが被災した地域	
【類型2】平地の市街地が被災し、高台の市街地は被災を免れた地域	
【類型3】斜面が海岸に迫り、平地の少ない市街地および集落	
【類型4】海岸平野部	
【類型5】内陸部や、液状化による被害が生じた地域	
(4) 既存復興関係事業の改良・発展	12
(5) 土地利用をめぐる課題	15
①土地利用計画手続の一本化	
②土地区画整理事業、土地改良事業等による土地利用の調整	
③被災地における土地の権利関係	
(6) 復興事業の担い手や合意形成プロセス	16
①市町村主体の復興	
②住民間の合意形成とまちづくり会社等の活用	
③復興を支える人的支援、人材の確保	
(7) 復興支援の手法	18
①災害対応制度の創設	
②今回の特例措置	
第2章 くらしとごとの再生	19
(1) 序	19
(2) 地域における支えあい学びあう仕組み	19
①被災者救援体制からの出発	
②地域包括ケアを中心とする保健・医療、介護・福祉の体制整備	
③学ぶ機会の確保	

(3) 地域における文化の復興 .....	22
①人々を「つなぐ」地域における文化の振興	
②地域の伝統的文化・文化財の再生	
③復興を通じた文化の創造	
(4) 緊急雇用から雇用復興へ .....	23
①当面の雇用対策	
②産業振興による本格的雇用の創出	
(5) 地域経済活動の再生 .....	24
①企業・イノベーション	
・企業への支援	
・立地促進策	
・中小企業	
・産業・技術集積とイノベーション	
②農林業	
・すみやかな復旧から復興へ	
・3つの戦略	
・平野部	
・三陸海岸沿いほか	
・林業	
③水産業	
・水産業の重要性	
・沿岸漁業・地域	
・沖合遠洋漁業・水産基地	
・漁場・資源の回復、漁業者と民間企業との連携促進	
④観光	
・地域観光資源の活用と新たな観光スタイルの創出	
・復興を通じた人の交流と観光振興	
(6) 地域経済活動を支える基盤の強化 .....	31
①交通・物流	
・災害に強い交通網	
・物流システムの高度化	
②再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上	
・被災地における再生可能エネルギーの可能性	
・地域自立型エネルギーシステム	
・産業としての再生可能エネルギー	
③人を活かす情報通信技術の活用	
(7) 「特区」手法の活用と市町村の主体性 .....	36
(8) 復興のための財源確保 .....	37

第3章 原子力災害からの復興に向けて .....	38
(1) 序 .....	38
(2) 一刻も早い事態の収束と国の責務 .....	40
(3) 被災者や被災自治体への支援 .....	40
(4) 放射線量の測定と公開 .....	40
(5) 土壌汚染等への対応 .....	40
(6) 健康管理 .....	41
(7) 復興に向けて .....	41
第4章 開かれた復興 .....	42
(1) 序 .....	42
(2) 経済社会の再生 .....	42
①電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し	
②生涯現役社会と高付加価値産業の創出	
③復興を契機として日本が環境問題を牽引	
(3) 世界に開かれた復興 .....	44
①日本再生に関する内外の理解促進	
②世界に開かれた経済再生	
(4) 人々のつながりと支えあい .....	45
①地域包括ケアと社会的包摂の推進	
②復興と「新しい公共」	
(5) 災害に強い国づくり .....	46
①震災に関する学術調査	
②今後の地震・津波災害への備え	
③防災・「減災」と国土利用	
④災害の記録と伝承	
Ⅲ. 結び .....	48
Ⅳ. 資料編 .....	52
Ⅴ. 参考資料 .....	66

破壊は前ぶれもなくやってきた。平成23年（2011年）3月11日午後2時46分のこと。大地はゆれ、海はうねり、人々は逃げまどった。地震と津波との二段階にわたる波状攻撃の前に、この国の形状と景観は大きくゆがんだ。そして続けて第三の崩落がこの国を襲う。言うまでもない、原発事故だ。一瞬の恐怖が去った後に、収束の機をもたぬ恐怖が訪れる。かつてない事態の発生だ。かくてこの国の「戦後」をずっと支えていた“何か”が、音をたてて崩れ落ちた。

震源は三陸沖、牡鹿半島の東南東130km付近、深さ24km、マグニチュード9.0。規模は国内観測史上最大、世界でも20世紀初頭からの110年で4番目の規模という。宮城県北部での震度7、東北・関東8県で震度6以上の強い揺れ、東日本を中心に北海道から九州にかけて、日本列島全体が揺れた。

太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生した海溝型地震で、大規模な津波が発生。最高潮位9.3m、津波の遡上高は国内観測史上最大の40.5m。

人的被害は、死者行方不明者合わせて2万3千名をこえる。そして被災地におけるストックへの直接的被害額は、約16.9兆円（内閣府）にのぼる。さらに原発事故、それに伴う風評被害は止まるところを知らない。

比較されるべき関東大震災、阪神・淡路大震災は建物倒壊と火災による被害であったのに対し、今回は津波被害に原発事故といったまったく新たな災害であることを示している。

都市型の災害であったからこそ、関東大震災がおこった時、あるジャーナリストは、こう書いた。「九月一日は赤い日であった。」「地震と火事を経て来た人々の頭は、余りに深く赤い色の印象を受けて、他の色を忘れたのであろう。」

では今回の震災における被災者には、果たして何色が印象づけられたであろうか。それはあるいは海岸からおし寄せた濁流うずまくどすぐろい色かもしれぬ。いやそれは津波が引いた後のまちをおおいつくす瓦礫の色かもしれぬ。パニックに陥ることなく黙々とコトに処する被災した人々の姿からは、色味はどうであれ、深い悲しみの色がにじみ出ていた。その彼等のよき振舞いを、国際社会は驚きと賛美の声をもって受けとめた。そして国際社会からの積極的支援を促すこととなった。

そこへ、色も臭いもなく、それが故に捉えどころのない原発被害が生ずる。国内外に広がる風評被害を含めて、今回の災害は、複合災害<sup>1</sup>の様相を呈するのだ。したがって復興への道筋もまた単純ではなく、総合問題を解くに等しい難解さを有する。

複合災害をテーマとする総合問題をどう解くのか。この「提言」は、まさにこれに対す

1 「複合災害」とは、ほぼ同時に、あるいは時間差をもって発生する複数の災害。この場合、お互いが関連することで被害が拡大する傾向がある。たとえば、地震で地盤が緩んだところに大雨が降り、大規模の土砂災害が発生する場合などが、複合災害である。

る解法を示すことにある。実はどの切り口をとって見ても、被災地への具体的処方箋の背景には、日本が「戦後」ずっと未解決のまま抱え込んできた問題が透けて見える。その上、大自然の脅威と人類の驕りの前に、現代文明の脆弱性が一挙に露呈してしまった事実  
に思いがいたる。われわれの文明の性格そのものが問われているのではないか。これ程大きな災害を目の当りにして、何をどうしたらよいのか。われわれは息をひそめて立ちつくすしかない。問題の広がり  
は余りに大きく、時に絶望的にさえなる。その時、程度の差こそあれ、未曾有の震災体験を通じて改めて認識し直したことは何か、われわれはこの身近な体験から解法にむかうしかないことに気づくことだ。

われわれは誰に支えられて生きてきたのかを自覚化することによって、今度は誰を支えるべきかを、震災体験は問うている筈だ。その内なる声に耳をすませてみよう。

おそらくそれは、自らを何かに「つなぐ」行為によって見えてくる。人と人をつなぐ、地域と地域をつなぐ、企業と企業をつなぐ、市町村と国や県をつなぐ、地域のコミュニティの内外をつなぐ、東日本と西日本をつなぐ、国と国をつなぐ。大なり小なり「つなぐ」ことで「支える」ことの実態が発見され、そこに復興への光がさしてくる。

被災地の人たちは、「つなぐ」行為を重ねあうことによって、まずは人と自然の「共生」をはかりながらも、「減災<sup>2</sup>」を進めていく。次いで自らの地域コミュニティと地域産業の再生をはたす。「希望」はそこから生じ、やがて「希望」を生き抜くことが復興の証しとなるのだ。

被災地外も同様である。たとえば、東京は、いかに東北に支えられてきたかを自覚し、今そのつながりをもって東北を支え返さねばならぬ。西日本は次の災害に備える意味からも、進んで東北を支える必要がでてくる。そしてつなぎあい、支えあうことの連鎖から、「希望」はさらに大きく人々の心のなかに育まれていく。

そもそも、自衛隊をはじめとする全国から集まった人々の献身的な救助活動は、まさにつなぎあい、支えあうことのみごとなまでの実践に他ならなかった。そこで引き続き東北の復興を国民全体で支えることにより、日本再生の「希望」は一段と身近なものへと膨らんでいく。そしてその「希望」を通じて、人と人をつなぐ「共生」が育まれる。それは日本にとどまらず、全世界規模の広がりを持つ。あの災時に、次から次へと、いかに世界中からの支援の輪がつながっていったか。われわれはそれを感動を持って受け止めた。

かくて「共生」への思いが強まってこそ、無念の思いをもって亡くなった人々の「共死」への理解が進むのだ。そしてさらに、一度に大量に失われた「いのち」への追悼と鎮魂を通じて、今ある「いのち」をかけがえのないものとして慈しむこととなる。

そうしてこそ、破壊の後に、「希望」に満ちた復興への足どりを、確固としたものとして仕上げることができると信ずる。

---

2 「減災」とは、自然災害に対し、被害を完全に封じるのではなく、その最小化を主眼とすること。そのため、ハード対策（防波堤・防潮堤の整備等）、ソフト対策（防災訓練、防災教育等）を重層的に組み合わせることが求められる。

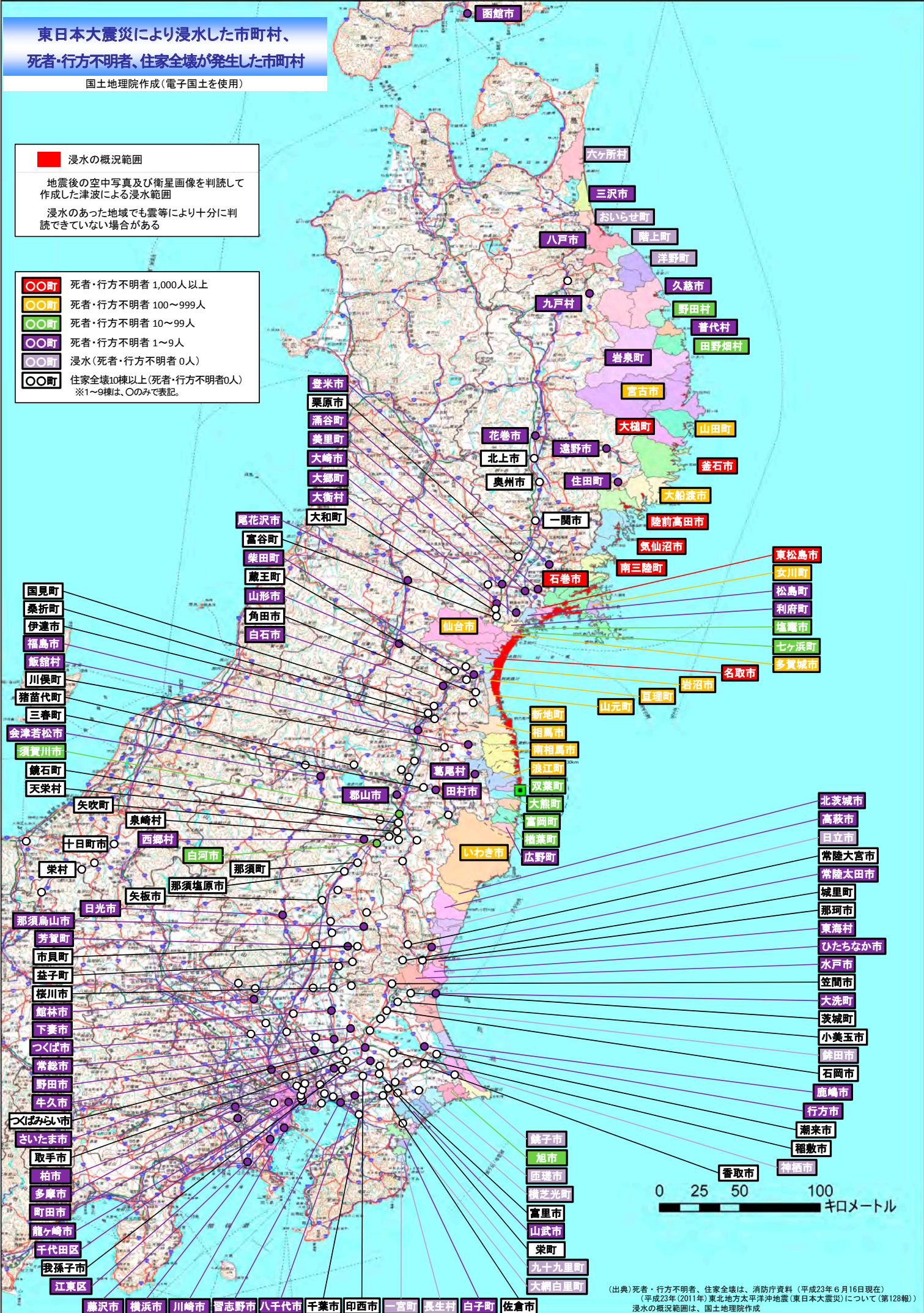


# 東日本大震災により浸水した市町村、 死者・行方不明者、住家全壊が発生した市町村

国土地理院作成(電子国土を使用)

**■** 浸水の概況範囲  
地震後の空中写真及び衛星画像を判読して作成した津波による浸水範囲  
浸水のあった地域でも雲等により十分に判読できていない場合がある

- 町** 死者・行方不明者 1,000人以上
- 町** 死者・行方不明者 100~999人
- 町** 死者・行方不明者 10~99人
- 町** 死者・行方不明者 1~9人
- 町** 浸水(死者・行方不明者0人)
- 町** 住家全壊10棟以上(死者・行方不明者0人)  
※1~9棟は、○のみで表記。



(出典) 死者・行方不明者、住家全壊は、消防庁資料(平成23年6月16日現在)  
(平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第128報))  
浸水の概況範囲は、国土地理院作成



## 第1章 新しい地域のかたち

## (1) 序

被災地における地域づくりを推進するにあたっては、大自然災害を完全に封ずることができる想定するのではなく、「減災」の考え方に立って、「地域コミュニティ」と「人と人をつなぐ人材」に注目する必要がある。災害の発生を明確に前提として、地域と国のあり方を考える発想は、最近まで、この国では重視されてはいなかった。むしろ、そうした発想から目をそむけ、「戦後」の平和を享受し安全神話に安住し続けてきたのが、実情ではあるまいか。

新たな地域づくりは、災害ありうべしとの発想から出発せねばならぬ。災害との遭遇に際しては、一人一人が主体的に「逃げる」という自助が基本である。一人一人が「逃げる」ことが「生きる」ことを意味する。それを可能にするためには、「共助」「公助」へと広がる条件を整備せねばならない。その方途が一つではなく、多様な手段の組み合わせであることを本「提言」は論ずるであろう。また、地域の再生に必要な新たな制度的対応についても提案するであろう。

留意すべきは、さまざまな施策を講ずるに際して、人と人とを切り離すのではなく、人と人とを結びつける工夫である。「つなぐ」ということは各種施設を作るハード面でも、コミュニティを作るソフト面においても、同じように重要である。

すべてを喪失した地域の再生を考えるにあたって、まず必要なのは、被災した人々の声を聴きつつ、その要望を実現できる所に「つなぐ」ことである。多様な要望を正確に迅速に伝える機能は、要所要所にパイプをもち的確にその声を届け、実現に導く人材によって担われる。彼らは、人と人を、また人と組織を「つなぐ」ことを続け、やがてはコミュニケーションのネットワークを形成し、地域のコミュニティを再生させる役割を果たす人材に成長していく。

彼らが、ボランティアなどの形で被災地の外から立ち現われ、自らの活動を通じて人と人を「つなぐ」と同時に、そうした活動を支える被災地の人材を育成するようになることもあろう。そこには、ボランティアから雇用へとむかう道筋も当然用意されよう。

そして、被災地の再生のためには、人と人を「つなぐ」専門知識や技能を持つ人材が望まれる。医療・福祉・ケアなどの専門家、さらには科学技術の知識を現場で活用できる専門家などを被災地外から呼び寄せ、いずれは地元の人材養成に役立たせていく。また、地域づくりに必要な知識と技術を広範に手にするため、まちづくりプランナー、建築家、法律家、そして行政官などを導き入れる仕組みも作られねばなるまい。

地域のコミュニティは、被災した人々を孤立させるのではなく、縦に横に結びつけていく多様な人材の輩出によって支えられていくことになる。

被災地のなかで「つなぐ」やり方を確立した人々のなかからは、いずれさらに全国各地に赴き、「減災」の考え方を展開するとともに、「つなぐ」モデルを各地の実情にあわせてつづ利用価値を高めていく人材が輩出するであろう。

## (2) 地域づくり（まちづくり、むらづくり）の考え方

### ① 「減災」という考え方

今回の津波は、これまでの災害に対する考え方を大きく変えた。今回の津波の浸水域は極めて広範囲であり、その勢いは信じ難いほどに巨大であった。それは、物理的に防御できない津波が存在することをわれわれに教えた。この規模の津波を防波堤・防潮堤を中心とする最前線のみで防御することは、もはやできないということが明らかとなった。

今後の復興にあたっては、大自然災害を完全に封ずることができるとの思想ではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が重要である。この考え方に立って、たとえ被災したとしても人命が失われなことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から、災害に備えなければならない。

この「減災」の考え方に基づけば、これまでのように専ら水際での構造物に頼る防御から、「逃げる」ことを基本とする防災教育の徹底やハザードマップの整備など、ソフト面の対策を重視せねばならない。さらに、防潮堤等に加え、交通インフラ等を活用した地域内部の第二の堤防機能を充実させ、土地のかさ上げを行い、避難地・避難路・避難ビルを整備する。加えて、災害リスクを考慮した土地利用・建築規制を一体的に行うなど、ソフト・ハードの施策を総動員することが必要である。なお、地域づくりにあたっては、これまで以上に、人と人の結びつきを大切にするコミュニティの一体性を確保することについても、十分に考慮しなければならない。

復興計画を策定するにあたり種々の選択肢を比較検討するに際しては、地形の特性に応じた防災効果や、それにかかる費用、そして整備に必要な期間等を考慮すべきである。その上で、防波堤<sup>3</sup>、防潮堤<sup>4</sup>、二線堤<sup>5</sup>、高台移転等の「面」の整備、土地利用・建築構造規制等の適切な「組み合わせ」を考えなければならない。

確かに、「安全・安心な地域づくり」は時間がかかる。他方、被災者には「一日も早く元の生活に戻りたい」という切実な願いがある。この両者の調和を図りながら地域づくりを進める必要があり、復興を先導する拠点的な市街地をいち早く安全な位置に整備するなど、地域を段階的に復興していくという考え方に基づかなければならない。

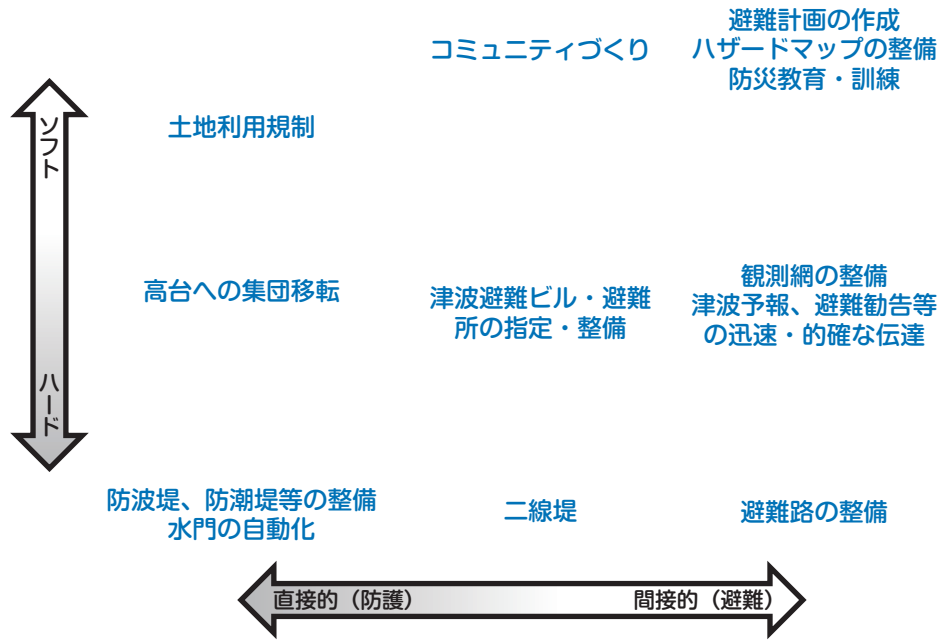
3 「防波堤」とは、外洋の波浪から港湾や漁港を守り、また津波から陸域を守るため、海中に設置される構造物をいう。

4 「防潮堤」とは、台風などによる大波や津波等から陸域を守るため、陸上（海岸部）に設置される構造物をいう。

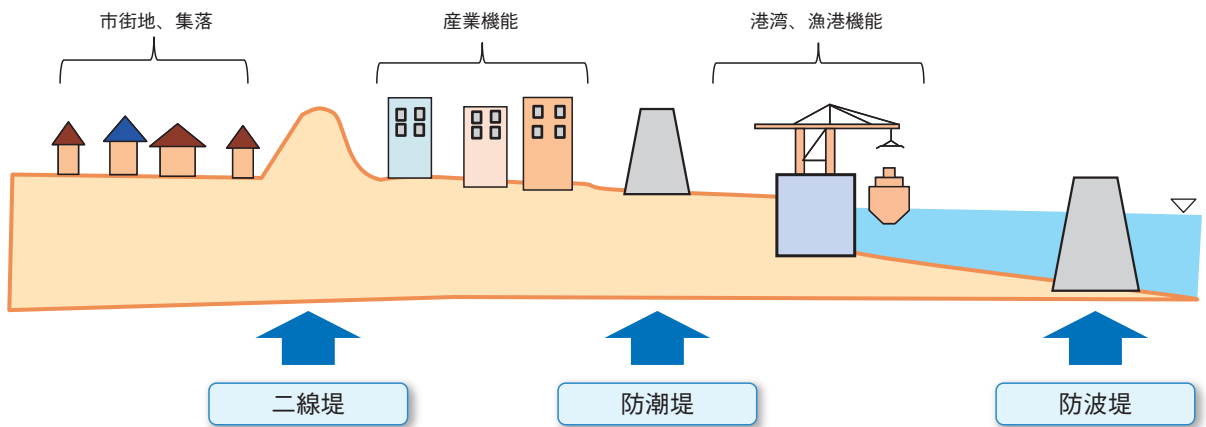
5 「二線堤」とは、防潮堤よりも陸側にある防御のための構造物をいう。例えば、道路や鉄道線路を盛土構造にして堤防の役割を果たすものなどである。



図表1 津波防災地域・まちづくりに関連する施策のイメージ



図表2 防波堤・防潮堤、二線堤のイメージ



## ② 地域の将来像を見据えた復興プラン

復興に際しては、地域のニーズを優先すべきである。同時に、長期的な展望と洞察を伴ったものでなくてはならない。一方で高齢化や人口減少等、わが国の経済社会の構造変化を見据え、他方で、この東北の地に、来るべき時代をリードする経済社会の可能性を追求するものでなければならない。

そこで、高齢者や弱者にも配慮したコンパクトなまちづくり、くらしやすさや景観、環境、公共交通、省エネルギー、防犯の各方面に配慮したまちづくりを行う。とりわけ景観については、地域住民の徹底的話し合いと納得によって、統一感のある地域づくりが望まれる。

また、再生可能エネルギーと生態系の恵みを生かす地域づくりや、次世代技術等による産業振興、地域資源の活用と域内循環を進めることにより、地域の自給力と価値を生み出す地域づくりを行うべきである。その際、地域のニーズに応じたトップランナー方式での支援を検討する。

これらを通して、新しい地域づくりのモデルとなるこの地の復興を目指すことが望まれる。

## (3) 地域類型と復興のための施策

今回の被災地は、地形、産業、くらし等の状況が極めて多様である。そこで、今後の各地域での復興の検討に資する観点から、代表的な地域をモデルとして取り上げ、それぞれの復興施策のポイントを概観的に提示することとしたい。

なお、いずれの場合においても、「逃げる」ことを前提とした地域づくりが基本となるが、復興にあたっては、鉄道、幹線道路、公共公益施設、商業施設の移設・復旧等と連携した総合的な取組が必要である。さらに、広域的インフラについては、各地域の復興プランと十分に連携しながら、「多重化による代替性」(リダンダンシー)の確保という視点に留意しつつ、整備・再構築を図ることが重要である。

あわせて、復興のための個々の事業については、その立案段階より、費用対効果や効率性の観点を重視し、真に必要かつ有効な事業となるよう、十分な配慮がなされるべきである。

### 【類型1】平地に都市機能が存在し、ほとんどが被災した地域

平地に都市機能が存在し、そのほとんどが被災した地域においては、住居や都市の中核機能を高台など安全な場所に移転することを目標とすべきである。この際、コミュニティを一体的に維持することが重要である。しかしながら、移転先確保の状況によっては、同一地区内の住民が異なる場所に移転する可能性があることも留意すべきである。

原則的には、高台移転を目標とすべきであるが、適地確保の問題、水産業など産業活動の必要から、平地の活用も避けられない。その際は、大規模津波発生時には被災の可能性のあることから、できるだけ地域になくしてはならない産業機能などのみの立地とする土地利用・建築規制を一体的に実施せねばならない。土地のかさ上げ、適切な避難計画に基づく避難路の整備・機能向上、避難ビル等の整備についても積極的な検討が必要である。

図表3 【類型1】平地に都市機能が存在し、ほとんどが被災した地域

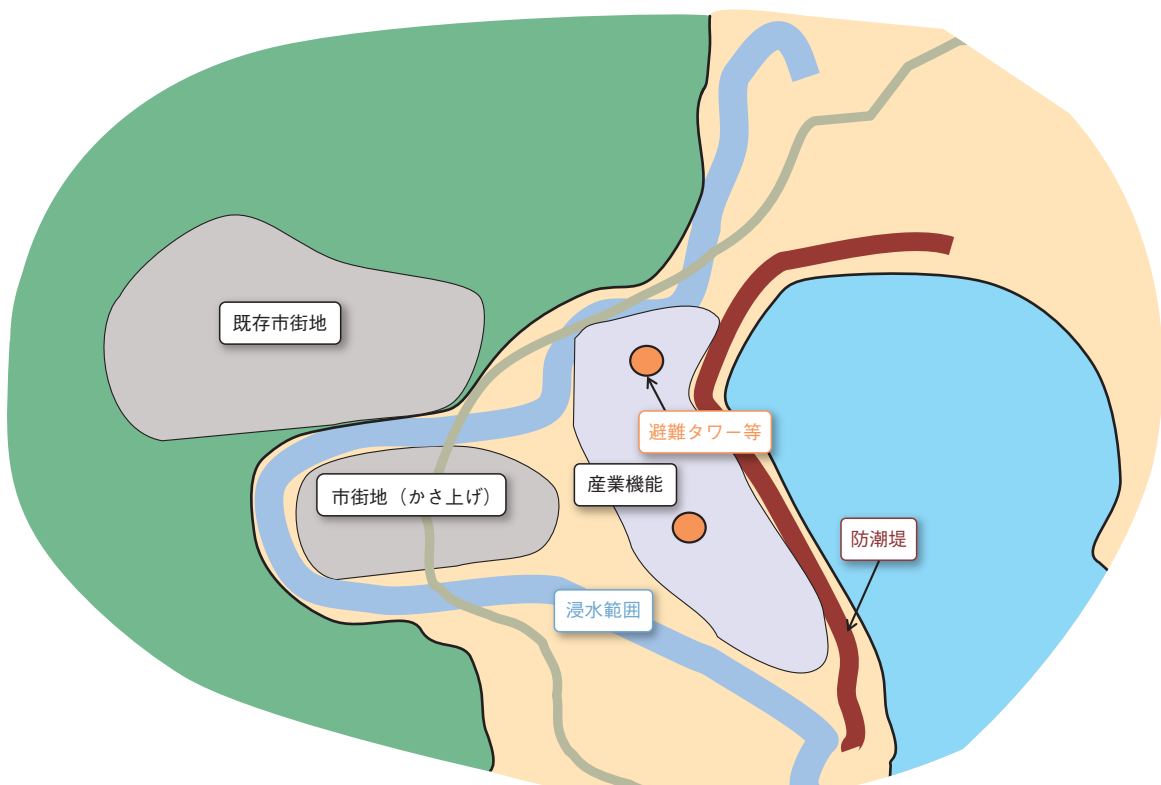
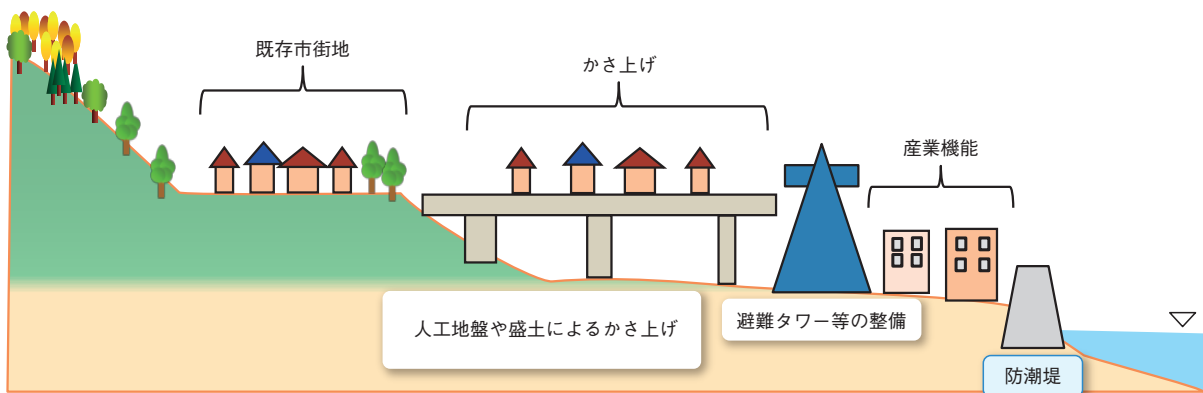


## 【類型2】 平地の市街地が被災し、高台の市街地は被災を免れた地域

平地の市街地が被災し、高台の市街地は被災を免れた地域においては、高台の市街地への集約・有効利用を第一に考えるものの、権利関係の調整が難航するおそれがあるため、平地の市街地のすべてを移転させることは困難である。そこで、平地の安全性を向上させた上での活用が必要となる。

その場合、大規模津波発生時には被災の可能性があることから、平地においてはできるだけ産業機能などのみの立地とする土地利用・建築規制を実施せねばならない。またあわせて、土地のかさ上げ、避難路・避難ビル等の避難対策を充実すべきである。

図表4 【類型2】 平地の市街地が被災し、高台の市街地は被災を免れた地域

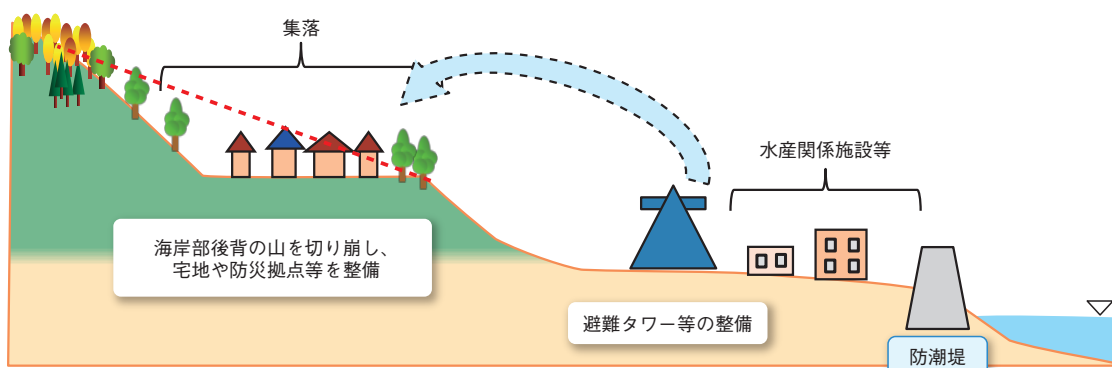


### 【類型3】 斜面が海岸に迫り、平地の少ない市街地および集落

斜面が海岸に迫り平地の少ない市街地や集落については、地域全体に甚大な被害が発生する可能性がある。そこでは、海岸部後背地の宅地造成を行うことなどにより住居などを高台に移転することを基本とする。平地においては、産業機能のみを立地させ、住居の建築を制限する土地利用規制を導入すべきである。また、産業関係者の避難のための施設を建設せねばならない。

さらに、高齢化に伴い、集落維持が困難なケースについては、集落の再編が課題となり得る。また、地形により防災対策を実施することが容易と考えられる地域を重点的に再整備することも検討すべきである。

図表5 【類型3】 斜面が海岸に迫り、平地の少ない市街地および集落



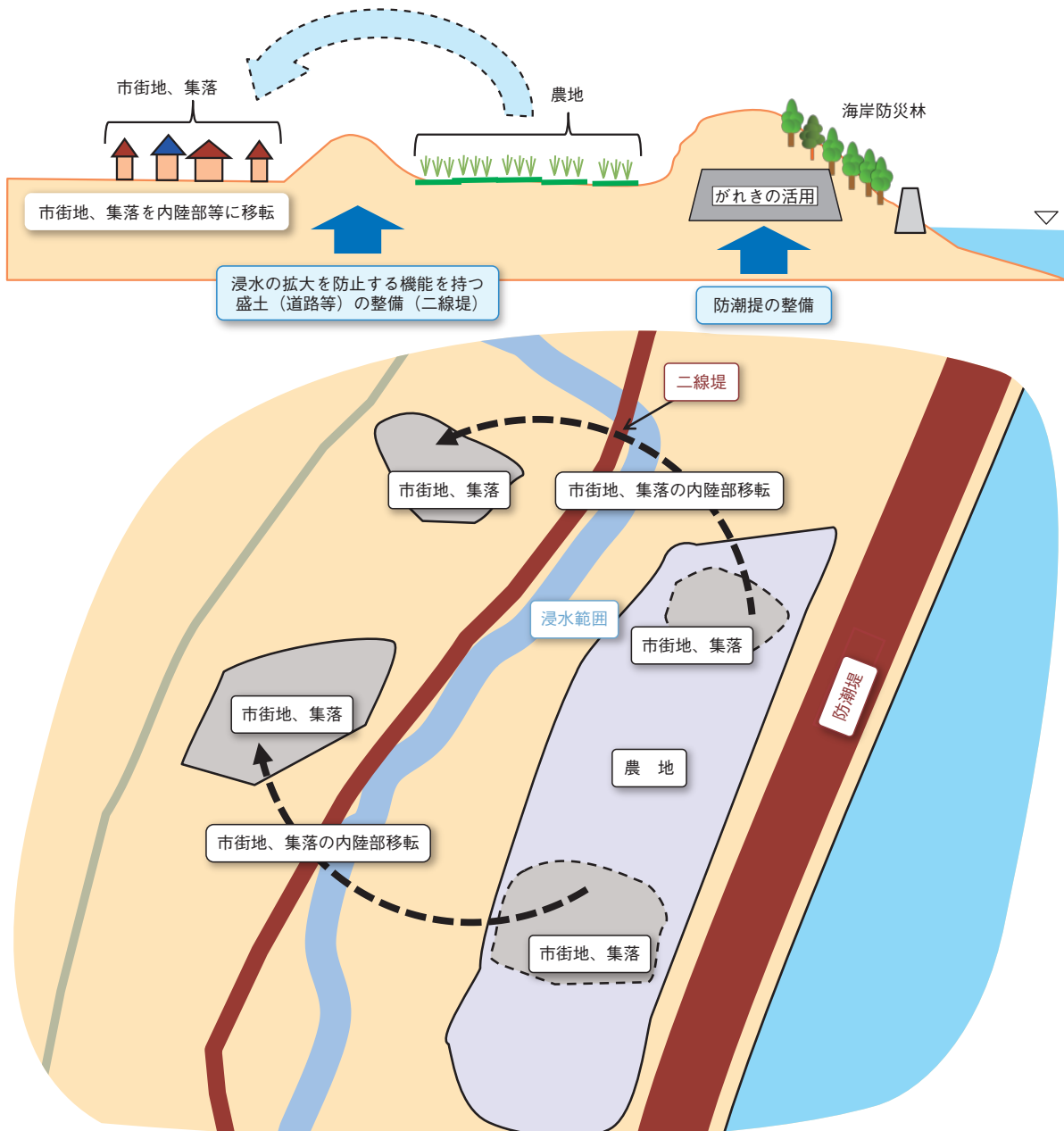
### 【類型4】 海岸平野部

沿岸に広く平野部が展開し、津波による浸水を受け農業関連を中心に甚大な被害が発生した地域においては、海岸部に巨大防潮堤を整備するのではなく、新たに海岸部および内陸部での堤防整備と土地利用規制とを組み合わせなければならない。

その際、交通インフラなどを活用して二線堤機能を充実させ、住居などは二線堤の内側の内陸部など安全な場所へ移転することを基本とする。仮に、二線堤の海岸側に住居を設ける場合には、宅地の安全措置を講じなければならない。二線堤より海岸側においては、適切な避難計画に基づく避難路の整備・機能向上、避難ビル等の整備について、当然、検討が必要である。

その上で、コミュニティ維持に配慮し、農地としての再生や既存集落の安全性を一体的に確保するよう、配慮すべきである。

図表6 【類型4】 海岸平野部





## 【類型5】内陸部や、液状化による被害が生じた地域

内陸部の大規模盛土造成地が崩れた地区や、埋め立て地などの液状化により住宅・宅地に大規模な被害が発生した地区については、被災した住宅・宅地に「再度災害防止対策」を推進するとともに、都市インフラの補強、住宅の再建、宅地の復旧のための支援を行わなければならない。

以上のすべての選択肢において、被災者生活再建支援法などの各種支援制度はあるものの、地域住民の負担が過大にならないようにすること、地方公共団体の地域づくりに要する負担が一時に集中しないようにすることの配慮が必要である。また、被災地における集団移転などを見越して、投機的な土地の先行取得等が行われることを防ぐため、土地取引の監視のために必要な措置をすみやかに講ずることが必要である。

## (4) 既存復興関係事業の改良・発展

今後の津波対策は、これまでの防波堤・防潮堤等の「線」による防御から、河川、道路、まちづくりも含めた「面」による「多重防御」への転換が必要である。このため、既存の枠組みにとらわれない総合的な対策を進めなければならない。例えば、道路や鉄道などの公共施設の盛土を防災施設である二線堤として位置付けるべきである。学校や鉄道の整備にあたっては「減災」の観点を組み入れるなど、これまでにない発想で地域の安全度を高めていかなければならない。

さらに、防波堤・防潮堤の整備事業、防災集団移転促進事業、土地利用規制などの既存の手法についても、一つ一つ今回の震災からの復興に適用できるかどうかの検証を行い、必要に応じて改良を施すことが求められる。

防波堤・防潮堤については、比較的頻度の高い津波、台風時の高潮・高波などから陸地を守る性能を持ったものとして再建する。今回の災害のような大津波に際しては、水が乗り越えても倒壊はしない粘り強い構造物とすることについての技術的再検討が不可欠である。

現在、住宅だけを移転させる「防災集団移転促進事業」を地域の实情に即して、多様な用途の立地が可能となるよう総合的に再検討し、より適切な地域づくりが実現できる制度に発展させる必要がある。また、住宅の高台移転や平地での再建・中高層化を図るため、宅地造成、低廉な家賃の住宅供給、公共公益施設の整備等を総合的に支援せねばならない。当然のことながら、住宅自立再建のための支援等も重要である。

土地利用規制については、これまでの建築基準法第39条<sup>6</sup>（災害危険区域の指定）や同法第84条<sup>7</sup>（被災市街地における建築制限）による制限に加え、土地利用規制と各種事業とを組み合わせた「多重防御」を実現する必要がある。そのため、これらによる規制が地域・まちづくりと調和した内容となるように、規制内容の柔軟な見直しが円滑に行われる

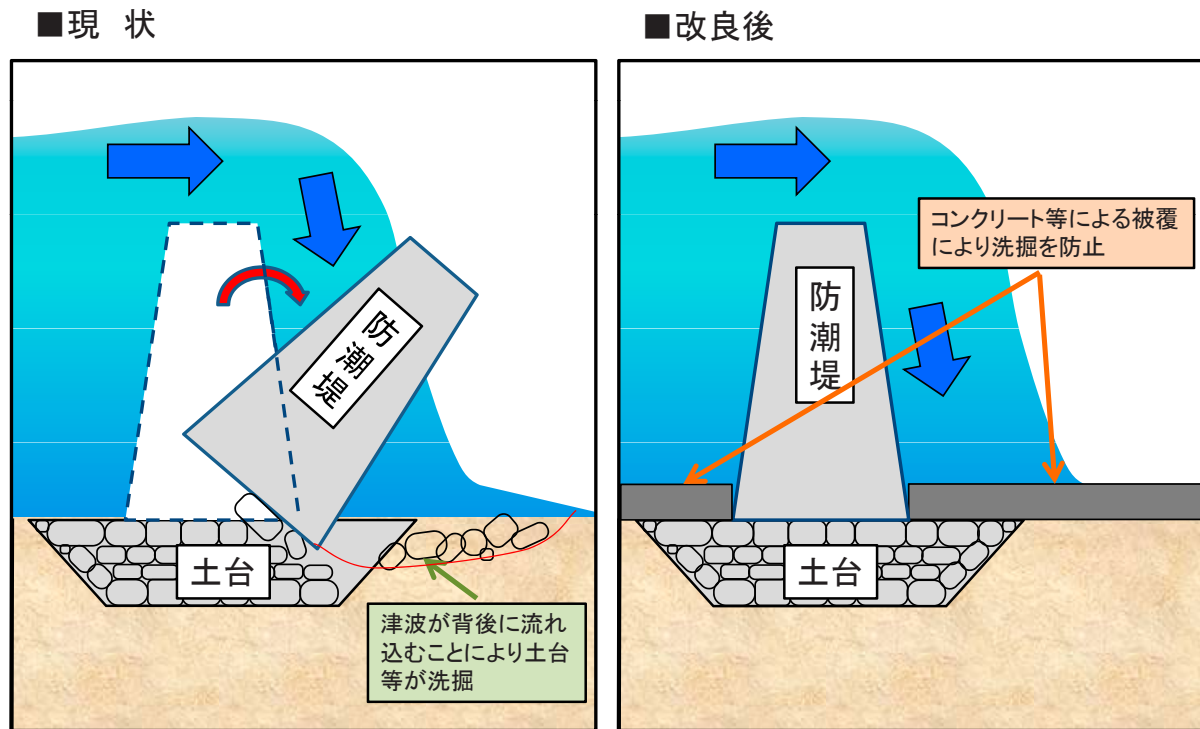
6 「建築基準法第39条」では、津波、高潮、出水等による危険が著しい場所を地方公共団体が条例で災害危険区域に指定し、その区域内における住居の建築禁止、構造や地盤面の高さに関する制限などの建築制限を条例で規定することができる。

ような新たな仕組みを考えるべきである。

なお、必要な公的事业として土地を買収する場合を除き、公的主体が被災地の土地を買い上げることは、公的負担で利用価値の乏しくなった土地を取得するという難点と、被災者が他の地域に移転した場合、地域の再生や復興には直接つながらないという難点があることに留意したい。

このように、復興関係事業を推進するためには、ハード・ソフトの施策を総動員し、地域づくり全体で津波に対する安全を確保するための制度を検討しなければならない。

図表7 粘り強い防潮堤のイメージ

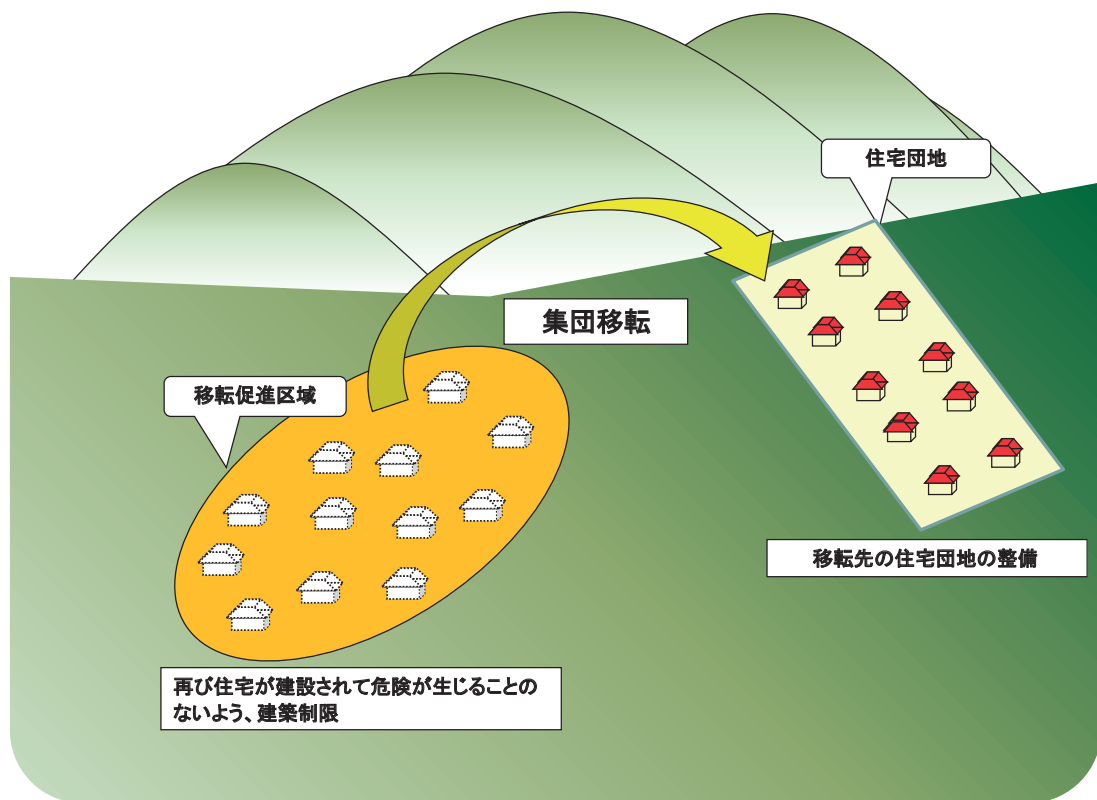


#### 7 「建築基準法第84条」では次のように規定している。

被災地における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、災害が発生した日から1ヶ月以内の期間においては、特定行政庁（建築確認に関する事務を行う「建築主事」を置く地方公共団体の長）は区域を指定し、期間を限って、その区域内における建築物の建築を制限・禁止することができる。なお、最長で2ヶ月まで延長可能であるが、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地を所轄する特定行政庁は、災害発生の日から6ヶ月（延長の場合、最長で8ヶ月）以内の期間に限って、指定した区域の建築を制限・禁止できる。



図表8 防災集団移転促進事業



○事業概要

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域（移転促進区域）内にある住居の集団の移転を促進するため、当該地方公共団体に対し、事業費の一部補助を行う。

○事業計画の策定

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議しその同意を得て、集団移転促進事業計画を定める。

○住宅団地の整備

10戸以上（移転しようとする住民の数が20戸以上を超える場合には、その半数以上の戸数）

○補助対象（補助率3／4）

- ①住宅団地の用地取得及び造成に要する費用
- ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する費用
- ③住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
- ④移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用
- ⑤移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

## (5) 土地利用をめぐる課題

### ① 土地利用計画手続の一本化

今回の復興にあたっては、様々な土地利用計画制度の調整が必要となる。しかし、調整に時間を要すれば、地域の復興が遅れる懸念がある。

そこで、復興事業を円滑かつ迅速に進めるためには、復興計画の実施に必要な都市計画法、農業振興地域整備法、森林法等に係る手続きを市町村中心に行われるよう一本化し、土地利用の再編等をすみやかに実現できるような仕組みが構築されねばならない。

図表9 土地利用規制の関連法について

区分	区域	区域の指定手続	換地計画手続きの有無
漁港	漁港区域 【漁港漁場整備法】	○市町村長が関係地方公共団体の意見を聴いて漁港区域を指定・変更。 ○指定・変更にあたり農林水産大臣の認可。農林水産大臣は国土交通大臣に協議。 ○河川区域・海岸保全区域に係るときは、河川管理者・海岸管理者に協議。 ※第1種漁港の場合	無
港湾	港湾区域 【港湾法】	○港務局が国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けて港湾区域を指定・変更。 ○認可にあたり、河川区域・海岸保全区域に係るときは河川管理者・海岸管理者に協議。	無
海岸	海岸保全区域 【海岸法】	○都道府県知事が海岸保全区域を指定・変更 ○指定・変更にあたり各区域の管理者※に協議。重要港湾の場合は港湾管理者が国土交通大臣に協議。 ※管理者：港湾区域は港湾管理者、漁港区域は漁港管理者	無
市街地	都市計画区域 【都市計画法】	○都道府県が都市計画区域を指定・変更 ○指定にあたり関係市町村からの意見聴取、国土交通大臣の同意。 ○市街化区域を定める場合、国土交通大臣は農林水産大臣に協議、経済産業大臣・環境大臣から意見聴取。	有
農地	農用地区域 【農振法】	○市町村が農業振興地域整備計画において設定・変更。 ○設定・変更にあたり都道府県知事の同意。	有
森林	地域森林計画区 ・保安林 【森林法】	○都道府県知事が地域森林計画区を設定・変更。 ○農林水産大臣は水源のかん養等のために必要があるときは保安林を指定。	無
自然公園	国立公園、 国定公園地域 【自然公園法】	○環境大臣は都道府県からの意見聴取等を経て国立公園・国定公園を指定。 ○指定・変更にあたり関係行政機関の長に協議。	無

## ② 土地区画整理事業、土地改良事業等による土地利用の調整

集落の高台への集団移転など大規模な土地利用の転換を伴う事業を実施する場合、土地区画整理事業、土地改良事業をはじめとする従来の手法ではあまり用いられてこなかった住宅地から農地への転換が必要となることもある。これを円滑に進めるための仕組みの整備についてもあわせて検討しなければならない。

## ③ 被災地における土地の権利関係

今回の被災地の多くは地籍調査がすでに実施済みである。とはいえ、今回の大震災により状況が一変した土地に関する情報（所有者、境界等）を整理し、開示することも必要である。

また、浸水地域を含む被災地では、権利者の所在や境界等が不明な土地が多数発生している。そこで、これらが復興に向けた地域づくりの支障にならないように、必要な措置を考慮せねばならない。

# (6) 復興事業の担い手や合意形成プロセス

## ① 市町村主体の復興

復興の主体は、住民に最も身近で地域の特性を理解している市町村が基本となる。それぞれの市町村は、住民、NPO、地元企業等とも連携して復興計画を策定するとともに、自主的かつ総合的にきめ細やかな施策を推進しなければならない。

国は、ビジョン・理念、支援メニューを含む復興の全体方針を示し、復興の主体である市町村の能力を最大限引き出せるよう努力すべきである。その際、現場の意向を踏まえ、人材、ノウハウ、財政などの面から適切な支援や必要な制度設計を行う。県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域的行政課題に対応する役割を担う。

国や県は、被災により行政機能が低下したなかで、膨大な復興関係業務を実施する必要がある市町村に対しては、的確に行政サービスが提供されるよう、その要請に応じて専門的知識を有する人材や地域の復興に協力する人材の派遣などの人的支援を行う。

被災地の復興は、市町村、県、国の相互協力関係の下、それぞれが分担すべき役割・施策を明確にし、諸事業を調整しつつ計画的に行う。事業実施のために関係者協議会組織の活用も検討する。

今後の地域づくりのあり方については、市町村が、復興の選択肢をその利害得失を含め、地域住民に示し、その上で、地域住民、関係者の意見を幅広く聞きつつ、その方向性を決定しなければならない。

## ② 住民間の合意形成とまちづくり会社等の活用

地域住民のニーズを尊重するため、住民の意見を取りまとめ、行政に反映するシステム作りが不可欠である。その際、住民・事業者・関係権利者等が構成員となって地域づくりに取り組むための「まちづくり協議会」、「むらづくり協議会」などを活用することも考えられる。

なお、住民意見の集約にあたっては、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の意見についても、これを適切に反映させ、また将来世代にも十分配慮しなければならない。

復興事業に際しては、公的主体によるもののほか、民間の資金・ノウハウを活用した官民連携（PPP）や、ボランティア・NPOなどが主導する「新しい公共」による被災地の復興についても促進を図る。さらに、公益性と企業性とをあわせ持ち、行政や民間企業だけでは効果的な実施が難しい公共的な事業を担うまちづくり会社の活用を含めて、あらゆる有効な手立てを総動員すべきである。また、農村部では、集落のコミュニティなどを活用して、関係者の徹底的な話し合いを通じて、農地だけでなく宅地利用を含めた土地利用調整を行うことも考えられる。

なお、地域住民のニーズを汲み取りながら、適切な主体が、土地所有者の総意を受け借地権を設定するなどの土地利用方式も、今後の地域の将来ビジョンを実現していくためには有用である。

## ③ 復興を支える人的支援、人材の確保

市町村の住民は、復興事業に主体的に参画することが望まれる。このため、できるだけ住民自らが復興事業に携わることができるよう検討すべきである。職業訓練などの充実により地域住民が専門的知識を必要とする業務にも従事できるよう工夫が必要である。また、住民の合意形成を支援するコーディネーターやファシリテーターと呼ばれる「つなぎ」の役目を果たす人材は、住民との円滑な人間関係の構築の面からも、地形や地理についての知識の面からも、できれば住民内部から育成されることが望ましい。

さらに、住民主体の地域づくりを支援するためには、まちづくりプランナー、建築家、大学研究者、弁護士などの専門家（アドバイザー）の役割が重要である。国内外のこうした専門家の力を活用するためには、関係学会からの支援も受け、ネットワーク組織を作ることが重要である。

今回のような大きな災害を受けた場合、各市町村のみでは、迅速かつ効果的な復興計画の策定や事業の推進が困難である。その場合、国、県、他市町村、都市再生機構等からの専門的な職員の派遣等の技術支援により自治体の復興プランの策定・事業の実施を適切に支援する必要がある。そこで、広域的・一体的な復興を進めるために、関係者の連携を密にしなければならない。また、地域づくり計画全体を統括する「マスタープランナー」の役割も重要である。

被災市町村に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事できる復興支援員などの仕組みについて、積極的に支援する。さまざまに「つなぐ」役割を果たす人材こそ、コミュニティの復興においてなくてはならないからである。

## (7) 復興支援の手法

---

### ① 災害対応制度の創設

今回の大震災に対応するための制度や事業を検討するにあたっては、将来起こりうる災害からの復興にも役に立つよう、全国で活用可能な恒久措置化を図るべきである。

これまで、昭和34年の伊勢湾台風を契機とする災害対策基本法、平成7年の阪神・淡路大震災を契機とする被災市街地復興特別措置法、平成11年の広島豪雨災害を契機とする土砂災害防止法など、様々な災害に対応するための法制度が創設されてきたが、わが国には津波災害に対応した一般的な制度はいまだ存在しない。

今回の大震災においては、津波により広範にわたって甚大な被害が発生しており、津波により壊滅的な被害を受けた地方公共団体や、今後大規模な津波の襲来が想定される地方公共団体において、津波災害に強い地域づくりを推進するにあたっての基本となる新たな一般的な制度を創設し、津波災害に強い地域づくりの考え方を国が示す必要がある。

### ② 今回の特例措置

今回の大震災からの復興にあたっては、国は個別の事業の必要性和内容に即した確実な支援を行うことが求められている。そこでは、必要な人材・ノウハウの提供、財政措置、規制緩和、制度上の特例措置など、地域の多様なニーズに対応できる広範なメニューを準備しなければならない。さらに、被災地の復興状況に応じて、追加的な措置についても適切かつ迅速に対応するべきである。

とりわけ、土地利用計画手続きの一本化・迅速化にあたっては、「特区」手法<sup>8</sup>を用いることが有効である。

---

8 ここていう「『特区』手法」とは、被災地の地方公共団体からの提案を受けて、区域・期間を限って、規制の特例措置やその他の特別措置を適用する手法をいう。



## 第2章 くらしとしごとの再生

### (1) 序

地域の再生は、くらしとしごとの条件整備がなされて初めて可能になる。くらしの視点からは、「地域包括ケア」や「学校の機能拡大」が重要である。

保健・医療、介護・福祉サービスを一体化して、被災した人々を「つなぐ」と同時に、それを雇用創出に結びつける。そして高度医療を担う人材を被災地において育成し、新たなコミュニティづくりの一翼を担ってもらおう。この被災地における取組は、「地域包括ケアモデル」として、やがて全国に広く展開される試みに連なっていく。

「減災」の考え方から言っても、「学校施設」の機能強化は大切である。施設自体が災害時の避難場所や防災拠点となるのは無論のこと、学校を新たな地域コミュニティの核となる施設として拡充していかねばならない。教職員を始め、児童・生徒そして地域住民が、「減災・防災教育」を通じて、あらためて地域の特性を知り、いざという時に「逃げる」までの道程を学ばねばなるまい。こうした教育こそが、人と人とを「つなぐ」地域における絆を確固としたものに育て、果ては地域における文化の復興にまでつながっていく可能性を有する。そして、学校が地域コミュニティの核となることもまた、広く展開する潜在的可能性を秘めている。

次いで、しごとの視点からは、やはり様々な産業の再生にあたって、まずは従来の制度や枠組の積極的活用を図らねばならない。復興に際して、新たな取組によって、地域ごとに応用可能なモデルを提供していく。その際注意すべきは、インフラの整備やエネルギーの多様化についても、必ずや、いくつかの要素をうまく組み合わせることによってより大きな効果を生み出すものであり、そのように工夫することにある。

実はここにも「つなぐ」発想が現れている。一つ一つの要素をそれだけにせず、機能的にまさに「つなぐ」ことが重要だからである。

### (2) 地域における支えあい学びあう仕組み

#### ① 被災者救援体制からの出発

今回の震災により、被災地の医療機関、社会福祉施設、保育所等が甚大な被害を受けている。当面は、これらの施設の復旧を行うとともに、仮設診療所や薬局、介護・障害等のサポート拠点などの新たな設置が必要となっている。また、地域住民が支えあい学びあうなかで、地域の将来を話しあう拠点を設けることも有効である。

被災地においては、避難所・仮設住宅等の生活者を中心に、心のケアや健康管理、食事・栄養管理、衛生管理への支援が強く求められている。その際、障害者など社会的弱者には一層の配慮が必要である。また、保健・医療、介護・福祉サービスのさらなる基盤整備とともに、関係者の連携した取組が必要である。あわせて、住民が避難した地域をはじめとする被災地や避難先において、犯罪を防止する取組が行われるべきである。

さらに、被災したすべての子どもへの良質な成育環境を担保せねばならない。とりわけ、心のケア等の相談援助や教育環境の整備を長期的視点に立つて行う必要がある。また、両親が亡くなった子ども、あるいは、両親が行方不明の子どもについては、里親制度の活用を含め、長期的な支援を行なわねばならない。

## ② 地域包括ケアを中心とする保健・医療、介護・福祉の体制整備

被災市町村の復興にあたっては、従来の地域のコミュニティを核とした支えあいを基盤としつつ、保健・医療、介護・福祉・生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアを中心に据えた体制整備を行う。その際、地域の利便性や防災性を考慮し、住宅、保健・医療施設、福祉施設、介護・福祉事業所、教育施設等の一体的整備や共同利用に配慮する。

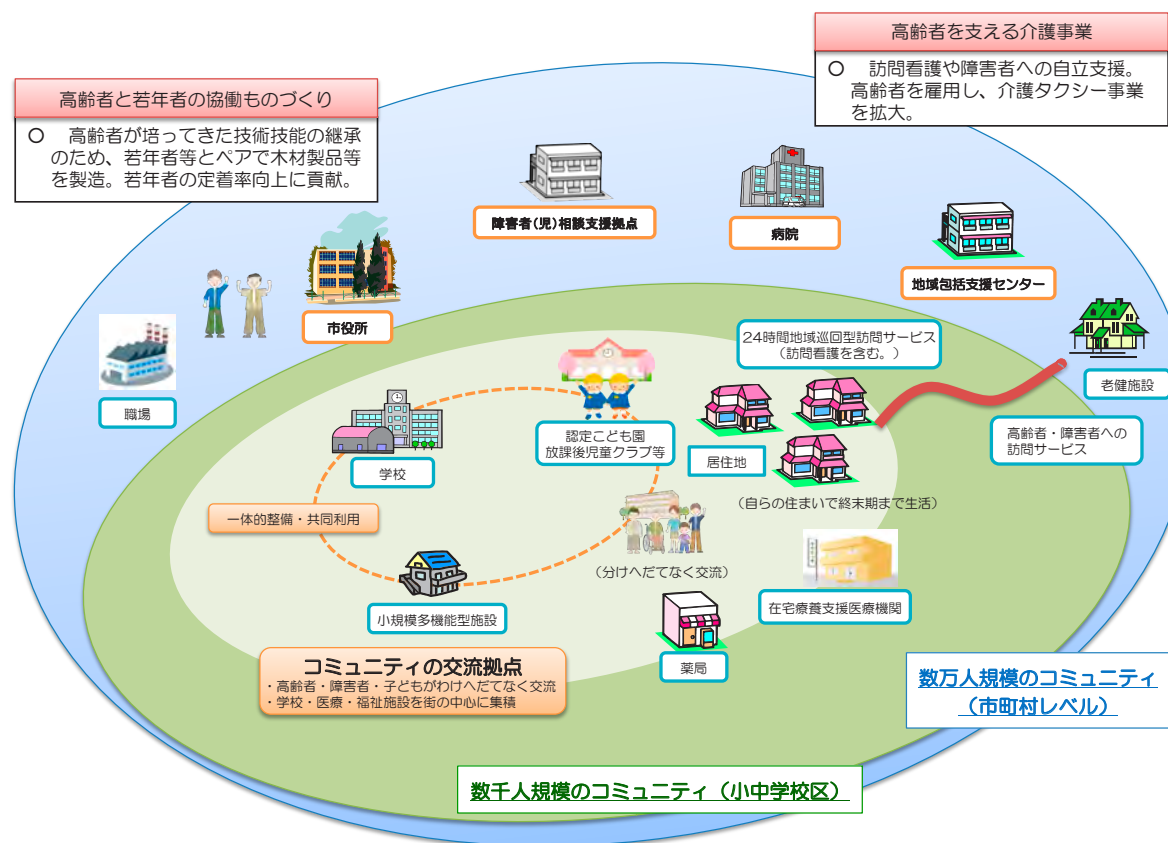
医療サービスについては、特に被災市町村が医師等の不足している地域である点を考慮し、医療機能の集約や連携が行われるべきである。この時、在宅医療を推進し、患者の医療ニーズに切れ目なく対応し、早期回復と患者の負担軽減が図られるよう努めなければならない。また、周辺の健康関連サービスについて、民間企業の活用も含め、充実を図る必要がある。情報通信技術なども活用し、保健・医療、介護・福祉の連携を図るとともに、今後の危機管理のためにカルテ等の診療情報の共有化が進められねばならない。

さらに、これらの分野は雇用創出効果が高いことから、復興に向かう地域の基幹産業の一つに位置づけることができる。また、大学病院を核とする医師や高度医療を担う人材育成のための教育体制の整備を進め、大学・専修学校等の学校教育機関を含む多様な訓練機関を活用した職業訓練などを行い、それらの分野を担う人材育成を進める。これにより、若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用を被災地において確保し、地域の絆をより深める効果が期待される。

復興の過程においては、避難所や仮設住宅等での生活を通じて、新たな住民相互の助け合いによる見守り活動と社会参加が進むことが期待される。従来のコミュニティに加えて再構築された新たなコミュニティを基盤とした支え合いが生まれるように支援すべきである。

こうした被災地における取組を将来の少子高齢化社会のモデルとして位置づけ、被災地以外においても、「地域包括ケアモデル」へと転換を図ることが望ましい。

図表 10 地域包括ケアを中心とした地域づくり



### ③ 学ぶ機会の確保

被災した学校の再建や整備にあたっては、災害時の応急避難場所や重要な防災拠点としての役割を果たせるように工夫する。例えば、現在地からの移転も含め、防災機能を一層強化する必要がある。このように、学校が避難所として用いられることが多くなることから、こうした状況に備え、地域住民を守るという視点からも、校長や教員等が適切に対応できるようにすべきである。学校・公民館等の再建にあたっては、防災機能のみならず地域コミュニティの拠点としての機能強化を図ることが必要である。さらに、幼稚園や保育所を再建する際、財政基盤が脆弱なところもあることに配慮する必要がある。また、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)として再開できるように支援することが望ましい。

なお、学校等を核とした地域の絆を強化するため、広く住民の参画を得て、地域の特色を生かした防災教育等を進める必要がある。阪神・淡路大震災の際、近所の人たちの共助による人命救助が多く行われたのは、日頃から小学校や公民館を拠点に祭などの活動が多かった地区であった。また、情報通信技術も活用し、学びを媒介として被災地の住民が諸活動を行うことにより、災害時に力を発揮するネットワークの構築やコミュニケーションの場を提供するよう工夫する。

さらに、今回の震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもや若者達が就学困難な状況に陥ることなく、広く教育の機会を得られるよう配慮す



る。このため、被災地のニーズや実情を踏まえ、奨学金や就学支援等の支援を適切に実施していく必要がある。このことは、社会的公正性を保つ上で大きな意義を有する。また、被災地の子ども達に、被災の影響により学習面や生活面で支障が生じることのないよう、教職員やスクールカウンセラー等の適切な配置を図る。

被災地の復興に向けたより長期的な視野に立って人材を育成するためには、科学技術や国際化、情報化の進展等に対応した新たな教育環境の整備が必要である。同時に、被災地において、産学官の連携により、地域の産業の高度化や新産業創出、地元産業の復興を担う人材やグローバル化に対応した人材を将来的に育成するため、大学・高専等における人材の高度化に努め、地域への定着を図ることが必要である。

### **(3) 地域における文化の復興**

#### **① 人々を「つなぐ」地域における文化の復興**

地震と津波と原子力災害の三重苦が、東北の文化をなぎ倒した。しかし、一般に地域における文化は、順境にあってのみ育つものではない。逆境の只中に立ち尽くすことによって、地域の文化の底力は試されるのだ。たとえば、過疎地における祭りが、地域を越えた子ども世代を外から動員することによって、生き生きと蘇った例があるではないか。ここでもヒントは「つなぐ」ことにある。

かくて東北における風と水の風物詩も、逆境にあってこそ、地元はもちろんのこと、周辺ひいては全国的な支援を受けつつ、再生の兆しを見せることになる。地域における様々な文化のあり方を、国や県や市町村は、そっと後押しすることによって、地域の人々にその絆の深さを再確認させることが出来る。そして地域における文化の復興過程において人と人とは再び「つながる」ことによって、やる気を回復する。その上で地域の文化は、改めて自らのルーツや歴史的環境に思いをはせる縁（よすが）となろう。

#### **② 地域の伝統的文化・文化財の再生**

震災被害や住民避難等により維持が困難となった地域コミュニティの再生のため、「地域のたから」、「地域のこころ」である文化財の修理・修復を進めることが必要である。また、祭りなどの伝統的行事や方言の再興、保存、継承への支援を行うことが求められる。このように、地元の歴史や文化を大切にし、文化遺産を承継することにより、地域のアイデンティティの保持を図ることが重要である。また、被災した博物館・美術館・図書館などをすみやかに再建し、一層充実するよう支援することが望まれる。さらに、すみやかな復興のために、迅速な埋蔵文化財調査を可能とする体制を整備する必要がある。

#### **③ 復興を通じた文化の創造**

被災者や地域を勇気づけ、元気づけるとともに、地域の一体感を増す取組が望まれる。文化芸術活動への支援や芸術祭・音楽祭などのイベントの開催、地域におけるスポーツ活動を促進することが求められる。また、東北復活のシンボルとして、被災地において人々に夢と感動を与える国際競技大会の招致・開催も推進すべきである。

また、今回の震災に対して、著名な芸術家やスポーツ選手を始めとして多くの人々が、自発的に音楽やスポーツなどの様々な活動を通して支援を行っている。このような活動を通じて、支援する人々と被災地の人々との心の触れ合いが深まり、それが繰り返されるなかで、新しい「文化」が生まれる可能性があり、今後、このような「文化」を積極的に発展させていくことが求められる。

## (4) 緊急雇用から雇用復興へ

### ① 当面の雇用対策

雇用に関してまず急を要するのは、被災地における雇用危機への対応である。仕事を失った人が失業給付をすみやかに受け取れるようにする。その際には被災地での厳しい雇用状況に鑑み、引き続き離職要件の緩和や失業給付期間の延長等、条件の緩和も必要である。

同時に困難に直面している事業者が、できるだけ雇用を維持できるよう、雇用調整助成金の適用基準を緩和するといった弾力的な運用などが必要である。さらに既存の雇用機会維持だけでなく、新たな雇用機会創出のために雇用創出基金事業なども積極的に活用すべきである。

また、被災地の復興事業からの求人が確実に被災者の雇用にむすびつくよう留意すべきである。そのため、復興事業を担う地元自治体とハローワークが、情報共有などを通して、しっかりと連携することが重要である。さらに被災者の雇用機会を増やすために、被災者を採用した企業への助成を行うこと、加えて「日本はひとつ」しごと協議会<sup>9</sup>などを通じ、求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かい就職支援を実現することが望まれる。また、就職に必要な知識・技術の習得や職業転換のための職業訓練を充実する必要がある。その際に求人と被災者の求職が円滑に結びつくよう、ハローワークの機能・体制の強化や、しごと情報ネットによるマッチング機能拡充なども図るべきである。

### ② 産業振興による本格的雇用の創出

雇用は生産からの派生需要である。それゆえ、本格的な安定雇用は、被災地における産業の復興から生まれる。その意味で、もともとその地域の強みであった農林水産業、製造業、観光業の復興、さらには新たに再生可能エネルギーなどの新産業の導入などが、雇用復興の鍵である。これらの政策と一体となった雇用面からの支援が不可欠である。またそうした雇用を生む被災地の企業の再建や引き留め、さらには外からの誘致に取り組む政策などは、雇用復興の観点からもきわめて重要である。

復興した雇用が安定的であり、かつ労働条件の向上が期待できるものであるためには、産業復興が、より高い付加価値を生み出す方向に進化していることが必要である。その点

9 「『日本はひとつ』しごと協議会」とは、都道府県労働局を中心とした、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会。都道府県単位で全国に設置され、復旧事業の受注企業等の情報収集、復旧事業の求人のハローワークへの提出などを合意し、推進している。

で、地域の産業の高度化や新産業創出を担う人材の育成、職業訓練の充実などの取組を支援することも大切である。

第1次産業などの比率も高かった被災地では、老若男女そろって働くことが自然であるような就労体制が見られた。第1次産業に限らず、技術水準の高い中小企業などにおいても、高齢者がその能力を発揮し続ける生涯現役の雇用システムが比較的多く見られるのも特徴である。そうしたなかで、高齢のベテランから、若い人たちに技能や経験がうまく伝承されているケースもあり、そうした全員参加型、世代継承型の雇用復興を図ることも期待される。

さらに農漁村地域においては、自営の農漁業者が、兼業として観光業や製造業などに雇用労働を提供するパターンも少なくない。そうした「合わせ技」で安定的な就労と所得機会を確保することも地域によっては有効な手立てとなる。

## (5) 地域経済活動の再生

### ① 企業・イノベーション

#### 企業への支援

東北地域は、地域経済における製造業が占める割合が高い。東北地域の製造業は、国内外の製造業の供給網（サプライチェーン）のなかでも重要な役割を果たしている。今回の震災はわが国経済に大きな影響を及ぼした。

全国的に見ても、震災の復興過程で事業を再開・継続する企業は、借入依存度を高め、資本が毀損しており、これに対する対応策を講じなければならない。また、企業の事業継続のため、企業に対する資金繰り支援等を十分な規模で実施する必要がある。

#### 立地促進策

今回の震災を契機に、生産拠点を日本から海外に移転するなど、産業の空洞化が生じ、雇用を喪失するおそれがある。この点について、企業のわが国における立地環境の改善を図るため、供給網（サプライチェーン）の再生支援を含む立地促進策をとることにより、地域経済の復興とわが国産業の再生、雇用の維持、創出に積極的に取り組まねばならない。

また、今回の震災で、企業による事業継続計画策定の重要性が改めて確認された。その導入が促進されるべきである。

#### 中小企業

製造業に加え、商業・観光業など様々な分野において、中小企業は、雇用者を多く抱えるなど、経済社会において大きな役割を果たしているが、今回の震災により、深刻な影響を受けた。すでに資金繰り支援や事業用施設の復旧・整備支援等が講じられている。しかし、さらに必要とされる支援が広く行き渡るよう、十分な事業規模をもって、さまざまな支援措置が確保されなければならない。また、震災の影響による風評被害などに対応する



ため、国内外への新たな販路開拓支援に早期に取り組むことが必要である。

被災した中小企業に加え、農林水産業等の事業性ローンや住宅ローンの借入者が、今後、復興へ向けての再スタートを切るにあたり、既往債務が負担となって新規資金調達が困難となるなどの問題（いわゆる二重債務問題）が生じることが想定される。これについては、金融機関・被災者のみならず、国・自治体を含め関係者がそれぞれ痛みを分かち合い、一体となって問題の対応にあたる必要がある。過去の震災などでの取り扱いとの公平感にも留意しつつ、可能な限りの支援策を講ずべきである。

一方、地域経済や中小企業の資金繰りを支えてきた金融機関にも震災により様々な影響が懸念されている。そこで、国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能強化法の震災特例が活用されることを期待したい。

### 産業・技術集積とイノベーション

東北大学をはじめとして、多くの大学・大学病院、高専、研究機関、民間企業等が、地域における重要な知的基盤・人材育成機関として共存している。このような東北の強みを生かし、知と技術革新（イノベーション）の拠点機能を形成することが重要である。このため、被災した大学・大学病院、研究機関等の施設・設備をはじめ、教育研究基盤の早期回復を図り、より一層の強化をする必要がある。また、産学官の連携により、スピード感のある技術革新を可能にするため、中長期的、継続的、弾力的な支援スキームを構築せねばならない。さらに被災地の大学を中心に地域復興のセンター的機能を整備し、様々な地域ニーズに応えることが求められる。

これまでの実績を踏まえ、研究開発の促進による技術革新を通じて、「成長の核」となる新産業および雇用を創出するとともに、地域産業の再生をもたらし、東北に産業と技術が集積する地域を創り出すことが期待される。

東北における技術革新を通じた新産業・雇用の創出の具体例としては、以下が考えられる。

- ・三陸沿岸域を拠点とする大学、研究機関、民間企業等によるネットワークを形成し、震災により激変した海洋生態系を解明し、漁場を復興させるほか、関連産業の創出にも役立たせる。
- ・東北の製造業が強みを有する電子部品、デバイス・電子回路などの分野と、東北の大学が強みを有する材料、光やナノテク分野等の協働により、世界レベルの新規事業を興す。すでに、材料開発や情報技術分野等においては、高専における産学連携も進んでおり、より一層優秀な技術者が育成されることが期待される。
- ・地域医療を復興するため、大学病院を核とする医療人材育成システムを構築するとともに、医療・健康情報の電子化・ネットワーク化とそれを活用した次世代医療体系を構築する。また、地元企業と連携して創薬・橋渡し研究等を実施し、新たな医療産業の創出に努める。
- ・先端的な農業技術を駆使した大規模な実証研究を行い、成長産業としての新たな農業を日本全国に提案する。

## ② 農林業

### すみやかな復旧から復興へ

農地や水利施設の1日も早い復旧を目指すとともに、営農を再開するまでの間、その担い手を支援する観点から、復旧に係る共同作業を支援する必要がある。

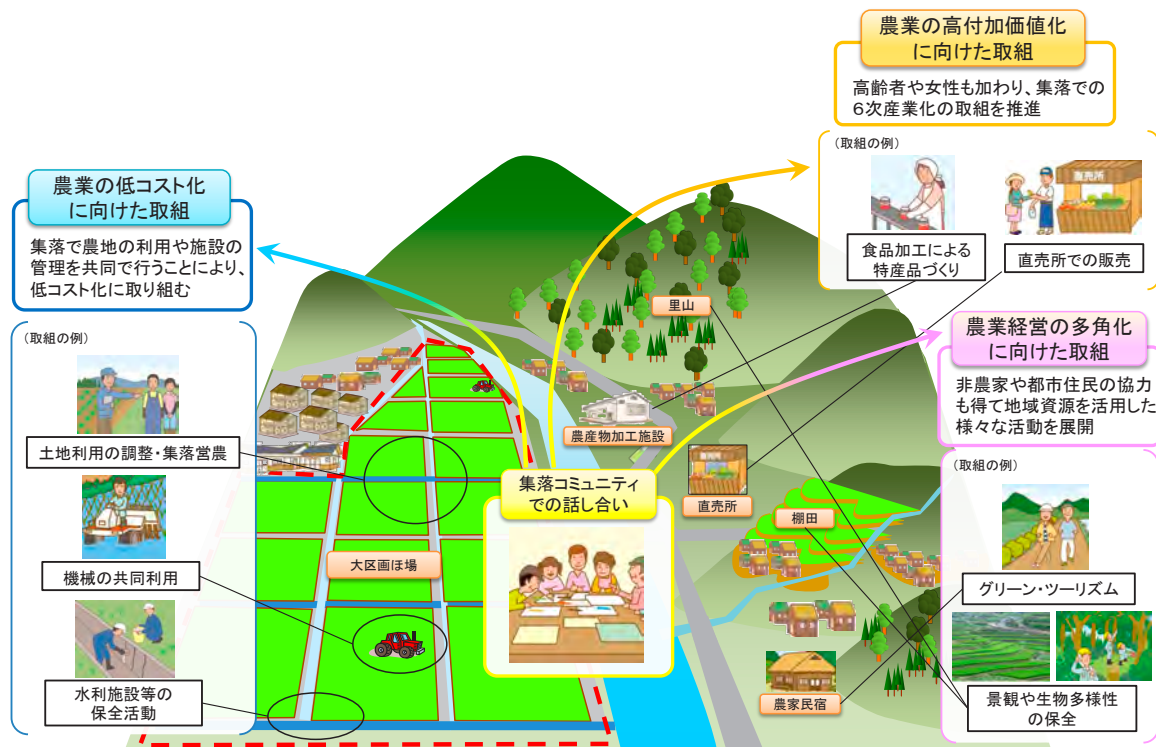
復旧の完了した農地から順に営農を再開しつつ、市町村の復興計画の検討と並行して各集落において将来計画を検討する必要がある。

### 3つの戦略

被災地は、地形、風土、文化などの実態が多様であり、それに伴って、農業復興の方向も地域により多様である。集落単位での徹底した議論を行い、地域資源を活かした農業再生の戦略を考えていく必要がある。そこで、そのような議論を促すために、地域の類型別に下記の3つの戦略を組み合わせた将来像を示す必要がある。

- a) 高付加価値化……6次産業化（第1次産業と第2次、第3次産業の融合による新事業の創出）やブランド化、先端技術の導入などにより、雇用の確保と所得の向上を図る戦略
- b) 低コスト化……各種土地利用計画の見直しや大区画化を通じた生産コストの縮減により、農家の所得向上を図る戦略
- c) 農業経営の多角化……農業・農村の魅力を活かしたグリーンツーリズム、バイオマスエネルギー等により、新たな収入源の確保を図る戦略

図表 11 農村コミュニティのイメージ



## 平野部

大規模な平野が広がる地域や集落営農が盛んな地域では、「低コスト化戦略」を中心とすべきである。

その際、「高付加価値化戦略」や「農業経営の多角化戦略」を組み合わせた地域戦略を取ることが最も有効である。集落のなかで徹底的な話し合いを行い、大規模農業の担い手を選ぶとともに集落の土地利用を再編することが望まれる。その際、その担い手に集落単位の土地をまとめて任せることで、「低コスト化」を推進すべきである。一方で、大規模化しない農業者が施設園芸に従事したり、集落で再生・誘致した食品関連産業に従事したりすることで、農地の集約化を推進できる。このように、「高付加価値化戦略」や「農業経営の多角化戦略」を組み合わせることで、「低コスト化戦略」を推進すべきである。

こうした地域の農業構造の転換を、復興事業のための集落での徹底した話し合いを契機に実現することにより、この地域が日本の土地利用型農業のトップランナーとなることを目指すべきである。

## 三陸海岸沿いほか

平地に乏しい三陸地域やすでに果実等のブランド化が進んでいる地域では、水産物などの特産物と組み合わせた「高付加価値化戦略」や、グリーンツーリズムやバイオディーゼル燃料の製造など「農業経営の多角化戦略」を適切に組み合わせた戦略を取ることが有効である。

内陸部では、地域の特性に応じ、例えば、集落営農による「低コスト化」や「高付加価値化」の戦略を組み合わせた取組を推進すべきである。

## 林業

林業の復興にあたっては、大規模合板工場などの再建を起点として、木材の安定供給を図り、被災地の復興に貢献すると同時に、持続的な森林経営を確立し、産業としての自立を目指す必要がある。このため、作業道の整備、森林施業の集約化などをより一層推進しなければならない。

復興過程で発生する木質系震災廃棄物を発電や熱利用に結び付け、木質バイオマスによるエネルギー供給の拠点を形成する必要がある。これを間伐材利用のエネルギー供給に移行することで、将来的に持続可能な林業経営・エネルギー供給体制を構築しなければならない。

### ③ 水産業

#### 水産業の重要性

全国の漁業生産量の5割を占める7道県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城および千葉）を中心に広範な範囲で大きな被害が発生した。とりわけ、日本有数の漁業地域である三陸地方の津波被害は深刻であった。

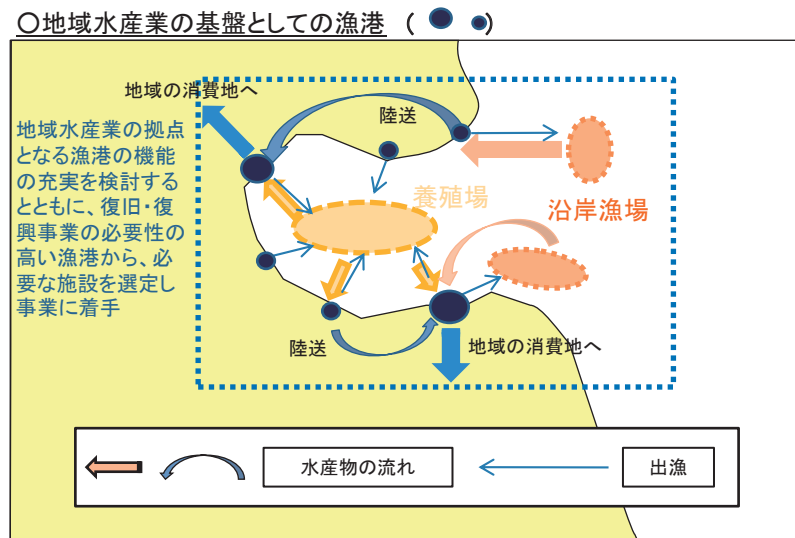
水産業は関連産業との結びつきが強く、地域経済や雇用の観点からも重要な役割を果たしている。特に、三陸地方では、拠点となるいくつかの水産都市のほか、漁業を中心に成り立っている集落が点在している。

#### 沿岸漁業・地域

沿岸漁業は、漁村コミュニティにおける生業を核として、多様かつ新鮮な水産物を供給している。小規模な漁業者が多く、漁業者単独での自力復旧が難しい場合が多いことから、漁協による子会社の設立や漁協・漁業者による共同事業化により、漁船・漁具などの生産基盤の共同化や集約を図っていくことが必要である。あわせて、あわびなどの地元特産水産物を活かした6次産業化を視野に入れた流通加工体制を復興していくことも必要である。

沿岸漁業の基盤となる漁港の多くは小規模な漁港である。地先の漁場、背後の漁業集落と漁港が一体となって住民の生産、生活の場を形成している。その復興にあたっては、地域住民の意見を十分に踏まえ、圏域ごとの漁港機能の集約・役割分担や漁業集落のあり方を一体的に検討する必要がある。この場合、復旧・復興事業の必要性の高い漁港から事業に着手すべきである。

図表 12 漁港の機能分担と今後の復旧・復興に向けて（沿岸漁業・地域）





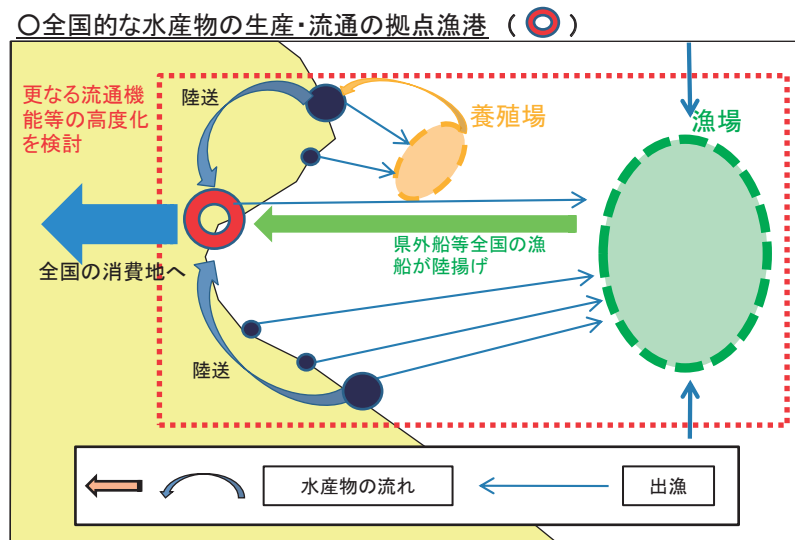
## 沖合遠洋漁業・水産基地

沖合・遠洋漁業は、水揚量や市場の取扱規模が大きいだけでなく、関連産業の裾野も広い。適切な資源管理の推進、漁船・船団の近代化・合理化を進めるなどの漁業の構造改革に加え、漁業生産と一体的な流通加工業の効率化・高度化を図ることが必要である。

関連産業との結び付きが強いことから、加工流通業、造船業などの関連産業が歩調を合わせて復興することが必要である。

沖合・遠洋漁業の基盤となる漁港は、基地港であると同時に他地域の漁船によって水揚げされた水産物や周辺の漁港からの水産物が集積される拠点漁港となっている。市場や水産加工場などをもち、水産都市を形成し、水産物の全国流通に大きな役割を果たしている。したがって、一刻も早く漁業が再開されるよう、緊急的に復旧事業を実施するとともに、さらなる流通機能などの高度化を検討すべきである。

図表 13 漁港の機能分担と今後の復旧・復興に向けて（沖合遠洋漁業・水産基地）





## 漁場・資源の回復、漁業者と民間企業との連携促進

津波により、漁場を含めた海洋生態系が激変したことから、科学的知見も活用しながら漁場や資源の回復を図るとともに、これを契機により積極的に資源管理を推進すべきである。

漁業の再生には、漁業者が主体的に民間企業と連携し、民間の資金と知恵を活用することも有効である。地域の理解を基礎としつつ、国と地方公共団体が連携して、地元のニーズや民間企業の意向を把握し、地元漁業者が主体的に民間企業と様々な形で連携できるよう、仲介・マッチングを進めるべきである。

必要な地域では、以下の取組を「特区」手法の活用により実現すべきである。具体的には、地元漁業者が主体となった法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる仕組みとする。ただし、民間企業が単独で免許を求める場合にはそのようにせず地元漁業者の生業の保全に留意した仕組みとする。その際、関係者間の協議・調整を行う第三者機関を設置するなど、所要の対応を行うべきである。

### ④ 観光

#### 地域観光資源の活用と新たな観光スタイルの創出

観光業は裾野の広い経済効果を生み、農林水産業と並び、復興を支える主要産業である。美しい海など自然の景観や豊かな「食」、祭・神社仏閣等の原文化、国立公園や世界遺産などのブランドなどの地域観光資源を広く活用して、東北ならではの新しい観光スタイルを作り上げ、「東北」を全国、そして全世界に発信することが期待される。

その際、復興の過程において、美しい景観に配慮した地域づくりを行い、観光資源とすることも重要である。また、農林水産業等の地場産業への観光の視点を盛り込み、海からのアプローチも意識した新たな観光ルートを形成するなどの創意工夫が必要である。

また、人材育成などを通じ、観光産業にかかわる者だけではなく、農林水産業などの地場産業、地域づくりNPOなど地域の幅広い関係者が「地域ぐるみ」で観光客を受け入れるような体制（プラットフォーム）を形成することが求められる。

#### 復興を通じた人の交流と観光振興

短期的には、風評被害防止のための正確な情報発信や観光キャンペーンの強化などにより、国内外旅行の需要の回復、喚起に早急に取り組むべきである。

また、震災を機に生まれた絆を大切に、復興プロセスを被災地以外の人々が分かち合うことも大切である。

## (6) 地域経済活動を支える基盤の強化

### ① 交通・物流

#### 災害に強い交通網

生活交通については、少子・高齢化、過疎化等の地域の社会動向を踏まえ、地域の復興方針と一体となり、交通施設に防災機能を付加するなど、災害に強い地域交通のモデルを構築すべきである。

また、幹線交通網については、今後とも、耐震性の強化や復元力の充実、「多重化による代替性」(リダンダンシー)の確保により防災機能を強化しなければならない。

鉄道については、防災・「減災」機能を強化しつつ、既存施設の活用が十分可能な鉄道は、被災前のルートで復旧する。他方、甚大な津波被害を受けた地域の鉄道は、現行ルートの変更も含め、まちづくりと一体的に復興しなければならない。港湾については、臨海部への企業の立地状況を踏まえ、避難体制の構築など「減災」機能の強化を図るべきである。道路については、太平洋沿岸軸(三陸縦貫道等)の緊急整備や、太平洋沿岸と東北道を繋ぐ横断軸の強化について、整備スケジュールを明確にした上で、防災面の効果を適切に評価しつつ、重点的に進めるべきである。また、高所にある道路等への緊急避難路の整備などを進めることが望まれる。

#### 物流システムの高度化

被災地の復興支援のため、まず、道路、港湾、臨海鉄道等の物流インフラの早期復旧を図る。そして、わが国の産業立地拠点としての魅力を高め、空洞化を防止するため、供給網(サプライチェーン)全体の可視化、生産・物流拠点の再配置、太平洋側と日本海側との連携など輸送ルートの多重化、外航海運の安定的な維持などを進めるべきである。

今後の災害にも備える観点から、ソフト面を強化した災害に強い物流体系である「災害ロジスティクス」を構築すべきである。すなわち、全国各地から被災地への緊急支援物資を円滑かつ的確に末端の避難所まで届けられるよう、災害時協力協定等により民間ノウハウの活用や民間物流施設の確保などを組み合わせた物流の体系を目指すものである。

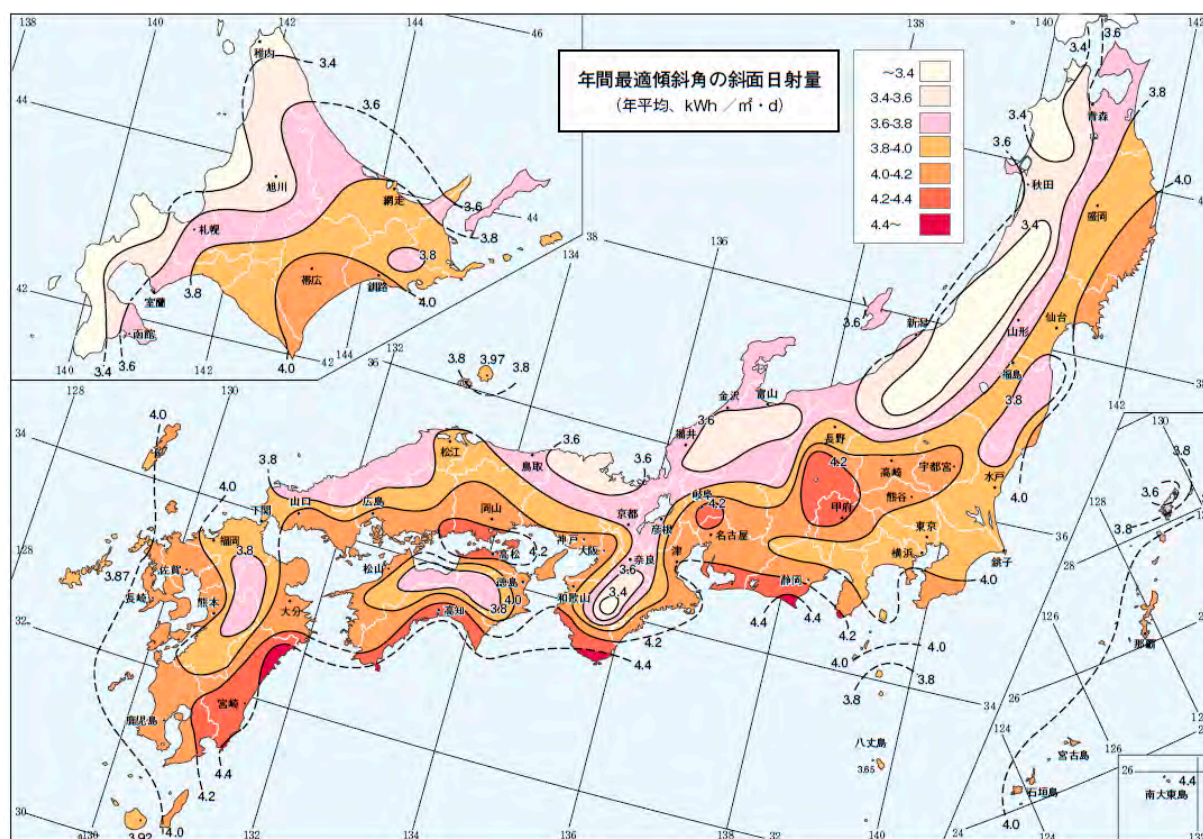
## ② 再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上

### 被災地における再生可能エネルギーの可能性

再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等）については、エネルギー源の多様化・分散化、地球温暖化対策、新規産業・雇用創出などの観点から重要である。そこで、出力の不安定性やコスト高、立地制約などの課題に対応しつつ、その導入を加速する必要がある。

東北地域は、太平洋沿岸では関東地方と同程度の日照時間を有し、気温が低く太陽光発電システムの太陽光パネルの温度の上昇によるロスが小さいため、太陽光発電に適している。さらに、地熱資源や森林資源・水資源も豊富に存在しており、地熱発電やバイオマス、小水力発電等の潜在的可能性も高い。また、東北地域には、全国的に見ても風況が良い地点が多く、風力発電の潜在的可能性が高い。

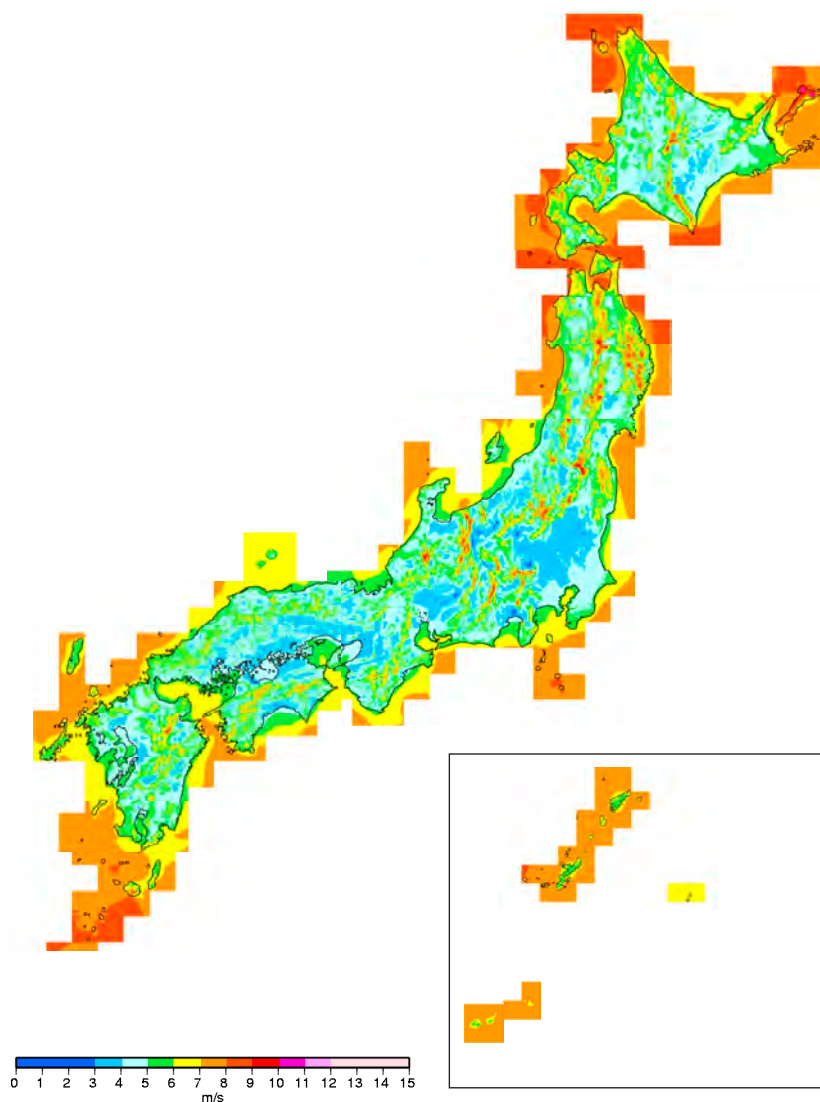
図表 14 年間最適傾斜角の斜面日射量



(出典) 「NEDO太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン」



図表 15 局所風況マップ



(出典) NEDO 「風力発電導入ガイドブック (2008年2月改訂第9版)」

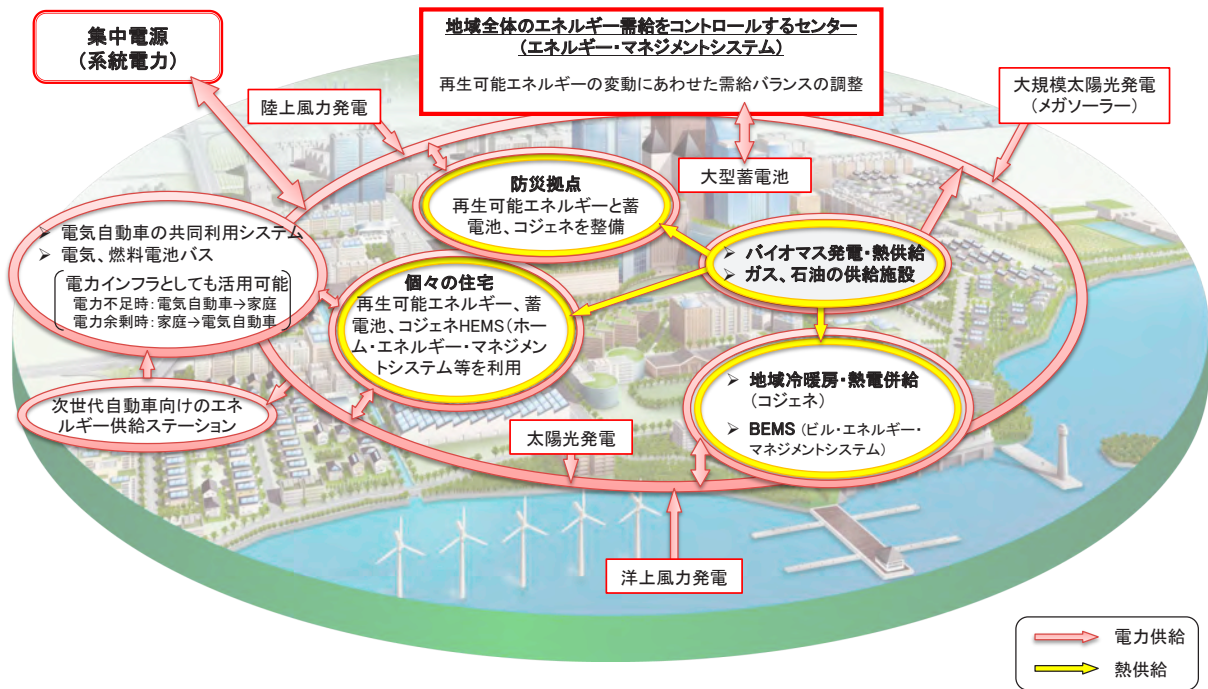
### 地域自立型エネルギーシステム

被災地におけるインフラの再構築にあたっては、先端的な自立・分散型エネルギーシステムを地域特性に応じて導入していくことが必要である。そのシステムは、まず、省エネルギーシステムの効率的な活用、次いで、再生可能エネルギーなど多様なエネルギー源の利用と蓄電池の導入による出力不安定性への対応、さらにガスなどを活用したコジェネ（熱電併給）の活用を総合的に組み合わせたものである。

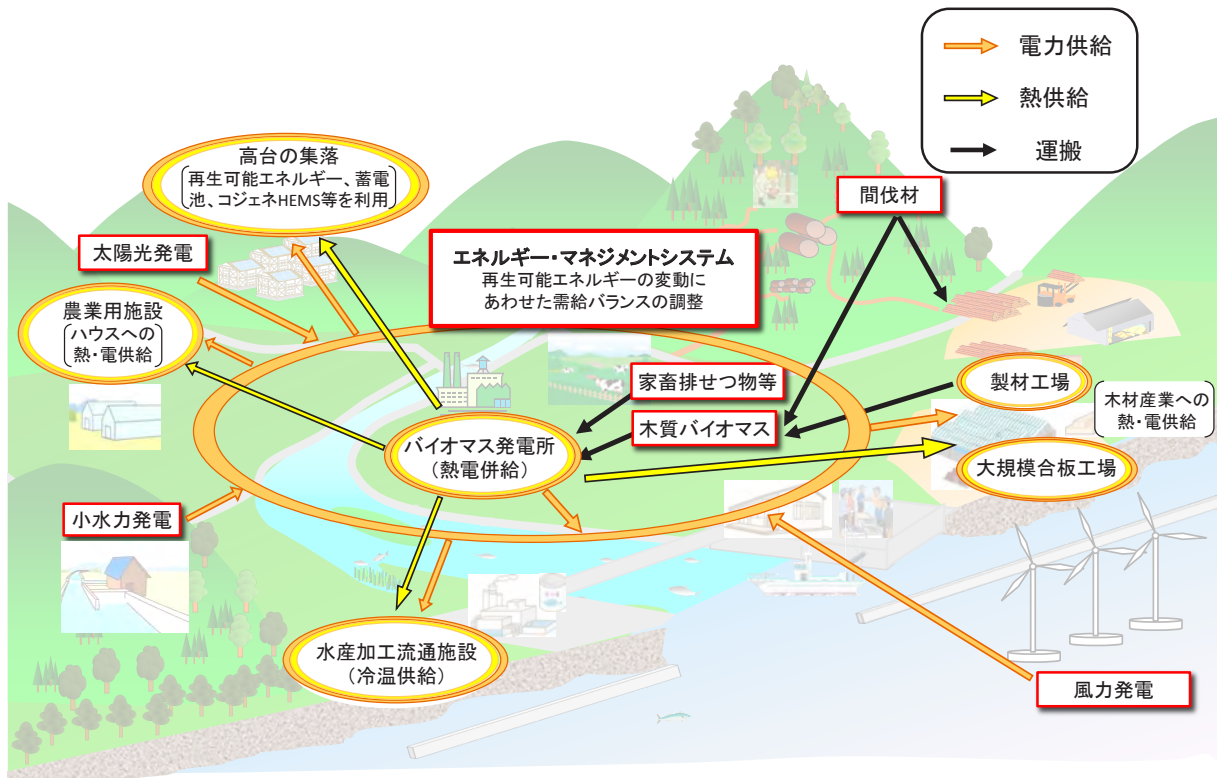
こうした自立・分散型エネルギーシステム（スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジ）は、エネルギー効率が高く、災害にも強いので、わが国で長期的に整備していく必要がある。そこで、被災地の復興において、それを先導的に導入していくことが求められる。

地域の復興・再生において、防災、地域づくりなど、他の計画と並行して一体的に進めることがより効果的である。

図表 16 スマートコミュニティ



図表 17 スマートビレッジ



## 産業としての再生可能エネルギー

再生可能エネルギー・システムの設置・導入は、復興過程において、まず、新たな雇用の創出に寄与する。そして、装置・システムの生産も、産業派生効果が高い電気機械産業のウエイトが全国と比べて高い東北地域の産業の成長に寄与する。したがって、誘致支援などにより、これらの関連産業の集積を促進しなければならない。

### ③ 人を活かす情報通信技術の活用

人と人をつなぐ情報通信基盤に大きな被害が生じており、次世代の発展につながるようにその復旧を進めるべきである。特に、震災発生後、携帯電話が非常につながりにくい状態となったことから、そうした状況を改善するような取組を進めるべきである。

復興に際しては、多様なメディアを活用し、地理的に離れて避難している住民も含む被災者に対する正確で迅速な支援情報の提供をまず行うべきである。さらに、被災地の地方公共団体と地域住民が円滑にコミュニケーションを行える環境を確保すべきである。これにより、多くの被災者・住民が復興の過程に自由に参加できるようになって、地域コミュニティが再生されることが期待できる。

また、復興の進捗状況をインターネットで閲覧できるWebサイトによる政策の「見える化」や、利用しやすい形での政府保有データの提供、内外に向けた正確な情報発信等を進めることが必要である。

さらに、行政をはじめ、医療、教育等の地域社会を支える分野のデータが震災により滅失したことを踏まえ、これらの分野において、情報の一層のデジタル化を進め、クラウドサービス<sup>10</sup>の導入を強力に推進すべきである。

さらに、情報通信技術の利用・活用を進め、地域医療や医療・介護の連携強化のための情報共有や、農林水産業の6次産業化、中小企業の再建・販路拡大など、震災で打撃を受けた地域の産業の再生・創出に取り組むべきである。

これらの取組は、一体的に行われてこそ、その効用が最大限に発揮される。それと同時に、これにより、被災地における人と人との絆が確保され、情報通信技術を活用する能力が向上することを通じて、被災地の人々が情報通信技術を使いこなし、復興の主役となることが望まれる。

10 「クラウドサービス」とは、「どこからでも、必要な時に、必要なだけ」、インターネットなどを經由して、様々なコンピュータの資源を利用することができるサービスをいう。

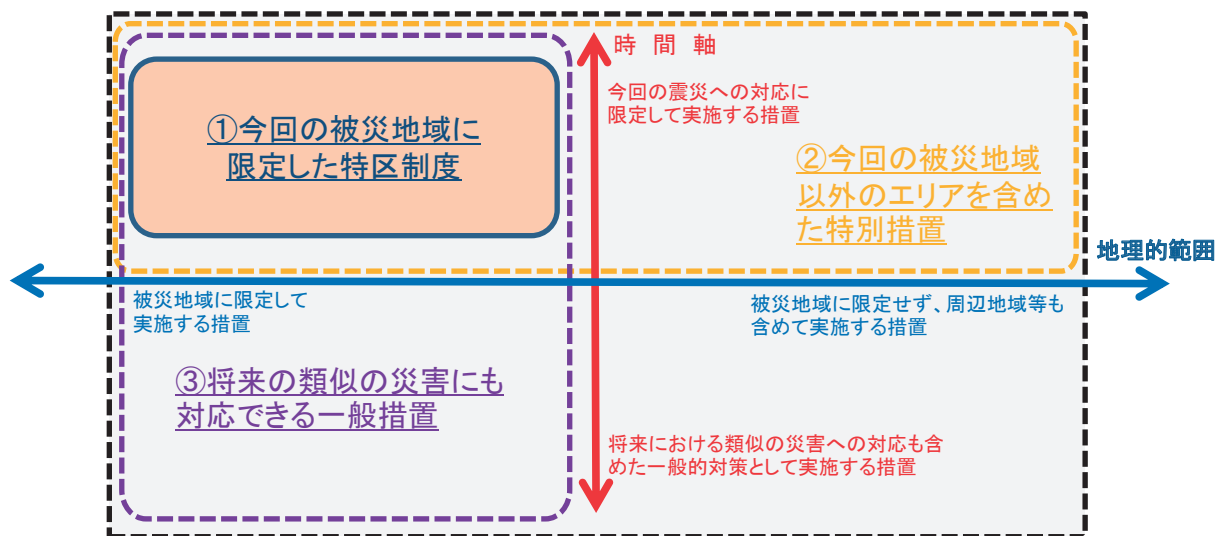
## (7)「特区」手法の活用と市町村の主体性

地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出などによる被災地経済の再生のため、市町村の能力を最大限引き出すことが求められる。

今回の復興においては、民間の資金・ノウハウを活用しつつ、きめ細かい支援措置を行うため、地方分権的な規制・権限の特例、手続きの簡素化、経済的支援など、必要な各種の支援措置を具体的に検討し、区域・期間を限定した上で、これらの措置を一元的（ワンストップ）かつ迅速に行える「特区」手法を活用することも有効である。

また、復興の主体である地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、効率性や透明性を確保しながら真に復興に役立つ事業を進めることが求められる。このため、新しい地域づくりなどへの対応とあわせ復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金の仕組みが必要である。また、地域において、これまでの震災時の事例や民間寄付金の活用事例も参考にしながら、国や県の支援を受けつつ、現行制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施を可能とする基金の設立を検討すべきである。

図表 18 「特区」手法のイメージ





## (8) 復興のための財源確保

財源の議論なくして復興は語れないし、復興の姿なくして財源の議論も語れない。未曾有の被害をもたらした今回の震災からの復興を考える時、この考えが基本となる。

今回の大震災では、津波により多くの公共施設が破壊され、負債のみが残された。甚大な被害を被った地方公共団体も多数に上る。こうしたなか、地域においてはそれらの再建が切望され、復興のための多くの資金が必要とされている。一刻も早い復興のため、国民への説明責任と透明性を確保しながら、復興に真に役立つ必要な施策を、被災地の要望に基づき丁寧に積み上げ、すみやかに実施しなければならない。同時に、施策を示すだけでなく、そのための財源についても明確な考えを示すのが責任ある態度である。

わが国の財政を巡る状況は、阪神・淡路大震災当時よりも著しく悪化し、社会保障支出の増加等による巨額の債務も、これからの世代に負の遺産として残されている。さらに、わが国の生産年齢人口は今後10年で1割も減少するなど大幅な減少が見込まれており、次の世代の一人あたりの負担には著しい増加が見込まれている。海外の格付会社も、復興のあり方とわが国の財政健全化の取組に懸念を示している。

こうした状況に鑑みれば、復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担の分かち合いにより確保しなければならない。政府は、復興支援策の具体化にあわせて、既存歳出の見直しなどとともに、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、基幹税を中心に多角的な検討をすみやかにを行い、具体的な措置を講ずるべきである。この点は、先行する需要を賄う一時的なつなぎとして「復興債」を発行する場合には、日本国債に対する市場の信認を維持する観点から、特に重要である。

国・地方をめぐる厳しい財政状況が続くなか、今回の災害により被災した地方公共団体は財政力が低い団体が多く、役場機能を含むまち全体が壊滅的な打撃を受けた市町村も多数に上る。今後、これらの地方公共団体において、復興のための事業を本格的に展開していけば、国費による支援が講じられてもなお、地方の負担が生じることが見込まれる。これらの臨時的な需要に対応しうよう、地方の復興財源についても、上記の臨時増税措置などにおいて確実に確保するべきである。そのなかで、被災地以外の地方公共団体の負担にいたずらに影響を及ぼすことがないように、地方交付税の増額などにより確実に財源の手当てを行うべきである。

なお、税財政資金とは別に、民間資金の活用が可能なものとして、資金の償還が可能で有償資金の活用が期待できる分野や、就学支援など、民間・個人の自発的な資金援助との連携が期待できる分野などが考えられる。そうした分野の範囲や資金規模には限りがあることに留意した上で、その積極的な活用を検討する必要がある。



## 第3章 原子力災害からの復興に向けて

### (1) 序

原子力災害の大きさと広がりには、底知れぬ恐怖がある。そして人々は、「戦後」を刻印したヒロシマ、ナガサキの原爆と、「災後」を刻印しつつあるフクシマの原発とを一本の歴史の軸の上に、あたかもフラッシュバックされる映像のように思い浮かべる。今回の地震と津波被害を起こりえないものとして、考慮の外に追いやっていたのと同様の思考のあり方が、ここにも見出せる。

いや、人々は原子力については、ことさら「安全」神話を聞かされるなかで、疑う声もかき消されがちであった。原発事故を起こりえないものとした考え方は、その意味では、地震や津波災害の場合よりも、何か外の力が加わることによっていっそう閉ざされた構造になっていたのだ。

今、人々は進行中で収束をとげぬ原発事故に、どう対処すべきか、思いあぐねている。今回の地震と津波の災害に対し、「減災」という対応方式が直ちに認知されたことと、それは対照的と言わざるをえない。ある型に回収されるような事態ではないからだ。パンドラの箱があいた時に、人類の上にとあらゆる不幸が訪れたのと類似の事態が、思い浮かぶ。

しかし、パンドラの箱には、たったひとつ誤ってしまわれていたものがあつた。それは何か。「希望」であつた。それから人類はあらゆる不幸の只中であつて、この「希望」を寄りどころにして、苦しい日々をたえた。「希望」—それは原発事故に遭遇したフクシマの人々には、まだ及びもつかぬ、とんでもない言葉かもしれぬ。しかしここでもまた人と人を「つなぐ」意味が出てくる。原発事故の被災地のなかに「希望」を見出し、あるいは「希望」をつかむことは、被災地内外の人と人を「つなぐ」糧となりうる。いや人は人とつながることによってこそ、「希望」の光のなかに、明日のフクシマを生きることになる。

だから、フクシマの復興は、「希望」を抱く人々の心のなかに、すでに芽吹き始めているに違いない。

図表 19 「計画的避難区域」および「緊急時避難準備区域」



## (2) 一刻も早い事態の収束と国の責務

---

今回の大震災からの復興は、原発被災地の復興を抜きにして考えることはできない。復興に向けた大前提は、国が責任を持って、一刻も早く原発事故を収束させることである。

国は、原子力災害の応急対策、復旧対策、復興について責任を持って対応すべきである。

また、今回の原発事故の原因究明とその影響の評価、事故対応の妥当性の検証を、国際的な信認を得られるよう徹底的に行うべきである。

## (3) 被災者や被災自治体への支援

---

被災者（含む事業者）への賠償を迅速、公平かつ適切に行い、また、当面の必要な資金についてもすみやかに仮払いが行われるべきである。

そのための法的枠組みとして、「原子力損害賠償支援機構法案」の早期成立を図るなど、国が最後まで意を用いていくべきである。さらに、原発事故による風評被害に苦しむ事業者が雇用を維持するための支援を行うべきである。

各地に避難した被災者が故郷に戻れない現状では、地域コミュニティの維持のためには特別な施策が必要である。避難区域の設定により移転を余儀なくされた地方公共団体の住民に対する行政サービス機能の維持に向けて、制度的・財政的な対応が重要である。

## (4) 放射線量の測定と公開

---

原子力災害に関して、科学的根拠を持った一次データの公開など、正確な情報発信や継続的な情報開示により、福島県民、ひいては国民全体に安心と信頼を与えるとともに、日本に対する国際的信頼感を回復させることが重要である。

そのためには、すみやかに、放射線量のモニタリングを、全国統一的な方針・基準により、一元的かつ計画的・継続的に行うことが必要である。

## (5) 土壌汚染等への対応

---

放射性物質で汚染された廃棄物や土地の早期の処理や、浄化に向けて取り組むべきである。その際、汚染状況などの専門的・継続的な把握だけでなく、一元的な情報の集約と提供を図る必要がある。

放射性物質の除去については、知見が十分に得られていない状況にあるため、関係研究機関の叡智を結集させて、現場レベルでの実証を行いつつ、除染に関する手法を早期に確立し、これを着実に実施すべきである。



## (6) 健康管理

住民の放射線に対する不安を払拭するために、国の支援のもと、健康管理の問題に早急に着手するとともに、健康維持に関する施策を継続的に実施すべきである。

さらに、放射性物質による汚染が健康にどのような影響を与えるかを長期的に調査し、今後の医療のあり方を検討の上、放射線の影響に関する長期的健康管理や最先端の研究・医療を行う施設等を福島県に整備すべきである。

## (7) 復興に向けて

福島県は、地域の再生・復興を図る上で極めて困難な条件下に置かれる。原子力災害からの復興に対応する国の態勢の一元化や必要となる法整備を含め、長期的視点から、国が継続して、責任をもって再生・復興に取り組むべきである。

なお、地域の再生・復興にあたっての専門性の高い議論の必要性や長期的視点の必要性等から、政府においては、復旧の状況を勘案しつつ、原子力災害に絞った復興再生のための協議の場を設けるべきである。

福島県においては、放射性物質による汚染を除去する必要がある。大学、研究機関、民間企業等の協力の下、内外の叡智を結集する開かれた研究拠点を形成する。そこでは、環境修復に関する国際的にみて最先端の取組を推進することが重要である。

また、福島県に医療産業を集積し、世界をリードする医薬品・医療機器・医療ロボットの研究開発、製造拠点とするため、「特区」手法を活用する。そのなかで、産学連携で最先端の医薬品・医療機器の研究開発を実施するとともに、先端的な医療機関を整備する。

さらに、復興にあたって、原子力災害で失われた雇用を創出するため、再生可能エネルギー関連産業の振興は重要である。福島県に再生可能エネルギーに関わる開かれた研究拠点を設けるとともに、再生可能エネルギー関連産業の集積を支援することで、福島を再生可能エネルギーの先駆けの地とすべきである。

原発被災地の復興プロセスは、他の被災地よりも長期的に見据える必要がある。「福島の大がよみがえるときまで、大震災からの復興は終わらない」という認識を国民全体で共有すべきである。

## 第4章 開かれた復興

### (1) 序

開かれた復興のイメージは、復興が被災地に止まらず、むしろ被災地における様々な創造的営みが日本全国に、ひいては世界各国に広がっていくことにある。成熟した先進国家における災害からの復興過程は、世界各国の人々が生き抜く一つの強力なモデルになりうる。

しかも、「ボランティア」、「共助」、「社会的包摂<sup>11</sup>」、「新しい公共」といった言葉が、今まさに生じつつある実態を指し示している。個人や社会の利益、さらには国境をこえた新たな社会貢献のあり方が、鮮明になってきている。

ここでもまた、共通して「つなぐ」ことの意味が含まれている。人と人がつながるなかで、これまで排除され「居場所と出番」がなかった人々にも、つながる契機がでてきたのだ。ボランティア活動の質量双方における飛躍的向上も、ボランティアと被災地をつなぐボランティアの登場によって可能となった。

災害の記憶や映像や記録を後世に残していくアーカイブの活動も、復興過程に「希望」を見出すことに連なる。人は自らの災害体験を語ることによって、既知の人のみならず、未知の人とつながっていく。しかも、そこには記憶を紡ぎ出してくれる人が存在する。ここでもまた、人は人と幾重にも「つなぐ」行為を繰り返している。

### (2) 経済社会の再生

#### ① 電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し

製造業の海外移転による空洞化、海外企業の日本離れを防ぐため、電力の安定供給の確保を優先度の高い問題として取り組まなくてはならない。

そのためにも、原発事故の原因究明とその影響の評価、事故対応の妥当性の検証を、国際的な信認を得られるよう行うことを徹底する。その上に、新たな安全基準を国が具体的に策定すべきである。

エネルギー戦略の見直しにあたっては、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー対策、電力の安定供給、温室効果ガス削減といった視点で総合的な推進を図る必要がある。このため、全量買取制度<sup>12</sup>の早期成立・実施が不可欠である。また、出力安定化<sup>13</sup>

11 「社会的包摂」とは、地域や職場、家庭でのつながりが薄れ、社会的に孤立し生活困難に陥った人々を、もう一度社会の中に包摂しようという政策理念である。

12 「全量買取制度」とは、事業者が再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が全量買い取る制度である。

13 「出力安定化」を求めるのは、太陽光・風力発電等は天候・気象条件次第で出力が不安定なためである。

のための蓄電池導入など再生可能エネルギー導入対策や省エネルギー対策を講じるべきである。中長期的には、効率の良い再生可能エネルギーや省エネルギー技術に関する革新的技術開発の取組により、抜本的な発電効率の向上やコスト低減に取り組む必要がある。

### ② 生涯現役社会と高付加価値産業の創出

今回の大震災は、わが国の経済社会の構造変化を背景とする経済停滞のなかで生じた危機である。震災を契機に、生産拠点を日本から海外に移転するなど、産業の空洞化が加速化するおそれがあり、国内の立地環境の改善が急務である。被災地の復興とともに、日本経済の再生に同時並行で取り組む必要がある。

もともと、日本は世界に類を見ない高齢化に対応して、働く意思と仕事能力のある人は年齢にかかわらず、その能力を発揮できる生涯現役社会を目指すべき状況にあった。その意味で、この地域に生涯現役の雇用モデルを構築することは、将来の日本のあるべき姿を先取りすることにもなる。つまり被災地の復興モデルが日本全体の将来を先導することになるのである。また、被災地が発展することで、地域間格差是正のモデルを示すことにもなる。

被災地の経済は、震災前から必ずしも好調であったわけではない。過疎化が進行し人口減少社会の抱える問題が先駆的に表れていたのがこの地域であった。その上に襲った震災の衝撃は激烈であったが、力強い復興をきっかけに、状況を逆転していく意気込みが求められる。それを解く鍵の一つが、生涯現役社会の実現である。

こうして実現された元気な日本経済は、高付加価値を目指す生産性向上によって支えられる。そのためには、産業・技術の集積はもとより、時代を先取りした生活様式をブランド化することによって、関連産業を活性化することが重要である。たとえば、先進国の観光は、生活の豊かさへのあこがれによって支えられる。地元の風土に合い、人々のセンスに合った衣食住を整えるための製品が、そうした観光に訪れる人々によって地域外にもたらされるとき、それらの製品はブランドとなる。縄文以来の伝統に支えられた東北地方には、そうした新しい生活様式を生み出す素地がある。

高齢化にもかかわらず、また災害に襲われたにもかかわらず、不死鳥のごとくよみがえるであろう日本経済の姿は、これから高齢化が進行するアジア諸国のモデルとなりうるものである。復興が復旧と異なるのは、こうした発展戦略によって、日本経済の活性化を目指すところにある。危機を機会に変える積極的な取組が求められる。

### ③ 復興を契機として日本が環境問題を牽引

環境問題は世界共通の課題である。復興にあたっては、世界の先駆けとなるような持続可能な環境先進地域を東北に実現することで、日本が環境問題のトップランナーとなることが期待される。

東北に豊富に存在する再生可能なエネルギー資源を活用して災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの導入を先駆的に始めることは、低炭素社会の実現にもつながり、他の地域における取組に刺激を与え、加速させる。

また、自然の持つ防災機能や、森・里・海の連環を取り戻すための自然の再生、すばらしい風景の観光資源としての活用などにより、自然環境と共生する経済社会を実現すべき

である。このとき、地域に根ざした自然との共生の智慧が大きな意味を持つ。

さらに復旧・復興の過程で発生する大量の廃棄物を徹底してリサイクルするほか、製造業とリサイクル産業をつなぐ先進的な循環型社会を形成することを目指すべきである。こうしたリサイクルの実践は日本の得意とするところであるが、今回の復興を契機としてさらに高い段階に達することが望まれる。

### (3) 世界に開かれた復興

今回の大震災においては、米軍をはじめとする国際的支援が大きな役割を果たし、われわれは大きな感謝の念を抱いた。このような世界から示された共感を基盤に、わが国は、力強いすみやかな復興を進め、さらに魅力的な国として再生しなければならない。震災により、国際的な供給網（サプライチェーン）が大きく傷ついたことは、わが国と世界との深いつながりを内外の人々にあらためて気づかせた。そこで、わが国は、国際社会との絆を強化し、内向きでない、世界に開かれた復興を目指さなければならない。

#### ① 日本再生に関する内外の理解促進

今回の大震災は、科学技術の限界を再認識させるとともに、震度7の激震でも倒壊しない建築物や脱線しない新幹線の例に見られるように、科学技術の重要性も示した。

原発事故の一刻も早い収束を前提としつつ、科学的根拠を持った一次データの公開など、正確な情報発信や継続的な情報開示により、風評被害の払拭に努めるべきである。

復旧・復興過程の進捗、日本産品や日本への渡航の安全性について、海外に対する的確かつ迅速な情報発信を、これまで以上に積極的かつきめ細やかに行う必要がある。

また、世界から人々を呼び寄せることにより、安全・安心な国、確かなものづくり、高度な科学技術といったわが国が持つ魅力を再び強調し、「クールジャパン」を推進するなどにより、日本ブランドの信頼性を回復することが望まれる。

震災を機に生まれた世界の人々とのつながりを維持・発展させるため、被災地と諸外国が青少年の交流や経済活動などの分野で、交流を進めることが重要である。このため、被災地と諸外国の要望を一元的に調整する仕組みを構築するほか、教育機関に国際性をもたらす外国人留学生に対して、適切な災害情報を提供するなど支援を強化する。

#### ② 世界に開かれた経済再生

復興には、諸外国のさまざまな活力を取り込むことが必要である。

そのための一つの手立ては、外国からの投資促進である。特に、国際的にも魅力的な環境を整備することにより、国際的な企業が、わが国に研究開発拠点やアジア本社機能を設置することを促進することが望まれる。

震災を契機に外国人研究者や技術者の日本離れが懸念される。優れた技術・知識を有する外国人へのポイント制活用による出入国管理上の優遇制度<sup>14</sup>の導入や雇用・生活環境

14 「ポイント制活用による出入国管理上の優遇制度」とは、職歴や研究実績等をポイント化し、一定のポイントを取得した外国人に対し、在留期間の延長といった優遇措置を付与するものである。



の整備を推進し、わが国の活力となるべき外国人の受け入れを促進する。

同時に、日本製品の市場を、日本国内のみならず、アジアをはじめ世界に広く求めていかなければならない。引き続き自由貿易体制の推進により、日本企業および日本製品の世界における平等な競争機会の確保に努めるほか、被災地製品の海外での販路拡大を図ることによって、被災地の雇用の創出や経済の発展を促進する。

## (4) 人々のつながりと支えあい

### ① 地域包括ケアと社会的包摂の推進

東日本大震災からの復興は、社会保障制度と深く関わる。震災後、被災者が支え合う姿、全国からのボランティアが支援する姿は、「人々の絆やつながり」という日本人と日本社会にある底力を再認識させた。

「共助」を軸にした新たな包括支援・参加保障の仕組みを構築することは、これからの日本社会を作り出すことにつながる。

被災地において、地域包括ケアを中心に据えた体制整備が人々の支えあいで行われることにより、保健・医療、介護・福祉サービスが一体的に提供される。このことは、少子高齢化が進む日本社会において、将来にわたって、大きな励みとなるものであり、様々な人々の交流により構築されるモデルが日本全国に広がることを期待したい。

被災者の生活再建と被災地の復興に向けた様々な課題に対応し、復興を目指すには、被災者や地域コミュニティが、その力を最大限発揮できるようにすることが必要である。また、地域をこえた緩やかな絆が復興過程を通じて日本全体に広がることも期待される。

復興に際しては、声を出しにくい人々にも配慮することで、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行うべきであり、その理念に基づく諸施策を推進すべきである。

たとえば、これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない。こうして、「居場所と出番」を持てるようにすることで、これまで届くことのなかった声なき声が地域コミュニティに反映され、地域の活力が高まることが望まれる。被災地の復興において、このような社会的包摂が実現することで、新しい人々のつながりが現実化し、新たな日本社会の発展につながることを期待したい。

### ② 復興と「新しい公共」

今回の大震災では、多数のボランティアが活動を行っている。また、国内外から多額の義捐金・支援金が集まるなど、国民の間に助け合いの機運が高まっている。

阪神・淡路大震災では、それまでボランティア活動に縁がなかった人々もボランティアとして全国から駆け付け、様々な救援活動を行い、「ボランティア元年」と呼ばれた。その後、各地で発生した災害でも、多くのボランティアが救援活動を行っている。

今回の大震災では、災害支援関係のNPO・NGOの全国横断的なネットワークの発足、被災地への後方支援活動の実施、県・災害ボランティアセンター・自衛隊・政府現地



対策本部による「被災者支援4者会議」の定期開催など、これまでの震災とは異なる新しい動きがあり、NPO、ボランティア活動が一段高い水準に達したことを示した。

今後、被災地の復興および日本の再生を進めていくにあたっては、身近な分野で多様な主体が共助の精神で活動することが重要である。こうした動きを後押しし、「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、活動現場からの視点に立ち、制度・仕組みの構築等に取り組む必要がある。これによって、国民一人ひとりに居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会を目指すべきである。

## (5) 災害に強い国づくり

### ① 震災に関する学術調査

今回の大震災は、わが国の歴史においても、また、世界史的にも稀な巨大災害であった。したがって、今後の防災対策を検討するため、東日本大震災について、各分野において詳細な調査研究を行うことが極めて重要である。

その際、地震・津波の発生メカニズムの分析や、防潮堤等構造物の効果、防災教育・訓練等ソフト対策の効果など、これまでの防災対策の長短あわせた再検証等が必要である。これに加え、避難行動など被災者が有する情報は、今後の教訓として重要である。さらに、被災者の心情や調査回数、個人情報保護の観点等に十分配慮しながら、被災者に対する聞き取りなどを実施することが重要である。

また、現在、各機関が様々な調査研究を実施・予定しているが、それらを有機的に連携し、総合的な調査となるような配慮が必要である。その調査結果については、研究者をはじめ広く一般にもアクセス可能で海外にも開かれたデータベース等を構築することが求められる。

今回の震災の経験を踏まえ、地震・津波災害と大震災からの復興過程に関する国際共同研究を推進すべきである。

### ② 今後の地震・津波災害への備え

わが国はプレート境界部に位置し、甚大な被害をもたらす地震・津波は、全国どこでも発生する可能性がある。また、沿岸低地部に人口や資産が集中しており、津波による被害を受けやすい状況となっている。地震・津波の大きなリスクの存在を再認識し、被災した場合であっても、これをしなやかに受け止め、経済活動をはじめ諸活動が円滑に行われていくような災害に強い国づくりを進めるべきである。こうした「減災」の考え方に基づく国づくりは、日本の一つの強みとなる。

国は、被害想定のある方と地震・津波対策の方向性を提示し、防災基本計画の見直し等に反映することが必要である。特に、今世紀前半の発生が懸念され、大きな津波を伴うことが想定される東海・東南海・南海地震への対策については、今回の教訓を踏まえ、新しい対策の方向性を示す必要がある。また、同じく発生が懸念される首都直下地震については、日本のみならず、世界への影響も十分考慮して、対策を強化するべきである。加えて、地震・津波の観測体制の強化、津波予報のあり方等の検討を図るべきである。

大規模な災害においては、国や地方公共団体が行う「公助」、国民一人一人や企業等が自ら取り組む「自助」、地域の人々や企業、団体が力を合わせて助け合う「共助」が、ともに重要である。少子高齢化、グローバル化の進展等を踏まえ、高齢者、外国人などの災害時要援護者への配慮も重要である。その際、災害発生時に治安上の問題が生じないように、住宅、店舗等の防犯対策など、犯罪の起きにくい地域づくりを推進する。また、今回の救援活動における警察、消防、海上保安庁、自衛隊などの役割の大きさを踏まえ、国と地方公共団体との連携強化も重要な課題である。

### ③ 防災・「減災」と国土利用

今回の大震災のように未曾有の大災害が生じた場合でも、わが国全体としての経済社会活動が円滑に行われるよう、国土利用のあり方そのものを考えねばならない。その際には、「減災」という考え方に基づいて、生命・身体・財産を守る安全面に十分配慮する必要がある。

そのため、防災拠点の整備とともに、広域交通・情報通信網、石油・ガスなどのエネルギー供給網や施設、上下水道などの社会基盤について、施設そのものの防災対策の強化と同時に、これらのルートの多重化が必要である。また、産業の空洞化を防止する上でも、災害に強い供給網（サプライチェーン）の構築を図ることが不可欠である。

国土の防災性を高める観点から、首都直下地震の可能性などを考慮し、各種機能のバックアップのあり方、機能分担・配置のあり方など広域的な国土政策の検討が必要である。

### ④ 災害の記録と伝承

わが国は、過去、幾度となく災害を経験し、その度ごとに、その教訓を活かし、防災対策を強化してきた。一方、特に歴史上数少ない災害については、時間の経過とともにその教訓は、忘却され、風化しやすい面もある。今後、同様の被害を起こさないために、地域・世代を超えて今回の教訓を共有化することが必要である。

今回の大震災時における日本人の態度に対し、海外において賞賛する報道も少なくない。そこで、海外からの大きな支援を受けたわが国にとり、今回の教訓を国際公共財として海外と共有することが必要である。こうして、防災・「減災」の分野で国際社会に積極的に貢献していくことは、わが国が今後果たすべき責務である。復旧・復興過程での教訓を活かして、アジアをはじめとする途上国の人材を育成するなど、人の絆を大切にしたい国際協力を積極的に推進すべきである。その観点から、被災地における国内・国際会議の開催・誘致を検討しなければならない。

地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓について、中核的な施設を整備した上で、地方公共団体や大学など地元との十分な連携を図り、さらに官民コンソーシアムを活用した保存・公開体制をつくり出すべきである。また、原資料、津波災害遺産などを早期に収集し、国内外を問わず、誰もがアクセス可能な一元的に保存・活用できる仕組みを構築することが重要である。その際、関係する資料・映像等のデジタル化にも取り組み、新しい情報通信技術を用いたフィールドミュージアムの構築も推進すべきである。

そして、この大震災を忘れないためにも、多くの人々が参加し、地元発意のもと、地域特性に応じた樹種を選定して、「鎮魂の森」を整備することが望まれる。

### III

## 結び

人と人をつなぐことで、復興過程は満たされていく。しかし復興は一様に進むわけではない。人の人生と同じく山あり谷ありである。復興の初期において注目すべきなのは、この国には困難の後に、必ずや「復興バネ」とも言うべきものが働くということである。茫然自失と悲哀の最中であって、「まずはこれをせねば」という具体的目標が設定された時、この国の人々はまなじりを決して勢いよく立ち上がる。そして一心不乱に復興の実現に寄与していく。ふと気づくと当初の「悲惨」から再生への過程のなかで「希望」のあかりがあたりを照らし出しているではないか。

復興が苦しいのもまた事実だ。耐え忍んでこそと思うものの、つい「公助」や「共助」に頼りがちの気持が生ずる。しかし、恃むところは自分自身との「自助」の精神に立って、敢然として復興への道を歩むなかで「希望」の光が再び見えてくる。だから自ら人とつなぐはよし、いつのまにやら人とつながれていたでは悲しい。復興への苦闘のなかでこそ、人は主体性を取り戻し、そこに「希望」を見出していくのだから。

こうして見出された「希望」は、この国の若い世代に積極的なメッセージとして発信されねばならない。それは復興への参加を通じて、この国に住み続け、この国をよくしようと思える何らかの果実が、若い世代の心のなかに生まれることだ。この国が好きだ、この国と「共生」しようと思ってくれるか否か。復興の先に、若い世代を主体とするこの国の姿を見出したい。

のど元過ぎれば熱さ忘れるという格言がある。「災後」の「減災」の考え方が、この国に定着するかどうか。かつて地震学をも研究した寺田寅彦はこう言った。関東大震災から12年たった時のことだ。「いつ来るかもわからない津波の心配よりも、あすの米びつの心配のほうがより現実的である」と。われわれもまたこの誘惑に負けそうになるかもしれぬ。

しかし寅彦の警句を超える手強い事態があることを忘れてはならない。何あろう、それこそが未だ解決の契機を得ず原発事故に苦しみ続けるフクシマの姿に他ならない。もはや「元のもくあみ」にはなれぬことを、原発事故は明示しているからだ。

地震と津波は今後もおこりうるという前提の下、「減災」の考え方で進むことになる。では、原発事故については、果たしてどうなのか。

フクシマ再生の槌音は、いくら耳をすませても聞こえてはこない。その地はまだ色も香もない恐怖の君臨に委ねられている。だから、静かな怒り以上のものにはなりえない。フクシマの再生を世界の人々とともに祝（ことほ）ぐことのできる日が少しでも早く来たらんことを、望んでやまない。

以上をもって、われわれの「提言」は終わる。

われわれは、まず、「減災」の考え方に基づく市町村主体の新しい地域づくりの方法を提案した。

次いで、地域再生のため、さまざまな産業の活性化の方向性を提示した。

さらに、原子力災害に対する対応策を示すとともに、再生可能エネルギー推進による、日本のエネルギー構造の新たな方向を提唱した。

その上で、つながり支えあうことによる開かれた復興への道筋を提起した。

大震災からの復興の槌音が、日本全体の再生に結びつくことをわれわれは深く願う。

この「提言」は、「悲惨」のなかにある被災地の人々と心をつなげ、全国民的な連帯と支えあいのもとで、被災地に「希望」のあかりをともし、構想されたものである。

政府が、この「提言」を真摯に受け止め、誠実に、すみやかに実行することを強く求める。





## IV. 資料編

- 資料1 1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位
- 資料2 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の概要
- 資料3 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における津波の痕跡
- 資料4 東日本大震災における都道府県別人的被害
- 資料5 東日本大震災における都道府県別住家被害
- 資料6 沿岸市町村の死者・行方不明者及び建物被害数
- 資料7 救助等総数
- 資料8 ライフライン・インフラ等の被害
- 資料9 阪神・淡路大震災と東日本大震災の比較
- 資料10 関東大震災、阪神・淡路大震災と東日本大震災の死因比較
- 資料11 東日本大震災の被害額
- 資料12 阪神・淡路大震災当時とマクロ経済環境の違い
- 資料13 避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域(4/22～)の対象人口
- 資料14 海外からの救助隊等の受入れ

## 資料1 1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位

(平成23年5月31日現在)

順位	日時（日本時間）	発生場所	マグニチュード（Mw）
1	1960年5月23日	チリ	9.5
2	1964年3月28日	アラスカ湾	9.2
3	2004年12月26日	インドネシア, スマトラ島北部西方沖	9.1
4	2011年3月11日	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9.0
	1952年11月5日	カムチャッカ半島	9.0
6	2010年2月27日	チリ, マウリ沖	8.8
	1906年2月1日	エクアドル沖	8.8
8	1965年2月4日	アラスカ, アリューシャン列島	8.7
9	2005年3月29日	インドネシア, スマトラ島北部	8.6
	1950年8月16日	チベット, アッサム	8.6
	1957年3月10日	アラスカ, アリューシャン列島	8.6

※Mw: モーメントマグニチュード

(米国地質調査所資料)

## 資料2 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の概要

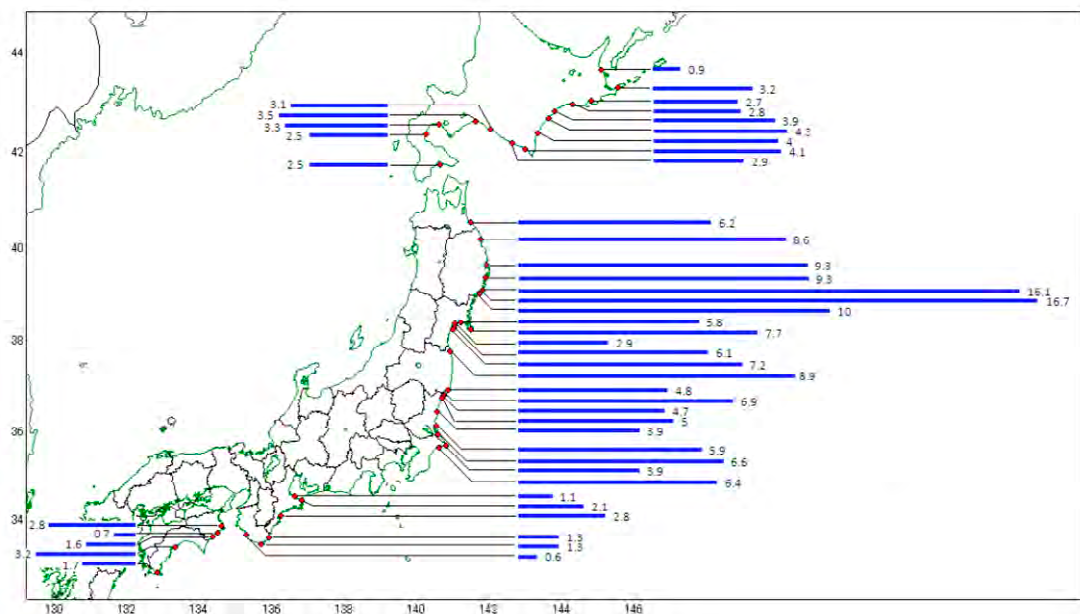
項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日14時46分	
震源及び規模(推定)	三陸沖(北緯38度6分, 東経142度52分, 牡鹿半島の東南東130km付近) 深さ24km, マグニチュード9.0	
震源域	長さ約450km, 幅約200km	
断層のすべり量	最大20~30m程度	
震源直上の海底の移動量	東南東に約24m移動, 約3m隆起	
震度(震度5強以上の地域震度)	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部, 福島県中通り・浜通り, 茨城県北部・南部, 栃木県北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部, 福島県会津, 群馬県南部, 埼玉県南部, 千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北, 岩手県沿岸北部, 秋田県沿岸南部・内陸南部, 山形県村山・置賜, 群馬県北部, 埼玉県北部, 千葉県北東部・南部, 東京都23区・多摩東部, 新島, 神奈川県東部・西部, 山梨県中部・西部, 山梨県東部・富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)



## 資料3 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における津波の痕跡

気象庁機動班による現地調査の結果(速報値)



主な調査地点における津波の痕跡から推定した津波の高さ(単位:m)

## 資料4 東日本大震災における都道府県別人的被害

(平成23年6月13日現在)

※津波により水没した地域があり、全容把握に至っていない

都道府県名	死者	行方不明	負傷者
岩手県	4,533	2,786	167
宮城県	9,231	4,775	3,461
福島県	1,595	366	236
全国合計	15,424	7,931	5,367

(注)茨城県沖を震源とする地震(3月11日),宮城県沖を震源とする地震(4月7日),福島県浜通りを震源とする地震(4月11日)及び福島県中通りを震源とする地震(4月12日)による被害を含む。

(参考)阪神・淡路大震災の被害(平成18年5月19日消防庁確定)

死者:6,434名,行方不明者:3名,負傷者:43,792名)

(緊急災害対策本部資料)

## 資料5 東日本大震災における都道府県別住家被害

(平成23年6月13日現在)

※津波により水没した地域があり、全容把握に至っていない

都道府県名	全壊	半壊	一部破損
岩手県	20,945	2,811	2,086
宮城県	73,087	31,814	42,949
福島県	15,250	22,184	63,761
全国合計	112,528	75,463	344,551

(注) 茨城県沖を震源とする地震(3月11日), 宮城県沖を震源とする地震(4月7日), 福島県浜通りを震源とする地震(4月11日)及び福島県中通りを震源とする地震(4月12日)による被害を含む。

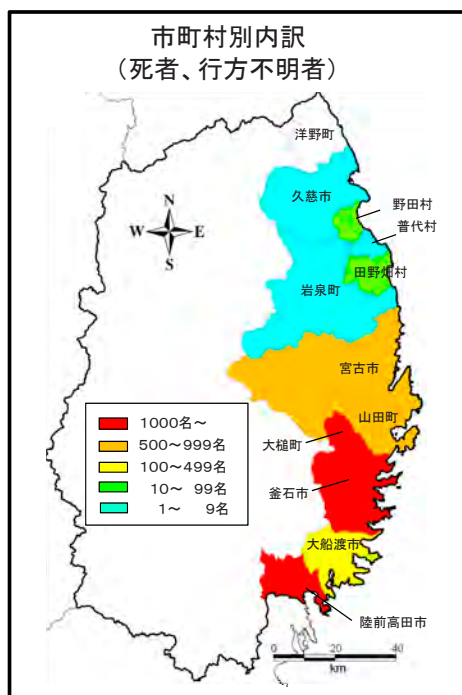
(参考) 阪神・淡路大震災の被害(平成18年5月19日消防庁確定)

全壊: 104,906 棟, 半壊: 144,274 棟, 一部破損: 390,506 棟

(消防庁資料)

## 資料6 沿岸市町村の死者・行方不明者及び建物被害数

### 沿岸市町村の被害(岩手県)

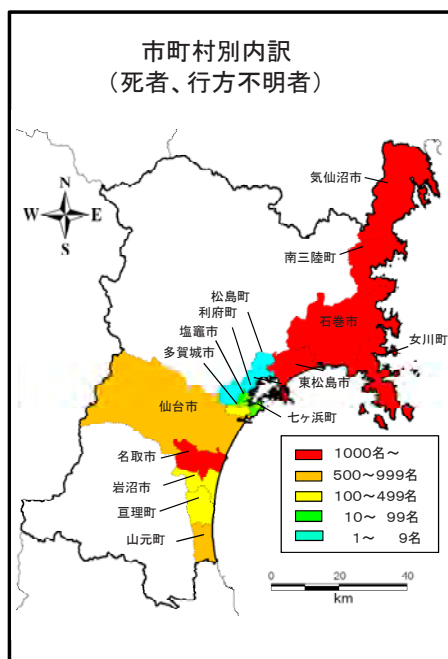


沿岸市町村	市町村人口	浸水範囲内人口	死者(名)	行方不明者(名)	建物倒壊数(棟)
洋野町 (種市町, 大野町)	17,823	2,733	0	0	26
久慈市 (久慈市, 山形村)	36,568	7,171	2	2	255
野田村	4,613	3,177	38	0	476
普代村	3,071	1,115	0	1	0
田野畑村	3,831	1,582	14	22	270
岩泉町	10,597	1,137	7	0	197
宮古市 (宮古市, 田老町, 新里村, 川井村)	58,917	18,378	415	355	4,675
山田町	18,634	11,418	575	296	3,184
大槌町	15,239	11,915	773	952	3,677
釜石市	39,119	13,164	853	452	3,723
大船渡市 (大船渡市, 三陸町)	40,643	19,073	319	149	3,629
陸前高田市	23,164	16,640	1,506	643	3,341
合計	272,219	107,503	4,502	2,872	23,453

(出典) ・市町村人口: 岩手県毎月人口推計(平成23年3月1日現在) ・浸水範囲内人口: 総務省統計局(平成23年4月26日)  
 ・死者、行方不明者、建物倒壊数: 岩手県「東北地方太平洋沖地震に係る人的被害・建物被害状況一覧(平成23年5月31日現在)」  
 ※沿岸市町村名の( )内は平成11年度以降の市町村合併前市町村名を記載。

## 資料6 沿岸市町村の死者・行方不明者及び建物被害数（続き）

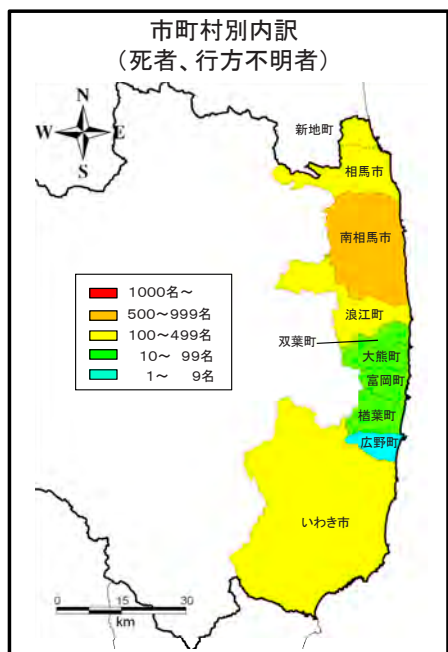
## 沿岸市町村の被害（宮城県）



沿岸市町村	市町村人口	浸水範囲内人口	死者(名)	行方不明者(名)	全壊棟数(棟)	半壊家屋数(棟)
気仙沼市 (気仙沼市, 唐桑町, 吉本町)	73,279	40,331	957	532	8,383	1,861
南三陸町 (志津川町, 歌津町)	17,382	14,389	519	664	3,877	調査中
石巻市 (石巻市, 河北町, 雄勝町, 河南町, 桃生町, 北上町, 牡鹿町)	160,336	112,276	3,025	2,770	28,000	調査中
女川町	9,965	8,048	481	550	3,021	46
東松島市 (矢本町, 鳴瀬町)	42,859	34,014	1,038	198	4,791	4,410
松島町	15,017	4,053	2	2	103	390
利府町	34,249	542	1	2	12	84
塩竈市	56,325	18,718	21	1	386	1,217
七ヶ浜町	20,377	9,149	65	7	667	381
多賀城市	62,881	17,144	186	1	1,500	3,000
仙台市	1,046,902	29,962	699	180	9,877	8,227
名取市	73,576	12,155	907	124	2,676	773
岩沼市	44,138	8,051	180	3	699	1,057
亶理町	34,773	14,080	254	14	2,369	823
山元町	16,633	8,990	671	63	2,103	939
合計	1,708,692	331,902	9,006	5,111	68,464	23,208

(出典)・市町村人口:宮城県推計人口(平成23年2月1日)・浸水範囲内人口:総務省統計局(平成23年4月26日)  
・死者、行方不明者、全壊家屋数、半壊家屋数:宮城県「東日本大震災の被害等状況一覧(平成23年5月31日現在)」  
※沿岸市町村名の( )内は平成11年度以降の市町村合併前市町村名を記載。

## 沿岸市町村の被害（福島県）



沿岸市町村	市町村人口	浸水範囲内人口	死者(名)	行方不明者(名)	全壊棟数(棟)	半壊家屋数(棟)
新地町	8,176	4,666	94	20	548	
相馬市	37,738	10,436	430	28	1,120	392
南相馬市 (原町市, 小高町, 鹿島町)	70,834	13,377	540	166	4,682	975
浪江町	20,861	3,356	55	125		
双葉町	6,884	1,278	26	9	58	5
大熊町	11,574	1,127	52	5	30	
富岡町	15,959	1,401	8	12		
楢葉町	7,679	1,746	11	2	50	
広野町	5,397	1,385	2	1	102	38
いわき市	341,711	32,520	305	49	5,234	9,037
合計	526,813	71,292	1,523	417	11,824	10,447

(出典)・市町村人口:福島県人口推計(平成23年2月1日)・浸水範囲内人口:総務省統計局(平成23年4月26日)  
・死者、行方不明者、全壊棟数、半壊家屋数:福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報(第192報)(平成23年5月31日現在)」※空欄は被害状況速報に記載なし  
※沿岸市町村名の( )内は平成11年度以降の市町村合併前市町村名を記載。

## 資料7 救助等総数

	警察庁	消防庁	海上保安庁	防衛省	合計
3月11日	32名	3名	18名	19,286名	
3月12日	397名	641名	229名		
3月13日	1,631名	3,728名	28名		
3月14日	448名	238名	19名		
3月15日	1,183名	2名	24名		
3月16日	27名	—	24名		
3月17日	29名	—	1名		
3月18日 ～4月19日	2名	2名	17名		
計	3,749名	4,614名	360名	19,286名	26,707名

※各機関等による救出救助については、共同した救出救助活動を実施しているため、数については重複している場合もある

※消防庁は被災各県の消防機関が連携して実施したものを含め、緊急消防援助隊の救助総数  
(緊急災害対策本部資料による)

## 資料8 ライフライン・インフラ等の被害

ライフライン	電気	東北電力管内:停電約 466 万戸(3月11日) 東京電力管内:停電約 405 万戸(3月11日)
	ガス	岩手県、宮城県、福島県における供給停止戸数: 都市ガス:約 42 万戸(3月11日)、LPガス:約 166 万戸(3月11日)
	水道	19県において、余震による被害も含めて少なくとも累計で約 229 万戸
	下水道等	【下水道】1都11県において、下水処理施設 48 箇所、ポンプ施設 78 箇所が稼働停止。下水管渠の被害延長は約 946km 【集落排水】11 県、403 地区において被災
	通信	NTT固定電話:約 100 万回線不通(3月13日) 携帯電話:停波基地局約 14,800 局(3月12日)

(出典)電気、ガス、下水道等、通信:被災者生活支援チームHP <http://www.cao.go.jp/shien/index.html>、水道:厚生労働省資料

(参考) 阪神・淡路大震災

電気	停電約 260 万戸
ガス	供給停止戸数約 84 万 5 千戸
上水道	断水約 127 万戸
下水道	管きよ被災延長約 260km
通信	交換機系:約 28 万 5 千回線不通、加入者系:約 19 万 3 千回線不通

(出典)兵庫県HP「阪神・淡路大震災の支援・復旧状況」[http://web.pref.hyogo.jp/pa17/pa17\\_000000002.html](http://web.pref.hyogo.jp/pa17/pa17_000000002.html)

ライフライン	市場・流通業	【市場】中央卸売市場では、仙台市中央市場本場、仙台市中央市場食肉市場、福島市中央市場、いわき市中央市場において、施設被害が発生。また、被災直後に休市、入荷の激減等の事態が発生。 【流通業】震災直後は、被災地にある総合スーパーの約 3 割、コンビニ店舗の 4 割強など数多くの店舗が営業停止。
	燃料	【製油所】東北・関東地方にある 9 製油所中 6 製油所が停止。うち、2 箇所で火災発生。 【SS】東北 3 県の稼働率は、総数 1,834 の約 53%(3月20日)。
	銀行	東北 6 県及び茨城県に本店のある 72 金融機関の営業店約 2,700 について、約 10%に相当する約 280 が閉鎖(3月14日時点)
	郵便	岩手県、宮城県、福島県: 【郵便局】1,103 局のうち、約 53%(583 局)が営業停止(3月14日時点) 【郵便】301 エリアのうち、約 15%(544)が配達業務を実施できない状況(3月14日時点)
	宅急便	岩手県、宮城県、福島県: 震災直後から一週間程度の間、全域で全サービス休止
	放送	震災当初、確認できた範囲において、テレビ中継局が最大 120 箇所、ラジオ中継局が最大 4 箇所停波。

(出典)被災者生活支援チームHP <http://www.cao.go.jp/shien/index.html>

## 資料8 ライフライン・インフラ等の被害（続き）

交通	道路	高速道路 15 路線、直轄道路 69 区間、都道府県等管理国道 102 区間、都道府県道等 539 区間で通行止め
	鉄道	3月13日15時時点で、東北、山形、秋田の各新幹線を含め、22事業者64路線が地震の影響により、運行休止となっている。 (被災状況) 東北新幹線:被災箇所約 1200 箇所 在来線(JR): (津波を受けた7線区以外)被災箇所約 4400 箇所 (津波を受けた7線区) 駅舎流出 23 駅、線路流出・埋没:約 60km、橋げた流出・埋没 101 箇所など
	バス	東北3県において、196両の車両損害(乗合62両・貸切134両)及び115棟の社屋等の損害(全壊30棟・一部損壊85棟)が発生。
	航空	仙台空港が津波により使用不能。 (このほか花巻空港、茨城空港でターミナルビル天井落下などの被害)
	港湾	国際拠点港湾及び重要港湾14港、地方港湾19港が津波等により港湾機能が停止。 (八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港(塩釜港区、仙台港区)、相馬港、小名浜港、茨城港(日立港区、常陸那珂港区、大洗港区)、鹿島港)等
	離島航路	気仙沼～大島、女川～江島、石巻～長渡、塩竈～朴島の4航路で、使用船舶の陸上への乗り上げ等や岸壁の損傷が発生
	フェリー	八戸港、仙台塩釜港(仙台地区)、茨城港(大洗港区)の被災により寄港不可能(八戸～苫小牧航路、名古屋～仙台～苫小牧航路、大洗～苫小牧航路)。

(出典)被災者生活支援チームHP <http://www.cao.go.jp/shien/index.html>、鉄道:国土交通省資料、JR東日本HP「設備の被害・復旧状況について」<http://www.jreast.co.jp/press/earthquake/index.html>、港湾:国土交通省資料

その他 基盤	河川	国管理河川:堤防流出・決壊など2,115箇所の被害が発生 県・市町村管理河川:堤防流出・決壊など1,360箇所の被害が発生
	海岸	岩手県、宮城県、福島県: 海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊
	漁港	岩手県、宮城県、福島県: 約260の漁港のほぼ全てが壊滅的な被害。被害報告額は、3県で計5,944億円
	農地等	岩手県、宮城県、福島県: 津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積は約2.3万ヘクタール(耕地面積の5.2%)であり、農業用施設の被害箇所数は約7,400。
	文教施設	国立学校施設については76校、公立学校施設については6,414校、社会教育・体育、文化施設等については、2,928施設の被害が発生。主な被害は、校舎や体育館の倒壊や半壊、津波による流出など。
	医療施設	岩手県、宮城県、福島県: 全380病院において、全壊11病院、一部損壊289病院。(5月25日時点) *一部損壊には建物の一部が利用不可能なものから設備等の損壊まで含まれる
がれき	がれき 岩手県、宮城県、福島県のがれき推計量: 約2,490万t(岩手県約600万t、宮城県約1,600万t、福島県約290万t)	

(出典)被災者生活支援チームHP <http://www.cao.go.jp/shien/index.html>、文教施設:文部科学省資料、医療施設:厚生労働省資料

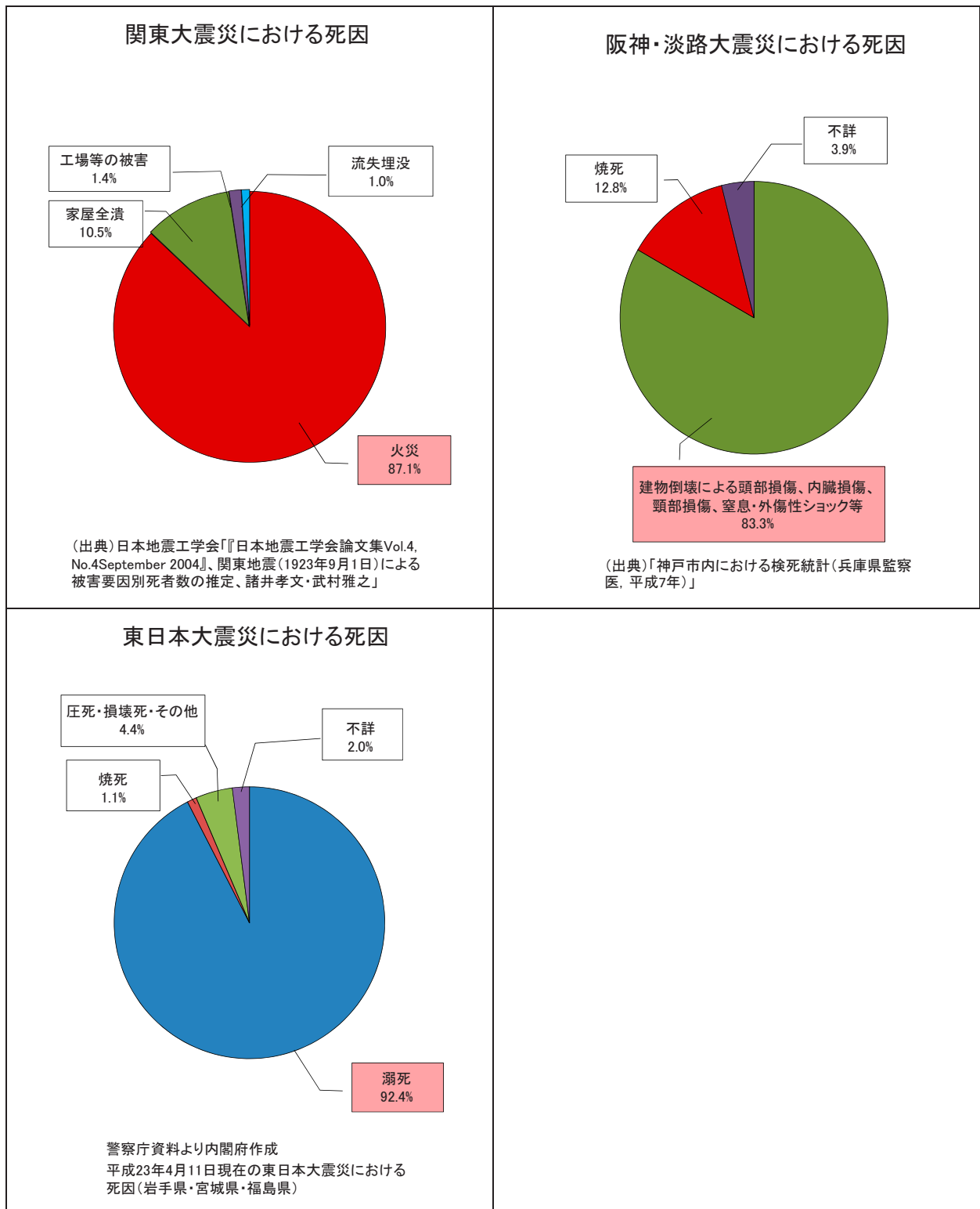
## 資料9 阪神・淡路大震災と東日本大震災の比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生日時	平成7年1月17日 5:46	平成23年3月11日 14:46
マグニチュード	7.3	9.0
地震型	直下型	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心
震度6弱以上 県数	1県(兵庫)	8県(宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉)
津波	数十 cm の津波の報告あり, 被害なし	各地で大津波を観測(最大波 相馬 9.3m 以上, 宮古 8.5m 以上, 大船渡 8.0m 以上)
被害の特徴	建築物の倒壊。 長田区を中心に大規模火災が発生。	大津波により, 沿岸部で甚大な被害が発生, 多数の地区が壊滅。
死者 行方不明者	死者 6,434 名 行方不明者 3 名 (平成 18 年 5 月 19 日)	死者 15,424 名 行方不明者 7,932 名 (平成 23 年 6 月 13 日現在)
住家被害 (全壊)	104,906	112,528 (平成 23 年 6 月 13 日現在)
災害救助法の 適用	25 市町(2 府県)	241 市区町村(10 都県) (※)長野県北部を震源とする地震 で適用された 4 市町村(2 県)を含む

(内閣府資料)



## 資料 10 関東大震災、阪神・淡路大震災と東日本大震災の死因比較



## 資料11 東日本大震災の被害額

## 東日本大震災の被害額

	被害額	備考
内閣府推計 (6月24日公表)	約16兆9千億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>各県及び関係府省からのストック(建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等)の被害額に関する情報提供に基づき、取りまとめたもの。今後、被害の詳細が判明するに伴い、変動があり得る。</li> <li>原子力事故による被害は含んでいない。</li> </ul>
	(内訳) 建築物等 約10兆4千億円	
	ライフライン施設 約1兆3千億円	
	社会基盤施設 約2兆2千億円	
	農林水産関係 約1兆9千億円 その他 約1兆1千億円	

(参考1) 検討部会・河野専門委員推計(6月13日公表)

被害額	復旧・復興のための国費	備考
16.0～22.3兆円	14.1～20.0兆円	原子力事故による被害は含まない。

(参考2) 阪神・淡路大震災の被害額等

	被害額	復旧・復興のための事業費
国土庁推計 (平成7年2月14日)	約9兆6千億円	国費 5兆200億円 (平成6年度～平成11年度) ※平成12年2月総理府「阪神・淡路大震災復興誌」より
兵庫県推計 (平成7年4月5日)	約9兆9,268億円	(注)兵庫県(復興10年総括検証・提言報告)によれば、平成6年度～平成16年度の民間事業者等の負担も含めた復興事業費は16兆3000億円(うち、国は直轄事業、補助金等で6兆980億円を負担)。

## 資料12 阪神・淡路大震災当時とマクロ経済環境の違い

	阪神・淡路大震災当時	東日本大震災
<b>経済財政状況</b>		
①名目GDP	①489兆円(H6年度)	①479兆円(H22年度見直し)
②国・地方の基礎的財政収支	②対名目GDP比▲3.2%(H6年度)	②対名目GDP比▲6.5%(H22年度末見込み)
③一般会計公債依存度	③22.4%(H6年度)	③45.8%(H22年度補正後)
④国・地方の長期債務残高	④368兆円(H6年度末)(対名目GDP比75%)	④869兆円(H22年度末見込み)(対名目GDP比181%)
⑤日本国債の格付け	⑤Moody's: <u>Aaa</u> , S&P: <u>AAA</u> , Fitch: <u>AAA</u>	⑤Moody's: <u>Aa2</u> , S&P: <u>AA-</u> , Fitch: <u>AA-</u>
<b>社会保障関連の状況</b>		
①65歳以上人口とその割合	①1759万人(14.1%、H6年10月)	①2958万人(23.1%、H22年10月)
②社会保障給付費	②60.5兆円(H6年度)	②105.5兆円(H22年度見込み)

### 資料 13 避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域（4/22～）の対象人口

市町村名	避難区域人口(人)		計画的避難区域 対象市町村	計画的避難区域 人口(人)
	福島第一20km圏	福島第二8km圏		
田村市		約600	飯舘村(全域)	約6,200
南相馬市		約14,300	葛尾村(20km圏外)	約1,300
楮葉町		約7,700	浪江町(20km圏外)	約1,300
富岡町 (全域20km圏内)		約16,000	川俣町(一部)	約1,200
川内村		約1,100	南相馬市(一部)	約10
大熊町 (全域20km圏内)		約11,500	<b>合計</b>	<b>約10,000</b>
双葉町 (全域20km圏内)		約6,900	緊急時避難準備区域 対象市町村	
浪江町		約19,600	広野町(全域)	約5,400
葛尾村		約300	楮葉町(20km圏外)	約10
<b>合計</b>		<b>約78,000</b>	川内村(20km圏外)	約1,700
			田村市(一部)	約4,000
			南相馬市(一部)	約47,400
			<b>合計</b>	<b>約58,500</b>

※平成22年国勢調査速報を基に推計。

※「一部」とある市の人口は、各市町が把握している該当区域の人口の数字を得たもの。

※田村市の緊急時避難準備区域については、データ集計上の制約から、一部20km圏内との重複がある。

## 資料 14 海外からの救助隊等の受入れ

(平成 23 年 6 月 23 日現在)

	国・地域・機関名		構成	日本到着・出国日	活動場所
1	韓国		スタッフ 5 名 救助犬 2 匹 ----- 救助隊員 102 名	3/12 到着 3/23 出国 3/14 到着 3/23 出国	宮城県仙台市
2	シンガポール		スタッフ 5 名 救助犬 5 匹	3/12 到着 3/16 出国	福島県相馬市
3	ドイツ		救助隊員 41 名 救助犬 3 匹	3/13 到着 3/19 出国	宮城県南三陸町
4	スイス		救助隊員 27 名 救助犬 9 匹	3/13 到着 3/19 出国	宮城県南三陸町
5	米国		救助隊員 144 名 (フェアファックス隊、ロサンゼルス隊、 各隊とも救助犬を含む) ----- 原子力規制委員会専門家 11 名 米エネルギー省 34 名 PNNL2 名他	3/13 到着 3/19 出国 3/13 以降順次 到着	岩手県大船渡 市、釜石市 ----- 東京都、横田基 地、福島県等
6	中国		救助隊員 15 名	3/13 到着 3/20 出国	岩手県大船渡市
7	英国		救助隊員 69 名 プレス 8 名 救助犬 2 匹	3/13 到着 3/19 出国	岩手県大船渡 市、釜石市
8	ニュージーランド		先遣隊 7 名 救助隊員 45 名	3/13, 14 到着 3/19 出国	宮城県南三陸町
9	国連	UNDAC	災害調整専門家 7 名	3/13, 14 到着 3/23 出国	JICA 東京
10		UNOCHA	災害調整専門家 3 名	3/13, 14 到着 4/2 出国	JICA 東京
11	メキシコ		救助隊員等 12 名 救助犬 6 匹	3/14 到着 3/19 出国	宮城県名取市
12	豪州		救助隊員 75 名 救助犬 2 匹	3/14 到着 3/21 出国	宮城県南三陸町
13	フランス		救助隊員等 134 名 (モナコ人 11 名を含む)	3/14 到着 3/27 出国	宮城県名取市、 青森県八戸市
14	台湾		救助隊員 28 名	3/14 到着 3/19 出国	宮城県名取市、 岩沼市
15	ロシア		救助隊員 75 名 ----- 救助隊員約 80 名	3/14 到着 3/22 出国 3/16 到着 3/22 出国	宮城県石巻市 ----- 宮城県石巻市

## 資料 14 海外からの救助隊等の受入れ（続き）

16	モンゴル	救助隊員 12 名	3/15 到着 3/21 出国	宮城県名取市、 岩沼市
17	国連世界食糧計画(WFP)	物流支援要員のべ 25 名(6 月 23 日現在 10 名が活動中)	3/15 以降順次 到着	東京都、宮城県、 岩手県、福島県
18	イタリア	調査隊員 6 名	3/16 到着 3/21 までに順次 出国	東京都
19	インドネシア	救助隊員 11 名 医療・事務員 4 名	3/18 到着 3/27 出国	宮城県気仙沼市、 塩竈市、石巻市
20	南アフリカ	救助隊員 45 名	3/18 到着 3/27 出国	宮城県岩沼市、 名取市、石巻市、 多賀城市
21	IAEA	放射線計測専門家チーム 16 名 海洋放射線計測専門家 1 名 IAEA 国際支援調整官 1 名	3/18 以降順次 到着 4/20 までに順次 出国	東京近辺、福島 県
		沸騰水型原子炉(BWR) 専門家 3 名	4/3, 7 到着 4/12 出国	東京都、福島県
22	FAO/IAEA	食品モニタリング専門家チーム 3 名 (FAO 職員 1 名, IAEA 職員 2 名)	3/26 到着 4/1 出国	福島県、茨城県、 栃木県、群馬県、 東京都
23	トルコ	救助隊員 32 名	3/19 到着 4/11 出国	拠点:宮城県利府町 活動地:多賀城市、 石巻市、七ヶ浜町等
24	イスラエル	医療支援チーム 53 名	3/27 到着 4/11 出国	拠点:宮城県栗原市 活動地:南三陸町
25	インド	救援隊員 46 名	3/28 到着 4/8 出国	拠点:宮城県利府町 活動地:女川町
26	ヨルダン	医療支援チーム 4 名	4/25 到着 5/13 出国	福島県
27	タイ	医療支援チーム 2 名 × 2 チーム	5/8, 19 到着 6/4 出国	福島県
28	スリランカ	復旧支援チーム(災害管理省職員) 15 名	5/12 到着 6/4 出国	宮城県石巻市

(外務省作成資料)

## V. 参考資料

- 名簿
- 審議の経過
- 東日本大震災復興構想会議の開催について（平成23年4月11日閣議決定）
- 諮問「東日本大震災による被災地域の復興に向けた指針策定のための復興構想について」
- 東日本大震災復興基本法（抄）



## 東日本大震災復興構想会議 名簿

議長	長	五百旗頭 真	防衛大学校長、神戸大学名誉教授
議長代理		安藤 忠雄	建築家、東京大学名誉教授
議長代理		御厨 貴	東京大学教授
委員		赤坂 憲雄	学習院大学教授、福島県立博物館館長
		内館 牧子	脚本家
		大西 隆	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
		河田 惠昭	関西大学社会安全学部長・教授 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長
		玄侑 宗久	臨濟宗福聚寺住職、作家
		佐藤 雄平	福島県知事
		清家 篤	慶應義塾長
		高成田 享	仙台大学教授
		達増 拓也	岩手県知事
		中鉢 良治	ソニー株式会社代表執行役副会長
		橋本 五郎	読売新聞特別編集委員
		村井 嘉浩	宮城県知事

(15名)

(五十音順、敬称略)

特別顧問 (名誉議長) :

梅原 猛 哲学者

# 東日本大震災復興構想会議 検討部会 名簿

部会長：	飯尾 潤	政策研究大学院大学教授
部会長代理：	森 民夫	全国市長会会長、長岡市長
専門委員：	五十嵐 敬喜	法政大学法学部教授
	池田 昌弘	東北関東大震災・共同支援ネットワーク事務局長 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長
	今村 文彦	東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授
	植田 和弘	京都大学大学院経済学研究科教授
	大武 健一郎	大塚ホールディングス株式会社代表取締役副会長
	玄田 有史	東京大学社会科学研究所教授
	河野 龍太郎	BNPパリバ証券経済調査本部長・チーフエコノミスト
	西郷 真理子	都市計画家
	佐々木 経世	イーソリューションズ株式会社代表取締役社長
	莊林 幹太郎	学習院女子大学教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	神成 淳司	慶應義塾大学環境情報学部准教授
	竹村 真一	京都造形芸術大学教授
	團野 久茂	日本労働組合総連合会副事務局長
	馬場 治	東京海洋大学海洋科学部教授
	広田 純一	岩手大学農学部共生環境課程学系教授
	藻谷 浩介	株式会社日本政策投資銀行地域振興グループ参事役

(19名)

(五十音順、敬称略)

# 審議の経過

## ○東日本大震災復興構想会議

### 第1回 平成23年4月14日（木）

諮問、会議の運営、今後の進め方

### 第2回 平成23年4月23日（土）

委員からの発表①

### 第3回 平成23年4月30日（土）

有識者からのヒアリング

（財）地方自治研究機構会長

石原 信雄 氏

（公財）ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長

貝原 俊民 氏

関係者からのヒアリング

（社）日本経済団体連合会副会長・震災復興特別委員会共同委員長

岩沙 弘道 氏

（公社）経済同友会 副代表幹事・専務理事

前原 金一 氏

日本商工会議所 副会頭、東北六県商工会議所連合会会長、仙台商工会議所会頭

鎌田 宏 氏

委員からの発表②

（ 現地視察 平成23年5月2日（月）福島県

平成23年5月4日（水）宮城県

平成23年5月7日（土）岩手県

### 第4回 平成23年5月10日（火）

現地視察報告

委員からの発表③

「復興構想7原則」を決定・公表

第5回 平成23年5月14日（土）

自由討議

第6回 平成23年5月21日（土）

自由討議

第7回 平成23年5月29日（日）

「これまでの審議過程において出された主な意見」を決定・公表  
検討部会における検討の状況について①

第8回 平成23年6月 4日（土）

検討部会における検討の状況について②

第9回 平成23年6月11日（土）

検討部会における検討の状況について③  
「提言骨子（たたき台）」を討議・公表

第10回 平成23年6月18日（土）

提言（案）について①

第11回 平成23年6月22日（水）

提言（案）について②

第12回 平成23年6月25日（土）

「復興への提言 ～悲惨のなかの希望～」を決定、内閣総理大臣に手交

- ※ 被災市町村の復興構想・復興計画に関する現状と意向を把握するため、5月16日（月）から「市町村復興構想意向調査」を実施。第9回会議で結果を公表。
- ※ 意見発表者の役職は全て当時のもの。

## ○検討部会

**第1回** 平成23年4月20日（水）

運営要領、今後の進め方

**第2回** 平成23年4月24日（日）

専門委員からの発表①

**第3回** 平成23年4月29日（金）

専門委員からの発表②

**第4回** 平成23年5月 7日（土）

自由討議

**第5回** 平成23年5月11日（水）

自由討議

**第6回** 平成23年5月24日（火）

「復興構想会議」からの指示事項等の検討について①

**第7回** 平成23年6月 9日（木）

「復興構想会議」からの指示事項等の検討について②

**第8回** 平成23年6月14日（火）

「復興構想会議」からの指示事項等の検討について③

「復興への提言」骨子（たたき台）について

※ 上記と並行して、5月18日（水）から6月7日（火）までに、少人数の専門委員等によるテーマ別の「ワークショップ」による検討を16回実施。

## 東日本大震災復興構想会議の開催について

平成 23 年 4 月 11 日  
閣 議 決 定

### 1 趣旨

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が相互扶助と連帯の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である。このため、被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を早期に取りまとめることが求められている。

このため、有識者からなる東日本大震災復興構想会議（以下「会議」という。）を開催し、復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論を行うこととし、会議の議論の結果を、復興に関する指針等に反映させるものとする。

### 2 構成

- (1) 会議は、震災からの復興に関し識見を有する者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 会議の議長は、内閣総理大臣が指名する。また、議長を補佐させるため、内閣総理大臣は議長代理を置くことができる。
- (3) 会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。部会の構成員は、震災からの復興に関し専門的知識を有する者の中から内閣総理大臣が指名する。
- (4) 部会の部会長は、議長が指名する。
- (5) 内閣総理大臣は、会議に対し必要に応じ助言を行う特別顧問を指名することができる。

### 3 その他

会議の庶務は、内閣官房において処理する。



東日本大震災復興構想会議議長 殿

内閣総理大臣 菅 直人

諮 問

貴会議に下記の事項を諮問します。

記

「東日本大震災による被災地域の復興に向けた指針策定のための復興構想について」

理 由

東日本大震災は、その被害が東日本の極めて広域に及ぶだけでなく、大規模な地震と津波に加え原子力発電施設の事故が重なるという、未曾有の複合的な大災害であり、かつ、その影響が我が国社会経済や産業に広範に及んでいる。

今般の大震災は、単に被災地域だけの問題ではなく、今を生きる私たち全てが自らのこととして受け止めるべきである。

我々は、この国家的な危機を乗り越え、被災地域における復興や生活の再建を速やかに達成するとともに、今般の大震災によって我が国社会経済や産業が受けた影響を克服し、豊かで活力ある日本の再生に向けて歩みださねばならない。

そのためには、国民の相互扶助及び連帯の下、国、地方公共団体、民間事業者・NPO等の適切な役割分担と協働、地方公共団体相互の連携を基本として、地域住民の意向を尊重しつつ、叡智<sup>えい</sup>を結集し、日本経済の総力を挙げて、単なる復旧ではない未来志向の創造的な取組を進めていく必要がある。

その際、自らも被災に苦しみ、行政機能の発揮が困難な状況にある市町村への配慮が必要である。

被災地域の復興は、二度と再び今回の様な惨禍を招かず、いかなる立場の人でも安全で安心に暮らしていける強固な地域づくりを進めることが何よりも重要である。

また、それぞれの地域の個性に着目して、地域の資源を活かした地場産業や新たな産業の立地・創出等による地域の雇用と経済の再生を併せて図るとともに、被災地域が守り続けてきた伝統ある文化や地域社会の強い絆は守り育てていかなければならない。

さらに、新たな取組においては、人口減少、高齢化等の課題に果敢に取り組み、環境と調和するシステムを構築するなど我が国をリードする先駆的な地域の創出を目指すことが重要である。

大震災の発生以降、捜索・救助、応急復旧、避難生活の支援等に全力を挙げた取組が進められてきた。引き続き、こうした対応に万全を期しながら、将来を見据えた復興へと地域が円滑に歩んでいけるようにしていかなければならない。

その際、原子力発電施設の事故による被災地域については、まずは、原子力発電所の安全確保、放射性物質の飛散防止等の対策に万全を期し、不安の解消に取り組むべきであり、こうした点に十分配慮することが復興に向けての不可欠な大前提である。

加えて、今般の大震災は単に被災地域のみならず、我が国の産業・経済基盤にも計り知れない影響を与えており、こうした点も重視する必要がある。

被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。また、日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この震災が我が国社会経済や産業にもたらした広範な影響を乗り越え、被災地のみならず我が国の再生を図っていくためには、幅広い見地から復興に向けた指針策定のための復興構想<sup>かつ</sup>について検討する必要がある。

貴会議におかれては、自由闊達なご議論を通じ、未来に向けた骨太の青写真を描いていただきたい。

これが今回の諮問を行う理由である。

## 東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）（抄）

（東日本大震災復興構想会議の設置等）

第十八条 本部に、東日本大震災復興構想会議を置く。

2 東日本大震災復興構想会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

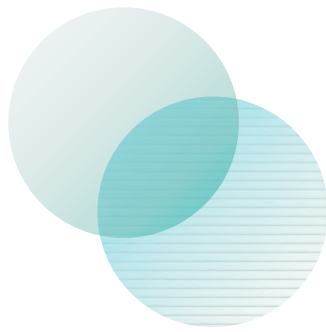
一 本部長の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を本部長に建議すること。

二 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に本部長に意見を述べること。

3 東日本大震災復興構想会議は、議長及び委員二十五人以内をもって組織する。

4 議長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。





## 東日本大震災復興対策本部事務局

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル6階  
電話 03-5545-7231

東日本大震災復興対策本部ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/fukkouhonbu/index.html>

東日本大震災復興構想会議ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/>

# 東日本大震災からの復興の基本方針

平成 23 年 7 月 29 日決定

平成 23 年 8 月 11 日改定

東日本大震災復興対策本部

## 1 基本的考え方

今回の東日本大震災は、死者約 16,000 人（7 月 28 日現在）、行方不明者約 5,000 人（7 月 28 日現在）、避難者等の数は依然約 92,000 人（7 月 14 日現在）に及ぶなど、被害が甚大で、被災地域が広範にわたるなど極めて大規模なものであるとともに、地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものであり、かつ、震災の影響が広く全国に及んでいるという点において、正に未曾有の国難である。

国は、このような認識の下、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、国の総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組みを進めていかなければならない。

なお、未だ多数の方々が生計が困難な生活を余儀なくされており、国は、地方公共団体、民間等とも連携し、仮設住宅の建設等により早急に、避難所を解消するとともに、仮設住宅における生活環境の改善、災害廃棄物の処理、ライフライン、交通網、農地・漁港等の基盤等の復旧を急ぐ。

(i) 本方針は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 3 条等に基づき、東日本大震災からの復興に向けた国による復興のための取組みの基本方針であり、また、被災した地方公共団体による復興計画等の作成に資するため、国による復興のための取組みの全体像を明らかにするものである。

(ii) 東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となるものとする。

国は、復興の基本方針を示しつつ、市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえ、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施するものとする。

県は、被災地域の復興に当たって、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を踏まえ、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担うものとする。



- (iii) 東日本大震災からの復興は、東日本大震災復興基本法第2条の「基本理念」、さらには東日本大震災復興構想会議が定めた「復興構想7原則」にのっとり、推進するものとする。また、推進に当たっては、被災者に対し、正確かつ迅速な支援情報を提供するものとする。
- (iv) 被災地の復興に当たっては、被災しても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、災害に強い地域づくりを推進する。
- (v) 被災地域の復興は、活力ある日本の再生の先導的役割を担うものであり、また、日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はないとの認識を共有する。特に東北の復興に当たっては、東北地方の有する多様性や潜在力を最大限活かし、一体となって取り組むことにより、新しい東北の姿を創出する。
- (vi) 震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。
- (vii) 特に、原子力災害からの復興については、国全体としての強い危機意識を共有し、本方針において復旧・復興のための当面の取組みを定めるとともに、これに限ることなく、長期的視点から、国が継続して、責任を持って再生・復興に取り組む。
- (viii) 東日本大震災からの復興のために真に必要なかつ有効な施策を実施することとし、事業の立案段階から、効率性、透明性、優先度等の観点から、適切な評価を行うものとする。このため、「東日本大震災復興関連事業の精査について」（平成23年7月21日行政刷新会議決定）に基づき、各府省は必要な取組みを行う。
- (ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。
- (x) 復興に当たっては、国際社会との絆を強化し、諸外国の様々な活力を取り込みながら、内向きでない世界に開かれた復興を目指す。

## 2 復興期間

被災各県の計画を踏まえ、阪神・淡路大震災の例も参考としつつ、復興期間は10年間とし、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の5年間は「集中復興期間」と位置付ける。また、一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行い、集中復興期間後の施策の在り方も定めることとする。なお、福島における原発事故から深刻な影響を受けた地域への対応については、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案の執行状況等を踏まえつつ、事故や復旧の状況に応じ、所要の見直しを行うこととする。

## 3 実施する施策

国は、国家的な危機である東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を構築するため、被災者及び被災した地方公共団体の意向等を踏まえつつ、各府省一体となって、以下の施策を実施する。

- (イ) 被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策
- (ロ) 被災者の避難先となっている地域や震災による著しい悪影響が社会経済に及んでいる地域など、被災地域と密接に関連する地域において、被災地域の復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき施策
- (ハ) 上記と同様の施策のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策

## 4 あらゆる力を合わせた復興支援

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災地域のそれぞれの個性に着目して、地域の資源を活かした地域・コミュニティ主体の復興を基本とするとともに、被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が相互扶助と連携の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠である。

国は、平時とは異なる復興の局面に際して、既存の行政制度等の弊害を取り除き、被災した地方公共団体による取組みを、総力を挙げて支援するとともに、被災しなかった地方公共団体、民間の力も十分に活用し、活力ある日本の再生を目指した抜本的な対策を講じていくこととする。

## (1) 国の総力を挙げた取組み

国は、被災した地方公共団体が行う復興の取組みを、あらゆる施策を用いて支援する。

既存の制度を見直し、行政手続に係る負担の軽減を図るほか、財政支援、ノウハウや人材の面からの協力など、各府省の総力を挙げて、復興を幅広く、かつ、深く支援する。特に、市町村の行政手続の負担の軽減、財政支援は極めて重要な課題であることから、以下の仕組みを新設する。

また、施策を進めるに当たっては、被災した地方公共団体との協議の場を設定することなどにより、地方の意見を適時に反映して柔軟に対応する。

### ①「復興特区制度」の創設

地域が主体となった復興を強力に支援するため、オーダーメイドで地域における創意工夫を活かし、旧来の発想にとらわれず、区域限定で思い切った規制・制度の特例や経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設する。

具体的には、被災地域の要望を踏まえ、土地利用再編手続きの一元化、迅速化等の規制、手続等の特例措置を講ずるとともに、必要となる税・財政・金融上の支援を検討する。また、地域の復興計画づくりの進捗等に応じて、国と被災した地方公共団体が協議し、必要となる特例等を迅速に措置していく仕組みを導入する。

### ②使い勝手のよい交付金等

(i) 地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設する。具体的には、復興に必要な補助事業（市街地・農漁村整備、道路、学校等）を幅広く一括化するとともに、地方公共団体の負担の軽減を図りつつ、対象の自由度の向上や執行の弾力化、手続きの簡素化等を可能な限り進め、復興プランの評価・公表等を通じて効率性や透明性を確保しつつ、地方公共団体主体の復興を支援する。

(ii) 地域において、基金設置等により、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる資金を確保できるよう、必要な支援を実施する。

## (2) 民間の力による復興

東日本大震災からの復興に当たっては、公的主体が全力で取り組むことはもとよ

り、復興の担い手、資金等の観点から、「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援を行う。

具体的には、民間の資金・ノウハウを活用したファンドや官民連携（PPP）、PFIや土地信託手法による復興の促進、就学支援事業等に対する民間や個人からの自発的な資金援助の積極的活用等を図る。また、まちづくりプランナー等の専門家を効果的に活用するとともに、NPOやボランティア、さらには地域コミュニティを支えてきた消防団や民生委員などの「新しい公共」による復興のための活動を促進する。

### **(3) 事業規模と財源確保**

#### **①事業規模**

平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる。また、10年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。

なお、この規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

#### **②財源確保に係る基本的考え方**

復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする。

#### **③「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源確保の方法**

5年間の「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源は、平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により13兆円程度を確保する。

税制措置は、基幹税などを多角的に検討する。また、与野党間の協議において、平成23年度税制改正事項について合意が図られる際には、改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることも検討する。

#### **④復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその使途の明確化**

先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、

その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。

時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は、全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理することとする。

#### ⑤今後の進め方

上記に基づき、平成23年度第3次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定し国会に提出することとする。

また、税制措置の具体的内容については、8月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。この本部における決定にあたっては、平成23年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指す。

(注)上記の税制調査会における検討に当たっては、歳出削減及び税外収入の増収により確保される財源を3兆円程度と仮置きして進める。

また、「確認書」(8月9日 民主党・自由民主党・公明党幹事長)において、「平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第3次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。」とされたことを踏まえ、年金臨時財源2.5兆円を復興債で補てんするための償還財源について、上記③の復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する。

#### ⑥地方の復興財源の確保

今後の復旧・復興に当たっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、上記のとおり国・地方(公費分)合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

## 5 復興施策

国は、二度と再び今回のような惨禍を招かず、いかなる立場の人でも安全で安心に暮らしていくことができる強固な地域づくりを進めるとともに、今般の大震災によつ

て我が国社会経済や産業が受けた影響を克服し、被災地域の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するよう、各府省一体となって、以下に掲げる復興施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

その際、各府省は、被災した地方公共団体の意向等を踏まえつつ、所管する復興施策についての当面の事業計画や業務の工程表を、可能な限り速やかに策定し、公表する。また、各府省は、事業の進捗にあわせて、これらの改定を適時に行い、公表するとともに、被災した地方公共団体の求めに応じて各府省担当者による横断的な支援を行う。

東日本大震災復興対策本部は、各府省が公表したものについて、被災者及び被災した地方公共団体が一覧することができるよう、必要な調整及び取りまとめを行う。

## (1) 災害に強い地域づくり

### ①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり

(i) 復興に当たっては、高齢化や人口減少等の経済社会の構造変化を見据え、変化する宅地需要に段階的に対応するとともに、選択と集中の考え方で必要なインフラの整備に重点化を図るなど、地域づくり、インフラ整備を効率的に推進する。

(ii) 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。また、暮らしやすさや防犯、景観、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル、安心・安全等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組みなど、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取組みを支援する。

また、このような地域主体の取組みに対する支援の実績を踏まえ、地域再生制度の見直しを行う。

### ②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員

(i) 津波災害に対しては、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、「逃げる」ことを前提とした地域づくりを基本に、地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進する。



(ii) 具体的には、今回のような大規模な津波リスクを考慮に入れ、例えば、①平地に都市機能が存在し、ほとんどが被災した地域、②平地の市街地が被災し、高台の市街地は被災を免れた地域、③斜面が海岸に迫り、平地の少ない市街地及び集落、④海岸平野部といった地域の状況に応じて、地盤沈下等の現況も踏まえつつ、以下のハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ実施する。

(イ) 海岸・河川堤防等の復旧・整備、水門・樋管等の防災・排水施設の機能強化

(ロ) 想定浸水区域等の設定、ハザードマップの作成、避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制の確立

(ハ) 中高層の避難建築物の整備、避難場所の確保、避難ビル・避難路・防災拠点施設の整備・機能向上

(ニ) 二線堤の機能を有する道路、鉄道等の活用

(ホ) 被災時における支援活動に不可欠な幹線交通網へのアクセス確保

(ヘ) 被災都市の中核機能の復興のための市街地の整備・集団移転

(ト) 土地利用規制・建築規制等の柔軟な適用

(チ) 災害対応に不可欠な無線の高度化 等

また、大津波に際して、粘り強い防波堤・防潮堤等とするための技術的整理を行う。

(iii) 地域の実情に即して多様な用途の立地が可能となるよう、土地の買い上げ等も可能な「防災集団移転促進事業」を総合的に再検討する。

(iv) 大規模盛土造成地が崩れた地区や液状化被害が生じた地区について、所有者個人の支援策の拡充措置を周知・適用する。また、液状化について、負担の軽減にも資するよう、その発生メカニズムを研究し、より安全にかつ低コストで行える液状化対策の技術開発を進め、公共インフラにおける再発防止を図るとともに、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な再発防止策を検討する。

(v) 沿岸部の復興に当たり防災林も活用する。

(vi) 速やかな復興を支えるため、埋蔵文化財の迅速な調査が可能となるよう、弾力的な措置を講ずるとともに、体制の整備を行う。

### ③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等

- (i) 津波による被害等からの復興のため、一体となった土地利用再編が必要な地域において、土地利用の調整を迅速に行うため、都市計画法、農業振興地域整備法、森林法等に係る各種手続を、一つの計画の下で、ワンストップで処理する特例措置を検討する。また、同様の趣旨から、地域における文化財の役割に留意しつつ、文化財保護法の弾力的運用についても検討する。
- (ii) 地域産業の早期再建を支援するため、先行的に建築や開発を誘導・促進するエリアを市町村等が明確化し、民間の復興活動の円滑化・促進を図れるよう、土地利用調整のためのガイドラインの周知等を推進する。
- (iii) 住宅地から農地への転換を含め、住宅地・農地等の一体的な整備のための事業を検討する。
- (iv) 権利者の所在や境界等が不明な土地について、地方公共団体による一時的な土地の管理を可能にする措置を講じるなど、土地の適正な利用を図るとともに、土地の境界の明確化を推進する。  
また、土地利用の再編等を速やかに実現するためには、土地・建物の権利関係を早期に明確化することが不可欠であることから、登記所備付地図の修正や登記事務等を適正・迅速に実施する。
- (v) 被災地の復興の支障にならないよう、投機的な土地取得等を防止するため、土地取引の監視のために必要な措置を講じる。

### ④被災者の居住の安定確保

- (i) 地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。
- (ii) 既存住宅ローン等を有する被災者については、ローンの返済条件の見直し、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援等を進め、住宅を新規に取得する被災者については、低利の災害復興住宅融資を供給する。
- (iii) 自力での住宅再建・取得が困難な被災者については、低廉な家賃の災害公営住宅等の制度の改善・活用等を行い、その供給を促進する。また、一定の条件の下で災害公営住宅の入居者への売却を円滑に進めるとともに、敷地について

は、売却と借地の選択肢を用意。これらによって、ニーズに応じた多段階な支援を実施する。

(iv) 高齢者を始めとして入居者が、見守りサービスなどを身近で手に入れられ、生活が成り立つよう、コミュニティ機能、高齢者等へのサービス機能等と一体となった住宅等の整備を進める。

(v) また、災害公営住宅等については、津波の危険性がない地域にあつては、木造での整備を促進することとし、認証材等の活用や効率的な調達を進めるとともに、平地にあつては、津波からの避難機能を果たせるようにする。不良住宅が密集する地区については、被災地域の復興計画等に基づき、再建住宅等のための土地整備等を実施する。

(vi) 仮設住宅の居住環境を中心とした居住者の状況を踏まえた課題の把握、必要に応じた講ずべき対応等を検討する。

#### ⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

(i) 被災した市町村の復興計画の円滑な策定を支援するため、被災市町村の要請に応じて、「津波被災市街地復興手法検討調査」等により、関係府省が連携して現地の状況把握や復興手法等の整理を行い、被災市町村に提供する。また、「津波浸水シミュレーションの手引き」等の活用により、被災地域における復旧・復興計画を支援する。

(ii) 被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等及びまちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める。各種専門家の派遣やデータベース化等に当たっては、女性の参画に配慮するとともに、被災した地方自治体から見て、ワンストップの対応が可能となるようにする。また、被災自治体のニーズに応じた自治体職員の派遣についても、引き続き支援していく。

(iii) 官民一体となって震災復興に取り組むため、公的機関の活用や公的資金の投入だけでなく、民間の資金、経営能力、技術的能力の活用や土地信託手法、官民連携（PPP）、PFI手法の活用や、NPO、地元企業、まちづくり会社、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興についても促進する。

(iv) まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。

(v) 市町村の復興の段階では新しいまちづくりと併せ、市町村の復興の司令塔となる市町村庁舎の機能の本格的な復旧の円滑な推進を図る。

## (2) 地域における暮らしの再生

### ①地域の支え合い

(i) 少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心してコミュニティで暮らしていけるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、地域の利便性や防災性を考慮しつつ、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援する。その際には、高齢者、子ども、女性、障害者等に配慮し、地域全体のまちづくりを進める中で、被災市町村の特性を踏まえ、安全な場所に集約化を進める。

また、これにより整備される相談・支援等のサービスを包括的に提供する地域拠点や、コンパクトなまちづくりの中の交流拠点として位置づけるなど、地域コミュニティの再構築につながるよう留意する。

なお、施設整備の際には、地域の林業の活性化のために地域材を利用するよう努めるなど、地域社会・地域産業の振興につながるような配慮を徹底して行う。

(ii) 患者の状態に応じて切れ目なく効率的にサービスを提供するため、急性期から慢性期に至るまでの医療機関の機能分化と医療機能の集約・連携等により、平均在院日数の減少と在宅医療・介護への移行につながる地域医療提供体制の再構築を推進する。

(iii) 被災者が安心して保健・医療（心のケアを含む。）、介護・福祉・生活支援サービスを受けられるよう、施設等の復旧のほか、専門人材の確保、医療・介護間の連携の推進、カルテ等の診療情報の共有化など、情報通信技術の活用を含めた環境整備を進める。また、「地域包括ケア」の体制整備や地域医療提供体制の再構築の際には、民間が医療・介護機関と連携して行うサービス提供も活用する。

(iv) 地域において「絆やつながり」を持ち続けることができるよう、仮設住宅等における生活環境も含め、住民ニーズの把握、必要に応じたパーソナルサポート的な支援の導入、見守り等の支援体制の構築など、地域支援の仕組みによる社会的包摂を進めるための市町村の取組みを支援する。

また、被災地や避難先における、不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対し適切に対処するとともに、その発生を防止する取組みを行い、被災者の孤立を防止する。このほか女性の悩み相談を実施する。

さらに、被災地や避難先において被災者の治安に対する不安の解消や犯罪の抑止・検挙に向けた取組みを推進する。被災地域における再犯防止に向けた取組みとして、保護観察処遇等の体制を再構築するとともに、就労支援対策を充実・強化し、かつ、復興に向けた労働需要の高まりに対応した刑務作業・職業補導を実施する。

加えて、生活再建に伴う消費生活相談に対応するため、被災した地方公共団体へ消費者問題等の専門家を派遣する。

(v) 子ども・子育て支援については、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。

こうした考え方にに基づき、関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧を進め、また、両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用するほか、被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関わる専門職種の者による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行うとともに、被災した青少年からの心理相談をはじめとする相談体制の充実、心のケアの支援体制の構築を行う。

(vi) 高齢化や職業構造の多様化が進む中で、被災地におけるニーズへの対応や雇用の確保・創出の観点から、個人事業者の育成・事業承継、地域の実情に即したコミュニティ再建なども目指すべきである。

## ②雇用対策

(i) 被災地におけるきめ細やかな雇用対策の実施により、仕事を通じて被災者の生活の安定を図り、被災地の復興を支えることが重要である。このため、復旧・復興事業等による確実な雇用創出、被災した方々の新たな就職に向けた支援、雇用の維持・生活の安定を政府を挙げて進める「日本はひとつ」しごとプロジ

ェクト」を推進する。

また、新たな雇用機会創出のため、雇用創出基金を活用するとともに、被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施する。

さらに、雇用対策をより効果的なものとするとともに、復旧・復興事業における適正な労働条件の確保や労働災害の防止等のため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を行う。

(ii) 被災地域における人口減少・少子高齢化に対応するため、第一次産業等の生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる雇用や就労のシステムを活用した全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興、兼業による安定的な就労を通じた所得機会の確保等を支援する。若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。

(iii) 女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。

(iv) 被災地の人口構造や職業構造の特性に留意し、個人事業者や商店等の復興による雇用を目指す。

### ③教育の振興

(i) 避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方に基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。その際、被災地域の実情を踏まえ、子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討する。

また、被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設（認定こども園）としての再開を支援する。

(ii) 今回の震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。また、厳しい就業環境が予想される被災地の学生・生徒に対する就職支援の強化を図る。



- (iii) 地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。また、障害のある子どもの学習を支援するため、外部専門家を活用する。
- (iv) コーディネーターを活用して、地域のネットワークづくりの支援等を行うことにより、地域住民がともに学び、一体となって、主体的に地域の課題に取り組んだり、地域コミュニティの拠点としての学校づくりに参画したり、放課後等の子どもの学びや高齢者等の生活を支えたりすることができるようにする。

#### ④復興を支える人材の育成

- (i) 被災地における当面の復旧事業に係る人材のニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、介護や環境・エネルギー、観光分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員の拡充、産業創出を担う人材の育成等を行う。
- (ii) 被災地において、グローバル化や産業の高度化など、地域社会・地元産業のニーズに応え、我が国の復興を牽引する人材を育成するため、大学改革を進めるとともに、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等における先進的な教育の実施や産学官連携の取組みを支援する。
- (iii) 被災地における地域産業の高度化や新産業分野での専門的人材育成に資する実践的なキャリア・アップの仕組みや育成プログラムの整備等を推進する。

#### ⑤文化・スポーツの振興

- (i) 「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。
- (ii) 地域を元気づける文化芸術活動に対する支援を行うとともに、芸術祭・音楽祭等のイベントの開催を支援する。
- (iii) 地域におけるスポーツ活動を促進するとともに、国際競技大会の招致・開催を推進する。

### (3) 地域経済活動の再生

#### ①企業、産業・技術等

(i) 震災の復興過程で事業を再開・継続する企業は、借入依存度を高め、資本が毀損している可能性があることから、これに対する対応策を講じる。

具体的には、民間出資を促進し民間の資金・ノウハウを活用する出資や民間金融機関からの融資を促進する形の資本性の長期融資などの支援策を実施する。また、企業の事業継続のため、企業に対する資金繰り支援等を実施する。

(ii) 震災を契機に、生産拠点を日本から海外に移転するなど、産業の空洞化が加速するおそれがあることに鑑み、企業の我が国における立地環境を改善するため、供給網（サプライチェーン）の中核分野となる代替が効かない部品・素材分野と我が国の将来の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点・研究開発拠点に対し、国内立地補助を措置する。

また、空洞化対策として、資源の安定供給確保などを引き続き実施する。具体的には、レアアース等の調達制約に起因する、生産拠点の海外移転を防止する観点から、探査、開発、権益の確保及び代替材料開発を促進する。さらに、電力の安定供給確保のため、火力発電用の天然ガス権益の確保を進める。

さらに、平成23年度税制改正法案に盛り込まれた、国税と地方税を合わせた法人実効税率の5%引下げについては、与野党間での協議を経て、その実施を確保する。

これらにより、東アジア等における企業立地競争が激化する中、国としての取組みを強化する。

(iii) 被災地域の企業に経済効果が及ぶインフラ・システムの輸出促進を推進する。

また、風評被害の払拭や日本ブランドの信頼性を回復するため、国内外向けの製品販売及びその物流円滑化のための放射線量測定を支援するとともに、製品・製品の販路開拓事業を実施する。

(iv) 被災地域の大学・大学病院・高等専門学校・専門学校・公的研究機関、産業の知見や強みを最大限活用し、知と技術革新（イノベーション）の拠点機能を形成することにより、産業集積、新産業の創出及び雇用創出等の取組みを促進する。このため、研究基盤の早期回復・相互補完機能を含めた強化や共同研究開発の推進等を図るとともに、産学官連携の下、中長期的・継続的・弾力的な支援スキームによって、復興を支える技術革新を促進する。また、大学等にお

ける復興のためのセンター的機能を整備する。さらに、海外企業等との連携下での産学官による新産業創出の拠点整備等を行う。

<拠点機能形成の具体例>

- (イ) 震災により激変した海洋生態系を解明し、漁場を復興させるほか、関連産業の創出にも役立たせるため、大学、研究機関、民間企業等によるネットワークを形成
  - (ロ) 世界最先端の技術を活用した事業を興すため、東北の大学や製造業が強みを有する材料開発、光、ナノテク、情報通信技術分野等における産学官の協働の推進
  - (ハ) 医療の再生と医療機関の復旧に併せて、高度医療機関と地域の医療機関の連携・協力を確保した上で、情報セキュリティに配慮しつつ、医療・健康情報の電子化・ネットワーク化を推進するとともに、例えば東北大学を中心としたメディカル・メガバンク構想等を踏まえ、大学病院を核とする医療人材システムや次世代医療システムの構築及び創薬・橋渡し研究の実施
- (ニ) 製造業の技術やノウハウ等を活用した先端的な農商工連携の推進

## ②中小企業

- (i) 中小企業支援について、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、事業用施設の復旧・整備支援について、ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。
- (ii) 国内外の販路拡大など新たな事業機会の拡大等を図ることにより、厳しい経済環境の中で生き残りを目指す中小企業の戦略的経営力を強化する。このため、輸出などの海外展開の促進、M&Aなどによる経営資源の統合強化を図るとともに、経営支援・人材確保・技術力強化策を充実する。
- (iii) 被災地において面的に金融仲介機能を維持・強化するとともに、預金者に安心を与えるため、国が資本参加を行う金融機能強化法の震災特例について、金融機関による積極的な活用の検討を促すとともに、申請があった場合には適切に対応する。

## ③農業

- (i) 農林水産業は、東北地方の基幹産業であり、地域の雇用や暮らしなどの面で大きな役割を果たしている。

このような1次産業の地域経済・社会における重要性を踏まえ、新たな土地利用調整制度等を活用して、被災地の農林水産業の復興を図り、日本全国のモデルとなるよう取組みを進め、東北を新たな食料供給基地として再生する。

(ii) 復旧の第一歩として、被災した農地のがれき除去や除塩等を行う。その際、被災の程度に応じた農地の復旧可能性の図面を8月までに作成し、営農再開に向けた道筋を示しながら、農地や農業用施設等の着実な復旧を図る。

これと並行して、農業者による経営再開に向けた復旧に係る共同作業を支援するとともに、農業経営再建のための必要な資金調達の円滑化を図り、被災地でもう一度農業を営むことができるよう経営再開まで切れ目のない支援を行う。

さらに、農業を営むために欠かせない農地や水利施設等の保安全管理に対する支援を充実することにより、速やかな農業生産基盤の復旧を図り、農業復興に向けた基礎づくりを行う。

(iii) 復興に向けては、集落を基礎とするコミュニティでの徹底した議論と集落内での役割分担の明確化や土地利用の再編を通じて、将来の農業の担い手を創出するとともに、次の3つの戦略を組み合わせることで、地域の特性に応じた将来像を描き、力強い農業構造の実現を支援していく。

#### (イ) 高付加価値化戦略

加工・販売等に取り組む農業者に対する資本強化策の構築やマーケティング等の専門的アドバイスを行うための体制整備等により6次産業化を推進するとともに、被災地のブランドの再生や環境保全型農業の取組等を進める。

#### (ロ) 低コスト化戦略

土地利用調整や集落での話し合いを通じて、農地の大区画化と利用集積を図るとともに、被災地のニーズに応じて、例えば、集落の移転先における基盤整備や移転跡地の農地等整備を一体的に実施することなどにより、コスト競争力のある農業を実現する。

#### (ハ) 農業経営の多角化戦略

農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。

(iv) 先端的な農業技術を駆使した大規模農業の実証研究や高齢者等による高品質

な農産物生産を容易にするA I（アグリインフォマティクス）システムの開発を実施することにより、新たな農業を提案する。

(v) 被災地域の農業者・漁業者の経営再開・再建への的確な支援に向けた、農漁協等の金融機能の維持・強化とともに、貯金者に安心感を与えるため、信用事業再編強化法について、農漁協系統金融機関による積極的な活用の検討を促すとともに、申請があった場合には適切に対応する。

(vi) 飼料の流通等の取組みの面で、東北地方は地域間の結びつきが強いことから、被災地の復興を早める観点から、地域間の連携・交流の取組みを進める。

(vii) 国民全体の分かち合いにより復興を進める観点から、被災地産農林水産物の消費拡大に取り組む。

今回の震災・原発事故の被害を受けた被災地をはじめとした我が国の農林水産物等の紹介等を行い、我が国の農林水産物の信認回復と日本ブランドの再構築を図る。

#### ④林業

(i) 林業・木材産業の復興に当たっては、自立した地域の基幹産業として再生する。森林施業の集約化や路網整備を進め持続可能な森林経営の確立を図るとともに、被災した製材・合板製造工場等の再生をはじめ、効率的な木材の加工流通体制の構築を進め、住宅や公共建築物への地域材利用を積極的に推進する。

(ii) 木質系震災廃棄物を活用した先導的なモデルとして、復興住宅や公共建築物、漁協等の共同利用施設、園芸施設等への熱電供給を推進するとともに、将来的には、未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給に移行することで、環境負荷の少ない木質バイオマスを中心とした持続可能な林業経営・エネルギー供給体制を構築する。

#### ⑤水産業

(i) 漁船、漁具、養殖施設の復旧、冷凍冷蔵施設等共同利用施設の整備、被災漁業者等によるがれきの撤去の取組みに対する支援などにより、漁業経営再開、地域水産業の復旧のための支援を実施する。

(ii) さけ・ます等の種苗生産体制の再構築や藻場・干潟等の整備、科学的知見も

活かした漁場環境の把握、適切な資源管理等により漁場・資源の回復を図る。

また、例えば、養殖業は生産開始から収入を得られるまでに一定期間が必要である等、個々の漁業の特性にきめ細かく対応しながら、安定した漁業経営の実現に向け、漁船・船団の近代化・合理化の促進、経営の共同化や生産活動の協業化を進め、漁業の体質強化を図る。

(iii) 水産加工・流通業は、例えば牡蠣等の生産者と連携した新たな商品開発を行うといった6次産業化の取組みも視野に、漁業生産と一体的な復興を推進する。さらに、造船業などの関連産業の復興を支援する。

(iv) 漁港については、拠点漁港の流通機能等の高度化、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保する。

全国的な水産物の生産・流通の拠点となる漁港については、流通・加工機能の強化等を推進する。

地域水産物の生産・流通の拠点となる漁港については、周辺漁港の機能の一部を補完することに留意しつつ、市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等を推進する。

その他の漁港については、漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能から事業を実施する。

(v) 地域の理解を基礎としつつ、漁業者が主体的に技術・ノウハウや資本を有する企業と連携できるよう仲介・マッチングを進めるとともに、必要な地域では、地元漁業者が主体の法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる特区制度を創設する。

## ⑥観光

(i) 農林水産業と並ぶ主要産業である観光業について、風評被害防止のための情報発信や観光キャンペーンの強化、外国人観光客の受入環境の整備などを効果的・集中的に行い、国内外の旅行需要を回復、喚起する。また、地域からの災害記録情報の発信により復興を通じた国内外の交流を進める。

(ii) 人材育成や幅広い関係者による地域プラットフォームの形成等により、自然の景観、豊かな文化・「食」、国立公園や世界遺産などの地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築する。



- (iii) 陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し三陸復興国立公園（仮称）とし、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を検討する。また、農林水産業と連携したエコツーリズムの推進など各種事業を行う。

#### ⑦コミュニティを支える生業支援

- (i) コミュニティの再生のためには個人事業者や商店等の復興が重要である。例えば、理容・美容業、クリーニング業など、地域に密着した生活衛生関係営業者、建設関係技能者（大工・左官等）、飲食業・小売業等の商店経営者等、地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援する。

#### ⑧二重債務問題等

- (i) 政府の「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）や与野党における協議を踏まえ、ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取り等の一貫した再生支援、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援などの各施策を政府全体として総合的に推進していく。
- (ii) 震災に起因する様々な法的紛争の解決に資する情報提供や民事法律扶助の実施により、被災者・被災企業が復興に向けて再スタートを切ることを支援する。

#### ⑨交通・物流、情報通信

- (i) 被災地の復興支援のため、まず、道路、港湾、臨海鉄道等の物流インフラの早期復旧を図る。
- (ii) 以下により、災害に強い交通・物流網を構築する。
  - (イ) 被災状況や地形等の地域の特性に応じ、既存施設を有効に活用しつつ、まちづくりや産業の復興と一体となった鉄道の復旧等
  - (ロ) 基幹産業の復興や背後のまちづくり等を踏まえた港毎の復興プランに基づく港湾の産業・物流機能、減災機能の強化
  - (ハ) 三陸縦貫道等の緊急整備や太平洋沿岸と東北道を繋ぐ横断軸の強化
  - (ニ) 交通・物流施設への防災機能の付加
  - (ホ) 物流システムのありかたについて検討
  - (ヘ) 類似災害に備えての倉庫、トラック、外航・内航海運等の事業者など民間のノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築

- (ト) 日本海側との連携も含め東北全体のネットワークも考慮したリダンダンシーの確保
  - (チ) 供給網（サプライチェーン）全体の可視化による高度な物流システムの構築
  - (リ) 信号機の滅灯防止など災害に備えた交通安全施設等の整備 等
- (iii) 次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。あわせてこれと一体的に情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備を進め、まちづくりと一体となった国民が安心して利用できる災害に強い情報通信ネットワークの構築に向けた取組みを行う。また、被災した郵便局の復旧を進めるとともに、郵政事業の基本的サービスが郵便局で一体的に利用できるネットワークとなることを確保する。
- (iv) 被災地域の地方公共団体と住民が円滑にコミュニケーションできる環境の確保や、被災者の生活支援を円滑化するための取組みを促進する。また、復興の進捗状況などのインターネットでの公開や利用しやすい形での政府保有データの提供、内外に向けた正確な情報発信等を進める。

#### ⑩再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上

- (i) 被災地域において、最新型の太陽光発電設備や風力発電設備を設置して行う実証研究を促進する。また、再生可能エネルギーの賦存情報、環境基礎情報の提供等により事業化活動を促進する。
- (ii) 被災地域の中核となる避難用施設など防災拠点等に再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせたスマートエネルギーシステムを導入するとともに、エネルギーの利用効率を高めるスマート・コミュニティ、スマート・ビレッジを被災地域に先駆的に導入し、被災地域の電力需給を安定させ、将来のスマートシステムの先行事例として活用する。被災地域への再生可能エネルギーシステムに関連産業の集積を促進する。

#### ⑪環境先進地域の実現

- (i) 環境先進地域（エコタウン）を被災地域に実現するため、地域の未利用資源を徹底活用しながら自立・分散型エネルギーシステムを導入し、地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然

の再生などによる自然共生社会を実現する。また、復旧・復興の過程で発生する大量の廃棄物のリサイクル等を徹底するほか、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の具体化を図り、製造業とリサイクル産業をつなぐ先進的な循環型社会の形成を促進する。

#### ⑫膨大な災害廃棄物の処理の促進

- (i) 市町村の災害廃棄物の処理を国が代行できる制度を創設するとともに、衛生管理の徹底等を行うなど、膨大な災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を促進する。また、被災地におけるアスベスト等の有害物質の監視、ばく露防止対策、情報の収集等を実施する。

### (4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり

#### ①電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し

- (i) 製造業の空洞化、海外企業の日本離れを防ぐため、電力の安定供給を確保する。

このため、今回の原発事故の原因究明とその影響の評価、事故対応の妥当性の検証の徹底と安全確保を図る。加えて、エネルギー戦略の見直しを総合的に推進し、中長期的には、再生可能エネルギー、省エネルギー、化石燃料のクリーン利用分野等の革新的技術開発を推進する。

- (ii) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」の早期成立を図る。

#### ②再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進

- (i) 住宅用太陽光発電及びBEMS（建物のエネルギー管理システム）の導入を促進するとともに、電力安定供給に資する蓄電池を加速度的に普及させるため、必要な支援措置を実施する。また、自家発電設備・高効率ガス空調設備等の導入を促進する。

また、地域の特性を踏まえ、太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電、中小水力発電等の導入を促進する。

- (ii) 地域冷暖房での活用も視野に入れたコジェネレーションシステムやHEMS（住宅のエネルギー管理システム）、高効率空調、LED照明等の高効率照明等省エネ製品の導入促進及びネット・ゼロエネルギー住宅の普及の加速化、省エ

ネ診断等住宅や工場・ビルの省エネ投資促進を行う。

### ③世界に開かれた復興

(i) 日本再生に関する外国の理解を増進し、日本ブランドを再構築し、日本製品の信頼性回復・向上を図るため、効果的な情報発信を強化しつつ、「クールジャパン」の推進、海外における風評被害への対策、在外公館等を活用した地方の魅力発信、青少年交流や親日家育成のための交流プログラムの実施等に取り組む。

(ii) 外国の活力を取り込んだ被災地域の復興と日本経済の再生を図るため、引き続き自由貿易体制を推進し、日本企業及び日本製品の平等な競争機会の確保に努めるほか、ODAを活用して製品の安全性・優位性をアピールすることも含め、被災地製品の海外の販路拡大を図る。

また、被災地を始め我が国に対する外国からの投資を促進するとともに、国際的企業の研究開発拠点やアジア本社機能の設置を促進するため、国際的に魅力的な投資環境を整備する。

高度な技術や知識を有する外国人の受入れについてのポイント制活用による出入国管理上の優遇制度の導入や雇用・生活環境の整備、我が国に対する信頼の基盤となる災害時における迅速な情報提供及び円滑な出入国審査のための施策の推進により、我が国の活力となるべき外国人の受入れを促進する。

(iii) 災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するための国際協力を積極的に推進する。このため、災害対応に優れた航空機の国際的活用、グローバルな防災ネットワークの構築に向けたASEAN諸国や太平洋島嶼国との協力、日中韓等の地域防災協力、防災分野の途上国の人材育成等の国際協力を推進する。

また、知見・教訓を国際社会と共有するための調査研究の実施、海外の防災関係専門家を招へいた専門家会合やシンポジウムの開催、「兵庫行動枠組」の後継枠組の策定に向けた2012年のハイレベル国際会議の開催、第3回国連防災世界会議（2015年予定）の誘致等を、国際機関とも連携しつつ、推進する。

国際会議の開催・誘致等国際協力・国際交流事業については、復興状況をみつつ、被災地での実施を検討する。

(iv) 外国人留学生及び外国人研究者に対して適切な災害情報を提供するとともに、研究活動等の支援を行う。

#### ④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進

(i) 被災者の生活再建と被災地の復興に向けた様々な課題に対応し、復興を目指すには、被災者や地域コミュニティが、その力を最大限発揮できるようにすることが必要である。しかし、全国的な経済活動の停滞等震災の様々な影響が、被災地はもちろん、全国的にも失業や病気などに脆弱な人々を直撃し、「社会的排除」状態に追い込むリスクを急速に高めている。

こうした中で、声を出しにくい人々に配慮し、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行っていくことは、被災地の復興だけでなく、今後の日本社会の発展にもつながるものである。このため、こうした社会的包摂の理念に基づき、アウトリーチの手法や居場所づくりや伴走型の支援、人材育成等の包括的、予防的な支援を行う市町村の取組みを支援する。また、ワンストップ型の相談や寄り添い支援に関する先導的なモデルの構築に取り組む。

(ii) 「新しい公共」の担い手が被災地で取り組む支援拠点の整備、まちづくり支援などに対し、「新しい公共支援事業」等を通じた支援を行うとともに、「新しい公共」推進会議の提案を踏まえた取組みを推進することにより、NPO、国際協力分野のNGO、地元企業、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興を促進する。

(iii) 「新しい公共」の枢要な担い手として、多様できめ細かな復興支援活動を展開するNPO等の力が最大限に発揮されるよう、寄附税制の周知・活用の促進を図るとともに、特定非営利活動法人の新認定制度の円滑な施行を支援する仕組みを構築する。

#### ⑤今後の災害への備え

(i) 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」における議論を踏まえ、今後の津波防災対策の検討を引き続き実施するとともに、様々な視点から、防災基本計画を見直す。

(ii) 津波災害に強い地域づくりを推進するにあたっては、今回の大震災からの復興のみならず、将来起こりうる災害からの復興にも役立つよう、全国で活用可能な一般的な制度を創設する。

このため、社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会の緊急提言（平成23年7月6日）を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり制度」を、早急に具体化する。

(iii) 東海・東南海・南海地震による被害像の明確化及び被害軽減のための対策を検討する。広域応援体制や膨大な数の避難者対策、帰宅困難者対策など首都直下地震等の対策を検証するとともに、庁舎等が被災した場合の公的機関の業務継続体制の強化を図る。

地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化、津波警報の改善をはじめとした防災情報の強化等を実施する。また、政府の危機管理体制の強化等を検討する。

地質や地殻変動等の複合的な調査により地震・津波災害のリスクを評価し、高度な地震・津波予測を実施する。

(iv) 国土の防災性を高める観点から、「逃げる」という視点も含め、ハード・ソフトの対策を組み合わせ、災害への対応力を高めた国土基盤の整備を行うなど災害に強い国土構造への再構築を図るとともに、そのための広域的な国土政策の検討、見直しを行う。

(v) 大災害時に、「公助」を担う主体である警察、消防、海上保安庁、自衛隊等による長期間、広範囲かつ大規模な避難活動、救援活動や救急・救出救助活動が迅速に行われるとともに、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保する。また、最大規模の外力に対するリスク評価、防災拠点（災害に強い施設）・情報伝達体制・警戒避難体制の整備、社会基盤の防災対策の強化とルートの多重化、必要な技術開発、災害に強い供給網の構築、企業の事業継続の取組みの促進等を行う。

また、地震発生時の人的・経済的被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化・省エネ化を推進するとともに、耐震性向上に関する研究開発を推進する。

あわせて災害時に道路網を有効活用し円滑な輸送に資するための情報化等のソフト施策を推進する。

(vi) 今回の地震・津波災害、原子力災害に対する、警察、消防、海上保安庁、自衛隊や「共助」を担う主体である消防団などの装備や活動等を踏まえ、災害応急対策の能力を強化し、後方支援（メンタルケアや託児支援を含む）を含む災害対処能力を向上させるとともに、防災に専門的知見を有する退職自衛官等の国のスタッフの活用等を通じた地方公共団体との連携の強化、火災・危険物事故・トリアージ（緊急度判定）等に関する調査・研究及び除染や情報収集等の関連研究・技術開発を実施する。

また、警察、消防、海上保安庁、自衛隊は災害時において情報共有等一層の

連携の強化を図る。さらに、災害応急対策を実施する際に必要となる機能を有した船舶等のあり方等について調査を行う。

(vii) 東日本大震災から得られた多くの防災対策に関する課題への対応能力向上を図るため、様々な被害への応急対応や複数の地方公共団体にわたる広域的な対応等を各種の防災訓練に取り入れる。また、国と地方公共団体の連携強化を図るため、自衛隊等の関係機関が防災訓練に積極的に参加する。さらに、後方支援の拠点を含む地方公共団体の区域を超えた広域応援体制の維持・強化や迅速な災害復旧等に向けた事前準備を含む地域防災計画の充実を働きかける。

(viii) 防災・減災の分野での国際貢献の観点から、我が国を含む、アジア太平洋地域における大規模災害発生時の後方支援の拠点の設置について、必要性、重要性、効率性、既存の体制等を勘案しつつ幅広い角度で検討する。

(ix) 「逃げる」ことを含めた地域も巻き込んだ防災教育を推進する。各種機関が持つ映像をはじめ様々な資料や証言集等を活用し、ホームページやその他ツールを用いて、津波に関する啓発の充実強化や減災教育のための教材を作成する。

(x) 津波災害における避難誘導のあり方を再検証し、対策の見直しを進める。また、災害発生時にも治安上の問題が生じないように、治安関係機関の対処能力を強化するとともに、地域社会の絆を強化し、防犯設備の計画的配置や防犯ボランティアの活動支援等により、犯罪の起きにくい地域づくりを進める。

(xi) 大規模災害の発生時等にも医療を継続して提供できるよう、耐震化の促進等、医療施設等の防災対策を強化する。

上下水道の耐震化及び複数の水道施設の連結等による広域化を推進する。また、災害に強い石油・ガス等の製造供給設備、供給網を整備する。

学校・試験研究機関の耐震化などの防災対策の推進や危機管理機能のバックアップを図る。また、矯正施設等の収容施設における耐震対策や防災対策を推進し、倒壊等に伴う逃走等への国民の不安を解消する。また、災害時に地方公共団体等を支援する観点から、国の庁舎等について、耐震化をはじめとする防災機能の強化を図る。

(xii) 災害を想定したサプライチェーン対策として、食品関連事業者の事業継続計画（BCP）の策定などを通じ、食品、配合飼料の安定供給体制を整備する。



- (xiii) 今回の大震災による災害廃棄物処理の教訓や経験を踏まえ、災害の規模に応じた震災廃棄物対策指針等の作成、浄化槽の整備を進めるなど、災害に強い廃棄物処理体制を構築する。
- (xiv) 災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図るため、総合防災情報システムの機能拡充とその情報通信網である衛星通信ネットワークの機能強化を図る。
- (xv) 防災・復旧の観点からの地理空間情報の利活用や災害時の被害状況の把握等について衛星システムの活用を含めて検討する。
- (xvi) 「情報セキュリティ 2011」（平成 23 年 7 月 8 日情報セキュリティ政策会議）に基づき、すべての国民が情報通信技術を安心して利用できる環境を整備する情報セキュリティの視点から、災害時に強靱な情報システムの構築等、大規模災害時における安全性・信頼性の向上を図る。
- (xvii) 被災地の行政担当者や地域住民、国の現地災害対策本部職員等からの聴き取り等により、発災時の具体的な状況や避難行動、その後の行政等の対応等について把握し、今後の取組みに生かす。
- (xviii) 被災者の生活再建に当たり、避難所から仮設住宅、恒久住宅といった住まいの確保、支援金・義援金の支給等の金銭的支援に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア、自殺・孤独死の予防等各個人・世帯の生活全般にわたる生活再建をきめ細かく支援していくための具体的な取組方策について検討する。
- (xix) 災害の発生地域、発生規模、発生時期等に応じて、避難所において良好な生活環境を確保するための指針となる考え方や支援のあり方を検討する。

## ⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承

- (i) 今後の防災対策に資するため、今回の大震災に関し、国際共同研究を含め、詳細な調査研究を行う。その際、地震・津波の発生メカニズムの分析・解明やこれまでの防災対策の再検証やリスクコミュニケーションのあり方の検証等も行う。また、各機関の調査研究が有機的に連携し、総合的な調査となるよう配慮する。

(ii) 上記の調査研究の結果も踏まえつつ、地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓の収集・保存・公開体制の整備を図る。その際、被災地域における公文書等の保全・保存を図るとともに、国内外で過去発生した地震・津波の教訓も共有する。情報通信技術を活用しつつ、これらの記録・教訓のみでなく、地域情報、書籍など関係する資料・映像等のデジタル化を促進する。また、今回の震災における消防機関等の活動記録を集積し、その分析・検証を行う。こうした記録等について、国内外を問わず、誰もがアクセス可能な一元的に保存・活用できる仕組みを構築し、広く国内外に情報を発信する。

なお、津波の影響を受けた自然環境の現況調査と、経年変化状況のモニタリングを行う。

(iii) 地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備を検討する。その際、阪神・淡路大震災の際の取組みも参考とする。

## 6 原子力災害からの復興

国は、地方公共団体と調整を行い、できるだけ速やかに、原子力災害からの復興のための協議の場を立ち上げ、地域再生、損害賠償措置を始め復興に向けた十分な対策を講じるため、法的措置を含めた検討を行い、早急に結論を得る。また、下記の事項については、その迅速な対応を図る。

### (1) 応急対策、復旧対策

国は、原子力災害の応急対策、復旧対策、復興について責任を持って対応する。復興に向けた大前提として、国が責任を持って、原子炉を冷温停止状態に持ち込むとともに、大気や土壌、海水への放射性物質の放出を防ぐなど、一刻も早く原発事故を収束する。また、原子炉施設の安定性の評価、詳細モニタリングの実施などの結果を踏まえつつ、地方公共団体と連携を取りながら、区域解除の具体的検討・実施を行う。

### ① 応急対策、各種支援、情報提供等

(i) 我が国に対する内外の信認を回復させるような取組みを推進する（例えば、正確な情報提供・共有体制の強化や、原発事故の収束、安全基準の設定、除染技術等の利用等に関する国際原子力機関（IAEA）を含む国内外の世界トップレベルの専門家の叡智の活用など）。

(ii) 原子力災害時の応急対策拠点施設の体制や、原子力災害に関する国民からの質問・相談等に応じる情報提供体制を強化する。また、事故の収束に向けた研究開発を実施する。

(iii) 被災者や被災地方公共団体への支援、統一的な基準・指標に基づき放射線量等きめ細かで抜け落ちのないモニタリングと迅速でわかりやすい情報提供、科学技術により検証された情報提供等を引き続き着実に実施する。また、これらの取組みにより、風評被害にも対応する。

(iv) ふるさとへの帰還に向けた生活や事業の再建に係る支援を実施する。

なお、ふるさとへの帰還の際には、市町村において災害発生以前から国や県とともに取り組んでいた事業が円滑に再開できるよう、国や県において必要な対応を行う。

## ②安全対策・健康管理対策等

(i) 食品中の放射性物質に係る安全対策について、中長期的な観点を踏まえ、規制値の再検討を行うとともに、各自治体が行う検査の支援、長期的なフォローアップなどのための体制整備を行う。

(ii) 子どもたちが受ける被ばく線量（内部被ばくを含む）を低減させる取組みを引き続き着実に実施する。

(iii) 放射線の影響に関する長期的健康管理や最先端の研究・医療を行う施設等を福島県に整備し、子どもをはじめとする住民の継続的な健康管理を実施する。

(iv) 農畜産物の安全を確保するため、肥料・飼料等の適切な管理の徹底、畜産農家・耕種農家に対する情報提供や技術指導などその対策に万全を期す。

(v) 原子力発電所の労働者の健康診断を徹底するとともに、被ばく線量等をデータベース化するなど長期的な健康管理を行う。また、放射線の影響に関する把握・評価を着実に実施する。

## ③賠償・行政サービスの維持等

(i) 「原子力損害賠償支援機構法案」及び「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案」の速やかな施行を図り、避難住民や、農林水産業者、

中小企業者等、厳しい状況に置かれている被害者に対して、迅速、公平かつ適切な賠償や仮払いを進める。また、事業再建を行う事業者や、風評被害に苦しむ事業者の雇用の維持を支援する。

- (ii) 避難区域の設定により、市町村の区域外への避難を余儀なくされた住民に対する行政サービス機能や地域の絆を維持するための措置を講ずる。

具体的には、これらの住民に対する行政サービスのうち、避難元の地方公共団体において提供することが困難なものを、避難先の地方公共団体が提供することとすることができる特例や、住所を移転した住民と避難元の地方公共団体との関係を維持するための措置（情報提供、交流事業、住所移転者協議会等）を制度化する。

- (iii) 原子力災害の被災者の要望に最大限応えるため、福島第一原子力発電所周辺における行方不明者の捜索や警戒警備を継続的に推進できる体制を確保する。

#### ④放射性物質の除去等

- (i) 放射線に関する住民の不安の高まりに対応するため、放射線やその除染、子どもにも十分に配慮した放射線による健康への影響等に関する情報提供や、住民とのコミュニケーション活動を継続的に実施する。

- (ii) 放射性物質による大気・水・土壌・森林等の汚染を除去する必要があることから、環境修復技術の早期確立等を目指す。このため、大学、研究機関、民間企業等の協力の下、福島県に国内外の叡智を結集する開かれた研究拠点を形成する。また、国の責任において、除染に関する考え方や手法を早期に確立するとともに、地方公共団体の協力を得つつ、現場レベルでの実証や汚染土壌等の除染、下水汚泥等の適切な処理及び災害廃棄物の最終処分に必要な措置を講じる。

## (2) 復興対策

### ①医療産業の拠点整備

- (i) 特区制度の活用等を通じ、福島県に医療産業を集積し、世界をリードする医薬品・医療機器・医療ロボットの研究開発、製造拠点とする。

- (ii) 産学官連携で世界最先端の医薬品・医療機器の研究開発を実施するとともに、

先端的な医療機関を整備する。

## ②再生可能エネルギーの拠点整備

- (i) 再生可能エネルギーに関わる開かれた世界最先端の研究拠点の福島県における整備、再生可能エネルギー関連の産業集積を促進する。

## (3) 政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進

- (i) 復旧・復興を進めていく観点から、政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等を促進する。

## 7 復興支援の体制等

### (1) 復興対策本部・現地対策本部の役割

- (i) 7 (2) に掲げる「復興庁（仮称）」が発足するまでの間は、「東日本大震災復興対策本部」が、復興施策に関する基本的な方針の企画・立案・総合調整、関係行政機関が講ずる復興施策の実施の推進・総合調整等を行うものとする。同本部の活動を支えるため、同本部の事務局に、所要の体制を整備する。
- (ii) 「東日本大震災復興対策本部」の「現地対策本部」は、被災者、被災した地方公共団体から見て、ワンストップの対応が可能な国の一元的窓口として機能するものとする。また、「現地対策本部」は、「東日本大震災復興対策本部」が担う総合調整事務の一部を分掌し、総合調整を行うべき諸課題は、可能な限り現地で迅速に総合調整を行うものとする。
- (iii) 「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする。
- (iv) 各府省は、被災地域における各府省の出先機関が、被災者や被災した地方公共団体からの要望等に対して、現地で迅速に判断・対応することができるよう、復興施策の実施に必要な事務・権限について、本省から出先機関への委任等を行う。

## (2) 復興庁（仮称）の検討

- (i) 東日本大震災復興基本法に基づき、東日本大震災からの復興に関する国の施策に関し、既存省庁の枠組みを超えて地方公共団体のニーズにワンストップで対応できるようにするなどのため、復興庁（仮称）を設置することとし、その全体像について年内に成案を得るとともに、その後速やかに、設置法案を国会に提出する。
- (ii) 東日本大震災復興対策本部は、復興庁（仮称）の発足時に廃止し、同本部及びこれに置かれる組織の機能は、復興庁（仮称）及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。
- (iii) 復興庁（仮称）についての検討を集中的に行うための体制として、復興庁準備室（仮称）を速やかに立ち上げる。

## (3) フォローアップ等

- (i) 東日本大震災復興対策本部は、毎年度、本方針の実施状況のフォローアップを行い、その結果を公表する。また、その公表結果について、被災者及び被災した地方公共団体の意見を聴取する。
- (ii) 東日本大震災復興対策本部は、各府省の協力を得て、復興に関する国の予算を把握し、被災者及び被災した地方公共団体が一覧することができるよう公表する。
- (iii) 本方針は、復興施策の進捗状況、原子力災害の復旧の状況、東日本大震災復興構想会議における今後の議論、被災した地方公共団体の要望等を踏まえ、集中復興期間終了前に必要な見直しを行う。

## 平成 28 年度以降の復旧・復興事業について

〔平成 27 年 6 月 24 日〕  
〔復興推進会議決定〕

### 1. 基本的な考え方

東日本大震災の発災から 4 年 3 か月が経過し、これまで累次にわたり講じてきた加速化措置<sup>1</sup>などの復興加速化のための施策の結果、特に地震・津波被災地を中心として、復興は着実に進展している。復興交付金事業計画がある 85 市町村(避難指示等の対象である 12 市町村を除く。)のうち、少なくとも住まいの確保に関する事業が平成 27 年度までに全て完了予定としている市町村が 64 となっているなど、復旧・復興事業の完了に向けた見通しが立ちつつあり、復興は新たなステージを迎えている。

平成 28 年度以降においては、復興期間 10 年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、現在の取組を着実に進め、必要な支援を確実に実施することを基本とする。他方、原子力事故災害被災地域においては、避難指示の影響等により長期の事業が予想されるので、10 年以内の復興完了は難しい状況にある。復旧から本格復興・再生の段階に向けて、国が前面に立って引き続き取り組むものとする。

また、特に地震・津波被災地を中心に事業完了に向けた見通しが立ちつつあることを踏まえ、事業完了後の被災地の社会経済の姿を見据えて、平成 28 年度以降の復興支援については、被災地の「自立」につながるものとしていく必要がある。復興の新たなステージにおいて、日本の再生と成長を牽引し、地方創生のモデルとなることを目指すこととする。

そのために、まずは住宅再建を加速させ、恒久住宅の確保に取り組む。その上で、災害公営住宅でのコミュニティづくりや長期避難者の心身のケアといった被災者へのきめ細やかな支援をはじめとして、復興のステージの進展に応じて生じる課題に、的確に対応していくものとする。加えて、産業・生業の再生を進めるため、官民の連携を一層強化し、取り組むものとする。

また、復興事業は地域住民の将来のまちづくりであるとともに、その財源は国民の幅広い負担に基づくものであることも踏まえ、国民、地域

---

<sup>1</sup> 復興大臣の下に関係省庁の局長級で構成するタスクフォースを設置し、5 度にわたり 100 近い加速化措置等を実施。



住民に対する説明責任と透明性が確保されるものとする。

## 2. 復興期間

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部）において、復興期間を 10 年としている。平成 28 年度からの 5 年間については、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から、「復興・創生期間」と位置付けることとする。

## 3. 各分野における今後の取組み

### （1）被災者支援（健康・生活支援）

引き続き、復興のステージに応じて、「心」、「体」、「絆」に係る多様な課題にしっかり対応していく必要がある。50 の対策からなる被災者支援（健康・生活支援）総合対策を着実に推進する。

まずは、今後とも住宅再建を急ぎ、被災者の本格住宅への移転を促進するとともに、見守りや生きがいづくりといった仮設住宅での心と体の健康についての支援を行うなど、長期化する避難生活への心身の支援を継続する。また、災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援を行いつつ、仮設住宅の集約撤去についての情報提供に努める。

これまで緊急雇用の枠組みの中で実施してきた、見守りや避難指示区域内の警備等、不可欠なものについては、別の形での支援を継続する。

### （2）公共インフラの復旧

今後は、残事業を着実に実施するとともに、現地での課題に対し、引き続き、きめ細かな実務支援を実施する。

### （3）住宅再建・復興まちづくり

残事業を着実に実施し、一刻も早く、被災者に恒久住宅に移っていただくことに取り組み、現地での課題に対し、引き続き、復興庁職員が現地に入るなど、きめ細かな実務支援を実施する。また、復興交付金効果促進事業の活用の促進により、地域の課題への対応を推進する。

また、被災者による住宅の自力再建を後押しするため、各種住宅支援施策を着実に推進し、その充実や弾力的な運用に努める。

#### (4) 産業・生業の再生

施設・設備が復旧したにもかかわらず、売り上げが戻らない業種がある。このため、販路開拓や人材・ノウハウの提供、商品開発等を官民連携で支援するとともに、引き続き二重ローン対策等に取り組む。産業復興創造戦略に基づき、復興庁のみならず政府全体の施策を活用し、一丸となって産業復興を推進する。

#### (5) 原子力事故災害からの復興・再生

廃炉・汚染水対策を着実に進めるとともに、除染、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進、放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進める。風評被害対策を着実に実施する。また、原子力損害への適切な賠償を進める。

本年6月12日に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂に基づき、避難指示解除の推進とともに、改正福島復興再生特別措置法や福島再生加速化交付金などの活用により復興再生拠点の整備、生活再開に必要な環境整備など住民の帰還促進等に向けた取組みを加速する。また、事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組を充実する。加えて避難指示の出た12市町村の将来像を、福島イノベーション・コースト構想の検討の成果も踏まえつつ、中長期かつ広域的な観点から平成27年夏までにとりまとめる。

#### (6) 「新しい東北」の創造

今後の復興においては、産業、生業の再生やコミュニティの形成等が大きな課題であることから、「先導モデル事業」で蓄積したノウハウ等を活かし、横展開していくことが重要であり、官のみならずNPO、企業など多様な主体が今まで以上に連携し、地方創生の施策も十分に活用しつつ、持続可能な地域社会を作り上げていく必要がある。

#### (7) その他の支援

##### (ア) 復興特区制度

今後も、まちづくりや産業・生業の再生の動きが続くことから、引き続き、復興特区制度の活用が見込まれる。被災地の課題解決に向け、計画策定の支援等に努める。(別紙2に詳述)

##### (イ) 自治体支援

財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別

交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、後述の5. のとおり支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

また、復興事業がピークを迎えていることから、被災地の状況や被災自治体の要望を踏まえつつ、引き続き全国自治体からの人的支援の充実等に取り組むとともに、被災自治体における任期付職員の採用も更に促進することが必要である。このため、任期付職員及び応援職員への支援については、引き続き全額国費で支援する。

#### 4. 平成28年度以降に実施する復旧・復興事業

平成28年度以降の復旧・復興事業について、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化する観点から、以下のとおり整理することとする。

##### (1) 復興特会で実施する事業

###### ① 被災者支援

- ・ 応急仮設住宅、被災者の心のケア、見守りやコミュニティ形成支援など被災者の生活再建等の支援に必要な事業

###### ② 災害復旧事業等

- ・ 災害廃棄物処理事業や公共土木施設等の災害復旧に必要な事業

###### ③ 原子力事故災害特有の課題に対応する事業

- ・ 放射性物質により汚染された土壌等の除染、中間貯蔵施設の整備や放射性物質汚染廃棄物処理に必要な事業
- ・ 長期避難者等への支援、早期帰還の支援、避難指示区域の荒廃抑制等に必要な事業
- ・ 避難指示区域等における医療保険制度等の特別措置に必要な事業
- ・ 環境放射線測定や環境モニタリング調査に必要な事業
- ・ 農林水産物等の風評被害対策に必要な事業 等

###### ④ 東日本大震災復興交付金（同交付金の成果、今後の取組については、別紙1に詳述）

###### ⑤ その他被災地の課題に対応する事業

- ・ 復興に資する公共事業等

- ・ 被災した中小企業等に対して行う低利融資等に必要な事業
- ・ 業績が悪化している被災事業者等の再生支援などに必要な事業
- ・ 調査・研究については、その成果が早期に発現し被災地の復興につながる事業 等

(2) 一般会計等に対応する事業

- ・ 一般会計等の国の既存施策で同種の事業を実施しているもの
- ・ 被災地以外でも等しく課題となっている事業 等

(3) 平成 27 年度限りで終了する事業

- ・ 事業目的・目標を達成した事業
- ・ 緊急性、必要性がなくなった事業
- ・ 全国防災事業 等

## 5. 復旧・復興事業の自治体負担について

### (1) 基本的な考え方

集中復興期間においては、まち全体が壊滅的な打撃を受け、また、比較的財政力が低く、膨大な復興事業を実施していく際に、十分な財源がないと見込まれる被災自治体が多かったことを踏まえ、実質的な地方負担をゼロとする異例の措置を講じてきた。一刻も早い被災地の復旧・復興、原子力事故災害被災地域の再生を成し遂げるため、復興の基幹的事业や原子力事故災害に由来する復興事業については、これまでと同様、震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとする。

また、単独災害復旧費、職員派遣に要する経費などの復旧・復興に係る地方単独事業の実施に要する経費や地方税等の減収補てんについては、基本的に、引き続き震災復興特別交付税による措置を継続し、被災自治体の実質的な負担をゼロとする。

一方、復興財源が国民に広く負担を求めるものであることや、復興の新たなステージにおいて、被災自治体の「自立」につなげていく観点から、復興事業と整理されるものでも、地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業については、被災自治体においても一定の負担を行うものとする。被災自治体が負担する程度については、被災自治体の財政状況等も踏まえ、通常の災害時の復興事業における負担の程度と比べて十分に軽減されたものとし、被災自治体の財政負担に十分配慮する。

## (2) 対象事業

自治体負担の対象事業は以下のとおりとする。

- ・ 道路整備事業（直轄・補助）
- ・ 港湾整備事業（直轄・補助）
- ・ 社会資本整備総合交付金（復興）
- ・ 水産基盤整備事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金
- ・ 循環型社会形成推進交付金
- ・ 河川整備事業
- ・ 東日本大震災農業生産対策交付金
- ・ 農村地域復興再生基盤総合整備事業
- ・ 被災海域における種苗放流支援事業
- ・ 交通安全施設等整備事業
- ・ 地籍調査費負担金
- ・ 東日本大震災復興交付金（効果促進事業）

(注) 以下の事業は対象としない。

- ・ 道路整備事業のうち三陸沿岸道路整備事業、相馬福島道路整備事業
- ・ 避難指示等の対象である12市町村内で実施する事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金により市町村が実施する防潮堤整備事業
- ・ 循環型社会形成推進交付金により実施する事業のうち、原子力事故災害に由来して実施するもの（いわき市が該当）

## (3) 自治体負担の水準等

事業費のうち、国庫補助金等を除いた地方負担の95%を震災復興特別交付税により措置し、県及び市町村の実質的な負担は地方負担の5%とする。これは各対象事業の事業費の1～3%程度である。

また、被災自治体の実質的な負担額について、被災自治体から要望がある場合は、適債経費について資金手当のための地方債の発行を認めることとする。

## 6. 事業規模と財源の確保

被災地が安心して復興事業に取り組むことができるよう、復興を更に加速させるため、以下により、復興・創生期間5年間の財源を予め確保する。

### (1) 事業規模

集中復興期間における復興事業費は、平成26年度における復興事業の執行状況を踏まえると、平成27年度予算までにおいて25.5兆円程度(国・地方合計(公費分))となる見込みであり<sup>2</sup>、復興・創生期間における復興事業費の見込み6.5兆円程度を踏まえると、復興期間10年間における復興事業費は合計で32兆円程度<sup>3</sup>と見込まれる。復興・創生期間における各年度の事業規模<sup>4</sup>の管理を適切に行い精度の高い予算とすることで、この復興事業費により確実に復興を進めることとする。

### (2) 財源

これまで計上した復興財源(26.3兆円)については、実績等を踏まえると28.8兆円<sup>5</sup>程度の収入となると見込まれており、これに加え、下記の取組により合計で最大3.2兆円程度を確保することにより、復興・創生期間を含む復興期間10年間の復興財源32兆円程度を確保する。

- ① 財政投融资特別会計財政融資資金勘定における平成27年度までの積立金の活用、同特別会計投資勘定からの受入れなど国の保有する資産の有効活用等による税外収入(決算剰余金を除く)の確保 0.8兆円程度
- ② 一般会計からの繰入れ 2.4兆円程度<sup>6</sup>

なお、復興財源の確保と一般会計の財源の確保が相互に密接な関連を有

---

<sup>2</sup> 平成23年度から平成25年度までについては決算、平成26年度については決算見込み、平成27年度については予算による。

<sup>3</sup> 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年法律第94号)に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まれていない。

<sup>4</sup> 復興・創生期間の各年度における事業規模は、平成28年度2.0兆円程度、平成29年度1.6兆円程度、平成30年度1.2兆円程度、平成31年度0.9兆円程度、平成32年度0.8兆円程度と試算している。

<sup>5</sup> 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)附則第13条及び第14条の規定を踏まえ復興債の償還財源として追加された日本郵政株式会社の株式の売却収入として見込まれる4兆円程度を含む。

<sup>6</sup> 一般会計における歳出削減及び決算剰余金の活用により必要額を確保する(①により確保されるものを除く)。

することに鑑み、財政健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興事業費に必要な財源の確保を適切に行うものとする。

復興・創生期間における復興事業費を賙うための一時的なつなぎとして、同期間における復興債の発行を可能とする。当該期間に発行される復興債を含め、復興期間に発行された復興債については、上記の財源等を償還財源とし、平成 49 年度までに償還するものとする。

## 7. その他

東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部）については、本決定で示した基本的な枠組みをもとに、平成 27 年度末までに更に必要な見直しを行っていくこととする。

別紙 1 復興交付金の成果と残された課題

別紙 2 復興特区制度の活用状況等（復興推進計画、復興整備計画）



「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針

平成 28 年 3 月 11 日  
閣 議 決 定

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 3 条の規定に基づき、  
「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針を別紙のとおり定める。

## 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 復興の現状

政府は、発災直後の平成 23 年 7 月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」<sup>1</sup>において、復興期間を平成 32 年度までの 10 年間と定め、復興需要が高まる平成 27 年度までの 5 年間の「集中復興期間」と位置付けた上で、未曾有の大災害により被災した地域の復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組んできた。

地震・津波被災地域においては、これまで 5 度にわたって講じてきた加速化措置等の成果もあり、平成 28 年度にかけ、多くの恒久住宅が完成の時期を迎える。さらに、産業・生業の再生も着実に進展しており、10 年間の復興期間の「総仕上げ」に向け、復興は新たなステージを迎えつつある。

福島原子力災害被災地域においては、除染等の取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少している。また、田村市、川内村、楡葉町で避難指示の解除等が実施<sup>2</sup>されるなど、復興は着実に進展しつつある。

一方で、被災者一人ひとりが直面している課題は、個人の置かれた環境等に応じて様々に異なる。また、被害の規模等によって地域ごとに復興の進捗状況にばらつきもみられる。復興の進展に伴い、地域・個人からのニーズは一層多様化しつつあり、それらに対応したきめ細かな支援が必要となっている。

#### (2) 「復興・創生期間」における政府の基本姿勢

政府は、平成 27 年 6 月に「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」<sup>3</sup>を決定し、復興期間の後期 5 か年である平成 28 年度から平成 32 年度を「復興・創生期間」と位置付けた。その中で、当該期間における復旧・復興事業の考え方を示すとともに、復興期間の復旧・復興事業の財源として、10 年間の総額で 32 兆円程度<sup>4</sup>を確保することとした。

東日本大震災からの復興なくして日本の再生はない。「復興・創生期間」においては、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズ

<sup>1</sup> 平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定

<sup>2</sup> 田村市：平成 26 年 4 月 1 日、川内村：平成 26 年 10 月 1 日、楡葉町：平成 27 年 9 月 5 日

<sup>3</sup> 平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定

<sup>4</sup> 原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まない。

にきめ細やかに対応しつつ、10年間の復興期間の「総仕上げ」に向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現することを目指す。

このため、引き続き、復興の新たなステージに応じた切れ目のない被災者支援を行うとともに、次なる災害に備えた住まいの再建や復興まちづくり、被災地の発展基盤となるインフラの復興を着実に進める。さらに、コミュニティの形成や産業・生業の再生等を通じて、新たなまちでの暮らしの再開や地域の再生を図る。

被災地は、震災以前から人口減少や産業空洞化といった、全国の地域にも共通する中長期的な課題を顕著に抱えており、いわば我が国の「課題先進地」である。今後の復興・創生に当たっては、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、被災地外からも多くの方々が訪問し、あるいは移り住むような、魅力あふれる地域を創造することを目指す。このため、震災と復興の取組を通じて得られた経験や教訓を活かしつつ、眠っている地域資源の発掘・活用や創造的な産業復興、地域のコミュニティ形成の取組等も通じて、「新しい東北」の姿を創造していく。

「復興・創生期間」中の平成32年には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。これを「復興五輪」とし、東日本大震災の被災地が復興した姿を世界に発信する。

福島の原子力災害被災地域においては、遅くとも事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示を解除できるよう環境整備に取り組む。こうした取組等により、本格的な復興のステージへ移行していく。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

「復興・創生期間」においては、被災者の支援やコミュニティの維持・形成、産業・生業の再生や「新しい東北」の創造等に関し、女性のリーダーとしての活躍やNPO等の多様な担い手の参画がより一層重要となる。復興のあらゆる場・組織への女性の参画拡大を通じて、復興過程における男女共同参画を一層推進するとともに、引き続き、官民連携に努める。

上記の基本姿勢に基づき、政府は、「復興・創生期間」において、「東日本大震災からの復興の基本方針」及び「平成28年度以降の復旧・復興事業について」において示した復旧・復興事業の基本的な考え方を踏まえつつ、本基本方針に定めるところにより、以下の2.に掲げる各事項に重点的に取り組むものとする。

## 2. 各分野における今後の取組

### (1) 被災者支援（健康・生活支援）

避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持やコミュニティの形成、生きがづくり等の「心の復興」など、復興の新たなステージに応じた切れ目のない支援を行う。

また、応急仮設住宅から災害公営住宅などの恒久住宅への移転に当たって、住宅・生活再建に係る支援に取り組む。

#### (具体的な取組)

- ・ コミュニティ形成の支援や心身のケアを始めとした被災者支援の重要な課題に対応するため、50の対策からなる「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」<sup>5</sup>を着実に推進する。
- ・ 見守りや生きがづくりのための「心の復興」といった心と体の健康についての支援を行うなど、被災者の心身のケアに対する支援を継続する。また、被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合などを引き続き支援する。
- ・ 円滑な恒久住宅への移転や暮らしの再建のため、被災者の住宅・生活再建に関する相談支援体制の整備を支援する。また、学校校庭にある仮設住宅への対応に関し、自治体における取組を支援する。
- ・ 仮設住宅での避難生活の長期化や震災により親を亡くすなど、様々な形で受けている被災の影響を踏まえつつ、被災地の子どもが心身ともに健やかに育成されるよう総合的に支援するとともに、就学支援や学習支援等を通じて被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む。

### (2) 住まいとまちの復興

住まいの再建は、平成28年度にかけてその多くが完成時期を迎える。県・市町村による災害公営住宅・高台移転の整備が「住まいの復興工程表」に沿って進捗するよう、引き続き、現地へのきめ細かな実務支援等を実施するとともに、被災者による住宅の自主再建を支援する。

まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠である。このため、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境を整備する。

---

<sup>5</sup> 平成27年1月23日被災者支援（健康・生活支援）タスクフォースにより策定

「集中復興期間」において道路、河川、上下水道等のうち、生活に密着したインフラの復旧は、全体としては概ね終了しつつある。今後は、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、完了させる。

## (具体的な取組)

### ① 住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備

- ・ 住宅再建・復興まちづくりについては、一日でも早く被災者に恒久住宅に移っていただくため、工事加速化支援隊を活用し、引き続き、復興庁職員が直接市町村に出向き、きめ細かな支援を実施する。これに加え、復興交付金等も活用しつつ、災害公営住宅や高台移転について、平成 29 年度までに、県・市町村で計画している総戸数<sup>6</sup>の概ね 9 割の完了を目指す。さらに、必要に応じて復興交付金効果促進事業の活用を促進する。
- ・ 生活再建のための被災者生活再建支援金を着実に支給するとともに、低利の災害復興住宅融資の供給や、住宅の自力再建のための借入れに係る利子相当額の補助、資材調達支援や職人紹介支援を行う「マッチングサポート制度」の実施など、住宅の自力再建に向けた各種支援施策を着実に推進する。
- ・ 仮設店舗から本設店舗への移行や商業施設整備への支援を通じ、商店街の再建を図り、まちのにぎわいを再生する。また、防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等の利活用について支援する。
- ・ 応急仮設住宅等の被災者の日常生活における移動の確保を引き続き支援する。さらに、復興まちづくりの進展後の住民の足の確保に向けて、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組を支援する。
- ・ 医療提供体制の復興について、地域の医療提供体制の再構築という観点から、今後とも、被災県が策定した医療の復興計画に基づく事業について支援を行う。また、介護提供体制の復興についても介護従事者の確保対策を推進する等の引き続き必要な支援を行う。さらに、医療・介護等が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）づくりを地域の実情に応じて進める。また、障害者の福祉の確保のため、施設整備を含め、引き続き必要な支援を行う。

### ② 被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等

- ・ 復興道路・復興支援道路等の緊急整備により、被災地域の早期復旧・復興に全力で取り組む。一日も早い全線開通の実現に向けて、平成 30 年度には、釜石から花巻までの高速道路の全線及び相馬福島道路の約 8 割について、また平成 31 年度には、三陸沿岸道路の仙台から釜石までの約

---

<sup>6</sup> 「住まいの復興工程表」(平成 27 年 9 月末時点)による。

9割について、開通を目指すとともに、その他の区間についても、用地取得や工事を推進し、見通しが立った段階で速やかに開通見通しを明らかにする。事業化した常磐道の大熊 IC、双葉 IC について、それぞれ平成 30 年度、平成 31 年度までの供用を目指す。

- JR 山田線については、平成 30 年度末の復旧を目指して工事が進められているところであり、関係者間で緊密に連携し、復旧が着実に進むよう、取り組む。JR 大船渡線、気仙沼線については、関係者で連携し、更なる利便性向上を図る。JR 常磐線については、平成 27 年 3 月に公表した全線開通に向けた見通し等<sup>7</sup>に基づき、関係者間で緊密に連携し、一日も早い全線開通の実現に向けて取り組む。
- 港湾については、大船渡港湾口防波堤は平成 28 年度、釜石港湾口防波堤及び相馬港沖防波堤は平成 29 年度までの復旧完了を目指す。また、資源・エネルギー関連を始めとする新たな企業立地等に対応するため、小名浜港において平成 30 年度までに大型船舶による石炭の大量一括輸送を可能とする国際物流ターミナル整備を行うなど、被災地の経済復興の礎となる港湾整備を推進する。
- 海岸対策については、平成 32 年度までの完了を目指しているところであり、合意形成がなされた海岸について速やかに復旧・復興が進むよう最大限の支援を行う。
- 被災地の農林水産業の再生に向け、農地・農業用施設については、平成 30 年度までの復旧完了を目指すとともに、農地の大区画化・利用集積等を推進する。海岸防災林については、平成 32 年度までの復旧完了を目指して造成を推進する。漁港・漁場等については、平成 30 年度までの復旧完了を目指すとともに、流通・加工機能の強化や漁場の生産力向上等の整備を支援する。

### (3) 産業・生業の再生

これまで、中小企業等グループ補助金による被災施設の復旧、企業立地補助金による施設の整備のようにこれまでの災害復興行政において前例のない対応や産業政策と一体となった雇用面での支援、二重ローン対策、資金繰り支援、風評被害対策等に取り組んできた結果、全体として企業活動は概ね震災前の水準程度に回復してきている。

「復興・創生期間」においては、インフラ整備や住宅再建などハード面での復興が進むにつれて、被災地域での産業の復興や生業の再生などソフト面での復興と創生がより一層重要となる。このため、風評被害等の影響が大き

---

<sup>7</sup> 平成 27 年 3 月 10 日「JR 常磐線の全線開通に向けた見通し等について」(国土交通省公表)

い観光業や売上げの回復が遅れている水産加工業等の業種を中心に、創造的な産業復興を進めていく必要がある。

被災地では、人口減少、少子高齢化が進む中、震災以後、人手不足が深刻化しており、地域の産業の生産性を高め、自立的で、持続可能性の高い、活力ある魅力的な地域経済を再生することが重要である。このため、「産業復興創造戦略」<sup>8</sup>に基づき、地域基幹産業と地域の暮らし・雇用を支える産業のバランスの取れた発展に向け、中小企業の新たな取組・挑戦の支援、イノベーションや研究開発の推進による産業基盤の再構築、若者や女性を含む人材が集まり活躍する、暮らしやすい、働きやすい生活・雇用環境の再整備等を政府一丸となって戦略的に推進する。

### (具体的な取組)

#### ① 産業復興の加速化

- ・ 被災地域の産業復興を実現するために、引き続き、被災施設の復旧や企業立地の促進、二重ローン対策、資金繰り支援等に取り組む。また、民間企業や専門家の知見の活用により、販路開拓、新規事業立ち上げ等の創造的な事業活動に対して効果的な支援を実施する。
- ・ 仮設店舗から本設店舗への移行や商業施設整備への支援を通じ、商店街の再建を図り、まちのにぎわいを再生する（再掲）。

#### ② 観光の振興

- ・ 外国を中心に根強い風評被害の影響が残り全国的なインバウンド急増の効果を享受できておらず、教育旅行の回復も遅れている。このため、平成28年を「東北観光復興元年」として、観光振興に向けた力強い取組を開始することとした。今後、広域観光周遊ルート形成を始めとするインバウンド促進、復興を学ぶスタディツアー等による地域の人々が主役となった体験・交流機会の創出、東北の魅力を国内外に発信する取組等、地域の自然・歴史文化・食等の資源を活かし、関係省庁で連携して東北の観光復興の取組を一層推進する。

#### ③ 農林水産業の再生

- ・ 農地の大区画化・利用集積等を推進する。また、食品の安全を確保する取組や、国内外の風評被害の払しょくに向けた取組等を推進する。木材の需要拡大と安定供給の確保による林業の成長産業化に向けた取組を支援する。さらに、漁業・養殖業を継続できる経営体育成や水産加工業における販路回復・新規開拓等の取組等を支援する。

---

<sup>8</sup> 平成26年6月10日産業復興の推進に関するタスクフォース決定



#### (4) 原子力災害からの復興・再生

福島原子力災害被災地域においては、田村市、川内村、楡葉町では避難指示の解除等が行われるなど、復興は着実に進展している。避難指示解除準備区域・居住制限区域については、事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示を解除できるよう環境整備に取り組んでおり、本格的な復興のステージへ移行していく。

早期帰還支援と新生活支援の両面の対策を深化させるとともに、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を通じ、福島復興再生特別措置法<sup>9</sup>を活用しつつ、福島の復興・再生を加速化する。

「福島12市町村の将来像」<sup>10</sup>の提言では、30～40年後には、復興が着実に進めば震災前に推計された人口見通しを上回る可能性や、空間線量率が相当程度低減するなど、明るい材料が示されたところであり、被災者が今後の生活に希望を持てるよう、県、市町村、民間とよく連携し、同提言の個別具体化・実現に向けて取り組む。

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

また、福島第一原発の廃炉・汚染水対策については、国内外の叢智を結集し安全かつ確実に進めるとともに、地域住民の関心や不安に応えつつ地元を始め国内外に適切な情報発信を行っていく。

さらに、放射性物質による環境汚染への対処については、福島県やその近隣地域において着実に進むよう取り組む。

#### (具体的な取組)

##### ① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

- ・ 廃炉・汚染水対策について、国が前面に立って、中長期ロードマップ<sup>11</sup>を踏まえ、国内外の叢智を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ確実に進める。加えて、対策の進捗状況、放射線データ等について、福島第一廃炉国際フォーラムの場の活用等を通じ国内外への適切な情報発信を行う。あわせて、廃炉・汚染水対策に従事する作業チームへの表彰等を通じ、作業員の士気向上、人材確保等を進める。

##### ② 放射性物質の除去等

- ・ 国直轄・市町村除染の実施対象である全ての地域で平成29年3月までに除染実施計画に基づく面的除染を完了させるべく、自治体とも連携

<sup>9</sup> 平成24年法律第25号

<sup>10</sup> 平成27年7月30日福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言の取りまとめ

<sup>11</sup> 「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成27年6月12日改訂 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議）

して全力で取り組むとともにフォローアップ除染を行うなど、必要な措置を確実に実施する。また、福島県内の除去土壌等を安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設の整備と施設への継続的な搬入を進めるため、政府一体となって取組を進める。あわせて、中間貯蔵開始後 30 年以内の福島県外での最終処分に向けた減容・再生利用等に関する技術開発等を推進する。

- ・ 福島県内の指定廃棄物や対策地域内廃棄物の処理については、安全・安心の確保に万全を期して、仮設焼却施設による減容化事業や既存管理型処分場を活用した埋立処分事業等を進める。また、福島県外の指定廃棄物の処理についても、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、災害等に備えた長期にわたる管理を確実なものとするための対応を進める。

### ③ 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

- ・ 放射線量等について、きめ細かなモニタリング等を確実に、かつ計画的に実施するとともに、その結果について分かりやすい情報提供を引き続き行う。
- ・ 除染の十分な実施や放射線に係る住民や災害の復旧に携わった方々の健康管理の支援を着実に進めるとともに、福島再生加速化交付金などの活用により個々人の放射線不安に対応したリスクコミュニケーションの充実、インフラの復旧、商業機能や医療・介護施設、学校の復旧、子どもの運動機会の確保を始めとする生活再開に必要な環境整備等の住民の帰還支援に向けた取組を加速する。
- ・ 避難指示解除準備区域・居住制限区域については、遅くとも事故から 6 年後（平成 29 年 3 月）までに避難指示を解除できるよう、環境整備の加速に取り組む。
- ・ 住民の方々が帰還に際して住宅の修繕、建て替えに要する費用や新たに宅地、住宅を購入する費用を賄う住居確保損害賠償など、原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿って必要十分な賠償が円滑に実施されるよう必要な取組を継続する。
- ・ 長期避難住民の方々と受入市町村の住民の方々とのコミュニティ維持・形成や、避難住民への見守り・心のケア、被災された方々の生きがいつくり等の被災者支援、安定した生活環境の確保を引き続き図る。なお、避難住民向け災害公営住宅の整備に伴って必要となる受入市町村のインフラ整備やコミュニティ形成のための施策等については、引き続き、福島県、受入市町村及び避難元市町村の意向を聞きながら、国として必要な支援を行う。
- ・ 「ふるさと創造学」などの優れた教育カリキュラムを推進・普及する。

- ・ 野生鳥獣による農林業被害や生態系への被害、生活環境被害等が増加することが危惧されることを踏まえ、鳥獣被害対策を県、市町村と連携し、地域の実情に即して推進する。

#### ④ 中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化

- ・ 中長期、広域の視点で策定された「福島 12 市町村の将来像」の提言については、県、市町村、民間とよく連携し、その個別具体化・実現に向けて取り組む。
- ・ イノベーション・コースト構想については、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点（アーカイブ拠点）も含めた国際産学連携等の拠点整備や、環境・リサイクル分野、再生可能エネルギー等のエネルギー分野、農林水産分野に係るプロジェクトの具体化、新産業創出に寄与する実用化開発等を支援するとともに、被災自治体のまちづくりとの連携に留意しつつ、これらを中核とした産業集積・周辺環境整備等による地元への波及を促し、住居確保や人材育成などを含め、浜通り地域の広域的かつ自立的な経済復興に向けて取り組む。
- ・ 事業化した常磐道の大熊 IC、双葉 IC について、それぞれ平成 30 年度、平成 31 年度までの供用を目指す（再掲）。
- ・ JR 常磐線については、平成 27 年 3 月に公表した全線開通に向けた見通し等に基づき、関係者間で緊密に連携し、一日も早い全線開通の実現に向けて取り組む（再掲）。
- ・ 市町村内外の復興拠点については、一団地の復興再生拠点市街地形成施設制度など福島再生加速化交付金を始めとする様々な支援策の柔軟な活用等により円滑かつ迅速な整備を支援していく。
- ・ 帰還困難区域の今後の取扱いについては、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、引き続き地元とともに検討を深めていく。

#### ⑤ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

- ・ 避難指示等の対象である 12 市町村の置かれた厳しい事業環境に鑑み、福島相双復興官民合同チームの個別訪問などを踏まえつつ、事業や生業の再建、帰還後の生活の再構築へ向けて、地元ニーズや広域的視点を踏まえた支援策を充実させる。
- ・ 被災者の「働く場」を確保し、今後の帰還を加速するため企業立地支援により雇用創出及び産業集積等を図る。
- ・ 営農再開に向け、除染の進捗状況に合わせた農業関連インフラの復旧、除染後農地の保全管理・作付実証、大規模化や施設園芸の導入等の新たな農業への転換、放射性物質の吸収抑制対策、ため池等の放射性物質対策等の一連の取組について切れ目なく支援を行う。

- ・ 生活環境の安全・安心の確保に向けた除染や生活圏への放射性物質の流出の防止などの取組、住居周辺の里山の再生に向けた取組、奥山等の間伐等の森林整備、調査研究、情報発信等の森林・林業の再生のための取組を関係省庁が連携して推進する。また、木材の需要拡大と安定供給の確保に取り組む。
- ・ 福島県における漁業の本格的な操業再開に向けた支援を行う。
- ・ 風評被害の払しょくに向けて、「風評対策強化指針」<sup>12</sup>においてこれまで講じた風評被害対策を継続的に検証し、一層の効果的取組を推進していく。
- ・ 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開や専門職の人材確保について、国のリーダーシップの下、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かな支援を行う。特に双葉郡の二次医療の確保に向けた支援に取り組む。

## (5) 「新しい東北」の創造

インフラや住宅等（ハード）の復旧が進みつつある中、今後の復興において「まちのにぎわい」を取り戻すためには、産業・生業の再生やコミュニティの形成等の「人々の活動（ソフト）」の復興が必要である。

国・自治体のみならず、企業・大学・NPO など、民間の人材やノウハウを最大限活用しながら、被災地において全国のモデルとなる先進的な取組を推進してきたところであり、今後は各種の取組で蓄積したノウハウ等について、被災地での展開・普及を図る。

### (具体的な取組)

- ・ これまで、地域資源の有する潜在的な価値を発掘する取組や、高齢者が健康で地域社会に参加するための取組等、多様な分野において被災地における先進的な取組の支援を行うとともに、民間の人材・ノウハウ・資金の活用や情報共有・連携のための場づくりに関する取組等を進めてきた結果、被災地において新しい先進的な取組が芽吹きつつある。

今後は、これらの取組を通じて蓄積したノウハウ等について、新たな取組を実施する自治体や被災地の事業者に対する支援を通じ、被災地での普及・展開を図る。

---

<sup>12</sup> 平成 26 年 6 月 23 日原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースにより策定

### 3. 復興の姿と震災の記憶・教訓

#### (1) 復興の姿の国内外への発信

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が「復興五輪」として、東日本大震災で被災された方々を元気付け、震災からの復興の後押しとなるよう、被災地での聖火リレーや事前キャンプの実施など、被災地と連携した取組を進める。同大会やラグビーワールドカップ2019を通じて、震災以降、世界各国から寄せられた支援に対する感謝や、国の総力を挙げて力強く復興に向かいつつある我が国の姿を世界に発信する。
- ・ 復興の進捗や被災地の状況について随時、分かりやすく情報を発信し、国内外に被災地を支援する機運を改めて醸成するとともに、放射線に関する理解の促進や国際会議等の各種機会を捉えて原子力災害からの復興状況について正確な情報を発信することにより、風評被害の払しょくに努める。

#### (2) 震災の記憶と教訓の後世への継承

- ・ 岩手県及び宮城県に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）について、平成32年度末を目途に整備を行うとともに、福島県に設置予定の国営追悼・祈念施設（仮称）について、早期の事業化・整備を目指す。これらを通じて、震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信する。
- ・ 震災の被害や「減災」の考え方等を含めた多様な教訓を次の世代に伝えるとともに、今後の防災・減災対策に活用するため、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」との連携、県及び市町村等による震災・復興記録の収集・整理・保存の支援等を通じて、復興手法を始めとして復興全般にわたる取組の集約・総括を進める。
- ・ 震災の教訓を踏まえ、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」や、支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高める防災教育の更なる充実を図る。

### 4. フォローアップ等

#### (1) 基本方針のフォローアップ

- ・ 復興庁は、毎年度、本基本方針の実施状況を含む復興の状況についてフォローアップを行い、その結果を国会に報告するとともに、適切に公表する。

- ・ 本基本方針については、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえ、3年後を目途に必要な見直しを行うものとする。

## (2) 復興を支える仕組みの運営

### (ア) 復旧・復興事業の規模と財源

- ・ 「復興・創生期間」における復旧・復興事業の規模と財源については、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」及び「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」<sup>13</sup>において示したところである。
- ・ 「復興・創生期間」における各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、この復興事業費により確実に復興を進めることとする。

### (イ) 復興特区制度

- ・ まちづくりや産業・生業の再生の動きを一層加速化させるため、引き続き、規制の特例、税・財政・金融上の支援措置を講じる復興特区制度について被災自治体による活用を図る。このため、被災地の課題解決に向け、計画策定の支援等に努める。

### (ウ) 自治体支援

- ・ 財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」の「5. 復旧・復興事業の自治体負担について」に示したとおり支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。
- ・ 復興事業がピークを迎えていることから、被災地の状況や被災自治体の要望を踏まえつつ、引き続き全国自治体からの人的支援の充実等に取り組むとともに、被災自治体における任期付職員の採用も更に促進することが必要である。このため、任期付職員及び応援職員への支援については、引き続き全額国費で支援する。

---

<sup>13</sup> 平成27年6月30日閣議決定

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更  
について

平成 31 年 3 月 8 日  
閣 議 決 定

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 3 条の規定に基づく  
「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成 28 年  
3 月 11 日閣議決定）の全部を別紙のとおり変更する。





## 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 復興の現状

政府は、発災直後の平成23年7月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」<sup>1</sup>において、復興期間を平成32年度までの10年間と定め、復興需要が高まる平成27年度までの5年間で「集中復興期間」と位置付けた上で、未曾有の大災害により被災した地域の復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組んできた。

また、政府は、平成27年6月に「平成28年度以降の復旧・復興事業について」<sup>2</sup>を決定し、復興期間の後期5か年である平成28年度から平成32年度までを「復興・創生期間」と位置付けた。その中で、当該期間における復旧・復興事業の考え方を示すとともに、復興期間の復旧・復興事業の財源として、10年間の総額で32兆円程度<sup>3</sup>を確保することとした。

さらに、平成28年3月には、復興・創生期間において重点的に取り組む事項を定めた「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針<sup>4</sup>を策定し、取組を進めてきた。

こうした取組の結果、地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧はおおむね終了し、住まいの再建も平成30年度末でおおむね完了する見込みである。産業・生業の再生も着実に進展しており、10年間の復興期間の「総仕上げ」に向け、復興は着実に進展している。

福島の原子力災害被災地域においては、除染等の取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少している。平成29年4月までに、大熊町・双葉町を除いた計9市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除<sup>5</sup>が実現し、福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

帰還困難区域に関しては、6町村<sup>6</sup>の特定復興再生拠点区域において除染等

---

<sup>1</sup> 平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定

<sup>2</sup> 平成27年6月24日復興推進会議決定

<sup>3</sup> 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まない。

<sup>4</sup> 平成28年3月11日閣議決定

<sup>5</sup> 田村市：平成26年4月1日、楡葉町：平成27年9月5日、葛尾村：平成28年6月12日、川内村：平成26年10月1日（一部）、平成28年6月14日、南相馬市：平成28年7月12日、飯館村：平成29年3月31日、川俣町：平成29年3月31日、浪江町：平成29年3月31日、富岡町：平成29年4月1日

<sup>6</sup> 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村

の事業が進められている。また、福島県内の除去土壌等を、最終処分が行われるまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、福島県・大熊町・双葉町等の理解と協力の下、整備が進められている。

一方で、被災者一人ひとりが直面している課題は、個人の置かれた環境等に応じて様々に異なる。また、被害の規模等によって地域ごとに復興の進捗状況にばらつきもみられる。復興の進展に伴い、地域・個人からのニーズは多様化しており、それらに対応したきめ細かな支援が必要となっている。

## (2)「復興・創生期間」における政府の基本姿勢

東日本大震災からの復興なくして日本の再生はない。

地震・津波被災地域においては、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応するとともに、地域によって復興の進捗状況が異なることから、進捗の遅れている事業を始めとして復興を加速化させる。そして、復興の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現することを目指し、取組を進める。

福島の原子力災害被災地域においては、本格的な復興・再生に向けて、避難指示が解除された地域における生活環境の整備、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を進める。帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量を始め多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいく。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。

被災地は、震災以前から人口減少や産業空洞化といった、全国の地域にも共通する中長期的な課題を顕著に抱えており、いわば我が国の「課題先進地」である。今後の復興・創生に当たっては、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、被災地外からも多くの方々が訪問し、あるいは移り住むような、魅力あふれる地域を創造することを目指す。このため、眠っている地域資源の発掘・活用や創造的な産業復興、地域のコミュニティ形成に取り組む地方公共団体・NPO・企業等の多様な主体の連携を強化するとともに、これらの取組を通じて蓄積されたノウハウの普及・展開を図ることにより、「新しい東北」の姿を創造していく。

また、被災者の支援やコミュニティの維持・形成、産業・生業の再生等において、NPO等の多様な担い手の参画や女性活躍が重要であることから、復興過程における官民連携や男女共同参画を引き続き、推進する。

復興・創生期間の最終年である平成32年夏には、2020年東京オリンピック・

パラリンピック競技大会が開催される。世界中から注目が集まる同大会を「復興五輪」と位置付け、被災地復興の後押しとなるよう、被災地での競技開催、福島県からスタートする聖火リレーの実施や「復興の火」の展示、復興「ありがとう」ホストタウンによる国際交流など、被災地に焦点が当たる取組が予定されている。これらの取組が着実に実施されるよう被災地公共団体や公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）等の関係機関と密に連携するとともに、あらゆる機会を活用して、世界各国から寄せられた支援に対する感謝を伝え、復興の状況や被災地の魅力を国内外に積極的に発信する。

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針については、今般、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえ、見直しを行う。政府は、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、復興・創生期間において、本基本方針に定めるところにより、以下の2. 及び3. に掲げる各事項に重点的に取り組むこととし、あわせて、以下の5. において復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示すものとする。

## 2. 各分野における今後の取組

### (1) 被災者支援（健康・生活支援）

避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、被災者のための各種支援施策の活用により、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行う。

#### (具体的な取組)

- ・ 被災者の見守りや心身のケア、心のケアセンターにおける相談対応や訪問支援、災害公営住宅等への移転に伴うコミュニティ形成、生きがいづくりのための「心の復興」等を引き続き支援する。
- ・ 円滑な恒久住宅への移転や暮らしの再建のため、被災者の住宅・生活再建に関する相談支援体制の整備を支援する。また、学校校庭にある仮設住宅の解消に向け、引き続き地方公共団体における取組を支援し、平成31年度末に全て解消することを目指す。
- ・ 仮設住宅での避難生活の長期化や震災により親を亡くすなど、様々な形で受けている被災の影響を踏まえつつ、被災地の子どもが心身ともに健やかに育成されるよう総合的に支援するとともに、特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置、就学支援、学習支援等を通じて被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む。

## (2) 住まいとまちの復興

住まいの再建については、県・市町村による災害公営住宅・高台移転の整備が平成30年度末におおむね完了する。復興・創生期間内にこれらが全て完了するよう、引き続き、国・県・市町村一体となって取り組む。

まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠である。このため、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境を整備する。

生活に密着したインフラの復旧はおおむね終了し、引き続き、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる復興道路・復興支援道路などの交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、平成32年度までの完了を目指す。

### (具体的な取組)

#### ① 住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備

- ・ 住まいの再建については、県・市町村による災害公営住宅・高台移転の整備が平成30年度末におおむね完了することを踏まえ、岩手県、宮城県において、復興・創生期間中に仮設生活の解消を目指す。
- ・ 生活再建のための被災者生活再建支援金を着実に支給するとともに、引き続き住まいの確保に向けた各種支援施策を着実に実施する。
- ・ 仮設店舗から本設店舗への移行や商業施設整備等への支援を通じ、商店街の再建を図り、まちのにぎわいを再生する。
- ・ 被災地方公共団体のまちなか再生のために、10件の「まちなか再生計画」を認定し、まちの中心となる商業施設の整備等を支援してきた。今後もニーズの把握及び支援を実施する。
- ・ 土地区画整理事業等による宅地造成後のまちのにぎわいの創出に向け、まちの将来イメージの提示や空き区画の情報提供、マッチングの取組等、土地活用に向けた市町村の取組を支援する。
- ・ 防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等の活用については、登録免許税の免税措置による公有地の集約促進の支援や、具体的な土地利用ニーズに応じた基盤整備の支援など、引き続き、被災地方公共団体による有効利用の取組への支援を行う。
- ・ 応急仮設住宅等の被災者の日常生活における移動の確保を引き続き支援する。さらに、復興まちづくりの進展後の住民の足の確保に向けて、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組を支援する。
- ・ 震災により被災し、医療施設等災害復旧費補助金を活用した医療施設の全ての建物が復旧した。また、震災により入院受入に支障を生じた病院(避難指示区域内(平成24年時点)又は廃止済みの病院を除く。)の98%

において震災前と同様の入院医療を提供することが可能となった。また、介護施設についても、施設の復旧が必要な施設の96%が復旧している。引き続き、医療・介護従事者の確保対策を推進するとともに、医療・介護等が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）づくりを地域の実情に応じて進める。また、障害者の福祉の確保のため、施設整備を含め、引き続き必要な支援を行う。

## ② 被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等

- ・ 復興道路・復興支援道路等の緊急整備により、被災地域の早期復旧・復興に全力で取り組む。平成30年度には、釜石から花巻までの高速道路の全線約80kmが開通し、平成31年度には、三陸沿岸道路の仙台から宮古までが気仙沼市内を除き完成し、さらに、相馬福島道路は常磐自動車道へ接続する見込みである。その他の区間についても、残る工事を推進し、見通しが立った段階で速やかに開通見通しを明らかにし、一日も早い全線開通の実現に向けて取り組む。また、常磐自動車道の大熊ICについては、平成30年度に供用する見込みであり、双葉ICについては、平成31年度までの供用を目指す。
- ・ JR山田線については、三陸鉄道に移管の上、平成31年3月に運転を再開する。JR大船渡線、気仙沼線については、関係者で連携し、更なる利便性向上を図る。JR常磐線については、平成28年3月に公表した全線開通の見通し<sup>7</sup>に基づき、関係者で緊密に連携し、平成31年度末までの全線開通の実現に向けて取り組む。
- ・ 港湾については、大船渡港湾口防波堤は平成28年度、釜石港湾口防波堤及び相馬港沖防波堤は平成29年度までに復旧が完了した。引き続き、資源・エネルギー関連を始めとする新たな企業立地等に対応するため、小名浜港において平成32年度までに大型船舶による石炭の大量一括輸送を可能とする国際物流ターミナルを完成させるなど、被災地の経済復興の礎となる港湾整備を推進する。
- ・ 海岸対策については、平成32年度までの完了を目指しているところであり、速やかに復旧・復興が進むよう最大限の支援を行う。
- ・ 被災地の農林水産業の再生に向け、農地・農業用施設については、平成30年度までにおおむね復旧が完了し、引き続き、農地の大区画化・利用集積等を推進する。海岸防災林については、平成32年度までの復旧完了を目指して、引き続き、現地における所要の調整が整った箇所から造成を推進する。漁港・漁場等については、平成30年度までにおおむね復旧が完了するとともに、引き続き、流通・加工機能の強化や漁場の生産力向上等の整備を支援する。

---

<sup>7</sup> 平成28年3月10日「JR常磐線の全線開通の見通しについて」（国土交通省公表）

### (3) 産業・生業の再生

これまで、中小企業等グループ補助金による被災施設の復旧、企業立地補助金による施設の整備のようにこれまでの災害復興行政において前例のない対応や産業政策と一体となった雇用面での支援、二重ローン対策、資金繰り支援、風評被害対策等に取り組んできた結果、全体として企業活動はおおむね震災前の水準程度に回復した。その一方で、地域間や業種間で、復興の度合いに差が生じている。

復興・創生期間においては、インフラ整備や住宅再建などハード面での復興がより一層進展する中で、被災地域での産業の復興や生業の再生などソフト面での復興と創生が重要である。

このため、引き続き被災地域の状況に応じて、被災施設の復旧や企業立地の支援等に関して必要な対応を行いながら、風評被害等の影響が大きい観光業や一部で売上げの回復に遅れがみられる水産加工業等の業種を中心に、創造的な産業復興を進めていく必要がある。

被災地では、人口減少、少子高齢化が進む中、震災以後、人手不足が深刻化しており、交流人口を拡大し、地域の産業の生産性を高め、自立的で、持続可能性の高い、活力ある魅力的な地域経済を再生することが重要である。このため、被災地により多くの人や企業を呼び込み、地域の活力の底上げを図る取組、事業者の経営力を高め、自立を促す取組等について、政府一丸となって戦略的に推進する。

#### (具体的な取組)

##### ① 産業復興の加速化

- ・ 被災地域の産業復興を実現するために、引き続き、被災地域の状況に応じて、被災施設の復旧や企業立地の促進、二重ローン対策、資金繰り支援等に取り組む。また、民間企業や専門家の知見の活用により、販路開拓、新規事業立ち上げ等の創造的な事業活動に対して効果的な支援を実施し、事業者の経営の持続可能性を高め、その自立につなげていく。
- ・ 仮設店舗から本設店舗への移行や商業施設整備等への支援を通じ、商店街の再建を図り、まちのにぎわいを再生する（再掲）。
- ・ 被災地方公共団体のまちなか再生のために、10件の「まちなか再生計画」を認定し、まちの中心となる商業施設の整備等を支援してきた。今後もニーズの把握及び支援を実施する（再掲）。
- ・ 地元において地域を担う人材を育成するのみならず、若者や専門人材等を被災地に呼び込むとともに、企業の生産性向上や人材獲得力の向上を支援する。また、企業の連携による競争力の向上や好事例の横展開を支援する。



## ② 観光の振興

- ・ 政府では「観光先進地・東北」を目指し、平成28年度から関連予算を大幅に増額するなど、観光復興の取組を強化してきたこともあり、平成29年の東北6県の外国人宿泊者数は震災前の約2倍の約100万人泊となったが、全国的なインバウンド急増にはいまだ追いついていない状況である。また、福島県では教育旅行の回復にも課題が残っている。今後、平成32年までに東北6県の外国人宿泊者数を150万人泊とする目標に向け、地域が行うインバウンド誘客の取組の推進や観光地の魅力発信を行うとともに、福島県の復興を学ぶスタディツアーと国内プロモーションに関する取組の支援を行うなど、地域の自然・歴史文化・食等の資源を活かし、関係省庁で連携して東北の観光復興の取組を推進する。

## ③ 農林水産業の再生

- ・ 津波で被災した農地の92%で営農再開が可能となっており、引き続き、農地の大区画化・利用集積等を推進する。また、食品の安全を確保する取組や、国内外の風評の払拭に向けた取組等を推進する。木材の需要拡大と安定供給体制の構築による林業の成長産業化に向けた取組を支援する。水産業については、岩手県、宮城県及び福島県の主要な魚市場における水揚量の合計は震災前の70%に回復し、水産加工施設についても、再開を希望する施設の96%が業務を再開しているが、福島県沿岸での漁業による平成29年の水揚量は、震災前の平成22年の13%にとどまっている。このため、引き続き、漁業・養殖業の再生に向けた取組や水産加工業における販路回復・新規開拓等の取組等を支援する。

## (4) 原子力災害からの復興・再生

福島の原子力災害被災地域では、避難指示解除準備区域・居住制限区域については、事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示を解除できるよう環境整備に取り組んだ結果、平成29年4月までに、大熊町・双葉町を除いた計9市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示が解除された。福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

避難解除区域等の生活環境整備を進めるとともに、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業・生業や生活の再建・自立、風評の払拭に向けた取組等を通じ、福島復興再生特別措置法<sup>8</sup>（以下「福島特措法」という。）も活用しつつ、福島の復興・再生を加速化する。

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むと

---

<sup>8</sup> 平成24年法律第25号

の決意の下、放射線量を始め多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいく。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、国内外の叡智を結集し安全かつ着実に進めるとともに、地域住民の関心や不安に応えつつ地元を始め国内外に適切に情報発信を行う。

また、東京電力福島第二原子力発電所については、東京電力が、福島復興への貢献という視点に立って、関係者と十分にコミュニケーションを重ねながら、安全性を最優先に廃炉に向けた具体的な検討を進めるよう図っていく。

放射性物質による環境汚染への対処については、福島県やその他近隣地域において着実に進むよう取り組む。特に、福島県内の除去土壌等の県外最終処分量を低減するため、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組む。

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。

## (具体的な取組)

### ① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

- ・ 廃炉・汚染水対策について、国は前面に立って、中長期ロードマップ<sup>9</sup>を踏まえ、国内外の叡智を結集し、研究開発成果等を活かし、必要な対応を安全かつ着実に進めていく。また、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を行うとともに、双方向のコミュニケーションによる住民等の理解促進、信頼関係強化に努める。あわせて、廃炉・汚染水対策に従事する作業チームへの感謝状の授与等を通じ、作業員の士気向上、人材確保等を進める。なお、多核種除去設備等で浄化処理した水の取扱いについては、タンクを建設するために適した用地が限界を迎えつつあるため、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」において、風評被害など社会的な観点も含めた総合的な検討を引き続き進める。

### ② 放射性物質の除去等

- ・ 除染については、平成30年3月末までに、帰還困難区域を除く8県100市町村の全てで面的除染が完了した。引き続き、中間貯蔵施設の整備と施設への継続的な搬入を進める。平成33年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く。)のおおむね搬入完了を目指す。

---

<sup>9</sup> 「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成29年9月26日改訂 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議）

また、これに先立ち、平成32年前半には幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすことを目指す。輸送が完了した仮置場については、実現可能で合理的な範囲・方法で復旧することを基本に、原状回復を進める。

- ・ 福島県内の除去土壌等の最終処分については、法律上<sup>10</sup>「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。最終処分量を低減するため、除去土壌等の減容・再生利用を進めることが重要であり、減容技術の開発・実証等を進めるとともに、これらの取組の安全性等について、分かりやすい情報発信を行う。再生利用先の創出等に関し、関係省庁等が連携して取組を進める。また、福島県以外の除去土壌等については、引き続き、除去土壌の処分方法の検討を含め、適正な管理等に係る取組を進める。
- ・ 福島県内の特定廃棄物の処理については、引き続き、安全・安心の確保に万全を期して仮設焼却施設等による減容化を進めるとともに、既存の管理型処分場を活用した埋立処分施設への搬入を進める。その際、事業の安全性等についての情報を分かりやすく発信するための施設の運営等を通じて、地元の更なる信頼の確保に努める。福島県以外の指定廃棄物等については、一定の進展も見られるものの、各県とも、最終処分に向けた見通しはいまだ立っていない状況にあるため、最終処分に向け、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活用しつつ個別の状況に応じた取組を進める。

### ③ 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

- ・ 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング等を確実に、かつ計画的に実施するとともに、その結果について分かりやすい情報提供を引き続き行う。また、地元の理解を得ながら、モニタリングポストの配置の適正化を図る。
- ・ 平成29年4月までに、大熊町・双葉町を除いた計9市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除を実現し、これら解除地域においては、本格的な復興のステージに移行している。住民の帰還や移住を促進し、解除地域の自立的な復興の実現に向けて、魅力あるまちづくりやコミュニティづくり、商業施設の整備、雇用の創出、保育・子育て環境整備、交通、防犯対策、鳥獣被害対策等、住民の生活に必要な環境整備を進める。また、必要なフォローアップ除染を実施する。
- ・ また、一部残る避難指示解除準備区域や居住制限区域については、遅くとも平成31年度末までの避難指示解除を目指す。解除後に住民の方々

<sup>10</sup> 「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」（平成15年法律第44号）

の帰還を可能にしていけるよう、地方公共団体とも連携しながら必要なフォローアップ除染を実施するとともに、インフラや生活に密着したサービスの復旧等に取り組む。

- きめ細かな教育環境の整備や、ふたば未来学園を始めとする学校における「ふるさと創造学」など特色ある教育への支援、子どもの心のケアなどにより、魅力ある教育環境づくりを進める。
- 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、福島県ふたば医療センターを中心とした地域医療の充実や不足診療科目等地域に必要な機能の確保、再開後の医療施設や介護施設等の経営確保、医療・介護従事者の確保に向けて、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かな支援を行う。
- 一団地の復興再生拠点市街地形成施設制度など福島再生加速化交付金を始めとする様々な支援策の柔軟な活用等により、復興拠点の円滑かつ迅速な整備を支援していく。
- 原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿って必要十分な賠償の円滑な実施に向けて必要な対応を継続する。
- 長期避難住民の方々と受入市町村の住民の方々とのコミュニティ維持・形成や、避難住民への見守り・心のケア、被災された方々の生きがいづくり等の被災者支援、安定した生活環境の確保を引き続き図る。なお、避難住民向け災害公営住宅の整備に伴って必要となる受入市町村のインフラ整備やコミュニティ形成のための施策等については、引き続き、福島県、受入市町村及び避難元市町村の意向を聞きながら、国として必要な支援を行う。
- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てについて避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、まずは、6町村の特定復興再生拠点区域について、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、家屋等の解体・除染やインフラ、医療・介護、買い物環境等の生活環境整備、鳥獣捕獲の強化等の帰還環境整備を進める。その際、計画に基づき、平成31年度末までのJR常磐線の全線再開時等に先行的な避難指示解除を目指すとともに、放射線防護対策を着実に実施する。
- また、特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除するという決意の下、特定復興再生拠点区域の整備の進捗状況、住民の帰還意向、放射線量の低減状況等を踏まえ、今後、特定復興再生拠点区域外の対応を検討していく。
- 中長期、広域の視点で策定された「福島12市町村の将来像に関する有

識者検討会提言」<sup>11</sup>については、県、市町村、民間とよく連携し、その個別具体化・実現に向けて取り組む。

#### ④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

- ・ 福島イノベーション・コースト構想については、福島ロボットテストフィールドは平成31年度末全面開所、福島水素エネルギー研究フィールドは平成32年7月運転開始、アーカイブ拠点は平成32年夏開所をそれぞれ目指しているなど、各拠点の整備を進めている。また、廃炉、ロボット、再生可能エネルギーや水素といった新エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進、企業立地の更なる促進、技術開発を通じた新産業の創出促進、交流人口の拡大、教育・人材育成、周辺環境の整備を進める。さらに、事業者やプロジェクト単位の取組を、進出企業と地元企業の連携等を進めることにより地域的な産業の集積へと拡大させるとともに、これを地元人材が支えることにより、持続的・自立的な産業発展の実現に向けて取り組む。
- ・ 福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島新エネ社会構想」<sup>12</sup>の実現のため、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会の実現に向けたモデル構築、スマートコミュニティの構築に向けた取組を着実に推進する。
- ・ 地元のニーズに応え、脱炭素や資源循環、自然との共生を通じて、福島との連携をより強化していくため、官民連携でのリサイクル事業への支援や、福島県内の自然資源の活用による「ふくしまグリーン復興」<sup>13</sup>の推進等、「福島再生・未来志向プロジェクト」<sup>14</sup>の取組を進める。

#### ⑤ 事業者・農林漁業者の再建

- ・ 避難指示等の対象となった12市町村の置かれた厳しい事業環境に鑑み、福島相双復興官民合同チームの個別訪問（平成30年12月末までに約5,200者の商工業者、約1,400者の農業者を訪問）などを踏まえつつ、事業・生業の再建、帰還後の生活の再構築へ向けて、地元ニーズや広域的視点を踏まえ、事業再開、経営改善、人材の確保等の支援を引き続き実施する。
- ・ 被災者の「働く場」を確保し、今後の帰還を加速するため、企業立地支援により雇用創出及び産業集積等を図る。あわせて、企業活動に不可欠な集配送などの物流に係る課題の解決に向けた情報共有・企業間の連携を進める。

<sup>11</sup> 平成27年7月30日福島12市町村の将来像に関する有識者検討会取りまとめ

<sup>12</sup> 平成28年9月7日福島新エネ社会構想実現会議策定

<sup>13</sup> 平成30年8月3日「福島再生・未来志向プロジェクト」（環境省公表）

<sup>14</sup> 平成30年8月3日「福島再生・未来志向プロジェクト」（環境省公表）

- ・ 早期の営農再開及び作付面積等の拡大に向けて、農業関連インフラの復旧、農地の整備・利用集積の推進、除染後農地の保全管理・作付実証、経営の大規模化・有機農業への転換・施設園芸の推進等の取組、放射性物質の吸収抑制対策、ため池等の放射性物質対策等を総合的に支援する。
- ・ 福島県の林業については、「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」<sup>15</sup>に基づき、生活環境の安全・安心の確保に向けた住居等の近隣の森林の除染や生活圏への放射性物質の流出の防止などの取組、住居周辺の里山の再生に向けた取組、奥山等の間伐等の森林整備、調査研究、情報発信等の取組を関係省庁が連携して推進する。特に、里山再生モデル事業を着実に実施し、その成果を的確な対策の実施に反映させる。また、木材の需要拡大と安定供給体制の構築等に取り組む。
- ・ 福島県の漁業においては、試験操業が続いており、沿岸漁業による平成29年の水揚量は、震災前の平成22年の13%にとどまっている等、依然として本格操業に至っていない。そうした中、海産物の放射性物質モニタリング検査の結果、大多数の魚種で自主的な基準を下回り、安全が確認されてきたため、平成29年4月からは、全ての魚介類（出荷制限されている魚介類を除く。）を対象として試験操業を実施している。漁獲量の増大、販路の回復・開拓などの本格的な操業再開に向けた取組を推進するとともに、引き続き、海産物の放射性物質濃度のモニタリングを実施する。

## ⑥ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 福島県のみならず被災地全体の農林水産物や観光における風評の払拭やいわれのない偏見・差別の解消に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」<sup>16</sup>に基づき、政府一体となって情報発信等に取り組む。さらに、各施策がより合理的で効果的な取組となるよう不断の見直しを行う。
- ・ インターネット等の様々な媒体を活用した全国に向けた情報発信や、改訂した放射線副読本の学校現場での活用を促す工夫等により、放射線に関する正しい知識や復興が進展している被災地の姿等について理解を促進するよう効果的な取組を行う。
- ・ 福島県産農林水産品のブランド力の向上と販路の拡大・開拓に向け、

<sup>15</sup> 平成28年3月9日 復興庁・農林水産省・環境省取りまとめ

<sup>16</sup> 平成29年12月12日原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースにて策定

第三者認証GAP<sup>17</sup>や水産エコラベル<sup>18</sup>等の取得促進、量販店等における販売促進、外食店への水産物の販路回復、海外におけるプロモーション支援等、民間企業の協力も得つつ、引き続き、生産・流通・販売の各段階における取組を推進する。

- ・ 福島県産農産物等の流通の実態を明らかにするため、福島県産農産物等流通実態調査を実施するとともに、調査結果に基づき、小売・流通事業者等に対する的確な指導等を行う。
- ・ 観光については、教育旅行を含め、国内外から福島への誘客促進に向けた取組を関係省庁が連携して進める。
- ・ 諸外国・地域における輸入規制の撤廃・緩和に向けて、引き続き、あらゆる機会を捉えて働きかけを行うとともに、販路の拡大に向けた様々な取組を支援する。
- ・ 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング等を確実に、かつ計画的に実施するとともに、その結果について分かりやすい情報提供を引き続き行う。また、地元の理解を得ながら、モニタリングポストの配置の適正化を図る（再掲）。

## （5）「新しい東北」の創造

インフラや住宅等（ハード）の復旧が進みつつある中、今後の復興において「まちのにぎわい」を取り戻すためには、産業・生業の再生やコミュニティの形成等の「人々の活動（ソフト）」の復興が必要である。

国・地方公共団体のみならず、企業・大学・NPOなど、民間の人材やノウハウを最大限活用しながら、被災地において地方創生のモデルとなるような先進的な取組を推進してきたところであり、今後は各種の取組で蓄積したノウハウ等の普及・展開を図る。

### （具体的な取組）

- ・ これまで、被災地において地域課題の解決に取り組む地方公共団体・NPOや新たな事業を行う事業者へのハンズオン支援<sup>19</sup>等、被災地での先進的な取組等に対する支援を行ってきた。また、大手企業と被災地域企業等とのマッチングを図る「結の場」や、ポータルサイトや会員等の交流会を通じた情報交換・連携を行う「新しい東北」官民連携推進協議会等

<sup>17</sup> 第三者機関が農業者のGAPの取組を審査し、正しく実施されていることを証明する民間の認証制度

<sup>18</sup> 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを貼付するスキームのこと。

<sup>19</sup> 地方公共団体・NPOや事業者の取組状況やニーズに応じた、専門家によるきめ細かな支援



の、民間の人材・ノウハウ・資金の活用や情報共有・連携のための場づくりに関する取組等を進めてきた。

今後もこうした取組を推進するとともに、取組を通じて蓄積されたノウハウ等の普及・展開を図り、復興・創生期間後も地方創生に向けた取組を継続できるような環境を整えていく。

### 3. 復興の姿と震災の記憶・教訓

#### (1) 復興の姿の国内外への発信

- ・ 復興の進捗や被災地の状況について随時、分かりやすく情報を発信するとともに、国際会議等の各種機会を捉えて原子力災害からの復興状況について正確な情報を発信する。

#### (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019に向けた取組

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、「復興五輪」として、①被災地における競技開催（福島県営あづま球場で野球・ソフトボールの試合、宮城スタジアムと茨城カシマスタジアムでサッカーの試合を開催）、②聖火リレーの福島県スタートや被災3県における実施期間の配慮、③被災3県における「復興の火」の展示、④復興「ありがとう」ホストタウンの取組による被災地での機運醸成や諸外国との交流拡大、⑤選手村等における被災地産の食材、資材等の活用など、被災地に配慮した大会運営がなされることとなっている。

これらの取組の着実な実施に向けて、被災地方公共団体や組織委員会、東京都等の関係機関と連携を深めるとともに、あらゆる機会を通じて、世界中から寄せられた支援に対する感謝を伝え、力強く復興しつつある被災地の姿や魅力を国内外に積極的に発信する。そのため、復興庁と被災3県等で構成する「復興五輪連絡調整会議」等を活用し、関係機関と連携した取組を更に進めていく。

- ・ 本大会においてレガシーの一つとして水素社会の実現が掲げられていることや、浪江町に設置予定の福島水素エネルギー研究フィールドが平成32年7月に運転を開始すること等を踏まえ、本大会における水素の活用に向けて関係機関と連携していく。
- ・ 釜石市が小中学校の跡地を嵩上げし、新設した釜石鶴住居復興スタジアムにおいても試合が開催されるラグビーワールドカップ2019を通じて、震災以降、世界各国から寄せられた支援に対する感謝や、国の総力を挙げて力強く復興しつつある我が国の姿を世界に発信する。

### (3) 震災の記憶と教訓の後世への継承

- ・ 岩手県（陸前高田市）及び宮城県（石巻市）に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）について、平成32年度末を目途に整備を行うとともに、福島県（浪江町）に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）について、平成32年度中の一部利用に向け整備を進める。これらを通じて、震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信する。また、これらの施設や被災各地の追悼施設、震災遺構等を連携し、情報発信することなどにより、震災の教訓への理解を深め、防災力の向上を図る。
- ・ 発災から8年が経過する中で、「減災」の考え方等を含めた多様な教訓や震災の記憶を風化させることなく次の世代に伝えるとともに、効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を今後の防災・減災対策や復興に活用するため、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)」との連携、国及び地方公共団体等による震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、復興手法を始めとして復興全般にわたる取組の集約・総括を進める。
- ・ 震災の教訓を踏まえ、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」や、支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高める防災教育の更なる充実を図る。

## 4. フォローアップ等

### (1) 基本方針のフォローアップ

- ・ 復興庁は、毎年度、本基本方針の実施状況を含む復興の状況についてフォローアップを行い、その結果を国会に報告するとともに、適切に公表する。

### (2) 復興を支える仕組みの運営

#### ① 復旧・復興事業の規模と財源

- ・ 復興・創生期間における復旧・復興事業の規模と財源については、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」及び「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」<sup>20</sup>において示しており、引き続き各年度の事業規模の管理や、事業実施のために造成した基金も含めた復興施策の進捗状況の把握や効果検証を適切に行い、精

---

<sup>20</sup> 平成27年6月30日閣議決定

度の高い予算とすることで、この復興事業費により確実に復興を進めることとする。

## ② 復興特区制度

- ・ 復興・創生期間の被災地におけるまちづくりや産業・生業の再生等の取組を一層促進するため、平成31年度から復興特区税制の拡充を図ることとしており、引き続き、復興特区制度に基づく規制、税財政及び金融における特例措置が活用されるよう支援する。

## ③ 自治体支援

- ・ 財政力に乏しい被災地方公共団体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしており、引き続き、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」の「5. 復旧・復興事業の自治体負担について」に基づき、同制度による支援を行う。
- ・ 復興・創生期間の終盤に向け、被災地の状況や被災地方公共団体の要望を的確に把握しつつ、大規模災害が多発し人材の確保が厳しい環境にある中であって、引き続き、関係省庁と連携して、全国地方公共団体からの人的支援の充実等に取り組むとともに、被災地方公共団体における任期付職員の採用の強化に取り組む。また、任期付職員及び応援職員への支援については、引き続き全額国費で支援する。

## 5. 復興・創生期間後における復興の基本的方向性

被災地の一日も早い復興に向けて、国の総力を挙げて取り組んできた結果、発災からこれまでの8年間で、復興は大きく前進した。引き続き、復興・創生期間の終了まで、本基本方針に基づき、復興に全力で取り組む。

一方で、「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」<sup>21</sup>に示されているように、復興・創生期間後も対応が必要な課題がある。こうした課題に対し、復興期間中に実施された復興施策の総括を適切に行った上で、今後の対応を検討する必要がある。

このため、地震・津波被災地域と原子力災害被災地域とは復興の進捗状況が大きく異なることから、両者を区分して、以下のとおり、復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示す。

### (1) 地震・津波被災地域

地震・津波被災地域においては、1.(1)で述べたとおり、復興の総仕上

---

<sup>21</sup> 平成30年12月18日復興大臣決定

げの段階を迎えている。

「課題先進地」である被災地において、復旧・復興事業終了後の被災地の社会経済を見据えて、引き続き、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、被災地の自立に向けて、地域特性を生かした産業・生業を振興し、交流人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造することを目指す。

今後は、復旧・復興事業により強化されたインフラ基盤に加え、復興期間を通じて培ってきた企業・大学・NPO等多様な主体との結びつきやノウハウを最大限活かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、安全・安心で持続可能な地域社会を創り上げていく。

復興期間10年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、取組を着実に進めつつも、復興・創生期間後も一定期間対応することについて検討することが必要な課題は、以下のとおりである。これらについて、地域の実情をきめ細かく把握しつつ、復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望、国と地方の適切な役割分担、過去の大規模災害の例等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業について、速やかな復興の完了と自立に向けた支援のあり方を検討していく。

#### ① ハード事業

- ・ 復興・創生期間内にほとんどの事業は完了する見通しとなっているが、一部の事業については、やむを得ない事情により用地取得、関連工事との調整等に時間を要したため、復興・創生期間内に完了しない可能性がある。引き続き、個別の工事箇所ごとに進捗管理を徹底すること等により、復興・創生期間内の完了を目指すなど、地域の実情に応じ、適切に対応する。

#### ② 心のケア等の被災者支援

- ・ 住まいの再建は復興・創生期間内に完了する見込みであるが、復興・創生期間の終盤に再建される地区のコミュニティ形成、高齢者等の心身のケア、生きがいつくりのための「心の復興」、見守り・生活相談等の被災者支援について、適切に対応する。

#### ③ 被災した子どもに対する支援

- ・ 復興・創生期間後も、家族や住居を失い心のケア等の支援が必要な子どもが一定数就学している学校が残る可能性があることから、こうした子どもに対する特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置、就学支援について、適切に対応する。

#### ④ 住まい

- ・ 一部地域の応急仮設住宅は復興・創生期間の最終年度に解消されるため、応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の支給等が復興・創生期間後にずれ込む可能性がある。引き続き、可能な限り復興・創生期間内に被災者の安定した住まいの確保が完了するよう、完成済みの災害公営住宅への住み替えの丁寧な働きかけ、支給対象者への周知を図るなど、適切に対応する。
- ・ 災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業は、法令等により一定の支援期間が定められていることから、適切に対応する。

#### ⑤ 産業・生業

- ・ 復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区等における、中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金の申請・運用期限の延長の要望について、復興の状況に応じ、適切に対応する。なお、引き続き、復興・創生期間内における土地造成を加速化するとともに、速やかな申請に向けた周知を図ることが重要である。

#### ⑥ 地方単独事業等

- ・ 復興・創生期間後に残る事業に対応するための人材確保対策（職員の派遣、任期付職員の採用等）に係る支援や産業復興・生活再建のために措置してきた地方税法<sup>22</sup>・東日本大震災復興特別区域法<sup>23</sup>等の法律に基づく減収補てんなどについて、適切に対応する。

#### ⑦ 原子力災害に起因する事業

- ・ 風評被害対策等の原子力災害に起因する事業について、適切に対応する。

### (2) 原子力災害被災地域

福島原子力災害被災地域においては、大熊町・双葉町を除いた計9市町村において、帰還困難区域を除く地域で避難指示が解除され、小中学校が再開し、新たな高校が設置されるなど、本格的な復興・再生に向けて生活環境の整備が進むとともに、福島相双復興官民合同チームの支援等により、事業者・農林漁業者の再建に向けた動きも現れてきている。帰還困難区域についても、6町村において特定復興再生拠点の整備が始まり、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。また、中間貯蔵施設については、福島

<sup>22</sup> 昭和25年法律第226号

<sup>23</sup> 平成23年法律第122号

県・大熊町・双葉町等の理解と協力の下、整備が進められている。

一方、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的にその全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、一日も早い復興を目指して取り組むこととしている。また、廃炉・汚染水対策について、国が前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、安全かつ着実に進めていく。さらに、中間貯蔵施設については、用地取得、施設整備、除去土壌等の輸送を進めていくとともに、政府一体となって県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用等の取組を進める。特定廃棄物についても、福島県内の特定廃棄物の埋立処分や同県外の指定廃棄物の最終処分等に向けた取組を進める。

福島復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。

復興・創生期間後も対応することについて検討が必要な課題は、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、以下のとおりである。これらについて、関係地方公共団体と連携して、それぞれの地域の実情や特殊性（中間貯蔵の受入等）をきめ細かく把握しつつ、復興施策の進捗状況の違いや効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業について、支援のあり方を検討していく。

#### ① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

- ・ 廃炉・汚染水対策について、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智を結集し、研究開発成果等を活かし、必要な対応を安全かつ着実に進めていく。また、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を行うとともに、双方向のコミュニケーションによる住民等の理解促進、信頼関係強化に努める。

#### ② 環境再生に向けた取組

- ・ 中間貯蔵施設の整備と施設への継続的な搬入を進め、平成33年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く。）のおおむね搬入完了を目指す。輸送が完了した仮置場については、実現可能で合理的な範囲・方法で復旧することを基本に、早期に原状回復を進める。
- ・ 福島県内の除去土壌等の最終処分については、法律上「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。その際には、最終処分量を低減するため、減容技術の開発・実証等を進めるとともに、これらの取組の安全性等について、分かりやすい情報発信を行う。再生利用先の創出等に関し、関係省庁等が連携して取組を進める。

また、福島県以外の除去土壌等についても、処分に向けた取組を進める。

- ・ 福島県内の特定廃棄物については、地方公共団体と連携しつつ、引き続き、安全・安心の確保に万全を期して仮設焼却施設等による減容化を進めるとともに、既存の管理型処分場を活用した埋立処分施設への搬入を進める。その際には、事業の安全性等についての情報を分かりやすく発信するための施設の運営等を通じて、地元の更なる信頼の確保に努める。福島県以外の指定廃棄物等についても、最終処分に向け、地方公共団体と連携しながら、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めるとともに、指定解除の仕組み等も活用しつつ個別の状況に応じた取組を進める。

### ③ 帰還促進・生活再建等

- ・ 住民の帰還や移住の促進のため、魅力あるまちづくり・コミュニティ形成や、買い物・教育・医療・介護・福祉・交通・防犯・鳥獣被害対策・個人線量管理等の生活に必要な環境整備をハード・ソフトの両面から推進する。また、必要なフォローアップ除染を実施する。
- ・ 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的にその全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて、家屋等の解体・除染やインフラ復旧、さらには、生活に必要な環境整備等を推進する。
- ・ また、特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除するという決意の下、特定復興再生拠点区域の整備の進捗状況、住民の帰還意向、放射線量の低減状況等を踏まえ、特定復興再生拠点区域外の対応を検討する。
- ・ 医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免について、適切に対応する。
- ・ 避難指示区域に居住されていた方々を始め、避難生活が長期化している方々については、心身のケア、見守り、生活・健康相談等に対する支援体制を継続する。
- ・ 学校再開の支援、ふたば未来学園や再開した学校等における魅力ある教育環境づくり、避難先の学校を含むいじめ防止や子どもたちの心のケアを行う。
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿って必要十分な賠償の円滑な実施に向けて必要な対応を継続する。
- ・ 福島県（浪江町）に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）について、引き続き整備を進める。

#### ④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

- ・ 浜通り地域等において、進出企業と地元企業が連携して産業集積を図り、持続的・自立的な産業発展を実現するための環境整備を推進する。具体的には、廃炉、ロボット、再生可能エネルギーや水素といった新エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進、企業立地の更なる促進、技術開発を通じた新産業の創出促進、交流人口の拡大、教育・人材育成、周辺環境の整備を通じ、当該地域の産業復興を推進する。
- ・ 福島ロボットテストフィールド等の拠点施設について、将来的な自立的運営の実現に向けて、安定的運営を図るため、適切に対応する。

#### ⑤ 事業者・農林漁業者の再建

- ・ 福島相双復興官民合同チームの個別訪問などを踏まえ、事業・生業の再建、帰還後の生活の再構築へ向けて、事業者に対して、事業再開、経営改善、人材の確保等の支援を行う。農林水産業については、帰還した方々を始めとする営農再開及び作付面積の拡大、森林・林業の再生、本格的な漁業の操業再開等の支援を行う。

#### ⑥ 風評払拭・リスクコミュニケーション等

- ・ 風評払拭のための情報発信、放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング、健康調査、安全・安心のための食品等の検査、農林水産物の販路回復等を推進する。
- ・ 観光振興の取組を推進する。

#### ⑦ 地方単独事業等

- ・ 原子力災害に伴う風評被害対策、子どもの教育環境整備、人材確保対策（職員の派遣、任期付職員の採用等）に係る支援、地方税法・福島特措法等の法律に基づく減収補てんなどについて、適切に対応する。

### (3) 復興を支える仕組みについて

国が総力を挙げて東日本大震災からの復興に取り組むため、東日本大震災復興基本法<sup>24</sup>を制定し、復興期間における復旧・復興事業費とそれに必要な財源の規模を示すとともに、東日本大震災復興特別区域法や福島特措法に基づく交付金、税制や規制等の特例、東日本大震災事業者再生支援機構法<sup>25</sup>に基づく二重ローン対策、震災復興特別交付税、人材確保対策等のこれまでにない支援制度を設けて、復興を推進してきた。

<sup>24</sup> 平成 23 年法律第 76 号

<sup>25</sup> 平成 23 年法律第 113 号



今後、復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、復興を支える仕組みのあり方について検討する。

#### (4) 後継組織について

復興庁は、東日本大震災からの復興に関する事務を主体的かつ一体的に行い、その円滑かつ迅速な遂行を図ること等を目的に、内閣直属の組織として設置された。内閣総理大臣を主任の大臣とし、これを助け、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置いている。復興庁は、復興施策に関する企画・立案・総合調整を担うとともに、関係省庁の事業を統括・監理し、復興予算の一括要求・確保等を行っている。また、地方公共団体との窓口として岩手県、宮城県及び福島県に復興局を設置することで、復興事務のワンストップ化を推進している。

後継組織として、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置く。

今後、復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、後継組織のあり方について検討する。

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針

令和元年 12 月 20 日  
閣 議 決 定

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 3 条の規定に基づき、  
「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針を別紙のと  
おり定める。



## 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について<sup>1</sup>において、復興・創生期間<sup>2</sup>後における復興の基本的方向性を示すとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」<sup>3</sup>において、復興・創生期間後の適切な対応を図るため、令和元年内にその基本方針を定めることとした。

これを踏まえ、これまでに実施された復興施策の総括を行い、施策の進捗・成果及び今後の課題等を明らかにした上で、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み及び組織について、東日本大震災復興基本法<sup>4</sup>第3条の規定に基づき、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針を定める。

東日本大震災からの復興なくして日本の再生はない。

政府は、本基本方針に定めるところにより、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組む。

### I. これまでの復興施策の総括

東日本大震災は、我が国の観測史上最大の地震が発生し、津波により広範囲にわたる甚大な被害が生じるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出に伴い、多くの住民が避難を余儀なくされ、産業への打撃や風評被害が発生するなど、未曾有の複合災害となった。

過去の大規模災害と比しても極めて甚大な被害が生じたことを受けて、復興に当たっては、東日本大震災復興基本法が制定され、同法に基づく「東日本大震災からの復興の基本方針」<sup>5</sup>を定めた上で、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律<sup>6</sup>等の各種法令に基づく措置に加え、「復興財源フレーム」の策定、特例措置の法制化、被災地方公共団体の人的・財政的支援等の復興を支える仕組みを整備し、各分野における様々な施策を講じる等、前例のない手厚い支援を実施した。

---

<sup>1</sup> 平成 31 年 3 月 8 日閣議決定

<sup>2</sup> 平成 28 年度から令和 2 年度末まで

<sup>3</sup> 令和元年 6 月 21 日閣議決定

<sup>4</sup> 平成 23 年法律第 76 号

<sup>5</sup> 平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定

<sup>6</sup> 昭和 37 年法律第 150 号

このような取組により、復興は大きく前進し、地震・津波被災地域では、復興の総仕上げの段階に入っており、原子力災害被災地域においても、復興・再生が本格的に始まっている。

他方で、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題も明らかとなっており、これまでの復興施策の総括を踏まえた対応が必要である。

上記の現状を踏まえ、復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針を定めるに当たり、以下のとおり、これまでの復興施策を総括する。

## 1. 各分野における取組の総括

### (1) 被災者支援（健康・生活支援）

#### ① 心のケア等の被災者支援

##### (成果)

- ・ 広範囲にわたる建物の倒壊等の甚大な被害の発生に伴い、発災直後には、最大で約 47 万人の避難者が生じ、当面の住まいの確保に向け、災害救助法<sup>7</sup>に基づき、最大で約 12.3 万戸の応急仮設住宅を供与した。その後、災害公営住宅や高台移転の整備、被災者生活再建支援法<sup>8</sup>に基づく被災者生活再建支援金の支給等により、恒久住宅への移転が進捗し、避難者数は約 4.9 万人<sup>9</sup>に減少し、地震・津波被災地域においては、復興・創生期間中に仮設生活の解消を目指している。
- ・ 避難生活の長期化に伴う健康面の課題や災害公営住宅での新たな生活の定着に向けた課題等に対応するため、被災者への住宅・生活再建に関する相談対応、見守り・日常生活支援、コミュニティ形成支援等の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援が実施され、見守り等の支援が必要な世帯の減少等が見られる。

##### (今後の課題)

- ・ 地震・津波被災地域における地域ごとの事業進捗状況の違い等に留意しつつ、例えば復興・創生期間の終盤に再建される地区のコミュニティ形成、高齢者等の心身のケア、生きがいくりのための「心の復興」、見守り・生活相談等の被災者支援について、一定期間の継続も含め、復興・創生期間後の支援のあり方を検討する必要がある。
- ・ 原子力災害被災地域等から避難している方々の避難生活の長期化や帰還先の状況等を踏まえ、引き続き丁寧な支援を実施する必要がある。

---

<sup>7</sup> 昭和 22 年法律第 118 号

<sup>8</sup> 平成 10 年法律第 66 号

<sup>9</sup> 令和元年 11 月時点

### (今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 地方公共団体やNPO等の民間団体等様々な関係者の協働の下、復興のステージに応じ、様々な被災者支援に資する事業が講じられてきた。被災後の円滑な体制整備のため、平時から地方公共団体やNPO等の民間団体等の関係者間のネットワークを構築しておくことが重要である。
- ・ 地方公共団体やNPO等の民間団体等の関係者が参考にできるよう、好事例等を収集し、教訓やノウハウを取りまとめる必要がある。

## ② 被災した子どもに対する支援

### (成果)

- ・ 東日本大震災により被害を受けた学校施設について、地震・津波被災地域においては、おおむね復旧が完了している。
- ・ 避難生活の長期化や親を亡くしたこと等の東日本大震災の影響を受けている子どもに対して、特別な教員加配やスクールカウンセラー等の配置による学習支援、被災に起因した経済的理由から就学困難となった子どもへの就学支援等により、教育環境を確保した。

### (今後の課題)

- ・ 学習支援や心のケアを必要とする児童生徒、被災に起因した経済的理由により就学が困難である児童生徒が引き続き存在する状況を考慮し、原子力災害等による復興の進捗の違い、一般施策との区分の明確化、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、子ども及び学校への支援のあり方を検討する必要がある。
- ・ 原子力災害被災地域における学校等の再開支援、ふたば未来学園や再開した学校等における魅力ある教育環境づくりに向けた継続的な支援が必要である。

### (今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 学校における事前防災の重要性が再認識されたことを踏まえ、平時からの学校における防災教材の配布や避難訓練を始めとする体験型の取組等の防災対策や意識啓発が必要である。

## (2) 住まいとまちの復興

### ① 住まいの再建、復興まちづくり、生活環境の整備

#### (成果)

- ・ 災害公営住宅及び高台移転については、国の直轄調査や地方公共団体からの応援職員派遣等による支援を受けて、被災地方公共団体が被災者の意向を踏まえた規模の設定や必要に応じた計画の見直しを行いつつ整備を進め、復興・創生期間内に、災害公営住宅約3万戸及び高台移転による住宅用の宅地

約 1.8 万戸が完成見込みである<sup>10</sup>。

- ・ 被災者生活再建支援金の支給等により、被災者の生活再建を支援し、生活の安定と被災地の速やかな復興に寄与している。

#### (今後の課題)

- ・ 土地区画整理事業等により造成された宅地等について、被災者の意向の変化により活用されていない宅地等が生じており、まちなぎわい創出に向けて、地方公共団体による土地の有効活用に関する取組の推進が必要である。
- ・ 防災集団移転促進事業により取得した移転元地等については、利用計画の策定や具体的な利用ニーズに応じた利活用を図る地方公共団体の取組の推進が必要である。

#### (今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 住宅再建・復興まちづくりの加速化のために実施した制度の運用改善や手続の簡素化等の措置について、ノウハウや仕組みの継承が必要である。
- ・ 地方公共団体は、早期かつ的確な復興事業の計画策定のため、関係機関と連携し、地域特性や被害想定を確認し、想定される課題の共有、復興の体制や手順の検討、各種事業に活用できる用地候補の検討等の事前準備を行うことが必要である。

## ② 被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等

#### (成果)

- ・ 太平洋沿岸部を中心に、膨大な災害廃棄物及び津波堆積物が生じたが、福島県の一部を除き、その処理を完了している。
- ・ 被災地の経済発展の基盤となる復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾等の交通インフラや海岸防災林等の整備が進み、原子力災害被災地域を除き、事業完了の目途が立ちつつあり、こうした交通・物流網等を通じて、内陸における生産拠点の集積と沿岸部の港湾の結びつき等の復興効果が現れている。

#### (今後の課題)

- ・ 被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網等の整備に当たっては、令和元年台風第 19 号等の被害による影響が復興に支障を来すことがないように、復興・創生期間内の一日も早い事業の完了に向けた取組が必要である。
- ・ 復興のために整備されたインフラについては、今後とも管理主体が自ら継続的に維持・管理していくことが必要である。

#### (今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 災害廃棄物については、平時から専門家のネットワークによる支援体制の構築、処理計画の策定、地域での共同訓練の実施など、廃棄物処理を円滑に

---

<sup>10</sup> 原子力災害からの長期避難者向け災害公営住宅のうち整備を保留しているもの及び原子力災害に伴う避難先から帰還した住民向けの災害公営住宅を除く。

実施する体制を構築することが必要である。

- ・ 交通・物流網等の整備に当たっては、関係機関が連携し、個別の箇所ごとに工事の進捗管理を徹底することが重要である。

### (3) 産業・生業の再生

#### ① 産業復興の加速化

##### (成果)

- ・ 中小企業等グループ補助金による事業者の施設及び設備の復旧、企業立地補助金による工場等の新增設、被災代替資産等の特別償却等や復興特区税制の特別償却等の特例措置等により、産業・生業の再生が進み、岩手県、宮城県及び福島県における製造品出荷額等はおおむね震災前の水準に回復した。

##### (今後の課題)

- ・ 製造品出荷額等は、沿岸部の地方公共団体間で回復の状況に幅があること等を踏まえ、販路の確保・開拓や人材の確保について、地域の実情・課題に応じて、適切な事業者支援のあり方の検討が必要である。
- ・ 中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金による支援については、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区等において、これまでの復興状況等を踏まえて、対象地域を重点化した上で、支援の申請・運用期限の延長を含め、適切な見直しが必要である。
- ・ 復興特区税制については、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討が必要である。

##### (今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 平時から地方公共団体単位で事業者の活動状況を把握し、発災時の支援を検討しておくことが、発災時の迅速な支援に寄与する。
- ・ 事業者が補助金等を活用する際に、市場動向に係る情報提供や返済計画に係る助言をより積極的に行うことが重要である。
- ・ 専門人材を活用した被災事業者の支援に当たっては、域内外の専門人材を丁寧に発掘し、積極的に活用していくことを検討する必要がある。

#### ② 観光の振興

##### (成果)

- ・ 令和2年までに東北6県の外国人延べ宿泊者数を「150万人泊」とする目標に向けて、平成28年を「東北観光復興元年」と位置付け、海外主要市場向けのプロモーションや地方公共団体のインバウンドを呼び込む取組の支援等の観光復興を推進したこと等により、平成28年以降、東北6県の外国



人延べ宿泊者数は全国を上回る伸び率で堅調に推移しており、震災前の水準を大幅に上回っている。

#### (今後の課題)

- ・ 東北各県による自立的な観光施策の更なる展開を図る必要がある。
- ・ 福島県については、平成 23 年の震災以降の期間全体を通してみると、延べ宿泊者数の伸び率が全国と比して特に低い水準にとどまる等、根強く残る風評被害への対策を進める必要がある。

#### (今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 復興ツーリズムのように、災害の経験や教訓、復旧・復興状況を現地で直接体験できるプログラムは、教育旅行や研修旅行等にも活用でき、災害に関する知識や意識の向上を促し、今後の防災・減災対策に資する。

### ③ 農林水産業の再生

#### (成果)

- ・ 地震・津波被災地域においては、農地・農業用施設、木材加工流通施設、漁港施設、水産加工施設などの農林水産関係インフラについて、復旧はおおむね完了している。また、このような復旧とあわせて、農地の大区画化など生産の効率化・高付加価値化の取組も進んでいる。
- ・ こうした中、岩手県及び宮城県の農業産出額・林業産出額は、概して全国と同水準となるなど、震災前の水準に比して回復が見られる。

#### (今後の課題)

- ・ 地震・津波被災農地等の整備の完了を目指すとともに、特に復旧が遅れている福島県における営農再開への支援が必要である。
- ・ 漁業の水揚げの回復を進めるとともに、地震・津波被災地域の中核産業である水産加工業について、販路回復の取組等を通じた売上げの回復を進めることが必要である。

#### (今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 被災した生産インフラの復旧とあわせて、被災した事業者に対し、販路喪失等により生じる営業上の損害を回復させるための支援施策を講じることが重要である。
- ・ 復旧にとどまらず、農地の大区画化、最先端の生産技術の導入、高付加価値型作物への転換などの産地の高度化に資する支援施策を講じることが重要である。

### (4) 原子力災害からの復興・再生

#### ① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

#### (成果)

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所については、原子炉の冷温停止状態の達成

後、中長期ロードマップ<sup>11</sup>に基づき、使用済燃料プールからの燃料取出しの一部を完了し、残りの取出し開始に向けた準備作業を進め、また、燃料デブリの取出し開始に向けた内部調査等を実施している。

#### (今後の課題)

- ・ 引き続き、中長期ロードマップに基づき、安全確保を最優先に、地域社会とのコミュニケーションを強化しつつ、着実に作業を進めるとともに、廃炉現場のニーズに基づく研究開発を推進することが必要である。
- ・ 多核種除去設備等で浄化処理された水の取扱いについて、風評被害等の社会的な観点も含め、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会における総合的な議論を行い、政府として結論を出していくことが必要である。また、国内外に対して、科学的根拠に基づく正確な情報発信・情報開示を継続することが重要である。

#### (今後の廃炉作業に向けた教訓)

- ・ 新たに判明した事象に応じて、作業中に生じ得るリスクを踏まえ、安全対策の追加や作業内容の変更等の柔軟な見直しを行うことが必要である。
- ・ 作業ミスによるトラブルで地元から不安の声が上がっていることを踏まえ、作業員の技術レベルの向上や、東京電力によるマネジメント能力の強化を図ることが重要である。
- ・ 廃止措置等に向けた取組を効率的かつ効果的に進めるため、海外での知見・経験を十分に活用していく等、国内外の叡智<sup>えいち</sup>の結集と活用が重要である。
- ・ 長期に及ぶ廃炉を実施する上で、地域・社会の理解を得ることが不可欠であり、住民等の方々との双方向のコミュニケーションの充実を図ることが重要である。

## ② 放射性物質の除去等

### (成果)

- ・ 平成30年3月末までに、帰還困難区域を除く全市町村で放射性物質汚染対処特別措置法<sup>12</sup>及び同法に基づく基本方針<sup>13</sup>等に基づき面的除染を完了した。
- ・ 福島県内に仮置きされている除去土壌等を搬入する中間貯蔵施設につい

---

<sup>11</sup> 東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ（平成29年9月26日改訂 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議）

<sup>12</sup> 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）

<sup>13</sup> 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定）

て、福島県・大熊町・双葉町等の理解・協力のもと整備が進められており、約7割の用地を取得し、輸送対象物量の約3分の1を搬入した<sup>14</sup>。仮置場の原状回復、返地も進んでいる。また、福島県内の特定廃棄物等の埋立処分施設への搬入を進めており、搬入目標の約3割を搬入した<sup>15</sup>。

#### (今後の課題)

- ・ 仮置場について、令和元年台風第19号による被害が生じたことも踏まえ、今後の災害も想定した適切な管理を徹底する。
- ・ 福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く。）の中間貯蔵施設への安全・速やかな輸送を継続し、仮置場からの除去土壌等の早期搬出を進める。搬出の完了した仮置場については、原状回復を行い、営農再開等に向けた取組を推進することが必要である。また、福島県内の除去土壌等の最終処分については、法律上<sup>16</sup>「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。県外最終処分の実現に向けて、最終処分量の低減のため、政府一体となった減容・再生利用等の推進が必要である。減容・再生利用等の推進に当たり、実証事業等を通じて安全性を確認し、再生利用の必要性や放射線に係る安全性についての理解を醸成することが必要である。また、福島県以外の除去土壌等については、処分に向けた取組が必要である。
- ・ 福島県内の特定廃棄物等については、埋立処分事業の安全性等についての情報発信と埋立処分施設への搬入の継続が必要である。また、福島県以外の指定廃棄物については、処分量低減のための取組の推進と地方公共団体ごとの丁寧な対応が必要である。

#### (今後の取組に向けた教訓)

- ・ 関係機関間で連携・調整しつつ、住民を始めとする関係者の理解を得ながら取組を進めることが重要である。理解を得る際は、情報発信だけでなく、情報を基にした地域での対話等を通じて信頼と理解を深めることが、広く住民と良好な関係を構築して事業を推進するために重要である。

### ③ 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

#### (成果)

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示については、平成26年以降順次解除され、平成31年4月に大熊町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域が避難指示解除されたことにより、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除された。避難指示が解除された地域においては、

<sup>14</sup> 輸送対象物量：約1,400万m<sup>3</sup>、搬入済：約502.5万m<sup>3</sup>（令和元年11月末時点）

<sup>15</sup> 搬入済：約10万2千袋（令和元年11月末時点）

<sup>16</sup> 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）

福島再生加速化交付金等の支援により、住民の帰還に向けた生活環境の整備が進展している。こうした取組により、最大で約 16.5 万人であった福島県からの避難者数は約 4.2 万人<sup>17</sup>まで減少するとともに、避難指示が解除された区域全体における居住者数は、平成 29 年 4 月時点で約 0.4 万人（住民基本台帳登録者数は約 7.5 万人）、平成 30 年 4 月時点で約 0.9 万人（同登録者数は約 7.3 万人）、令和元年 11 月時点では約 1.3 万人（同登録者数は約 7.0 万人）と徐々に増加している。

- ・ 6 町村<sup>18</sup>の特定復興再生拠点区域において、家屋等の解体・除染等に着手し、令和元年度末までに予定される JR 常磐線の全線開通にあわせて、同拠点区域内の各駅周辺の避難指示の先行解除を目指すとともに、令和 5 年春までの同拠点区域全域における避難指示解除を目指している。
- ・ 一方で、避難生活が長期化している方々もいることから、全国 26 か所に生活再建支援拠点が設置され、情報提供・相談支援が行われているほか、子ども被災者支援法<sup>19</sup>の下で、公営住宅の入居に際しての収入要件の緩和が行われるなど、様々な支援策が実施されている。

#### （今後の課題）

- ・ 住民の帰還に向けた生活に必要な環境整備を進めるとともに、域外からの移住の促進や交流人口・関係人口の拡大のための更なる取組が必要である。
- ・ 6 町村の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた家屋等の解体・除染やインフラ復旧、さらには、鳥獣被害対策、生活環境の整備等の推進が必要である。帰還困難区域を抱える地方公共団体の状況は、それぞれ大きく異なることから、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域への帰還・居住に向けた課題について、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推進することが必要である。
- ・ 帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、対応を検討する必要がある。このため、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域について、各地方公共団体の実態や意見を踏まえて、土地活用のあり方等も含めて検討を進める必要がある。
- ・ 原子力災害被災地域等から避難している方々の避難生活の長期化や帰還先の状況等を踏まえ、引き続き丁寧な支援を実施する必要がある。

#### （今後の大規模災害に向けた教訓）

- ・ 被災後の円滑な体制整備のため、平時から地方公共団体や NPO 等の民間団体等の関係者間のネットワークを構築しておくことが重要である。

---

<sup>17</sup> 令和元年 11 月時点

<sup>18</sup> 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村

<sup>19</sup> 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）

- ・ 大規模災害により被災者が広域的に避難した場合には、避難者への情報提供や相談体制を全国的に整備した今般の取組が参考となる。

#### ④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

##### (成果)

- ・ 福島の浜通り地域等に新たな産業基盤を構築することを目指す福島イノベーション・コースト構想<sup>20</sup>に基づき、廃炉、ロボット、エネルギー等の各拠点の整備が進捗し、新たな産業の創出、原子力発電関連産業に代わる中核産業の形成及び教育・人材の育成に寄与している。
- ・ また、福島再生加速化交付金による産業団地造成や企業立地補助金等を通じて、被災地における企業進出が進展しており、福島県内総生産額は、震災前の水準を回復している。

##### (今後の課題)

- ・ 福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真<sup>21</sup>を踏まえ、福島の浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向け、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪を進めることが重要である。
- ・ 福島の浜通り地域等の復興・創生（定住人口の拡大等）、分野横断的な研究・産学官連携による新産業創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積・世界への情報発信等を推進するため、国内外の人材が結集する国際教育研究拠点を構築することが課題である。

##### (今後の大規模複合災害に向けた教訓)

- ・ 複合型の大規模災害からの産業復興は、原状回復が著しく困難であり、住民の帰還支援、事業の復旧支援に加え、被災事業者の事業再開支援や域外からの新たな活力の呼び込み等による新産業の創出も必要である。

#### ⑤ 事業者・農林漁業者の再建

##### (成果)

- ・ 国・福島県・民間からなる福島相双復興官民合同チーム<sup>22</sup>による事業者及

<sup>20</sup> 東日本大震災及び原子力災害によって失われた福島の浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、福島の浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す構想

平成 26 年 6 月、福島国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会において取りまとめた。福島特措法の平成 29 年改正において同構想を法律に明記し、福島県が同構想等の実現に向けた重点推進計画を策定し、平成 30 年 4 月内閣総理大臣が認定。

<sup>21</sup> 福島イノベーション・コースト構想を軸に、中長期的かつ広域的な観点から地域が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向け国、福島県、市町村、関係機関が進める取組の方向性を取りまとめた（令和元年 12 月経済産業省・復興庁・福島県）。

<sup>22</sup> 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成 27 年 6 月 12 日閣議決定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災事業者の自立へ向けた支援策を実施するため、国・福島県・民間からなる主体として平成 27 年 8 月に設置。

び農業者への個別訪問等を通じて、個々の事情に応じたきめ細かい支援を実施し、約 2,700 の事業者が地元又は避難先等で事業を継続・再開し<sup>23</sup>、約 350 の農業者が営農を再開している<sup>24</sup>。

- ・ 原子力災害被災 12 市町村<sup>25</sup>の農地については、帰還困難区域を除いて除染が完了している。
- ・ 福島県の漁港の大部分は復旧が完了している。

#### (今後の課題)

- ・ これまで、事業者・農業者への支援を着実に進めてきている一方、避難指示等の解除の状況等により、被災地域ごとの事業・生業の再建の状況は様々である。このため、引き続き、福島相双復興官民合同チームを通じた事業者及び農業者へのきめ細かい支援や広域的なまちづくりへの支援等が必要である。
- ・ 農業分野では、原子力災害被災 12 市町村において、営農再開面積が 3 割弱にとどまるため、これまで行ってきた被災農業者への支援や農地・農業用施設等の整備、農業用機械・家畜の導入、ため池等の放射性物質対策、鳥獣被害対策等により引き続き営農再開を促進することに加え、最先端の技術を活用した大規模で労働生産性の著しく高い農業経営に向けて、外部からの参入も含めた農地の大区画化・利用集積、広域的な高付加価値産地の展開や六次産業化施設の整備の促進による営農再開の加速化を図る必要がある。
- ・ 森林・林業分野では、放射性物質の影響を受けた森林・林業の再生に向けて、放射性物質対策と一体となった森林整備、原木林や特用林産物の産地再生、木材製品の安全証明体制の構築やバーク（樹皮）の有効利用等の推進、里山再生モデル事業の成果等を踏まえた的確な対策の実施が必要である。
- ・ 水産業分野では、試験操業が続く福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の水揚量は震災前の 15%にとどまっていることから、海産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、漁獲量の増大、販路の開拓等による本格的な操業再開への取組を進める必要がある。また、水産加工業について、販路の回復・開拓を図る必要がある。

#### (今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 事業・生業の再建については、個々の事業者の多様なニーズに応じた個別訪問等を通じたきめ細かい支援を行うことが重要である。

## ⑥ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進 (成果)

---

<sup>23</sup> 令和元年 12 月時点

<sup>24</sup> 平成 30 年 12 月時点

<sup>25</sup> 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- ・ 「風評対策強化指針」<sup>26</sup>及び「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」<sup>27</sup>に基づく情報発信等により、福島県産品と全国平均との価格差は徐々に縮小している。また、消費者意識の実態調査<sup>28</sup>において、放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は減少傾向にある。
- ・ 当初 54 か国・地域において輸入規制が行われたが、33 か国・地域が輸入規制を撤廃、19 か国・地域が輸入規制を緩和している<sup>29</sup>。

#### (今後の課題)

- ・ 復興の状況や放射線に関する科学的な知識等の効果的な情報発信、農林水産品のブランド力向上と販路拡大に向けた生産・流通・販売の各段階に応じた取組により、いまだ根強く残る農林水産業等への風評被害への対応を進める必要がある。
- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて、世界各国から寄せられた支援に対する感謝の意と、世界中の人々に復興しつつある被災地での競技開催や福島の J ヴィレッジをスタート地とする聖火リレー、被災地産の食材・資材の活用等の取組を発信することが重要である。
- ・ 21 か国・地域において輸入規制措置が依然として残っており、海外における風評対策等の措置が必要である。
- ・ 被災者の適切な健康管理や健康不安の解消に向けた取組が必要である。
- ・ 改訂した放射線副読本について、令和元年度内に取りまとめる活用状況のフォローアップ調査の結果を踏まえ、学校現場での一層の活用を促す必要がある。

#### (今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 多様なメディアを活用した上で、国内のみならず国外に対しても積極的な情報発信が重要である。

### (5) 「新しい東北」の創造と多様な主体との連携

#### ① 「新しい東北」の創造

##### (成果)

- ・ 被災地が課題先進地であることを踏まえ、単なる原状復帰にとどまらず、人口減少や産業の空洞化といった日本全国の地域が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」の創造に向けて、民間の人材やノウハウを最大限活用して、モデル事業、「結の場」等の企業間のマッチング

<sup>26</sup> 平成 26 年 6 月 23 日原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースにて策定

<sup>27</sup> 平成 29 年 12 月 12 日原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースにて策定

<sup>28</sup> 風評被害に関する消費者意識の実態調査（第 12 回）（消費者庁）

<sup>29</sup> 令和元年 12 月時点

の場の提供を通じた事業連携、専門家派遣等の取組により、コミュニティ形成等の地域課題の解決や、地域の特色に応じた産業・生業の再生等につながる事例が創出されている。

**(今後の課題)**

- ・ 蓄積したノウハウの普及・展開を図り、被災地において地域課題に取り組む主体が、地方創生の施策の活用等により、持続可能な活動を行うことができる環境整備が重要である。

**(今後の大規模災害に向けた教訓)**

- ・ 被災地内外の地方公共団体・民間団体・住民等の多様な主体がそれぞれの知見・経験を共有し、互いに活かす場の設定が重要であり、多様な主体が平時から地域に根差して活動し、連携しやすい環境を整備することが重要である。

**② ボランティア、NPO 等の多様な主体との連携**

**(成果)**

- ・ 復旧・復興の各段階で、NPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体が力を発揮し、産業再生、復興まちづくり、コミュニティ再生支援等の幅広い分野で行政機関等と連携した事業を実施してきた。

**(今後の課題)**

- ・ 復興の進捗状況や地域・個人の課題が多様化し、きめ細かいニーズ把握や取組が求められており、引き続き、NPO やボランティア等の団体の活動への期待や果たすべき役割は大きい。このため、復興期間を通じて培ってきた多様な主体との結びつきやノウハウを最大限活用しつつ、地方創生を始めとする政府全体の施策を活用して、持続可能な地域社会を創り上げていくことが求められる。今後は、民間団体が自立的・持続的に活動を行うことができる環境整備が重要である。

**(今後の大規模災害に向けた教訓)**

- ・ 多様な主体が効果的な活動を進められるよう、東日本大震災の知見を収集・整理し、関係団体の育成・整備、ボランティア受入れ体制の整備等、平時からの関係者間の協力体制を整備し、地域の共助を推進する必要がある。

**(6) 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承**

**(成果)**

- ・ 令和元年9月に岩手県釜石市においても試合が開催されたラグビーワールドカップ2019を通じて、世界各国から寄せられた支援に対する感謝や、復興しつつある被災地の姿を世界に発信した。
- ・ また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、駐日大使等との意見交換や令和元年6月に開催されたG20大阪サミット



を始めとする様々な国際会議等の機会を捉えた情報発信、在京大使館関係者や海外メディアによる被災地訪問等の取組を推進している。

- ・ 犠牲者への追悼と鎮魂、東日本大震災の記憶と教訓の後世への伝承のため、岩手県、宮城県及び福島県において、国営追悼・祈念施設の整備を推進し、岩手県において一部利用を開始している。

#### (今後の課題)

- ・ 復興の状況や放射線に関する科学的な知識等の効果的な情報発信等により、いまだ根強く残る農林水産業や観光業等への風評被害への対応を進める必要がある、海外における風評被害への対策も必要である。
- ・ 国営追悼・祈念施設については、岩手県及び宮城県では令和2年度末目途の利用開始、福島県では同年度中の一部利用開始に向けた整備を推進する必要がある。
- ・ 国及び地方公共団体等による東日本大震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、復興手法を始めとして復興全般にわたる取組の集約・総括を進める必要がある。
- ・ 東日本大震災以降も全国各地で災害が頻発する中、東日本大震災の貴重な教訓・ノウハウを全国の防災力向上につなげるため、防災教育の充実等の取組が必要である。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて、世界各国から寄せられた支援に対する感謝の意と、世界中の人々に復興しつつある被災地での競技開催や福島のJヴィレッジをスタート地とする聖火リレー、被災地産の食材・資材の活用等の取組を発信することが重要である。

## 2. 復興を支える仕組み

### (1) 復旧・復興事業の規模と財源

#### (成果)

- ・ 「復興財源フレーム」の策定により、復興期間の事業規模を示した上で、あらかじめ財源を確保し、また、東日本大震災復興特別会計を設置し、さらに、復興事業に対する補助率の<sup>かさ</sup>嵩上げや震災復興特別交付税等により地方公共団体の負担の軽減等の前例のない手厚い財政支援を実施したことで、被災地方公共団体が安心して復興事業に取り組むことを可能とし、復興の加速化に貢献した。

#### (今後の課題)

- ・ これまでの復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望、国と地方の適切な役割分担、過去の大規模災害の取組事例等を踏まえながら、

復興・創生期間後も対応が必要な事業を整理し、これを確実に実施できるよう、復興を支える仕組みのあり方について検討する必要がある。

#### (今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 東日本大震災の例も踏まえ、今後の大規模災害の復旧・復興施策における適切な財政支援のあり方を検討していくことが必要である。
- ・ 今後、南海トラフ地震等の大規模災害への対応に備え、財源確保のあり方についても、不断に議論を積み重ねておくことが重要である。

## (2) 法制度

### ① 東日本大震災復興特別区域法

#### (成果)

- ・ 東日本大震災復興特別区域法<sup>30</sup>の制定により、被災地方公共団体が被災状況や復興の方向性に合致する特例を選択して活用することができることとした。これにより計画に位置付けた特例措置が活用され、復興事業の円滑かつ迅速な推進に貢献した。
- ・ 東日本大震災復興交付金事業は、ほぼ全ての地方公共団体で計画が完了する見込みである。

#### (今後の課題)

- ・ 規制の特例、復興整備計画、金融の特例については、これまでの復興状況や必要となる事業の見込みも考慮しつつ、対象地域を重点化する方向であり方の検討が必要である。
- ・ 復興特区税制については、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討が必要である。

#### (今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 災害の規模・態様、被害状況や地域特性に応じた制度の検討が効果的である。また、講じられた施策のうち活用が不十分であった措置を検証するとともに、地域によって異なる復興の進捗状況を踏まえ、適時適切な見直しを図ることが必要である。

### ② 福島復興再生特別措置法

#### (成果)

- ・ 福島復興再生特別措置法<sup>31</sup>の制定や復興の進捗状況に応じた同法の改正

---

<sup>30</sup> 平成 23 年法律第 122 号

<sup>31</sup> 平成 24 年法律第 25 号

により、原子力災害からの復興に特化した基本方針や制度的基盤を整備した。これにより、帰還のための生活環境整備の進展、特定復興再生拠点区域の整備の推進、福島イノベーション・コースト構想の推進等による産業の復興・再生、風評払拭に向けた取組の推進等、福島の復興・再生に貢献してきた。

#### (今後の課題)

- ・ 福島復興再生特別措置法に基づく帰還に向けた生活環境整備等の施策に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化により、地域の更なる復興・再生を図ることが必要である。
- ・ 農業については、これまでの取組に加えて、外部からの参入も含めた農地の利用集積や六次産業化施設の整備の促進による営農再開の加速化が必要である。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積の加速化、人材育成等を更に進める必要がある。
- ・ 国内外に根強く残る風評被害への対策を進める必要がある。

#### (今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 原子力災害という特殊性を踏まえ、当該原子力災害からの復興に特化した新法を制定した上で、復興の進捗状況に応じた法改正を行い、政府としての基本方針や制度的基盤を整備してきた。  
今後起こり得る大規模災害に対しても、災害の規模・態様、被害状況や地域特性に応じた制度の検討が必要である。

### ③ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法等

#### (成果)

- ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法<sup>32</sup>等に基づき設立された東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興機構による債権買取等の二重ローン対策により、被災事業者の事業再生を支援し、相当数の雇用維持に貢献した。

#### (今後の課題)

- ・ 東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策について、支援決定期限である令和2年度末までの期間を最大限有効活用し、支援措置の周知を徹底しつつ、可能な限り多くの事業者が制度を活用できるよう全力で取り組むことが必要である。
- ・ 両機構それぞれにおいて、支援継続中の事業者に対する事業再生計画の完了まで支援していく。

#### (今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 今後の大規模災害において、二重ローン対策を講じる場合、今回の両機構

---

<sup>32</sup> 平成23年法律第113号

による支援の取組が参考となる。

- ・ 福島相双復興官民合同チーム等と同様の第三者機関との早期連携、金融機関との情報共有・連携を密にする体制の構築が重要である。

### (3) 自治体支援

#### (成果)

- ・ 東日本大震災においては、小規模で財政力に乏しい地方公共団体が多く被災したことを踏まえ、震災復興特別交付税等による財政支援や、全国の地方公共団体から被災地方公共団体への応援職員の派遣等による人材確保対策（岩手県、宮城県及び福島県への派遣等は、最も多い平成 26 年度には約 1,700 名、令和元年度には約 900 名、同三県の市町村への派遣等は、最も多い平成 27 年度には約 2,500 名、令和元年度には約 2,000 名）を実施し、被災地方公共団体による復旧・復興事業の円滑な実施に寄与した。

#### (今後の課題)

- ・ 復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、復興を支える仕組みとして、震災復興特別交付税や人材確保対策等の自治体支援のあり方の検討が必要である。

#### (今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 東日本大震災以降の大規模災害においても、全国の地方公共団体から応援職員を派遣する中長期派遣スキームが効果的に機能しており、将来の大規模災害においても、被害の規模・態様を勘案し、今回の支援例も参考としつつ、適切な支援が検討・実施されることが必要である。
- ・ 今後の大規模災害への備えのほか、平時におけるインフラの継続的な維持・管理の観点からも、各地方公共団体における技術職員の確保・育成の視点が必要であり、このような職員の確保等により、あらかじめ今後の大規模災害の発生時における応急対策から復興までを見据えた体制を構築しておくことが重要である。

## 3. 組織

#### (成果)

- ・ 復興庁は、東日本大震災からの復興に関する事務を主体的かつ一体的に行い、その円滑かつ迅速な遂行を図ること等を目的に、平成 24 年 2 月に内閣直属の組織として設置された。内閣総理大臣を主任の大臣とし、これを助け、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置くことにより、政府が一体となって復興に取り組む体制を実現し、迅速に意思決定を行い、復興を推進する役割を果たしてきた。具体的には、復興庁は、復興施策に関する企画・立案・総合調整を担い、関係省庁の事業を統括・監理し、復興事業予算の一

括要求・確保等を行うとともに、地方公共団体との窓口として岩手県、宮城県及び福島県に復興局を設置することで、復興事務のワンストップ対応を推進してきている。

**(今後の課題)**

- ・ 「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」において、引き続き復興の司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置くこととしたところであり、被災地方公共団体等の意見を聞きつつ、後継組織の具体化を検討する必要がある。
- ・ 被災地における復興事業の状況を踏まえ、各復興局の設置場所について検討することが必要である。

**(今後の大規模災害に向けた教訓)**

- ・ 復興庁においてこれまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用することにより、防災と復興の有機的連携を図ることが重要である。

## Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針

これまでの復興に向けた取組により、現在、地震・津波被災地域においては復興の総仕上げの段階に入っている。また、原子力災害被災地域においては復興・再生が本格的に始まっているが、今後も中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。このように、地震・津波被災地域と原子力災害被災地域では、復興の進捗状況が大きく異なるため、両者を区分し、以下のとおり、復興・創生期間後の復興の基本方針を示す。

### 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

#### (1) 地震・津波被災地域

地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、心のケア等の被災者支援を始め、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。

こうした取組を経て、人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地において、被災地の自立に向けて、引き続き、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、「新しい東北」として掲げた魅力あふれる地域を創造することが望まれる。その際、復旧・復興事業により強化されたインフラ基盤に加え、復興期間を通じて培ってきたNPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画などの多様な視点を最大限活かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。

このため、地震・津波被災地域において復興・創生期間後の復興を進めるに当たっては、「Ⅰ. これまでの復興施策の総括」により復興・創生期間内に公共インフラ整備等を中心にほとんどの事業が完了する見込みであること、過去の大規模災害における取組事例、一般施策による対応状況等を踏まえ、復興・創生期間後5年間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

### ① ハード整備

- ・ 公共インフラの整備等のハード事業については、復興・創生期間内に一日も早く完了させることを目指すが、関連工事との調整などやむを得ない事情により期間内に未完了となる一部の事業については、期間内に計上された予算の範囲内で支援を継続する。  
ただし、復興・創生期間内に未完了となる災害復旧事業については、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を完了させることが必要であることから、復興・創生期間後においても事業が完了するまでの間、支援を継続する。
- ・ 東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」という。）については、復興・創生期間内におおむね事業が完了する見込みであり、復興交付金事業の確実な終了に向け必要な措置を講じた上で、復興・創生期間の終了をもって廃止する。
- ・ 災害復旧事業及び復興交付金事業以外の復興施策として実施している社会資本整備総合交付金等のハード事業については、復興・創生期間の終了をもって廃止する。なお、復興・創生期間内に完了しない部分については、一般施策へ移行した上で、引き続き実施する。

### ② 心のケア等の被災者支援

- ・ 復興・創生期間の終盤に再建される地区のコミュニティ形成、東日本大震災の影響によりケアが必要な高齢者を始めとする被災者の心身のケア、生きがいをづくりのための「心の復興」、見守り・生活相談、東日本大震災により親を亡くした子どもへの支援等の取組について引き続き対応が必要なことから、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、被災者支援総合交付金等により、事業の進捗に応じた支援を継続する。  
また、心のケアセンターについては、センターにおける相談・支援対応の実情等を踏まえ、適切な支援のあり方を検討する。  
なお、個別の事情を丁寧に把握し、復興・創生期間後5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応する。
- ・ 災害弔慰金、災害援護資金については、対象者に対する周知等を適切に行った上で、対象者への支援が終了するまで継続する。

### ③ 被災した子どもに対する支援

- ・ 東日本大震災により家族や住居を失ったこと等のため、学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が残ることから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を

踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

なお、個別の事情を丁寧に把握し、復興・創生期間後5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応する。

#### ④ 住まいとまちの復興

- ・ 復興・創生期間中に仮設生活の解消を目指しているところであるが、応急仮設住宅の供与終了後の解体撤去が完了しない場合は、引き続き支援を行った上で、一刻も早い完了を目指す。
- ・ 被災者生活再建支援金については、地震・津波被災地域では、復興・創生期間内に支給がおおむね終了する見込みであるが、再建宅地の造成が復興・創生期間の終盤に完成する地区等においては、期間内に一部支給が終わらない可能性がある。対象者に対する周知等を適切に行った上で、対象者への支援が終了するまで継続する。
- ・ 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業については、復興交付金の廃止に伴い、これまでの復興交付金による支援から別の補助に移行した上で引き続き支援する。その際、各被災地方公共団体の災害公営住宅に係る今後の財政運営状況、過去の大規模災害における取組事例、国と地方の適切な役割分担、管理開始時期が異なる被災地方公共団体間の公平性等を踏まえながら、適切に支援水準の見直しを行う。
- ・ 土地区画整理事業等による宅地造成後のまちのにぎわいの創出に向け、まちの将来イメージの提示や空き区画の情報提供、マッチングの取組等、被災地方公共団体の取組を引き続き推進する。また、防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等の活用について、土地利用計画の策定、登録免許税の免税措置による公有地の集約促進や、具体的な土地利用ニーズに応じた産業系用地の基盤整備の支援など、復興・創生期間まで行ってきた支援や実績を踏まえ、被災地方公共団体の取組を引き続き推進する。

#### ⑤ 産業・生業

- ・ 中小企業等グループの再建支援については、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する。
- ・ 企業立地補助金については、これまでの復興状況等を踏まえ、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、区画整理事業等による環境整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域に対象地域を重点化した上で、企業等からの申請期限を最大4年間（令和5年度末まで）・運用期限を最大5年間（令和7年度末まで）延長する。



- ・ 農林水産業の再生については、地震・津波被災地域では、農地・農業用施設、木材加工流通施設、漁港施設、水産加工施設等の農林水産関係インフラの復旧はおおむね完了する見込みであるが、被災地の中核産業である漁業の水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復が今後の課題である。このため、復興・創生期間後は、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復や水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を引き続き支援する。

#### ⑥ 地方単独事業等

- ・ 復興・創生期間内に完了しない単独災害復旧事業、復興・創生期間後に残る事業に対応するための人材確保対策（職員の派遣、任期付職員の採用等）等の地方単独事業について、支援を継続する。
- ・ 地方税法や東日本大震災復興特別区域法等の法律に基づき生じる地方税の減収額等に対し、補てん措置を講じる。

#### ⑦ 原子力災害に起因する事業

- ・ 風評被害対策等（放射性物質に関する農林水産物のモニタリング検査等）について、支援を継続する（個別の事業については、原子力災害被災地域の関連部分で記載。）。

### （２）原子力災害被災地域

原子力災害被災地域においては、原発事故に伴い避難指示が発出された地域のうち、双葉町<sup>33</sup>を除いた計 10 市町村において、帰還困難区域を除く地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、6 町村において特定復興再生拠点区域の整備が着実に進んでおり、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。一方で、帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている。

福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、当面 10 年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。具体的には、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、それぞれの地域の実情や特殊性

---

<sup>33</sup> 双葉町の避難指示解除準備区域については、令和元年度末までの避難指示解除を目指している。

(中間貯蔵施設の受入等)を踏まえながら、避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定復興再生拠点区域の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を引き続き進める。

なお、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、それぞれ大きく異なる地方公共団体の状況も考慮しつつ、復興・創生期間の終了から5年目に当たる令和7年度に、復興事業全体のあり方について見直しを行う。

#### ① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、中長期ロードマップに基づき、30～40年後の廃止措置終了を目標に、国は前面に立って、国内外の叡智<sup>えいち</sup>を結集し、廃炉現場のニーズに基づく研究開発を推進するとともに、研究開発成果等を活かすことで、必要な対応を安全かつ着実に進めていく。また、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を行うとともに、双方向のコミュニケーションによる住民等の理解促進、信頼関係強化に努める。
- 今後、福島の復興・再生が本格化していく中で、世界にも前例のない燃料デブリ取出しなどの難易度が極めて高い取組が行われていくことから、これまで以上に、復興と廃炉の両立を意識した対応を行う。具体的には、早期の復興に資するためにリスクの早期低減に取り組むとともに、工程ありきではなく安全確保を最優先する観点から慎重に進めるべきという視点も踏まえ、廃炉を着実に進めていく。
- 廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、災害に対応し電力の安定供給を確保する観点から、電力ネットワークの強靱化<sup>きょうじん</sup>等を進めて行く中でも、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分を、引き続き確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とする対応を行う。
- 多核種除去設備等で浄化処理された水の取扱いについては、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会での議論や、地元を始めとした関係者の意見を踏まえ、適切に対応する。
- また、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉の決定を受けて、地域経済への影響にも配慮しつつ、東京電力が今後、関係者と十分にコミュニケーションを重ねながら、円滑かつ確実に廃炉を進めていくよう図っていく。その際、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程を遅らせることがないようにする。
- 大学を含めた関係機関とともに研究開発基盤を整備するとともに、研究開発を着実に実施し、国内外の幅広い分野の研究者や技術者が、福島で廃炉や復興に関わることにより、原子力・廃炉に係る高度な技術を持った人材が育

成されるような体制づくりを進める。

## ② 環境再生に向けた取組

- ・ 平成 30 年 3 月末までに、帰還困難区域を除く全市町村で放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針等に基づき面的除染を完了した。引き続き、仮置場の適切な管理を徹底しつつ、安全を確保しながら、中間貯蔵施設の整備、継続的な搬入及び適切な維持管理を行う。
- ・ 福島県内に仮置きされている除去土壌等については、中間貯蔵施設への速やかな搬入を進め、帰還困難区域由来を除く除去土壌等については、令和 3 年度までにおおむね搬入完了を目指す（また、これに先立ち、令和 2 年前半までには幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすことを目指す。）。なお、令和元年度以降の除去土壌等の輸送予定量はこれまでに比べ大きく増加していることから、輸送に当たっては安全の確保を徹底する。輸送が完了した仮置場については、実現可能で合理的な範囲・方法で復旧することを基本に、原状回復を進める。
- ・ 福島県内の除去土壌等の最終処分については、法律上「中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要であり、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」<sup>34</sup>に沿って、減容技術の開発・実証等を行うとともに、これらの取組の安全性等について、分かりやすい情報発信を行う。再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化を図り、政府一体となって取組を進める。さらに、福島県外での最終処分に関する調査・検討を進める。また、福島県以外の除去土壌等については、処分に向けた取組を進める。
- ・ 福島県内の特定廃棄物等の処理については、地元の更なる信頼確保に努めながら、安全・安心の確保に万全を期して、既存の管理型処分場を活用した埋立処分施設への搬入を進める。福島県以外の指定廃棄物についても、最終処分に向け、地方公共団体と連携し、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活用しつつ個別の状況に応じた取組を進める。また、基準値以下の農林業系廃棄物等の処理の促進も引き続き行う。

## ③ 帰還・移住等の促進、生活再建等

- ・ 住民の帰還を促進し、解除地域の復興の実現に向けて、魅力あるまちづく

---

<sup>34</sup> 平成 28 年 4 月策定、平成 31 年 3 月見直し（環境省）

りやコミュニティ形成、買い物、医療、介護、福祉、教育、保育、交通、防犯、防災、鳥獣被害対策、個人線量管理等の生活に必要な環境整備をハード・ソフトの両面から進める。フォローアップ除染やリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。

- ・ 他方、発災から間もなく9年が経過する中で、被災地は、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行するとともに、住民意向等も踏まえると、帰還促進のみでは地域の復興・再生を実現することは困難であることから、帰還環境の整備に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を進める。同時に、公共サービスや公共施設の効率的・持続的な運営、鳥獣被害対策や防犯・防災といった地域課題への対応について、国・県・市町村が協力して将来を見据えた広域的で持続可能な仕組みを検討する。
- ・ 復興公営住宅<sup>35</sup>の整備に伴って必要となる受入市町村のインフラ整備やこれに関連するコミュニティ形成のための施策については、おおむね完了する見込みであるため、完了まで引き続き必要な支援を行うとともに、仮設住宅に入居している避難者に対して個別に意向を確認しながら恒久住宅への住み替えを丁寧に進める。
- ・ 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、福島県ふたば医療センター附属病院などの地域医療体制の確保や不足診療科目など地域に必要な機能の確保、再開後の医療施設や介護施設の経営確保、医療・介護従事者の確保を進め、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かい支援を行う。
- ・ 教育環境の整備については、いまだ再開できていない小・中・高・特別支援学校があることに加え、再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、学校再開の支援とともに、ふたば未来学園や再開した学校等における「ふるさと創造学」などの地域とのつながりを深める特色ある教育への支援、被災した子どもに対する就学・学習支援や心のケア、通学に対する支援などにより、魅力ある教育環境づくりを進める。  
また、避難先の子どもを含むいじめ防止を行うとともに、原子力災害に起因して学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が存在することから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- ・ 心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、事業の進捗に応じたきめ細かい支援を行う。また、全国に居住している避難者に対して、生活再建に必要な情報提供、相談等を含め、避難元及び避難先の地方公共団体等によ

---

<sup>35</sup> 原子力災害からの長期避難者向け災害公営住宅の呼称

る丁寧な支援を継続する。

- ・ 医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免措置については、東日本大震災発災後、平成 24 年 9 月末までは地震・津波被災地域を含む被災地全域で減免措置を実施していたが、それ以降は避難指示区域等に居住していた住民に限って、国による特別な減免措置を継続してきた。これらの措置については、避難指示区域等の地方公共団体において住民税減免等の見直しが行われてきていることや、被災地方公共団体の保険財政の状況等も勘案しながら、被保険者間の公平性等の観点から、適切な見直しを行う。
- ・ 中長期、広域の視点で策定された「福島 12 市町村の将来像」<sup>36</sup>の提言については、関係省庁、県、市町村等が連携し、令和 2 年時点における提言の進捗状況を総点検した上で、その具体化と実現に向けて取り組む。
- ・ 原子力損害賠償について、原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿い被害の実態に見合った必要十分な賠償の円滑な実施に向けて、必要な対応を継続する。また、被災者に寄り添った適切な賠償が行われるよう、国は東京電力を指導する。
- ・ 帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、まずは、6 町村の特定復興再生拠点区域について、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、避難指示解除に向けて、家屋等の解体・除染やインフラ整備を実施するとともに、買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等の帰還環境整備を進める。フォローアップ除染やリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。また、福島再生加速化交付金を始めとする様々な支援策の柔軟な活用等により、特定復興再生拠点区域の円滑かつ迅速な整備を支援する。
- ・ 帰還困難区域を抱える 6 町村については、地方公共団体ごとに状況が大きく異なることから、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域への帰還・居住に向けた課題について、引き続き、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推し進めていく。
- ・ また、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、環境放射線モニタリング等を確実かつ計画的に実施し、その結果を分かりやすく情報提供するとともに、それぞれの地域の実情や、土地活用の意向や動向等の現状分析、地方公共団体の要望等を踏まえ、避難指示の解除に向け、今後の政策の方向性について検討を進める。なお、帰還困難区域においては、復興・創生期間後も一定期間避難指示が継続する可能性も踏まえ、区域の荒廃抑制対策や防犯・防災対策等を進める。

---

<sup>36</sup> 平成 27 年 7 月 30 日福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会取りまとめ

#### ④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等

- ・ 福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真に基づき、福島の浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向けて、福島の浜通り地域等で一体となって取組を進める。
- ・ その際、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪で進めることが重要であることから、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の3つを取組の柱として、廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の重点分野を中心に、産業集積に向けた取組を進める。
- ・ これまでの福島イノベーション・コースト構想の課題を踏まえ、福島ロボットテストフィールド等の関連施設との連携を強化しつつ、特に、上記重点分野を中心に、福島の浜通り地域等の復興・創生（定住人口の拡大等）、分野横断的な研究・産学官連携による新産業の創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積・世界への発信等を推進する。このため、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」が検討を進めている、国内外の人材が結集する国主導の国際教育研究拠点の構築について、令和2年夏頃を目途に最終取りまとめを行うとともに、政府においては、復興庁が中心となって、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等の関係省庁と連携し、関係地方公共団体や産業界、教育・研究機関等の意見を聞きつつ、国際教育研究拠点に関する検討を行い、令和2年内を目途に成案を得る。
- ・ また、30年から40年間に及ぶとされている廃炉事業について、地元企業が積極的に参画できるよう、地元企業の技術力を向上させることや関連する幅広い業種へ事業の裾野を拡大させることなどにより、廃炉にまつわる経済効果を周辺地域に浸透させていく。加えて、廃炉事業のみならず幅広い分野で、地元企業の参画を促進していく。
- ・ 福島の浜通り地域等における産業振興に向けて、地域への波及効果が大きい企業等の立地や創業、地元企業や地方公共団体等の多様な主体による研究開発や実証、戦略的な知的財産の取得と活用等を促進する。また、地域の優位性を高めるための規制緩和等を行うとともに、企業の多様な資金需要への対応や専門家によるハンズオン支援に係る関係機関の連携体制の構築を進める。
- ・ 初等中等教育機関における特色ある教育プログラムや、高等教育機関による教育研究活動を引き続き支援する。
- ・ 福島ロボットテストフィールド等の拠点施設については、企業等による拠点の利活用を促進する等により、拠点を核とした研究開発や産業集積、定住人口等の拡大を進めるとともに、安定的運営のため、利用者の拡大等を通じた収入の確保など将来的な自立的・持続的運営に向けた道筋を検討する。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想の産業集積に向けた取組の加速化に対

応した税制措置等を検討する。

- ・ 福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島新エネ社会構想」<sup>37</sup>の実現のため、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会の実現に向けたモデル構築、スマートコミュニティの構築に向けた取組を着実に推進する。
- ・ 地元のニーズに応え、脱炭素や資源循環、自然との共生等の施策を通じて、復興の新たなステージを目指すため、復興まちづくりと脱炭素の両立に向けた支援や官民連携でのリサイクル事業への支援、福島県内の自然資源の活用による「ふくしまグリーン復興」<sup>38</sup>の推進等、「福島再生・未来志向プロジェクト」<sup>39</sup>の取組を進める。

#### ⑤ 事業者・農林漁業者の再建

- ・ 福島相双復興官民合同チームによるこれまでの活動実績を踏まえ、被災地域の事業・生業の再建に向けて、同チームを通じた、個々の事業者・農業者、域内の創業者等に対するきめ細かい支援を引き続き実施する。また、まちづくりの支援として、分野横断・広域的な観点から、被災地域の生活や経済活動の拠点となる商業施設の自立化や、地域経済の活性化等の取組を担うまちづくり会社の創設・運営に向けた支援等を実施する。
- ・ また、被災地域において事業の再開や創業等を希望する事業者の取組を後押しするため、施設等の復旧、設備投資、人材確保等の支援を実施する。特に、今後、避難指示が解除される特定復興再生拠点区域においては、充実した支援を実施する。

さらに、企業活動に不可欠な集配送などの物流に係る課題の解決、地域の経済活動や交流人口・関係人口拡大に向けた人・モノの移動を担う取組を支援する。

- ・ 事業者の自立化を見据えつつ、こうした支援を効果的・効率的に進めるには、福島相双復興官民合同チームや商工会等の地元機関が連携した支援が必要であり、これら支援体制の強化を行う。
- ・ 仮設店舗等の移設・撤去等については、被災地のこれまでの復興の進捗状況を踏まえ、独立行政法人中小企業基盤整備機構が原子力災害被災12市町村に譲渡したものに限り、支援を継続する。
- ・ 農業分野では、農地・農業用施設等の整備、農業用機械・家畜の導入、鳥獣被害対策などこれまで行ってきた被災農業者への支援を継続し、引き続

---

<sup>37</sup> 再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出することを目指す構想（平成28年9月7日福島新エネ社会構想実現会議策定）

<sup>38</sup> 平成31年4月22日「ふくしまグリーン復興構想」（環境省・福島県公表）

<sup>39</sup> 平成30年8月3日「福島再生・未来志向プロジェクト」（環境省公表）

き営農再開を促進する。加えて、大規模で労働生産性の著しく高い農業経営に向けて、外部からの参入も含めた農地の大区画化・利用集積、広域的な高付加価値産地の展開や六次産業化施設の整備の促進による営農再開の加速化及び被災地方公共団体への人的支援の強化を図る。さらに、IT 技術等を活用したスマート農業を推進する。また、農地の放射性物質の吸収抑制対策や、ため池等の農業水利施設の放射性物質対策等について、放射性物質の分布・蓄積状況や影響を踏まえ、引き続き支援を実施する。あわせて、大学や研究機関、民間企業等が連携し、酒類等被災地域に根付く農林水産・食品産業の活性化に資する研究開発を推進する。

- ・ 森林・林業分野では、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を引き続き行う。また、里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、里山の再生に向けた取組を引き続き実施する。さらに、原木林や原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた取組を進める。加えて、木材産業の再生に向けて、木材製品等に係る安全証明体制の構築、バーク等の滞留対策や有効利用を推進する。
- ・ 水産業分野では、福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については依然として試験操業が続いていることから、海産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、漁獲量の増大、販路の回復・開拓など本格的な操業再開に向けた支援を行う等、安定的な水産物生産体制の構築を推進する。また、水産加工業について、販路の回復・開拓等の取組に対する支援を継続する。

## ⑥ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 福島県のみならず被災地全体の農林水産や観光等における風評の払拭、いわれのない偏見・差別の解消に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等を引き続き取り組む。また、科学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを実施し、各施策がより整合的・合理的・効果的な取組となるよう不断の見直しを行う。
- ・ インターネット等の様々な媒体を活用した全国に向けた情報発信や、改訂した放射線副読本の活用状況のフォローアップ調査の結果を踏まえ、学校現場での活用を促す工夫等により、放射線に関する科学的な知識等や復興が進展している被災地の姿等について理解を促進するよう効果的な取組や必要な支援を引き続き行う。
- ・ また、海外に対しても、国際会議やイベント等の各種機会を捉えて原子力災害からの復興状況について正確な情報を発信する。



- ・ 福島県産農林水産品のブランド力の向上と販路の拡大・開拓のため、これまでに第三者認証 GAP<sup>40</sup>や水産エコラベル<sup>41</sup>等の取得促進など、信頼される産地づくり、特色を活かした産品の販路拡大に向けた取組を着実に支援してきた。復興・創生期間後も、福島県産農林水産品をめぐる課題に対応した効果的な施策により、民間企業の協力も得ながら、同県産品ならではの強みを活かしたブランド力の向上を図るため、生産・流通・販売の各段階における取組を推進する。また、同県産品が適正な評価を受けて取り扱われるよう、福島県農産物等流通実態調査<sup>42</sup>の結果に基づき小売・流通事業者に対して適切に指導等を行うほか、バイヤーツアー等の支援により小売・流通事業者と農業者等との対話を促す。
- ・ 観光については、地域が行うインバウンド誘客等の取組への支援等により、東北6県全体では堅調に推移している。今後は、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を活用した観光振興の成果を踏まえ、観光振興の更なる展開を東北6県において図る必要がある。また、特に福島県では教育旅行や延べ宿泊者数の回復に課題が残っていることから、復興・創生期間後の対応としては、同県が行う観光復興に向けた取組に対象を重点化した上で支援を継続する。
- ・ 諸外国・地域における輸入規制の撤廃・緩和に向けて、引き続き、あらゆる機会を捉えて働きかけを行うとともに、販路の拡大に向けた様々な取組を支援する。
- ・ 福島の被災者の適切な健康管理及び健康不安の解消のために、福島県「県民健康調査」の円滑な実施に向けた財政的・技術的な支援を継続する。また、相談員支援センターを中心とした放射線不安へのきめ細かい対応を行う。
- ・ 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング等を確実に、かつ計画的に実施するとともに、その結果について分かりやすい情報提供を引き続き行う。また、地元の理解を得ながら、モニタリングポストの配置の適正化を図る。

## ⑦ 地方単独事業等

- ・ 復興・創生期間内に完了しない単独災害復旧事業、復旧・復興事業に対応するための人材確保対策（職員の派遣、任期付職員の採用等）、原子力災害に伴う風評被害対策や子どもの教育環境整備等の地方単独事業について、支

<sup>40</sup> 第三者機関が農畜産物・特用林産物（きのこ等の食用に限る）の生産者のGAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を審査し、正しく実施されていることを証明する民間の認証制度

<sup>41</sup> 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを貼付するスキームのこと

<sup>42</sup> 平成31年3月「平成30年度福島県産農産物等流通実態調査」（農林水産省）

援を継続する。

- ・ 地方税法や福島復興再生特別措置法等の法律に基づき生じる地方税の減収額等に対し、補てん措置を講じる。

### (3) 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承

- ・ 復興・創生期間後においても、復興の進捗や被災地の状況について、随時分かりやすく情報を発信するとともに、国際会議等の各種機会を捉えて、原子力災害からの復興状況について正確な情報を発信する。
- ・ 福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備を引き続き進める。復興・創生期間中に整備が完了する予定の岩手県及び宮城県に設置する同施設を含め、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、同震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信する。また、これらの施設や被災各地の追悼施設、震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ、情報発信すること等により、同震災の教訓への理解を深め、防災力の向上を図る。
- ・ 「Ⅰ. これまでの復興施策の総括」において、今後の大規模災害に向けた教訓を示したところであり、多様な教訓や東日本大震災の記憶を風化させることなく次の世代に伝え、今後の防災・減災対策や復興に活用することが重要である。このため、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」との連携、国及び地方公共団体等による東日本大震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、これまでの復興期間中に集約・総括される効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等の普及・啓発を図る。
- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、自然災害などの危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」や、支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高める防災教育の更なる充実を図る。
- ・ 特に、東日本大震災からの復興においては、NPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体の連携が重要な役割を果たしたところであり、人口減少や産業空洞化等の「課題先進地」である被災地において実施されてきた「新しい東北」の創造に向けたこれまでの取組を通じて蓄積されたノウハウを、地方創生の取組のモデルケースとして、被災地内外に普及展開する。
- ・ また、復興・創生期間後において多様化・複雑化する地域・個人の課題にきめ細かく対応するため、引き続きNPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウを最大限生かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用する。
- ・ 復興庁の設置から10年目を迎えることを踏まえ、復興・創生期間の終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況等について資料を収集・整理し、取りまとめる。

## 2. 復興を支える仕組み

### (1) 復旧・復興事業の財源等

- ・ 復興・創生期間後の復興施策の方向性を踏まえて当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施する。
- ・ 現時点で、令和3年度から5年間の復旧・復興事業の規模は1兆円台半ばと見込まれ、令和2年度までの事業規模が31兆円台前半と見込まれることを踏まえると、令和7年度までの15年間の事業規模については、32兆円台後半となると見込まれる。  
一方、これまで確保した財源(32兆円程度)については、実績等を踏まえると、32兆円台後半になると見込まれ、事業規模と財源はおおむね見合うものと見込まれる。
- ・ 復興・創生期間中の予算の執行状況等を踏まえ、引き続き、事業規模と財源について精査し、令和2年夏頃を目途に、復興・創生期間後の当面5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととする。
- ・ 原子力災害被災地域については、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて見直しを行うものとする。
- ・ 東日本大震災復興特別会計は継続する。復興・創生期間後においても、各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、効果的かつ確実に復興を進める。
- ・ 震災復興特別交付税制度は継続する。「Ⅱ. 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組」における基本方針に従い、復興・創生期間後に引き続き実施される復旧・復興事業(国の直轄・補助事業や地方単独事業等)について、引き続き支援する。

### (2) 法制度

#### ① 東日本大震災復興特別区域法

- ・ 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、これまでの復興状況や必要となる事業の見込みも考慮しつつ、対象地域を重点化した上で、必要な支援を継続する。
- ・ 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行

うことについて検討する。

また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。

- ・ 復興交付金については、復興・創生期間内におおむね事業が完了する見込みであり、復興交付金事業の確実な終了に向け必要な措置を講じた上で、復興・創生期間の終了をもって廃止する。

## ② 福島復興再生特別措置法

- ・ 住民の帰還に向けた生活環境整備等の施策に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化等の必要な見直しを行いながら、避難指示解除区域等の復興・再生を図る。
- ・ 農業については、地元の担い手に加えて、外部からの参入も含めた農地の利用集積や六次産業化施設の整備の促進による営農再開の加速化を図る。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想の推進の中核的な機関である公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が十分に活動できるような国職員派遣のための制度整備等、同構想を軸とした産業集積の加速化、人材育成等を更に進める。
- ・ 復興特区税制の対象地域の見直しにあわせ、福島復興再生特別措置法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の産業集積に向けた取組の加速化や風評被害などの課題に対応した税制措置等を検討する。
- ・ 海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた諸外国・地域への働きかけの強化を図る。
- ・ 国が策定する基本方針の下、広域地方公共団体である福島県が地域の実情を踏まえて計画を作成することとするなど、計画制度の見直しを行う。

## ③ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法等

- ・ 令和2年度末までの二重ローン対策の支援決定期限について、被災・支援企業における経営上のニーズも踏まえ、更なる延長の是非も含め、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による支援のあり方について検討する。
- ・ 産業復興機構による債権買取支援と産業復興相談センターによる被災事業者からの相談受付や債権買取先に対する経営支援等については、被災地域における事業者の復興状況や、産業復興機構の出資者である県、地元の金融機関等の意向を踏まえ、あり方を検討する。

## (3) 自治体支援

- ・ 被災地方公共団体においては、引き続き人手不足の状況が続いていることから、復興・創生期間後においても、復興の進捗状況を踏まえながら、全国

の地方公共団体等からの応援職員の確保や被災地方公共団体における任期付職員の採用に加え、復興庁が採用した非常勤国家公務員を被災市町村に駐在させるなど、必要な人材確保対策に係る支援を継続する。

- ・ 「Ⅱ. 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組」における基本方針に従い、復興・創生期間後に引き続き実施される復旧・復興事業（国の直轄・補助事業や地方単独事業等）について、引き続き震災復興特別交付税による支援を継続する。

### 3. 組織

- ・ 復興の司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるため、復興庁の設置期間を復興・創生期間後10年間延長する。被災地方公共団体からの強い要望等も踏まえ、復興庁は引き続き内閣直属の組織とし、内閣総理大臣を主任の大臣とするとともに、これを助け、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置き、また、復興事業予算の一括要求や地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応など、現行の総合調整機能を維持する。
- ・ 近年多発する大規模災害に対する防災力の向上等に資するため、これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加する。これを通じて、防災と復興の有機的連携を図る。
- ・ 岩手県、宮城県及び福島県の復興局を維持して、「現場主義」の徹底により、復興の更なる加速化を図る。岩手復興局及び宮城復興局の位置については、復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ沿岸域に変更し、盛岡市と仙台市には支所を設置する。具体の位置については、復興の進捗状況及び被災地方公共団体の意見等を踏まえ、決定する。福島は本格的な復興・再生の途上にあることから、福島復興局を引き続き福島市に置き、富岡町と浪江町の支所を維持する。
- ・ 復興・創生期間後の復興事業の更なる進捗状況を踏まえ、5年目に当たる令和7年度に組織のあり方について検討を行い、必要な措置を講じる。

### 4. その他

- ・ 以上の取組に関連して、法律の改正により措置すべき事項のうち、速やかに対応すべきものについては、次期通常国会に所要の法案の提出を図る。
- ・ 復興庁は、復興・創生期間後においても、毎年度、本基本方針の実施状況を

含む復興の状況についてフォローアップを行い、その結果を国会に報告するとともに、適切に公表する。

- 令和元年台風第19号等による甚大な被害に対して、東日本大震災からの復旧・復興事業に遅れが生じないように、令和元年度補正予算等により、対応に万全を期する。また、関係省庁及び被災地方公共団体等が連携して、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」<sup>43</sup>に基づく取組を着実に実行し、被災地の一日も早い復興を目指して取り組む。

---

<sup>43</sup> 令和元年11月7日台風第19号等被災者生活再建支援チーム決定

## 令和3年度以降の復興の取組について

令和2年7月17日  
復興推進会議決定

### 1. 基本的な考え方

東日本大震災の発災から9年4か月が経過し、復興・創生期間の最終年度を迎えている。

地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入っている一方で、心のケア等の被災者支援を始め、今後も一定の支援が必要な事業がなお残る。

また、原子力災害被災地域においては、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、帰還困難区域の一部でも避難指示が先行解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっているが、今後も国が前面に立って、中長期的な対応が必要である。

こうした復興の状況を踏まえ、復興・創生期間後の適切な対応を図るため、政府は、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針<sup>1</sup>（以下「基本方針」という。）を定めるとともに、基本方針に基づき、復興庁の設置期間の延長等を内容とする法案を国会に提出し、令和2年6月5日に、「復興庁設置法等の一部を改正する法律」<sup>2</sup>（以下「改正法」という。）が成立した。

令和2年度においては、復興・創生期間の最終年度としての取組を進めるほか、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するため、基本方針及び改正法に基づき、その具体化に向け取り組む必要がある。

このため、令和3年度以降の復興期間、同期間に向けた主な取組、法改正に伴う措置、事業規模と財源について、以下の通り定める。

### 2. 復興期間

「東日本大震災からの復興の基本方針」<sup>3</sup>において、復興期間を令和2年度までの10年間と定めているところであるが、令和3年度以降においても復興の状況に応じた取組が必要である。

---

<sup>1</sup> 令和元年12月20日閣議決定

<sup>2</sup> 令和2年法律第46号

<sup>3</sup> 平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定

具体的には、基本方針において、地震・津波被災地域では、令和3年度からの5年間に、心のケア等の被災者支援を始め、今後も一定の支援が必要な事業に取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すとともに、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていくこととしている。

また、原子力災害被災地域では、当面10年間、本格的な復興・再生に向けて、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、生活環境の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を引き続き進め、移住促進等の新たな活力の呼び込みや国際教育研究拠点の構築などの地方創生につながる施策の強化にも取り組み、5年後に見直しを行うこととしている。

上記の考え方を踏まえ、復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。

### 3. 今後の取組

基本方針に基づき、令和3年度以降の復旧・復興事業を着実に進めるとともに、改正法に基づく措置等に係る以下の検討課題に取り組む。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東日本大震災の被災地においても、一部の復旧・復興事業や地域経済への影響が生じている。今後とも、その影響の把握に努めながら、感染拡大防止に配慮した事業の実施や事業内容の変更への柔軟な対応等により復興に支障が生じないよう取り組むとともに、令和2年度補正予算等により、感染拡大の防止の取組を進めつつ、雇用の維持と事業の継続、官民を挙げた経済活動の回復等に向けて、各省庁が連携して、対応に万全を期する。

#### (1) 地震・津波被災地域の取組

基本方針を踏まえ、第2期復興・創生期間においては、国と被災地方公共団体が協力し、心のケア等の被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すとともに、地方創生の施策等を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げる取組を進める。

##### ① 復興局の位置及び組織



復興の進捗状況に応じて、復興局をより効果的に機能させる観点から、基本方針及び改正法により、岩手復興局及び宮城復興局の位置については、被災者支援や産業・生業の再生など復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ沿岸域に変更し、盛岡市と仙台市に支所を設置することとしている。

具体の位置については、今後の復興需要や交通アクセス、県の出先機関との連携といった観点から検討を行い、被災地方公共団体の意見を踏まえながら、今夏を目途に政令で定める。

## ② 東日本大震災復興特別区域法

復興・創生期間後における規制の特例等の対象地域について、復興状況や事業の見込み等を考慮しつつ、重点化を図るため、今夏を目途に政令で定める。

また、復興特区税制の対象地域については、内陸部に比べ復興が遅れている沿岸部の産業復興へと支援を重点化することとし、震災前と比べた人口など復興の進捗状況に関する指標や被災自治体からの要望等も踏まえつつ、今夏を目途に政令で定める。

併せて、復興特区法に基づく復興特別区域基本方針の改定等を行う。

## ③ 地方創生との連携強化

人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地においては、復旧・復興事業により強化されたインフラ基盤、復興期間を通じて培ってきた多様な主体との結びつきやノウハウなどを最大限活かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を総合的に活用して取り組むことが重要である。

このため、被災地における地方創生施策の更なる活用に向けて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた各種の取組を着実に進めるとともに、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図る。

## (2) 原子力災害被災地域の取組

原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、基本方針及び改正法に基づき、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、第2期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って、本格的な復興・再生に向けて取り組む。

### ① 移住等の促進

東日本大震災の発災から9年以上が経過する中で、被災地は、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行している。特に原子力災害被災

地域においては、住民帰還は徐々に進展しているものの、高齢者の割合が多く、若者や子育て世代などの帰還が進んでいない状況がみられる。また、避難指示解除に時間を要した地域では、5～6割の住民が「戻らない」との意向を示している。こうした帰還状況や住民意向等も踏まえると、帰還促進のみでは、地域の復興・再生を実現することは困難であることから、居住人口の増加や、まちの賑わいの再生を図るとともに、地方公共団体の行財政基盤の確保にも資するよう、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を進める必要がある。このため、福島復興再生特別措置法<sup>4</sup>（以下「福島特措法」という。）の改正により、現行の帰還環境整備交付金を帰還・移住等環境整備交付金に拡充し、交流人口・関係人口の拡大や魅力ある働く場づくりを含め、新たな住民の移住・定住の促進に資する事業を追加したところであり、より効果的な移住促進策や、交流人口・関係人口拡大への支援策、海外企業・外資系企業・農業法人等の誘致推進策等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、地域の魅力や創意工夫を最大限引き出しながら新たな活力を呼び込めるよう、思い切った施策の具体化に向け検討を進める。

## ② 国際教育研究拠点の構築

福島イノベーション・コースト構想については、全体として各施設間の連携や人材育成体制が不十分である等の課題を踏まえ、福島の浜通り地域等の復興・創生（定住人口の拡大等）、分野横断的な研究・産学官連携により魅力ある新産業の創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積・世界への発信等を推進し、同構想の具現化を図る必要がある。

このため、本年6月に、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」が、産学官連携や人材育成等の観点から縦割りを排した司令塔となる国内外の人材が結集する国主導の国際教育研究拠点の構築について、最終とりまとめを行った。具体的には、i) 研究分野については、「新産業創出関係分野（ロボット、農林水産業、エネルギー）」と「原発事故対応・環境回復関係分野（廃炉・廃炉技術応用、放射線安全・健康、リスクコミュニケーション）」とすること、ii) 組織形態等については、原子力災害復興を目的とし、多様な研究産業分野を対象とした総合性のある国立研究開発法人とすることが望ましいが、適切な組織形態等について、政府において、今後更に議論する必要があること、iii) 人材育成については、多数の大学と連携し連携大学院方式等による大学院生等への教育を行うとともに、地元の小中高校生等も含めシームレスな形の人材育成に取り組むこと、等の提言が復興庁に対してなされた。

---

<sup>4</sup> 平成24年法律第25号

今後、政府においては、復興庁が中心となって、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等の関係省庁と連携し、関係地方公共団体や産業界、教育・研究機関等の意見を聞きつつ、国際教育研究拠点と既存拠点等との連携・役割分担のあり方や、生活環境・まちづくりも含めて国際教育研究拠点に関する検討を行い、年内を目途に成案を得る<sup>5</sup>。

### ③ 営農再開の加速化

原子力災害被災 12 市町村<sup>6</sup>においては、営農休止期間が長期化する中で、再開の担い手の確保が課題となっており、営農再開面積が 3 割弱にとどまっている。こうした地域においては、担い手の確保と併せて、大規模で労働生産性の高い農業経営を展開する必要がある。

このため、福島特措法の改正により、地元の担い手に加えて外部からの参入も含めた農地の利用集積のための措置や六次産業化施設の整備を促進するための農地転用等の特例を設けたところである。

こうした特例も活用し、担い手の確保支援、農地集積・労働生産性の向上のための支援等、営農再開の加速化に向けた取組の具体化に向け検討を進める。

### ④ 税制措置

福島浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向けた福島イノベーション・コースト構想の取組の加速化及びいまだ根強く残る農林水産業や観光業等における風評被害への対応に係る課税の特例について、令和 3 年度税制改正に向け、検討を進める。

### ⑤ その他の措置

福島特措法に基づく福島復興再生基本方針の改定等を行う。

## 4. 事業規模と財源

令和 3 年度から令和 7 年度までの第 2 期復興・創生期間における被災地の復旧・復興のための施策・事業については、これを円滑に実施し、加速化を図る。

このため、第 2 期復興・創生期間を含め、平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間ににおける復旧・復興事業の規模と財源について、以下のとおりとす

---

<sup>5</sup> 政府における検討に際しては、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任や行政のスリム化・効率化を推進する視点を踏まえるものとする。

<sup>6</sup> 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

る。

### (1) 事業規模

平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業費は、これまでの復興予算の執行状況<sup>7</sup>を踏まえると、31.3兆円程度<sup>8</sup>と見込まれる。

第2期復興・創生期間における復旧・復興事業費の現時点の見込みは、1.6兆円程度<sup>8</sup>である。

このため、第2期復興・創生期間を含め、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模は、合計で32.9兆円程度<sup>8</sup>と見込まれる。

### (2) 財源

平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業に充てることとした32兆円程度の財源について、復興特別所得税収や税外収入の実績を踏まえると、32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。

第2期復興・創生期間における各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、効果的かつ確実に復興を進める。

なお、原子力災害被災地域においては、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて事業規模及び財源の見直しを行うものとする。

---

<sup>7</sup> 平成23年度から平成30年度までについては決算、令和元年度については決算見込み、令和2年度については予算による。

<sup>8</sup> 国・地方合計の公費分。原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）等に基づき事業者が負担すべき経費等は含まれていない。

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について

（ 令和 3 年 3 月 9 日  
閣 議 決 定 ）

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 3 条の規定に基づき、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年 12 月 20 日閣議決定）の全部を別紙のとおり変更する。



## 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針

平成23年3月11日の東日本大震災の発災以降、政府は、東日本大震災復興基本法<sup>1</sup>第3条による基本方針<sup>2</sup>に基づき、復興期間10年間（平成23年度から令和2年度まで）において、様々な復興施策を講じてきた。こうした取組により、復興は大きく前進している一方で、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題も明らかとなっている。

こうした状況を踏まえ、令和元年12月に、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針<sup>3</sup>（以下「令和元年基本方針」という。）を定め、それまでに実施された復興施策の総括を行い、施策の進捗・成果及び今後の課題等を明らかにした上で、復興・創生期間（平成28年度から令和2年度まで）後の各分野における取組、復興を支える仕組み及び組織についての方針を示した。

これを受けて、令和2年6月には、復興庁設置法等の一部を改正する法律<sup>4</sup>が成立し、復興庁の設置期間の延長等の措置が講じられた。また、同年7月には、「令和3年度以降の復興の取組について」<sup>5</sup>を決定し、令和3年度から同7年度までの5年間の新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付け、同期間に向けた取組の検討課題、事業規模と財源を定めるなど、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められている。

第2期復興・創生期間においては、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という第1期復興・創生期間（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向けて、取組を更に前に進めることとしている。

こうした状況を踏まえ、令和元年基本方針の見直しを行い、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を定める。

東日本大震災からの復興なくして日本の再生はない。

政府は、本基本方針に定めるところにより、引き続き、現場主義を徹底し、被

---

<sup>1</sup> 平成23年法律第76号

<sup>2</sup> 「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成28年3月11日閣議決定、平成31年3月8日変更 閣議決定）

<sup>3</sup> 令和元年12月20日閣議決定

<sup>4</sup> 令和2年法律第46号

<sup>5</sup> 令和2年7月17日復興推進会議決定

災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組む。

## 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

これまでの復興に向けた取組により、現在、地震・津波被災地域においては復興の総仕上げの段階に入っている。また、原子力災害被災地域においては復興・再生が本格的に始まっているが、今後も中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。このように、地震・津波被災地域と原子力災害被災地域では、復興の進捗状況が大きく異なるため、両者を区分し、第2期復興・創生期間以降においては、本基本方針に定めるところにより、以下に掲げる事項に取り組むものとする。

### (1) 地震・津波被災地域

地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、心のケア等の被災者支援を始め、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。

こうした取組を経て、人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地において、被災地の自立に向けて、引き続き、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、「新しい東北」として掲げた魅力あふれる地域を創造することが望まれる。その際、復旧・復興事業により強化されたインフラ基盤に加え、復興期間を通じて培ってきたNPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画などの多様な視点を最大限活かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。

このため、地震・津波被災地域において第2期復興・創生期間の復興を進めるに当たっては、第1期復興・創生期間内に公共インフラ整備等を中心にはほとんどの事業が完了していること、過去の大規模災害における取組事例、一般施策による対応状況等を踏まえ、第2期復興・創生期間において、国と



被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

### ① ハード整備

- ・ 公共インフラの整備等のハード事業については、第1期復興・創生期間内におおむね完了しているが、関連工事との調整などやむを得ない事情により期間内に未完了となる一部の事業については、期間内に計上された予算の範囲内で支援を継続する。

ただし、第1期復興・創生期間内に未完了の災害復旧事業については、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を完了させることが必要であることから、第2期復興・創生期間以降においても事業が完了するまでの間、支援を継続する。

- ・ 第1期復興・創生期間の終了をもって廃止となる東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」という。）については、事業の確実な終了に向けて所要の手続を行う。
- ・ 災害復旧事業及び復興交付金事業以外の復興施策として実施している社会資本整備総合交付金等のハード事業については、第1期復興・創生期間の終了をもって廃止され、同期間内に完了しない部分について、第2期復興・創生期間以降は、一般施策へ移行した上で、引き続き実施する。

### ② 心のケア等の被災者支援

- ・ 発災から10年が経過し、地域によって復興の進捗状況に違いがあり、被災者一人ひとりが直面している課題は、様々に異なっている。また、被災者を取り巻く社会情勢も変化する中であって、被災者が地域社会から孤立することや孤独に悩むことを防ぎ、安全・安心な生活を再建することができるよう、引き続ききめ細かな支援が必要である。このため、第1期復興・創生期間の終盤に再建された地区のコミュニティ形成、東日本大震災の影響によりケアが必要な高齢者を始めとする被災者の心身のケア、生きがいをづくりのための「心の復興」、見守り・生活相談、東日本大震災により親を亡くした子どもへの支援等の取組について引き続き対応が必要なことから、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、被災者支援総合交付金等により、事業の進捗に応じた支援を継続する。

また、心のケアセンターについては、センターにおける相談・支援対応の実情、地方公共団体の精神保健福祉施策の状況等を踏まえ、適切な支援の在り方を検討する。

なお、個別の事情を丁寧に把握し、第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応する。

- ・ 災害弔慰金、災害援護資金については、対象者に対する周知等を適切に行った上で、対象者への支援が終了するまで継続する。

### ③ 被災した子どもに対する支援

- ・ 東日本大震災により家族や住居を失ったこと等のため、学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が残ることから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

なお、個別の事情を丁寧に把握し、第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応する。

### ④ 住まいとまちの復興

- ・ 第1期復興・創生期間内に原子力災害被災地域を除く仮設生活は全て解消されるが、応急仮設住宅の供与終了後の解体撤去が完了しない場合は、引き続き支援を行った上で、一刻も早い完了を目指す。
- ・ 被災者生活再建支援金については、地震・津波被災地域では、第1期復興・創生期間内に支給がおおむね終了するが、再建宅地の造成が第1期復興・創生期間の終盤に完成した地区等において、期間内に支給が終わっていないものについては、対象者に対する周知等を適切に行った上で、対象者への支援が終了するまで継続する。
- ・ 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業については、第2期復興・創生期間以降は、復興交付金の廃止に伴い、別の補助に移行した上で引き続き支援する。家賃低廉化事業の法定の補助率・補助期間を確保した上で、補助率の嵩上げ措置と特別家賃低減事業を管理開始後10年間継続する。
- ・ 土地区画整理事業等による造成宅地や防災集団移転促進事業による移転元地等の活用について、計画段階から土地活用等の段階まで、ハンズオン支援により地域の個別課題にきめ細かく対応し、復興施策と一般施策とを連携させ、政府全体の施策の総合的な活用を図りながら、被災地方公共団体の取組を引き続き後押しする。

### ⑤ 産業・生業

- ・ 中小企業等グループの再建支援については、復旧に必要な土地造成が第1期復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する。
- ・ 企業立地補助金については、これまでの復興状況等を踏まえ、復旧に必要な土地造成が第1期復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、区画整理事業等による環境整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域を対象地域を重点化した上で、企業等からの申請期限を最大3年間（令和5年度末まで）・運用期限を最大5年間（令和7年度末まで）とし、企業進出等が進むよう支援を継続する。
- ・ 東日本大震災復興特別区域法による規制の特例、復興整備計画、金融の特例については、復興に向けた取組を重点的に推進すべき地域への必要な支援を継続する。
- ・ 復興特区税制については、沿岸部の産業復興へと支援を重点化した上で、引き続き産業・生業の再生等の取組を促進する。
- ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策については、同機構の効率的な運営を徹底しつつ、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々なサービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける支援先への対応を含めて、再生に向けた支援に丁寧に対応できるよう、金融機関・支援機関との連携強化や支援チームの組成等の体制整備を図る。
- ・ 産業復興機構による債権買取支援と産業復興相談センターによる二重ローン対策についても、引き続き、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を実現するべく取り組む。また、被災事業者からの相談受付や事業再生計画の策定といった経営支援等についても、産業復興相談センターを中心に継続して取り組む。
- ・ 農林水産業の再生については、地震・津波被災地域では、農地・農業用施設、木材加工流通施設、漁港施設、水産加工施設等の農林水産関係インフラの復旧はおおむね完了しているが、被災地の中核産業である漁業の水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復が今後の課題である。このため、第2期復興・創生期間以降は、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復や水産加工業における販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援する。

## ⑥ 地方単独事業等

- ・ 第1期復興・創生期間内に完了しない単独災害復旧事業、第2期復興・創

生期間以降に残る事業に対応するための人材確保対策（職員の派遣、任期付職員の採用等）等の地方単独事業について、支援を継続する。

- ・ 地方税法や東日本大震災復興特別区域法等の法律に基づき生じる地方税の減収額等に対し、補てん措置を講じる。

#### ⑦ 原子力災害に起因する事業

- ・ 風評被害対策等（放射性物質に関する農林水産物のモニタリング検査等）について、支援を継続する（個別の事業については、原子力災害被災地域の関連部分で記載。）。
- ・ 食品等に関する規制等について、後述のとおり、様々な知見やデータが蓄積されたことを踏まえ、科学的・合理的な見地から検証等を行う。

#### ⑧ 地方創生との連携強化

- ・ 人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地においては、地域の特性や震災からの復興の経験等も踏まえつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策の総合的な活用が重要である。
- ・ 被災地における地方創生施策の更なる活用に向けて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」<sup>6</sup>に盛り込まれた各種の取組を着実に進めるとともに、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図る。

例えば、上記④のとおり、ハンズオン支援により、復興施策と地方創生施策等の一般施策との総合的な活用を図り、移転元地等の活用を推進する。

### （2）原子力災害被災地域

原子力災害被災地域においては、原発事故に伴い避難指示が発出された地域のうち、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、6町村において特定復興再生拠点区域の整備が着実に進み、双葉町、大熊町及び富岡町の一部区域で避難指示の解除や立入規制の緩和がされるなど、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。一方で、帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して

---

<sup>6</sup> 令和元年12月20日閣議決定、令和2年12月21日改訂 閣議決定

取り組んでいくこととしている。

福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。具体的には、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、それぞれの地域の実情や特殊性（中間貯蔵施設の受入等）を踏まえながら、避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を引き続き進めるとともに、新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等を行う。

さらに、福島の創造的復興に不可欠な研究開発及び人材育成を行い、ひいては、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、「創造的復興の中核拠点」として国際教育研究拠点を新設する。

なお、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、それぞれ大きく異なる地方公共団体の状況も考慮しつつ、第2期復興・創生期間の5年目に当たる令和7年度に、復興事業全体の在り方について見直しを行う。

#### ① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施は復興の大前提であるとの認識のもと、中長期ロードマップ<sup>7</sup>に基づき、30～40年後の廃止措置終了を目標に、国は前面に立って、国内外の叡智（えいち）を結集し、廃炉現場のニーズに基づく研究開発を推進するとともに、研究開発成果等を活かすことで、必要な対応を安全かつ着実に進めていく。また、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を行うとともに、双方向のコミュニケーションによる住民等の理解促進、信頼関係強化が最も重要であるとの認識のもと、情報公開や地元との連携を密に行うよう、東京電力を指導するとともに、国も必要な取り組みを行っていく。
- 今後、福島の復興・再生が本格化していく中で、世界にも前例のない燃料デブリ取出しなどの難易度が極めて高い取組が行われていくことから、これまで以上に、復興と廃炉の両立を意識した対応を行う。具体的には、早期の

---

<sup>7</sup> 「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（令和元年12月27日改訂 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議）

復興に資するためにリスクの早期低減に取り組むとともに、工程ありきではなく安全確保を最優先する観点から慎重に進めるべきという視点も踏まえ、廃炉を着実に進めていく。

- ・ 廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、災害に対応し電力の安定供給を確保する観点から、電力ネットワークの強靱（きょうじん）化等を進めて行く中でも、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分を、引き続き確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とする対応を行う。
- ・ 多核種除去設備等で浄化処理された水（ALPS 処理水）の取扱いについては、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会において取りまとめられた報告書<sup>8</sup>を踏まえ、地元を始めとした関係者や広く国民の意見を聞いてきたところである。先送りできない課題であり、政府として責任を持って、風評対策も含め、適切なタイミングで結論を出していく。併せて、処分方法にかかわらず、国内外の様々な方に丁寧に説明することも含め風評影響を最大限抑制するよう政府全体で全力で取り組む。
- ・ また、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉の決定を受けて、地域経済への影響にも配慮しつつ、東京電力が今後、関係者と十分にコミュニケーションを重ねながら、円滑かつ確実に廃炉を進めていくよう図っていく。その際、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程を遅らせることがないようにする。
- ・ 大学を含めた関係機関とともに研究開発基盤を整備するとともに、研究開発を着実に実施し、国内外の幅広い分野の研究者や技術者が、福島で廃炉や復興に関わることにより、原子力・廃炉に係る高度な技術を持った人材が育成されるような体制づくりを進める。

## ② 環境再生に向けた取組

- ・ 平成 30 年 3 月末までに、帰還困難区域を除く全市町村で放射性物質汚染対処特別措置法<sup>9</sup>及び同法に基づく基本方針<sup>10</sup>等に基づき面的除染を完了し、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、避難指示解除目標

---

<sup>8</sup> 「多核種除去設備等処理水の取り扱いに関する小委員会報告書」（令和 2 年 2 月 10 日 多核種除去設備等処理水の取り扱いに関する小委員会）

<sup>9</sup> 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）

<sup>10</sup> 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染へ対処に関する特別措置法に基づく基本方針」（平成 23 年環境省告示第 98 号）

に向け現在除染を進めている。引き続き、仮置場の適切な管理を徹底しつつ、安全を確保しながら、中間貯蔵施設の整備、継続的な搬入及び適切な維持管理を行う。

- ・ 福島県内に仮置きされている除去土壌等については、中間貯蔵施設への速やかな搬入を進め、帰還困難区域由来を除く除去土壌等については、令和3年度までにおおむね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進める。なお、輸送に当たっては安全の確保を徹底する。輸送が完了した仮置場については、土地所有者や地元自治体の意向を踏まえつつ実現可能で合理的な範囲・方法で原状回復を進める。
- ・ 福島県内の除去土壌等の最終処分については、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、法律上<sup>11</sup>「中間貯蔵開始<sup>12</sup>後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要であり、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」<sup>13</sup>に沿って、減容技術の開発・実証等を行うとともに、これらの取組の安全性等について、分かりやすい情報発信を行うなど、全国に向けた理解醸成活動を推進する。再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化を図り、政府一体となって、地元の理解を得ながら具体化を推進する。さらに、福島県外での最終処分に関する調査・検討を進める。また、福島県以外の除去土壌等については、処分に向けた取組を進める。
- ・ 福島県内の特定廃棄物等の処理については、地元の更なる信頼確保に努めながら、安全・安心の確保に万全を期して、既存の管理型処分場を活用した埋立処分施設への搬入を進める。福島県以外の指定廃棄物についても、最終処分に向け、地方公共団体と連携し、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活用しつつ個別の状況に応じた取組を進める。また、基準値以下の農林業系廃棄物等の処理の促進も引き続き行う。

### ③ 帰還・移住等の促進、生活再建等

- ・ 住民の帰還を促進し、解除地域の復興の実現に向けて、魅力あるまちづくりやコミュニティ形成、買い物、医療、介護、福祉、教育、保育、交通、防犯、防災、鳥獣被害対策、個人線量管理、情報通信等の生活に必要な環境整

---

<sup>11</sup> 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）

<sup>12</sup> 中間貯蔵開始は、平成 27（2015）年 3 月

<sup>13</sup> 平成 28 年 4 月策定、平成 31 年 3 月見直し（環境省）

備をハード・ソフトの両面から進める。除染後のフォローアップやリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。

- ・ 他方、発災から10年が経過する中で、被災地では、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行しており、住民意向等も踏まえると、活力ある地域社会の維持・形成に向けて、帰還促進と併せて、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等にも取り組む必要がある。このため、福島復興再生特別措置法<sup>14</sup>の改正により、帰還環境整備交付金が帰還・移住等環境整備交付金に改められ、交流人口・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくりを含め、新たな住民の移住・定住の促進に資する事業が追加されたところであり、当該交付金を活用した地方公共団体の自主性に基づく事業への支援や移住・起業する者に対する個人支援を始め、交流人口拡大のための新たな施策を含め様々な施策を活用し、福島県及び原子力災害被災12市町村<sup>15</sup>における取組を支援する。また、関係者が連携して広域で取り組むべき施策などの移住等の促進施策を強力に進める体制の構築や、交流人口の拡大を消費の拡大のみならず定住人口の増加にも効果的に繋げるための施策も含む対応策等を検討してとりまとめる場の立ち上げなどを通じて、国、県、市町村及び関係機関の連携を強力に推進する。

同時に、公共サービスや公共施設の効率的・持続的な運営、鳥獣被害対策や防犯・防災といった地域課題への対応について、国・県・市町村が協力して将来を見据えた広域的で持続可能な仕組みを検討する。

- ・ 避難指示解除等区域の復興・再生に資するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画（復興分）に基づき、社会資本整備総合交付金による総合的・一体的な支援を継続する。
- ・ 復興公営住宅<sup>16</sup>の整備に伴って必要となる受入市町村のインフラ整備やこれに関連するコミュニティ形成のための施策については、おおむね完了しているが、完了まで引き続き必要な支援を行うとともに、仮設住宅に入居している避難者に対して個別に意向を確認しながら恒久住宅への住み替えを丁寧に進める。
- ・ 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、福島県ふたば医療センター附属病院などの地域医療体制の確保や不足診療科目など地域に必要な機能の確保、再開後の医療施設や介護施設の経営確保、医療・介護従事者の確保を進め、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かい支援を行う。

---

<sup>14</sup> 平成24年法律第25号

<sup>15</sup> 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

<sup>16</sup> 原子力災害からの長期避難者向け災害公営住宅の呼称



- ・ 教育環境の整備については、いまだ再開できていない小・中・高・特別支援学校があることに加え、再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、学校再開の支援とともに、ふたば未来学園や再開した学校等における海外研修や「ふるさと創造学」などの地域とのつながりを深める特色ある教育への支援、被災した子どもに対する就学・学習支援や心のケア、通学に対する支援、文化財等の復旧などにより、魅力ある教育環境づくりを進める。

また、避難先の子どもを含むいじめ防止を行うとともに、原子力災害に起因して学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が存在することから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

- ・ 心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、事業の進捗に応じたきめ細かい支援を行う。また、全国に居住している避難者に対して、生活再建に必要な情報提供、相談等を含め、避難元及び避難先の地方公共団体等による丁寧な支援を継続する。
- ・ 医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免措置については、東日本大震災発災後、平成 24 年 9 月末までは地震・津波被災地域を含む被災地全域で減免措置を実施していたが、それ以降は避難指示区域等に居住していた住民に限って、国による特別な減免措置を継続してきた。これらの措置については、避難指示区域等の地方公共団体において住民税減免等の見直しが行われてきていることや、被災地方公共団体の保険財政の状況等も勘案しながら、被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う。
- ・ 令和 2 年度に見直された福島 12 市町村の将来像提言<sup>17</sup>において、持続可能な地域・生活の実現、広域的な視点に立った協力・連携、世界に貢献する新しい福島型の地域再生という基本的方向の下、創造的復興を成し遂げた姿が示されている。国、県、市町村等が適切に連携して、福島復興再生基本方針や福島復興再生計画<sup>18</sup>の下、福島 12 市町村の将来像の具現化を始め地域

<sup>17</sup> 「福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会 提言」（平成 27 年 7 月とりまとめ。令和 3 年 3 月見直し。）避難指示等の出た福島 12 市町村の 30～40 年後の姿を、有識者が復興大臣に提言したもの

<sup>18</sup> 復興庁設置法等の一部を改正する法律により改正された福島復興再生特別措置法第 7 条に基づき、福島県知事が作成し、内閣総理大臣が認定

の復興に向けて取り組む。

- 原子力損害賠償について、原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿い被害の実態に見合った必要十分な賠償の円滑な実施に向けて、必要に応じて指針等の見直しに関する検討を行うことも含め引き続き必要な対応を行う。また、令和3年3月で原発事故から10年が経過したが、東京電力は、最後の一人まで賠償を貫徹するべく、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることはせず、柔軟に対応する旨を表明している。国は、個々の事情に十分に配慮して被災者に寄り添った適切な賠償が行われるよう、東京電力を指導するとともに、広報やきめ細かい相談対応など必要な取組を行う。
- 避難指示解除地域における帰還・移住等の促進に向けた生活環境整備に際しては、原子力災害被災地域の実情や特殊性を踏まえ、上記の施策を着実に実施することに加えて、地方創生施策等の政府全体の施策も総合的に活用して、地域の復興・再生に取り組む。
- 帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、まずは、6町村<sup>19</sup>の特定復興再生拠点区域について、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、各区域の目標期間内における避難指示解除に向けて、国、県、町村により適切に進捗を管理しつつ、家屋等の解体・除染やインフラ整備を実施するとともに、買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等の帰還環境整備を進める。除染後のフォローアップやリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。また、特定復興再生拠点区域におけるまちづくりが効果的に進められるよう、移住・定住の促進も含め、福島再生加速化交付金を始めとする様々な支援策の柔軟な活用等により、特定復興再生拠点区域の円滑かつ迅速な整備を支援する。
- 帰還困難区域を抱える6町村については、復興の段階が、その周辺の市町村に比して大きく異なる上、6町村の間でも地方公共団体ごとに状況が大きく異なることから、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域への帰還・居住に向けた課題について、引き続き、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推し進めていく。
- また、特定復興再生拠点区域について、一部の町村では令和4年春頃の避難指示解除を目標として整備が進められる中、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域（以下「拠点区域外」という。）については、避難指示解除の具体的な方針を示せていない状況にあり、早急に方針を示す必要がある。個別

---

<sup>19</sup> 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村

に各地方公共団体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、避難指示解除に向けた方針の検討を加速化させ、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。加えて、引き続き、環境放射線モニタリング等を確実かつ計画的に実施し、その結果を分かりやすく情報提供する。

なお、「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」<sup>20</sup>で提示された、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みについて、国は、各自治体の意向を十分に尊重し、運用していく。

また、帰還困難区域においては、発災から10年という長い年月が経過し荒廃が進んでいることを踏まえ、第2期復興・創生期間以降も一定期間避難指示が継続する可能性も踏まえ、区域の荒廃抑制対策や防犯・防災対策等を進める。

#### ④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等

- ・ 福島イノベーション・コースト構想<sup>21</sup>を基軸とした産業発展の青写真<sup>22</sup>を踏まえ、本構想の取組に基づき、福島浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向けて、同地域等で一体となって取組を進める。
- ・ その際、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪で進めることが重要であることから、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の3つを取組の柱として、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の重点分野を中心に、企業立地補助金等を活用し、産業集積に向けた取組を進める。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想の重点分野に関し、福島浜通り地域等での研究開発の推進や具体的な社会実装の支援、地元企業等と進出企業等の連携や取引拡大の促進、地元企業等の新事業展開への支援を行う。
- ・ 特に、30年から40年間に及ぶとされている廃炉事業について、地元企業

---

<sup>20</sup> 令和2年12月25日原子力災害対策本部決定

<sup>21</sup> 東日本大震災及び原子力災害によって失われた福島浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、福島浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す構想。

平成26年6月、福島国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会において取りまとめ。福島特措法の平成29年改正において同構想を法律に明記し、福島県が同構想等の実現に向けた重点推進計画を策定し、平成30年4月内閣総理大臣が認定、令和2年5月変更認定。

<sup>22</sup> 福島イノベーション・コースト構想を軸に、中長期的かつ広域的な観点から地域が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向け国、福島県、市町村、関係機関が進める取組の方向性をとりまとめた（令和元年12月経済産業省・復興庁・福島県）。

が積極的に参画できるよう、廃炉事業内容を具体化して、地元企業に説明等を行うことにより、参入を促進していくことや、地元企業の技術力を向上させることや関連する幅広い業種へ事業の裾野を拡大させることなどにより、廃炉にまつわる経済効果を周辺地域に浸透させていく。加えて、廃炉事業のみならず幅広い分野で、地元企業の参画を促進していく。

- ・ 地域への波及効果が大きい企業等の立地や創業、地元企業や地方公共団体等の多様な主体による研究開発や実証、戦略的な知的財産の取得と活用等を促進する。また、地域の優位性を高めるための規制緩和等を行うとともに、企業の多様な資金需要への対応や専門家によるハンズオン支援に係る関係機関の連携体制を構築し、地域のイノベーション創出につなげるための総合的なビジネス創出支援を継続的に進める。
- ・ 初等中等教育機関における特色ある教育プログラムや、高等教育機関による教育研究活動を引き続き支援する。
- ・ 福島ロボットテストフィールド等の拠点施設については、企業等による拠点の利活用を促進する等により、拠点を核とした研究開発や産業集積、定住人口等の拡大を進めるとともに、安定的運営のため、利用者の拡大等を通じた収入の確保など将来的な自立的・持続的運営に向けた道筋を検討する。また、福島ロボットテストフィールドにおいては、ドローン・空飛ぶクルマ等の開発・実証・試験飛行環境整備や技術基準・運用ガイドライン整備等を進める。
- ・ 農林水産業の分野については、担い手の確保や農地の利用集積等の地域の実情を踏まえた課題解決に資する、先端的な技術の開発、実証を進め、営農再開の加速を図る。
- ・ 福島復興再生特別措置法の改正により、新産業創出等推進事業促進区域内において、新産業創出等推進事業を行う事業者に対する、設備投資、雇用、研究開発に係る課税の特例措置を設けたところであり、この措置を活用して、福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の取組を支援する。
- ・ 福島県を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島新エネ社会構想」<sup>23</sup>の実現のため、再エネ社会の構築、水素社会の実現に向けた取組を着実に推進する。

令和3年4月に本構想の第2フェーズを迎えるに当たり、令和3年2月に改定した本構想に基づき、このフェーズを、再生可能エネルギーの更なる

---

<sup>23</sup> 再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出することを目指す構想（平成28年9月7日福島新エネ社会構想実現会議策定、令和3年2月8日改定）

「導入拡大」と水素の「社会実装」への展開とするための取組を進める。

- ・ 地元のニーズに応え、脱炭素や資源循環、自然との共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」<sup>24</sup>の取組を進める。

また、「福島の復興に向けた未来志向の環境施策の推進に関する連携協力協定」<sup>25</sup>に基づき、「ふくしまグリーン復興構想」<sup>26</sup>や「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現に向けて、未来志向の環境施策を推進する。

特に、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すとの政府方針を踏まえ、関係省庁、関係機関が連携し、経済と環境の好循環を実現する取組を推進する。

#### ⑤ 国際教育研究拠点の整備

- ・ 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させて、原子力災害によって甚大な被害に見舞われた福島浜通り地域等の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードしていくため、福島の創造的復興に不可欠な研究開発及び人材育成を行い、発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を世界に発信・共有するとともに、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、「創造的復興の中核拠点」として、国際教育研究拠点を新設する。
- ・ その実現に向け、「国際教育研究拠点の整備について」<sup>27</sup>に基づき、推進する。

#### ⑥ 事業者・農林漁業者の再建

- ・ 福島相双復興官民合同チーム<sup>28</sup>によるこれまでの活動実績を踏まえ、被災地域の事業・生業の再建に向けて、同チームを通じた、個々の事業者・農業者、域内の創業者等に対するきめ細かい支援を引き続き実施する。また、まちづくりの支援として、分野横断・広域的な観点から、被災地域の生活や経済活動の拠点となる商業施設の自立化や、地域経済の活性化等の取組を担うまちづくり会社の創設・運営に向けた支援等を実施する。

---

<sup>24</sup> 「福島再生・未来志向プロジェクト」（平成30年8月3日環境省公表）

<sup>25</sup> 「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定～環境から挑む福島の復興、そして希望ある未来へ～」（令和2年8月27日環境省・福島県）

<sup>26</sup> 「ふくしまグリーン復興構想」（平成31年4月22日環境省・福島県公表）

<sup>27</sup> 令和2年12月18日 復興推進会議決定

<sup>28</sup> 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日閣議決定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災事業者の自立へ向けた支援策を実施するため、国・福島県・民間からなる主体として平成27年8月に設置。

- ・ また、被災地域において事業の再開や創業等を希望する事業者の取組を後押しするため、施設等の復旧、設備投資、人材確保等の支援を実施する。特に、今後、避難指示が解除される特定復興再生拠点区域においては、充実した支援を実施する。

さらに、企業活動に不可欠な集配送などの物流に係る課題の解決、地域の経済活動や交流人口・関係人口拡大に向けた人・モノの移動を担う取組を支援する。

- ・ 事業者の自立化を見据えつつ、こうした支援を効果的・効率的に進めるには、福島相双復興官民合同チームや商工会等の地元機関が連携した支援が必要であり、これら支援体制の強化を行う。
- ・ 仮設店舗等の移設・撤去等については、被災地のこれまでの復興の進捗状況を踏まえ、独立行政法人中小企業基盤整備機構が原子力災害被災 12 市町村に譲渡したものに限り、支援を継続する。
- ・ 原子力災害に起因した二重ローン対策として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、同機構の効率的な運営を徹底しつつ、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々な支援サービス提供を強化し、第 1 期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける支援先への対応を含めて、再生に向けた支援に丁寧に対応できるよう、金融機関・支援機関との連携強化や支援チームの組成等の体制整備を図る。
- ・ 同対策として、産業復興機構による債権買取支援と産業復興相談センターについても、引き続き、第 1 期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を実現するべく取り組む。また、被災事業者からの相談受付や事業再生計画の策定といった経営支援等についても、産業復興相談センターを中心に継続して取り組む。
- ・ 農業分野では、農地・農業用施設等の整備、農業用機械・家畜の導入、鳥獣被害対策などこれまで行ってきた被災農業者への支援を継続し、引き続き営農再開を促進する。

また、特に原子力災害被災 12 市町村における営農再開の加速化に向けては、担い手の確保が課題となっていることから、外部からの参入も含め地域農業の担い手を確保しつつ、大規模で労働生産性の著しく高い農業経営が実現されるよう、福島復興再生特別措置法の改正による農地集積の特例措置や課税の特例措置等も活用した農地の大区画化・利用集積や 6 次産業化施設の整備の促進、市町村を越えて広域的に生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を図る。加えて、被災地方公共団体への人的支援を継続する。

この他、ICT 等の先端技術を活用したスマート農業を推進するとともに、農地の放射性物質の吸収抑制対策や、ため池等の農業水利施設の放射性物質対策等について、放射性物質の分布・蓄積状況や影響を踏まえ、引き続き支援を実施する。あわせて、大学や研究機関、民間企業等が連携し、酒類等被災地域に根付く農林水産・食品産業の活性化に資する研究開発を推進する。

- ・ 森林・林業分野では、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を引き続き行う。また、里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、里山の再生に向けた取組を引き続き実施する。さらに、原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた取組を進める。特に、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林については、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向けた取組を強力に推進する。加えて、木材産業の再生に向けて、木材製品等に係る安全証明体制の構築、バーク等の滞留対策や有効利用の推進及び集成材など県産木材の利用促進を図る。
- ・ 水産業分野では、福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については依然として試験操業が続いていることから、海産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、漁獲量の増大、販路の回復・開拓など本格的な操業再開に向けた支援を行う等、安定的な水産物生産体制の構築を推進する。また、水産加工業について、販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組に対する支援を継続する。

併せて、国産水産物の消費拡大に向けた現状の取組や課題を整理するとともに、魚食普及に向けた取組を支援する。その上で、福島県水産物について、流通販売業者・消費者への情報発信や消費拡大等に向け必要な支援を行う。

## ⑦ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 福島県のみならず被災地全体の農林水産や観光等における風評の払拭、いわれのない偏見・差別の解消に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」<sup>29</sup>に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に引き続き取り組む。また、科学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを実施し、各施策がより整合的・合理的・効果的な取組となるよう不断の見直しを行う。

併せて、福島県の地方公共団体自らが創意工夫により行う風評払拭に向け

---

<sup>29</sup> 平成 29 年 12 月 12 日原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースにて策定

た取組を強力に支援することにより、徹底した情報発信による理解醸成を促進する。

- ・ 発災から10年が経ち、様々な知見やデータが蓄積されたことを踏まえ、食品等に関する規制等について、科学的・合理的な見地から検証する。併せて、その検証結果等について、消費者の理解を深めるため、分かりやすい形で情報発信・リスクコミュニケーションを進める。
- ・ インターネット等の様々な媒体を活用した全国に向けた情報発信や、放射線副読本の更なる活用等の放射線に関する教育の充実等により、放射線に関する科学的な知識等や復興が進展している被災地の姿等について理解を促進するよう効果的な取組や必要な支援を引き続き行う。
- ・ また、海外に対しても、インターネット等の様々な媒体を活用するほか、国際会議やイベント等の各種機会を捉えて原子力災害からの復興状況について正確な情報を発信する。
- ・ 福島県産農林水産品のブランド力の向上と販路の拡大・開拓のため、これまでに第三者認証GAP<sup>30</sup>や水産エコラベル<sup>31</sup>等の取得促進など、信頼される産地づくり、特色を活かした製品の販路拡大に向けた取組を着実に支援してきた。第2期復興・創生期間以降も、福島県産農林水産品をめぐる課題に対応した効果的な施策により、民間企業の協力も得ながら、同県産品ならではの強みを活かしたブランド力の向上と産地競争力の強化を図るため、生産・流通・販売の各段階における取組を推進する。また、同県産品が適正な評価を受けて取り扱われるよう、福島県農産物等流通実態調査<sup>32</sup>の結果に基づき小売・流通事業者に対して適切に指導等を行うほか、バイヤーツアー等の支援により小売・流通事業者と農業者等との対話を促す。
- ・ 観光については、福島県では教育旅行や延べ宿泊者数の回復に課題が残ることから、福島県における観光復興を最大限に促進するため、滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化等を支援し、国内外からの福島県への誘客に取り組む。
- ・ 諸外国・地域における輸入規制については、福島復興再生特別措置法の改正により、輸入規制の緩和・撤廃の推進や海外における風評対策のために必要な措置を講ずることとされたところであり、これも踏まえ、引き続きあらゆる機会を捉えて働きかけを行うとともに、販路の拡大に向けた様々な取組

---

<sup>30</sup> 第三者機関が農畜産物・特用林産物（きのこ等の食用に限る）の生産者のGAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を審査し、正しく実施されていることを証明する民間の認証制度

<sup>31</sup> 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを貼付するスキームのこと

<sup>32</sup> 「平成30年度福島県産農産物等流通実態調査」（平成31年3月農林水産省）



を支援する。

- ・ 福島復興再生特別措置法の改正により、福島県内において、風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動を行う事業者に対する、設備投資や雇用に係る課税の特例措置を設けたところであり、この措置を活用して、いまだ根強く残る農林水産業及び観光業等における風評被害への対応を行う。
- ・ 福島の被災者の適切な健康管理及び健康不安の解消のために、福島県「県民健康調査」の円滑な実施に向けた財政的・技術的な支援を継続する。また、相談員支援センターを中心とした放射線不安へのきめ細かい対応を行う。
- ・ 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング等を確実に、かつ計画的に実施するとともに、その結果について分かりやすい情報提供を引き続き行う。また、地元の理解を得ながら、モニタリングポストの配置の適正化を図る。

#### ⑧ 地方単独事業等

- ・ 第1期復興・創生期間内に完了しない単独災害復旧事業、復旧・復興事業に対応するための人材確保対策（職員の派遣、任期付職員の採用等）、原子力災害に伴う風評被害対策や子どもの教育環境整備等の地方単独事業について、支援を継続する。
- ・ 地方税法<sup>33</sup>や福島復興再生特別措置法等の法律に基づき生じる地方税の減収額等に対し、補てん措置を講じる。

### (3) 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承

- ・ 第2期復興・創生期間以降においても、原子力災害からの復興状況を始め、復興の進捗や被災地の状況について、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び2025年日本国際博覧会のほか、国際会議等の各種機会を捉えて、正確な情報を随時分かりやすく発信する。
- ・ 福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備を引き続き進める。第1期復興・創生期間内に整備が完了する岩手県及び宮城県の同施設を含め、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、同震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信する。また、これらの施設や被災各地の追悼施設、震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ、情報発信すること等により、同震災の教訓への理解を深め、防災力の向上を図る。
- ・ 今後の大規模災害に向けた多様な教訓や東日本大震災の記憶を風化させ

---

<sup>33</sup> 昭和25年法律第226号

ることなく次の世代に伝え、今後の防災・減災対策や復興に活用することが重要である。このため、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」<sup>34</sup>との連携、国及び地方公共団体等による東日本大震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、これまでの復興期間中に集約・総括される効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を取りまとめ、幅広く全国の地方公共団体を含む関係機関への普及・啓発を図ることで、各機関における自律的かつ機動的な体制の構築及び災害対応能力の向上に資する。

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、自然災害などの危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」や、支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高める防災教育の更なる充実を図る。
- ・ 特に、東日本大震災からの復興においては、NPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体の連携が重要な役割を果たしたところであり、人口減少や産業空洞化等の「課題先進地」である被災地において実施されてきた「新しい東北」の創造に向けたこれまでの取組を通じて蓄積されたノウハウを、地方創生の取組のモデルケースとして、被災地内外に普及展開する。
- ・ また、第2期復興・創生期間以降において多様化・複雑化する地域・個人の課題にきめ細かく対応するため、引き続きNPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウを最大限生かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用する。
- ・ 復興庁の設置から10年目を迎えることを踏まえ、第1期復興・創生期間の終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況等について資料を収集・整理し、取りまとめる。

## 2. 復興を支える仕組み

### (1) 復旧・復興事業の財源等

- ・ 第2期復興・創生期間における必要な復旧・復興事業を確実に実施するため、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模と財源については、「令和3年度以降の復興の取組について」に基づき、以下のとおりとする。
- ・ 平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業費は、これまでの復興予算の執行状況を踏まえると、31.3兆円程度と見込まれる。

---

<sup>34</sup> 東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト（平成25年3月7日公開）

第2期復興・創生期間における復旧・復興事業費の現時点の見込みは、1.6兆円程度である。

このため、第2期復興・創生期間を含め、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模は、合計で32.9兆円程度と見込まれる。

- ・ 平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業に充てることとした32兆円程度の財源について、復興特別所得税収や税外収入の実績を踏まえると、32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。

原子力災害被災地域については、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて見直しを行うものとする。

- ・ 東日本大震災復興特別会計は継続する。第2期復興・創生期間以降においても、各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、効果的かつ確実に復興を進める。
- ・ 震災復興特別交付税制度は継続する。「1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組」における基本方針に従い、第2期復興・創生期間以降に引き続き実施される復旧・復興事業（国の直轄・補助事業や地方単独事業等）について、引き続き支援する。

## （2）自治体支援

- ・ 被災地方公共団体においては、引き続き人手不足の状況が続いていることから、第2期復興・創生期間以降においても、復興の進捗状況を踏まえながら、全国の地方公共団体等からの応援職員の確保や被災地方公共団体における任期付職員の採用に加え、復興庁が採用した非常勤国家公務員を被災市町村に駐在させるなど、必要な人材確保対策に係る支援を継続する。
- ・ 「1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組」における基本方針に従い、第2期復興・創生期間以降に引き続き実施される復旧・復興事業（国の直轄・補助事業や地方単独事業等）について、引き続き震災復興特別交付税による支援を継続する。

## 3. 組織

- ・ 復興の司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの

下で東日本大震災からの復興を成し遂げるため、復興庁設置法の改正により、復興庁の設置期間が令和 13 年 3 月 31 日まで延長され、復興庁は引き続き内閣直属の組織として、内閣総理大臣を主任の大臣とするとともに、これを助け、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置き、また、復興事業予算の一括要求や地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応など、現行の総合調整機能を維持する。

- ・ 近年多発する大規模災害に対する防災力の向上等に資するため、復興庁にこれまで蓄積した復興に係る知見を活用するための担当組織を設け、これを防災担当部局と併任させる等により、関係行政機関等と知見を共有し、活用を推進する。
- ・ 岩手県、宮城県及び福島県の復興局を維持しつつ、復興の進捗状況に応じて、復興局をより効果的に機能させる観点から、岩手復興局及び宮城復興局の位置については、復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ釜石市及び石巻市に変更し、盛岡市と仙台市に支所を設置する。福島は本格的な復興・再生の途上にあることから、福島復興局を引き続き福島市に置き、富岡町と浪江町の支所を維持する。
- ・ 第 2 期復興・創生期間の復興事業の更なる進捗状況を踏まえ、5 年目に当たる令和 7 年度に組織の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。

#### 4. その他

- ・ 復興庁は、第 2 期復興・創生期間以降においても、毎年度、本基本方針の実施状況を含む復興の状況についてフォローアップを行い、その結果を国会に報告するとともに、適切に公表する。
- ・ 本基本方針については、復興施策の進捗状況、原子力災害被災地域からの復興の状況を踏まえ、3 年後を目途に必要な見直しを行うものとする。
- ・ 本基本方針の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症による東日本大震災の被災地への影響の把握に努めながら、感染拡大防止に配慮した事業の実施や事業内容の変更への柔軟な対応等により、復興に支障が生じないように取り組む。